

群馬県計量協会100年のあゆみ



一般社団法人 群馬県計量協会

群馬県計量協会100年のあゆみ



一般社団法人 群馬県計量協会

目 次

発刊にあたって	群馬県知事	山 本 一 太
発刊のことば	一般社団法人群馬県計量協会会長	横 田 貞 一
発刊を祝して	一般社団法人日本計量振興協会会長	鍋 島 孝 敏
発刊を祝して	群馬県計量検定所長	金 子 浩

I 群馬県計量協会創立50周年・日本度量衡協会群馬県支部創立100周年記念式典	1
II 創立100周年記念座談会等	
往年役員へのインタビュー	
元会長 横田初英様へのインタビュー	13
元会長 松倉重昭様へのインタビュー	18
元計量検定所長 清水 寛様へのインタビュー	21
(一社)群馬県計量協会100周年記念座談会	23
III 計量のあゆみ	44
第1章 度量衡制度の成立	44
1 開化期前の計量制度	44
2 明治時代の度量衡	44
(1) 度量衡取締条例	44
(2) 度量衡法の制定	50
(3) 検定、検査器種の拡大	53
3 計量団体の創立	53
4 大正時代から終戦までの度量衡	54
5 戦時下の度量衡	54
第2章 現代計量制度の成立	55
1 計量法の制定	55
2 計量法改正	56
3 環境計量の導入	56
第3章 新計量法の制定	57
1 新計量法の制定	57
2 地方分権の推進	58
第4章 今後の計量行政	58
1 今後の計量行政の在り方（次なる10年に向けて）	58
2 計量制度見直しの概要	59
IV 群馬県計量関係団体のあゆみ	62
第1章 群馬県計量協会	62
1 日本度量衡協会	62
2 群馬県計量協会	62
(1) 計量協会設立	62
(2) 社団法人化	64
(3) 一般社団法人として	65
(4) 今後の課題	66
第2章 群馬県計量士会	67
1 日本計量士会	67
2 群馬県計量士会	68

3	群馬県計量協会計量士部会	68
4	社団法人日本計量士会群馬県支部と群馬県計量協会計量士部会	68
5	社団法人日本計量士会群馬県支部の解散	69
6	現状及び課題	69
第3章	群馬県計量協会環境分科会	70
1	設立	70
2	事業	70
	(1) 記念誌の発行	70
	(2) 放射線委員会設置	70
	(3) 現在	71
第4章	一般社団法人群馬県計量検査センター	72
V 群馬県計量検定所のあゆみ		78
1	沿革	78
2	歴代所長	80
3	決算額と職員数の推移	81
4	今日の計量行政の課題	82
	(1) 計量人材の計画的・継続的養成	82
	(2) 環境の変化への対応	82
5	施設・設備の現状	83
	(1) 施設の現状	83
	(2) 基準器及び検査設備	85
6	所管業務	86
	(1) 計量検定所の所管業務	86
	(2) 計量関係事業の登録及び届出	87
	(3) 適正計量管理事業所の指定	87
	(4) 指定製造事業者	88
	(5) 特定計量器の検定	89
	(6) 基準器検査	94
	(7) 実用基準分銅の校正	97
	(8) 特定計量器の定期検査	99
	(9) 計量証明検査	103
	(10) 依頼検査	106
	(11) 指導取締(立入検査)	106
	(12) 計量制度普及啓発事業	109
<参考資料>		
1	特定市町村	112
2	計量関係団体	112
3	届出製造事業者一覧	113
4	指定製造事業者一覧	114
5	届出修理事業者一覧	115
6	適正計量管理事業所一覧	117
7	計量証明事業登録事業者一覧	118
VI 群馬県特定市における計量のあゆみ		125
前橋市計量行政のあゆみ		125
1	沿革	125
2	事業の概要	126

高崎市計量行政のあゆみ	127
1 沿革	127
2 組織の変遷	127
3 事業の概要	129
伊勢崎市計量行政のあゆみ	130
1 沿革	130
2 事業の概要	130
3 実績	130
太田市計量行政のあゆみ	132
1 沿革	132
2 事業の概要	132
VII 計量を支えた人々の寄稿	133
現会長 横田 貞一 「今後の計量行政の在り方」	133
現計量士部会長 笹尾 利昭 「感慨深い計量業務の思い出」	144
現顧問 浅川千佳夫 「環境分科会について」	147
VIII 計量関係表彰・受賞者	149
1 叙勳・褒賞	149
2 通商産業大臣表彰（計量関係功労者）	149
3 産業技術環境局長表彰（計量制度運営等貢献者）	149
4 群馬県功労者表彰 商工（計量）	149
5 群馬県総合表彰 商工（計量）	150
6 一般社団法人日本計量協会会長表彰	150
7 社団法人日本計量士会会長表彰	151
8 日本計量証明事業者連合会会長表彰	151
9 関東甲信越地区計量団体連絡協議会会長表彰	151
10 計量法公布20周年記念知事表彰	152
11 メートル条約成立及び度量衡取締条例公布100周年記念知事表彰	152
12 計量法公布30周年記念知事表彰	152
13 計量制度100年・計量法公布40周年記念知事表彰	152
14 計量法公布50周年記念知事表彰	153
15 創立100周年記念計量功労者表彰 知事表彰	153
16 計量制度100年・計量法公布40周年記念 群馬県計量協会会長表彰	153
17 活性化事業群馬県計量協会会長表彰	154
18 計量法公布50周年記念 群馬県計量協会会長表彰	154
19 計量記念日事業 群馬県計量協会会長表彰	155
20 創立100周年記念計量功労者表彰 群馬県計量協会会長表彰	155
21 群馬県計量協会環境分科会創立30周年記念 環境計量功労者会長表彰	156
IX 計量関係団体役員の推移	157
X 付録	161
1 計量年表	161
2 一般社団法人群馬県計量協会定款	168
3 一般社団法人群馬県計量協会組織図、役員名簿、会員名簿	177
4 100周年記念式典委員会名簿・100周年記念誌編集委員会名簿	182
5 編集後記	183
6 広告	184



発刊にあたって

群馬県知事 山本一太

一般社団法人群馬県計量協会の創立50周年、並びにその前身である日本度量衡協会群馬県支部の創立から100周年という記念すべき節目を迎えることを、心からお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、社会・経済活動の根幹をなす計量制度の適正な実施と、計量思想の普及啓発に、実に一世紀の長きにわたって重要な役割を果たしていただいております。歴代の役職員、会員並びに関係各位の御尽力に深く敬意を表するものです。

さて、急速に進展するグローバル化とDX（デジタルトランスフォーメーション）の流れに加え、未曾有の新型コロナウイルスのパンデミックを契機として、社会・経済活動のあらゆる分野において、これまでの常識や価値観が大きく変わろうとしています。輸送用機器をはじめとするものづくり産業によって牽引されてきた本県経済においても、世界的なカーボンニュートラルやサプライチェーンの再構築への対応など、産業構造の転換を迫られています。

こうした中、本年4月には、持続可能な地域経済実現のため、新型コロナウイルスの影響を受けた既存産業を立て直すとともに、時代の変化に合わせた新たな成長機会を探求することを2つの柱に、いわば「両利き（ハイブリッド）の産業構造」を目指す「群馬県産業振興基本計画」を策定いたしました。本計画に基づき、県内企業のDXの推進と新たなビジネスへの挑戦を後押しするとともに、様々なリスクや環境の変化に柔軟に対応できる産業の構築を進めてまいります。

急激な変化の波が押し寄せていますが、社会・経済活動の信頼性確保と秩序の維持・形成にとって、計量は変わることのない、そして、欠かすことのできない重要な基盤です。皆様には、今後とも本県産業の発展のため、一層の御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展を祈念いたしまして、記念誌発刊にあたってのお祝いの言葉といたします。



発刊のことば

一般社団法人 群馬県計量協会
会長 横田貞一

一般社団法人群馬県計量協会創立50周年及び日本度量衡協会群馬県支部創立100周年にあたり、お祝いを申し上げたいと思います。

中国武漢でのコロナの感染拡大に端を発したコロナは瞬く間にパンデミックの様相を呈し、世界中に伝播していきました。米国、欧州、南米、日本、オーストラリア、インド、アジア諸国、アフリカ諸国と、人々の交流も閉ざされ、都市圏で封鎖もコロナ対策としてなされ、国際的な景気の減速・低迷を招き、混乱する世界情勢となりました。感染拡大で、わが国の政治経済も、益々混迷を深め、先行き不透明な環境となってきておりますが、関係者の努力により、ようやくワクチンの投与も始まり、明るい光が見え始めてきたような気がします。

このような折ですが、令和2年度の事業として5月の理事会及び総会にて、一般社団法人群馬県計量協会は創立から50周年を迎えるにあたり、現在に至るまでの計量制度の普及啓発に寄与してきた歴史を振り返るとともに、それに尽力された歴代役員、会員及び関係者に感謝の意を表すため記念式典並びに記念誌の発行を行う事が承認されました。しかし、コロナ感染拡大等々もあり、祝典儀式等は令和3年度に延期とする事態となりました。こうした事態ではありますが、これを契機に、群馬県計量協会の課題も指摘されておりました事も併せ、「明日の計量群馬」について、これから組織の在り方を含め、検討を重ねる事といたしました。

一般社団法人群馬県計量協会の歩みを振り返ると当協会は、多くの諸先輩のご努力により築き上げてきた歴史と伝統のある「計量協会」であります。まず、計量団体設立の背景には、我が国は、明治維新まで尺貫法が続いていましたが、明治に入り欧米列国と対等になるためメートル法への切り替え並びに広報周知を図っていく事が急務でもあったことによると伺っております。当初、明治政府は度量衡制度を世界と対等に付き合うためにも、信頼性の高い度量衡制度にしなければならないことから江戸時代まで続いた制度を改め、メートル法を度量衡制度に採用することにし、新たな計量技術のもとでの制度構築を図ったものであります。メートル法を基にした度量衡法が明治24年に公布され、この時は、まだ尺貫法を主とし、メートル法の使用を認めるとの形をとっていましたが、将来的には全てをメートル法に切り替えるとの思想を持っておりました。

そこで、この度量衡法を普及するために大日本度量衡会という団体が明治27年に設立されましたものの明治36年には解散しました。因みに、又、日本度量衡協会は、このような状況下、明治43年群馬県前橋市で開かれた1府14県連合度量衡協議会において日本度量衡協会設立の提案がなされ、翌年4月に度量衡関係業界、官界、学会の有志によって設立されたと言われております。群馬前橋の地に多くの度量衡関係者が集まり、我が国の計量制度の普及啓発に議論を交わした事であろうと推察されます。設営等々尽力をした県内の有志・先駆者がこの地にいたからであり、群馬の計量にとっても画期的な事案であったと思います。

目的は、度量衡の統一、計測に関する研究、調査及び知識の交換、計量思想の普及並びに関係事項の改善を図ることにあり、特にメートル法普及運動を通じて、メートル法統一に大きな成果を挙げました。設立当時は、個人会員制でその数は300名程度で全国に亘っていましたが、その後、会員増加に伴い各県に支部を置くようになりました。昭和22年地方自治法の施行により各支部を解散し独立させ、昭和27年には(社)日本計量協会と組織替えを行い、各府県の計量協会による団体会員制としました。群馬県には、明治43年に計量器販売事業者で組織する群馬県度量衡組合が創設され、大正9年4月に日本度量衡協会群馬県支部として現組織の礎が設立するに至り、以後計量制度の普及、啓発指導に取り組み、特に尺貫法からメートル法への切り替え時には、大々的にイベントを開催して計量思想の普及啓発に努めました。昭和22年には計量協会と改称し、また昭和26年度量衡法が計量法に改められてからは、計量工業会、計量証明事業協会、計量管理協会及び計量士会等が任意に設立され、それぞれの立場から計量を通じて県民生活の向上と県内経済の発展のために寄与してきました。昭和44年には体制の強化を図るため計量5団体は大同団結して、群馬県を区域とする計量団体として群馬県計量協会が設立された経緯がございます。

群馬県計量協会の沿革を示すと次のとおりです。

- 大正9年4月 日本国度量衡協会群馬県支部を設立
- 昭和44年5月 群馬県計量協会を設立
- 昭和51年6月 環境分科会設立
- 平成8年4月 社団法人群馬県計量協会設立
- 平成24年4月 一般社団法人移行

社団法人群馬県計量協会は、100余年前に日本度量衡協会群馬県支部（群馬県度量衡協会）としてスタートし、以来、群馬県内事業所及び県民への計量思想の普及活動と群馬県及び特定市からの検査委託事業等を通じ、県内の計量基盤の整備と適正計量の実施遂行及び安心安全な取引・証明行為の確保等、多大なる寄与貢献をしてまいりました。多くの先達先輩各位のご努力、ご尽力によりわが国の計量業界においても大きな足跡を残しており、輝かしい歴史を持っています。また、ご承知のように、新たな法制度の下で、平成24年4月に一般社団法人へと移行いたし、現在に至っております。当協会

の事業としては、群馬県及び特定市からの検査委託事業等の他にも、計量計測展をはじめ、小学生を対象とした「はかりの工作教室」、「暮らしの中の計量相談窓口」の開設、計量管理に関する講習等の開催等々公益的な事業について多岐にわたって活動を行っております。

国が法律（計量法）により基準を定め規制をしており、その目的には、一つには、計量基準を設定する事、二つに、適正な計量の実施を確保（正確計量の義務）する事が定められています。型式承認制度等々はじめ、計量器の検定・検査制度で国民の計量に対する安心安全を確保する事としております。

「計量」は県民生活の安全安心にとっても、もっとも身近な制度であり、生活の基盤となる水道、ガス、電気の使用量や、肉、魚などの食料品の計量には様々な計量器が使用されており、更に、ガソリンスタンドでは、燃料油メーターで自動車への燃料の給油を行いますが、それらの計量器で示される計量値で、「量」を確認し、取引・精算をしております。又、私たち日常の健康管理にも体温計や血圧計や最近流行のメタボ診断付のヘルスマーターなど様々な計量器が使われています。

更に、県内の多くの事業における計量管理も重要なものである事は言うまでもありませんし、多くの生産製造現場事業所の「ものづくり」は、材料を、環境を様々な要件を「計る、測る、量る…」計測する事から始まります。また、環境を監視するために大気、水の汚染の測定などに使われる計量器もあり、「はかる」という行為は、私たちの日々のくらしと密接な関わりを持っております。計量協会では、より多くの県民へ計量思想の普及啓発を行い、適正計量の確保を周知して行きたいと活動をしてきております。計量制度が安心安全な社会を支える重要なインフラである事は言うまでもない事です。

「測定できないものは管理できない」 "you can't manage what you can't measure" の格言が管理でしばしば引用されます。測定ないし見ようとしなければ存在にすら気づかず、見過ごしてしまい、やがて大きなトラブルにみまわれます。（なにやら、様々な事象を見てみぬ振りをし、先送り、やり過ごしてきた組織への皮肉と警鐘に聞こえないはないが…）

他方、たとえ正確には掴めずとも、換言すれば、ぼやっとした輪郭だけでも掴めていさえすれば、リスクを回避する道は開けます。見えないものを見えないまま放置しておくことは、いわばマネジメントそのものを放棄したことに等しいと……。

ものづくりの現場では、価格、性能・機能及び品質が重要なターゲットであり、『計量・計測する事』から『ものづくり』がはじまります。（一社）群馬県計量協会では、（一社）日本計量振興協会との共催として、平成23年度から中小企業向け『計測の基礎研修会』を継続して開催しております。規格に基づいた体系だった計量・計測に関わる技術・技能伝承が難しい中小企業の為に、「群馬のものづくりは計量・計測から」と（一社）群馬県計量協会で毎年定期的に開催をしております。この講習会は、『そもそも何のための計測なのかという事』を認識していただけるような考え方で中小企業の品質管理に資

することを目指しております、併せて、計量士の職域拡大にも繋がる事も期待しております。

(一社)群馬県計量協会では、今後も社会貢献事業としても『計量・計測の基礎講習講座』の維持・継続を図る所存です。講師の先生には経験豊かな計量士の皆さんにお願いしておりますが、受講者からは基礎講習から次のステップへの要望も出始めており、今後も育成・強化を図っていく事も計画しております。現場では、様々な工程で様々な量の計量・計測が行われており、多様な質疑に対応できる計量専門家または計量専門家グループの存在は品質活動への大きな成果に資することができ、又、関わる計量士の職域拡大にも繋がる研修となるものと考えます。

永年法規制にかかる事業に依存していた地方計量協会としても、こうしたスキルアップした「計量団体」として、域内の「ものづくり企業」に認識していただく事から、計量士の職域拡大、協会の会員拡大、計量機使用事業所の新たな会員への取込みができるのではと考えます。域内の特に中小零細事業所の「ものづくり」における基礎基盤整備に資することになるかと思います。

計量・計測から「ものづくり」が始まり、そこに安心安全な品質と付加価値の高いもののづくりがあると考えます。職業訓練等の一環として、こうした『計量・計測の基礎講習講座』を一課程として取り上げていただけるように、行政機関及び関係機関等々にも働きかけを行なっておりますが、「計量の大切さ」「計量の重要性を説く」言葉とは裏腹に、従前の取り組みもあり、講座開設は遅々として進まず、こうしたことへの理解の浸透ははかばかしいものではありません。

しかし、何よりも、我々計量関係者の使命として、あらゆる機会を捉え、計量に関する知識・情報を広く国民に提供するように工夫し、努力する必要があるかと思います。こうしたものづくりの基盤整備に資する活動について皆様のご理解とご協力をお願いする次第です。

今後も、協会の運営に当たっては、協会内の各部会の連携を十分に強化して活動をさらに活性化させる事と協会会員の皆さんの活動を広く県民の皆様へお知らせし、県民の皆様方への計量思想の普及啓発を図るとともに、計量技術の向上及び適正な計量管理を推進したいと考えています。様々な課題も指摘されておりますが、計量士の育成強化に注力して新たな組織構築を目指したいと考えております。

「はかる」ことから「ものづくり」は始まりますし、「はかる」ことなしには作ることができません。そして、「はかる」ことから文化が始まると言っても過言ではないかと思います。

今後も、群馬県内の多くの計量器使用事業所が当協会へご加入ご参加願えるように、活動を行いたいと思います。県産業政策課並びに計量検定所等のご指導と会員各位のより一層のご支援ご協力を賜り、当協会へのご参画をお願いし、ご挨拶といたします。



群馬県計量協会の創立100周年 記念誌の発刊を祝して

一般社団法人 日本計量振興協会
会長 鍋島 孝敏

群馬県計量協会が創立から50周年、また、その前身である日本度量衡協会群馬県支部の創立から100周年を迎える記念誌を発行されることを心からお祝い申し上げます。

群馬県計量協会は、1917年（大正6年）4月に当会の前身である日本度量衡協会（1911年設立）の群馬県支部として設立され、100年の長きにわたって、メートル法の統一運動や法律の遵守、計量知識の啓発、計量器の検査等の着実な協会事業活動を通して群馬県計量界の屋台骨を支えてこられたことに敬意を表します。

また、貴会は、日本度量衡協会が1951年に(社)日本計量協会、その後2000年に(社)日本計量振興協会へ名称を変更しながら現在に至るまで、当会の有力会員として、計量の自主管理の推進、日本郵政グループの計量管理受託事業の実施、計量に関する普及啓発の実施等当会の事業にご支援、ご協力を賜り誠に有難うございます。

特に、貴会会長の横田貞一様におかれでは、当会の副会長として事業運営に関する数々の貴重なご助言やご提言等を賜り感謝いたしております。

また、更に、関東甲信越地区計量団体連絡協議会が発足し現在に至るまで、群馬県計量協会は、他の計量協会と協調・連携し、地区ブロックの計量協会連合会活動を主導的に推進してこられております。

ところで、昨今の計量団体を取り巻く環境は、会員の減少と計量士の高齢化が全国共通の喫緊の課題になっています。また、直近では、計量制度（政省令）改正による指定検定機関の創設や自動はかりの検定に対応した取り組み等を控え、計量協会及び計量士の今後のるべき姿も徐々に変化しつつあります。

群馬県計量協会における今後の中長期的な課題は、このような時代のニーズに対応した事業の創出と次世代を担う若手計量士の育成であろうかと考えます。

地区の課題は運命共同体である当会の課題でもありますので、意見交換や協議会等の場を通して今後の有効な対応を図っていきたいと考えますので、今後ともよろしくご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後に、一般社団法人 群馬県計量協会が、設立100周年を契機としてこれまでの活動を生かして、更なる発展に向けた一層のご尽力をされることを期待するとともに、皆様方の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



群馬県計量協会の創立100周年 記念誌の発刊を祝して

群馬県計量検定所
所長 金子 浩

群馬県計量協会100周年記念誌の刊行、誠におめでとうございます。

編さん作業に尽力された関係者の皆様のご努力に対し心から敬意を表するとともに、本県の計量史とも言える100年の歩みを、貴重な記録として形にしていただいたことに深く感謝を申し上げます。

長い歴史を有する計量制度は、貨幣制度と並び、経済活動の根幹をなす制度であり、社会における信頼性の確保と秩序の維持に不可欠な制度として、大きな役割を担ってきました。この間、環境の変化に応じた変遷を重ねてきたものと承知しておりますが、社会のありようが転換するという意味では、デジタル社会への加速や脱炭素化への要請など、社会の軸足が急速に変わろうとしている今日、これまで以上に、次なる時代の変化を展望することが求められていると感じます。

変化への対応を考えるとき、制度の成り立ちを振り返り、改めて課題や使命を問い直すことはとても大切なことです。今回刊行した100年の記録によって、過去を把握し今を検証する、その意義が後世に引き継がれていくことを願ってやみません。

群馬県計量検定所としては、足下の課題と未来の姿を的確に見極め、計量制度を公的に担う機関として、なお一層信頼される存在となるよう努めてまいります。計量協会の皆様におかれましては、今後とも各種の施策や取り組みに対し、変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計量協会そして刊行に協力された皆様の益々のご発展、ご活躍を祈念してあいさついたします。

I 群馬県計量協会創立50周年・ 日本度量衡協会群馬県支部創立100周年記念式典

一般社団法人群馬県計量協会は、令和3年11月12日(金)、群馬会館において、「創立100周年記念式典」を開催し、盛会のうちに無事終了いたしました。

ここに、その概要をお知らせいたします。

日 時：令和3年11月12日(金)

14:00～17:30

場 所：群馬会館（前橋市大手町）
2階ホール

参加者：会員47名、他42名 計89名



来 賓：群馬県知事

群馬県議会議長
(一社)日本計量振興協会会长
日本環境測定分析協会会长
群馬県産業経済部長
群馬県計量検定所長
群馬県中小企業団体中央会専務理事
株式会社日本計量新報社編集部長
群馬県前橋市市民部生活課長
群馬県高崎市商工観光部長
群馬県伊勢崎市消費生活センター所長
群馬県太田市産業環境部副部長

山本 一太 様
井田 泉 様
鍋島 孝敏 様
上東 浩 様
鬼形 尚道 様
金子 浩 様
小林雄二郎 様
小野 学 様
原田 陽一 様
福島 貴希 様
神保史真子 様
金澤 誠 様

<記念式典の概要>

- (1) 開 会
- (2) 主催者挨拶



一般社団法人群馬県計量協会
会長 横田 貞一

みなさん、こんにちは。

一般社団法人群馬県計量協会創立50周年、及び日本度量衡協会群馬県支部創立100周年に当たり、お祝いを申し上げます。

山本知事をはじめご来賓の皆さんにご臨席を賜り、誠にありがとうございました。

コロナ感染拡大により我が国政治経済も混迷を深め、先々不透明な環境となってきておりますが、関係者の努力によりようやく明るい光が見え始めている気がいたします。

一般社団法人群馬県計量協会は創立から50周年を迎える、またその前進である日本度量衡協会群馬県支部創立から100周年の節目となり、現在に至るまで、計量制度の普及啓発に寄与してきた歴史を振り返り、尽力された歴代役員、会員及び関係者へ感謝の意を表すために記念式典を開催する運びとなりました。

これを契機として群馬県計量協会の課題と合わせて「明日の計量群馬」ということを目途にこれから組織の在り方を含めて、検討を重ねることといたしました。

さて、一般社団法人群馬県計量協会の歩みを振り返るとき、協会は多くの諸先輩のご尽力により築き上げてきた歴史と伝統がございます。

まず、計量団体設立の背景には、我が国は明治維新まで尺貫法が続いておりましたけれど、明治に入り、欧米列国と対等になるためにメートル法への切り替え、広報周知を図っていくことが急務であると伺っております。

信頼性の高い度量衡制度にしなければならないことから、新たな計量技術の基で制度構築を図ったものであります。ちなみに、日本度量衡協会は明治43年群馬県前橋市で開かれた1府14県連合度量衡協議会において発足の提案がなされ、翌明治44年4月に設立したと言われております。まさに、この上州前橋の地から誕生したと言っても過言ではございません。我が国の計量制度の普及啓発にさまざまな議論が重ねられ、「計量群馬」にとって画期的な事案であったと思います。

一般社団法人群馬県計量協会は、100余年前に度量衡協会として発足以来、群馬県の県内事業所及び県民へ計量思想の普及活動と県内の計量基盤の整備、適正計量の実施及び安心安全な取引の確保等、多大なる貢献をしてまいりました。

また、多くの先達・先輩のご尽力により我が国の計量制度業界において足跡を残しております、輝かしい歴史をもっていると言っても過言ではないと思います。

私共の協会の今後の育成について、様々なご尽力とご指導を県当局からいただいております。

何よりも、我々計量関係者の使命として、あらゆる機会を捉え、計量に関わる知識・情報を広く国民に提供するように工夫し、努力する必要があるかと思います。

協会の運営に当たっては、協会内の各部会の連携を十分に強化して活動をさらに活性化させる事と協会会員の皆さんの活動を広く県民の皆様へお知らせし、県民の皆様方への計量思想の普及啓発を図るとともに、計量技術の向上及び適正な計量管理を推進したいと考えています。

今後とも県産業政策課並びに計量検定所のご指導と会員各位の一層のご支援ご協力を賜り、当協会へのご参画をお願いしてご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(3) 来賓祝辞



祝　　辞

群馬県知事
山本　一太　様

一般社団法人群馬県計量協会創立100周年記念式典の開催にあたり、群馬県知事として一言、お祝いを申し上げます。前身の日本度量衡協会群馬県支部の創立以来、貴協会は適正な計量の実施と計量思想の普及啓発に取り組んで来られました。実に一世紀

の長きにわたる活動であり、横田会長をはじめ、歴代の役職員、会員の皆様、関係各位のこれまでの御尽力に深く敬意を表します。

昨年から続く新型コロナウイルスとの戦いは、社会のあらゆる分野で、これまでの常識や価値観を大きく変えようとしています。

こうした中、県では「群馬県産業振興基本計画」を策定しました。この計画は、コロナからの既存産業の立て直しと新たな成長機会の探求を2つの柱に置き、「両利き（ハイブリッド）の産業構造」を目指すものです。この計画に基づき、企業の挑戦を後押しするとともに、様々なリスクや環境の変化に柔軟に対応できる産業の構築を進めてまいります。

さて、本日はこの後、JAXAの研究開発員による記念講演を行うと伺っています。私たちの身の回りの製品から、「はやぶさ2」のような最先端プロジェクトまで、すべて正確な計量という基盤があって成り立っています。皆様には、社会・経済活動の信頼性確保と秩序の維持に欠かすことのできない計量の適正な推進のため、今後とも一層の御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、貴協会並びに会員の皆様の益々の御発展と御健勝をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。



祝　　辞

群馬県議会議長
井田　泉　様

「群馬県計量協会創立100周年記念式典」が挙行されるに当たり、県議会を代表して、お祝いを申し上げます。

はじめに、貴協会におかれましては、前身の「日本度量衡協会 群馬県支部」創立から数え百年もの永きにわたり、我が国の経済活動の根幹を成す「計量制度」に関し、脈々とその活動を継承してこられたことに、深く敬意を表するとともに、この度の記念式典の開催を心からお慶び申し上げます。

また、横田会長を始め御参会の皆様におかれましては、コロナ禍においても感染防止対策を講じながら、「指定定期検査機関」としての受託業務や計量思想の普及啓発、計

量技術の調査研究など、様々な活動を通じて、本県の産業経済の発展と県民生活の向上に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「計量」は文明の発祥から社会の発展とともに歩み、いつの時代においても商業や各種産業の礎として、欠かすことのできない役割を果たしてきました。

今日では「水道、ガス、電気の使用量」や「食料品の計量」、「水質、大気の計測」など、適正な計量を前提として取引の公正や生活環境の保全が図られ、私たちの安全・安心な日々の暮らしを保たれております。

さらに、希望に満ちた未来に向けては、バイオ分野や創薬、温暖化対策など、様々なイノベーションに計量が大きく貢献していくものと存じます。

こうした中、本県の計量に関わる皆様方が一堂に会し、百年の歴史を振り返られるとともに、関係の皆様の功労を称えられることは誠に意義深いものであります。

この度の百周年を契機として、更なる本県の「ものづくり産業」の発展や県民生活の向上のため、なお一層、貴協会の活動を充実させていただきますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、記念表彰を受賞された皆様方の数々の御功績に深く敬意を表しますとともに、「群馬県計量協会」の益々の御発展、並びに御参会の皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、私のお祝いの言葉といたします。



祝　　辞

一般社団法人日本計量振興協会
会長 鍋島 孝敏 様

ご紹介いただきました、日本計量振興協会会长鍋島と申します。

群馬県計量協会が創立から50周年、また、その前身の日本度量衡協会群馬県支部の創立から100周年を迎えられ、本日、記念式典が開催されますことを心からお祝い申し上げます。

また、この記念式典に合わせて計量功労者として表彰される皆様方には、日頃のご努力に敬意を表して、心からお祝いを申し上げます。

横田会長の話にもありましたように、群馬県計量協会は、1950年（大正9年）4月に日本度量衡協会群馬県支部として設立されたわけですが、さらにそこから遡ること10年前、明治43年にここ群馬会館で開かれた1府14県連合度量衡協議会の場において日本度量衡協会設立の提案がなされ、そして翌年明治44年4月に子爵金子堅太郎氏を初代総裁に迎えて創立されたわけです。

以来100年以上の長きにわたって、群馬県計量協会はメートル法の統一運動にはじまり、法律の遵守、計量思想の啓発、計量器の検査等、着実な協会事業活動を通して群馬県はおろか日本全体の計量行政・計量業界をリードしてこられたことに深く敬意を表するところであります。

また、貴協会は、日本度量衡協会が1951年日本計量協会、そしてその後2000年に日本計量振興協会に名称を変更しながら現在に至るまで、当会の有力会員として計量の自主管理の推進、日本郵政グループの計量管理受託事業の実施、及び計量に関する普及啓発の実施等当会の事業を積極的に推進され、誠にありがとうございます。

特に、横田会長におかれましては、当会の副会長として、事業運営に関する数々の貴重なご助言やご提言を賜り誠に感謝しております。

さらに、関東甲信越地区計量団体連絡協議会が発足し、現在に至るまで群馬県計量協会は他の計量協会とも協調・連携し、地区ブロックの計量協会連合会活動を主導的に推進してこられております。特に昨今の計量団体を取り巻く環境においては、直近のウィズコロナ時代を迎える事業の進め方等の修正が必要になるときがきております。今後の中長期的な課題が次第に明らかになってきています。

このような時代のニーズに対応した事業の新たな創出と、次世代を担う若手計量士の育成が、各地計量協会の喫緊の共通課題ではないかと感じております。

そういう各地区における課題は、運命共同体である日本計量振興協会の課題でもありますので、協議会の場を通して今後の有効な対応を図っていきたいと考えておりますので、今後ともご支援ご指導をお願い申し上げます。

最後に、一般社団法人群馬県計量協会が設立100周年を契機として、さらなる発展をされ、日本全国の業界団体を牽引されることを期待するとともに、皆様方のますますのご繁栄を心から祈念して私のお祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠におめでとうございます。

(4) 「群馬県計量協会の100年のあゆみ」

一般社団法人群馬県計量協会
専務理事 鈴木 博久

1 計量団体設立の背景

我が国は、明治維新まで尺貫法が続いていましたが、明治に入り欧米列国と対等になるためメートル法への切り替えを図っていくことになります。



当初、明治政府は全国を統一するための手段として、地方によって差のある度量衡制度を一本化する必要に迫られる一方、開国し、世界と対等に付き合うためにも、信頼性の高い度量衡制度にしなければならないことからメートル法を度量衡制度に採用することにし、メートル法を基にした度量衡法が明治24年に公布されました。

この時は、まだ尺貫法を主とし、メートル法の使用を認めるとの形をとっていましたが、将来的には全てをメートル法に切り替えるとの思想を持っていました。

そこで、この度量衡法を普及するために大日本度量衡会という団体が明治27年に設立されました。明治36年には解散してしまいました。

2 日本度量衡協会の設立

日本度量衡協会は、このような状況下、明治43年群馬県前橋市（群馬会館）で開かれた1府14県連合度量衡協議会において日本度量衡協会設立の提案がなされ、翌年4月に度量衡関係業界、官界、学会の有志によって設立されました。

目的は、度量衡の統一、計測に関する研究、調査及び知識の交換、計量思想の普及並びに関係事項の改善を図ることにあり、特にメートル法普及運動を通じて、メートル法統一に大きな成果を挙げました。

設立当時は、個人会員制でその数は300名程度で全国に亘っていましたが、その後、会員増加に伴い各県に支部を置くようになりました。

昭和22年地方自治法の施行により各支部を解散独立させ、昭和27年には(社)日本計量協会と組織替えを行い、各都道府県の計量協会による団体会員制としました。



3 群馬県計量協会の設立

群馬県には、明治43年に計量器販売事業者で組織する群馬県度量衡組合が創設され、大正9年4月に日本度量衡協会群馬県支部として現組織の礎が設立するに至り、以後計量制度の普及、啓発指導に取り組み、特に尺貫法からメートル法への切り替え時には、大々的にイベントを開催して計量思想の普及啓発に努めました。



昭和22年には計量協会と改称し、また昭和26年度量衡法が計量法に改められてからは、計量工業会、計量証明事業協会、計量管理協会及び計量士会等が任意に設立され、それぞれの立場から計量を通じて県民生活の向上と県内経済の発展のために寄与していました。

昭和44年には体制の強化を図るため計量5団体は大同団結して、群馬県を区域とする唯一の計量団体として群馬県計量協会が設立されました。

4 群馬県計量協会の沿革

- 大正9年4月 日本国度量衡協会群馬県支部を設立
- 昭和44年5月 群馬県計量協会を設立
- 昭和51年6月 環境分科会設立
- 平成8年4月 社団法人群馬県計量協会設立
- 平成24年4月 一般社団法人移行

(5) 群馬県計量協会創立100周年記念計量功労者表彰

計量功労者表彰は、群馬県計量協会創立50周年、その前身の日本度量衡協会群馬県支部創立100周年を記念し、群馬県計量協会の運営と発展に尽力され功労のあった者に対し、その功績をたたえ表彰を執り行いました。

この表彰は、当該創立100周年を記念して創設したもので、知事表彰と会長表彰の2つ用意し、受賞者は会員歴、役員輩出歴及び役員歴により選定いたしました。

知事表彰の受賞者は、以下のとおりです。

① 事業所

	事業所名	会員歴(年)	役員輩出歴(年)
1	平和衡機(株)	67	51
2	(株)ヒロタ	67	23
3	群馬トヨタ自動車(株)	51	51
4	大木理工機材(株)	46	32
5	(株)ユニオン	46	25
6	(株)群馬分析センター	43	21
7	日本精密測器(株)	40	34
8	信越化学工業(株)群馬事業所	34	29
9	(株)片桐商店	32	22
計			9社

② 役員

	氏名	所属	会員歴(年)	役員歴(年)
1	横田 初英	平和衡機(株)	—	34
2	廣田 稔	(株)ヒロタ	—	23
3	浅川 千佳夫	元(株)群馬分析センター	—	21
4	松岡 小十郎	計量士部会	—	20
計			4名	

会長表彰は、以下のとおりです。

① 事業所

	事業所名	会員歴(年)	役員輩出歴(年)
1	(株)環境技研	43	19
2	(株)タツノ 群馬営業所	40	17
3	(株)寺岡精工 群馬営業所	40	11
4	久松商事(株)	40	11
5	トキコシステムソリューションズ(株) 前橋営業所	37	11
6	クラシエフーズ(株)新町工場	32	10
7	(株)イシダ 群馬営業所	32	11
計			7社

2 役 員

	氏 名	所 属	会員歴(年)	役員歴(年)
1	横田 貞一	平和衡機(株)	—	17
2	笛尾 利昭	計量士部会	—	16
3	大木 徳広	大木理工機材(株)	—	13
4	本間 良一	計量士部会	—	13
5	片桐 伸也	(株)片桐商店	—	11
6	久松 一夫	久松商事(株)	—	11
7	中嶋 学	トキコシステムソリューションズ(株) 前橋営業所	—	11
8	茂木 安夫	計量士部会	—	11
計				8名

3 計 量 士

	氏 名	所 属	会員歴(年)	役員歴(年)
1	榎 鴻	計量士部会	20	—
計				1名

知事表彰受賞者記念写真



配列順

(株)群馬分析センター	信越化学工業(株)
(株)ユニオノ	群馬事業所
日本精密測器(株)	平和衡機(株)
浅川 千佳夫	群馬トヨタ自動車(株)
(株)ヒロタ	会長 横田 貞一
大木理工機材(株)	配列順

会長表彰受賞者記念写真



(株)イシダ	榎 鴻
(株)タツノ	群馬営業所
群馬環境技研	片桐 伸也
(株)寺岡精工	中嶋 学
群馬営業所	大木 徳広
茂木 安夫	本間 良一
笛尾 利昭	横田 貞一
久松商事(株)	配列順

＜第2部＞ 記念講演

「小惑星探査機はやぶさ2 飛行の全貌と成果」

JAXA（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）
研究開発部第一研究ユニット
研究開発員 大野 剛先生



○ 講演概要

講演は、リモートでありましたが、スクリーンには講師である大野先生が常時映し出されておりましたので身近に感じられ、また、ビジュアル化した分かりやすい資料とふんだんにCGを使った動画を見せていただきながらの講演でしたので、とてもわかりやすく、イメージが捉えやすいものでした。



大野先生は、とてもメリハリのある声で聞き易く、会場には小学生以下の聴講者もいましたが、わかりやすい説明で大盛況がありました。

残念なことは、コロナ禍で当初想定した人数が集まらず、折角の機会を多くの県民の方に聞いていただけなかつたことが悔やまれました。

○ 講演内容（要約）

「はやぶさ2」のミッションは、サンプルリターンといいまして、つまり地球からリュウグウまで飛んでいき、リュウグウで着陸、サンプル採取し、そのサンプルを地球に持ち帰って、最終的にそのサンプルを分析するまでのミッションとなります。

リュウグウへ行く前は、この小惑星リュウグウというものが、どんな天体であるのか、どんな姿や形をしているのかほとんど何も分かっていませんでした。まさに、未知との遭遇というか、冒険みたいなところがあり、そこが心躍る部分であり、多くの皆さんに興味を持っていただけたのかと思っています。

このミッションの最も重要なところは、着陸してサンプル採取にありますので、本日はそこに焦点を当てながらお話をしたいと思います。

最初に、最大のミッションのイメージをつかんでいただきたくため概要を簡単に説明します。

まずターゲットマーカーという人工の基準点となるものを小惑星リュウグウに落とし、それを基準に航行ナビゲーションできるようにします。次に、搭載してある衝突装置を使って小惑星の表面に爆発を起こし、人工的なクレータを作り、飛び散った内部からの物質を採取するため着陸（タッチダウン）を行うというものでした。

ここから、少し詳細にお話をしたいと思います。

そもそも小惑星とは、太陽の周りを回っている小さな天体です。我々が住む地球も太

陽の周りを他の惑星とともに回っているわけですが、小惑星も回っています。非常に小さな天体が多くて、数としては80万個あるといわれています。

どういった場所にあるかというと、宇宙は、宇宙と深宇宙に分けられます。

宇宙の定義は、明確な境目があるわけではありませんが、定義上は高度100km以上ということになっています。飛行機が飛ぶのが10kmですので、それの10倍ぐらい高いところからが宇宙という定義になっています。さらに遠い場所、深宇宙は月より遠い場所のことをいいます。惑星探査であるとか、小惑星探査は月より遠い場所へ行くので、深宇宙探査といいます。

リュウグウは、地球と火星に近い軌道を回っているというようなイメージで考えていただければ結構です。

リュウグウとの距離は、地球から最大3億キロメートル離れたところにあります。

3億キロとは、人が歩いていくとすると8500年かかる距離です。車であると時速100kmで走るイメージで考えてもらうと350年、飛行機ですと35年かかるようにかなり遠い場所にあります。光と電波も有限の速度をもっていまして、それであるとだいたい20分で到達します。

はやぶさ2を運用するには、リュウグウの近くにいるはやぶさ2と地球のアンテナで通信をして行います。ただし、遠い距離のところにいますので、地球からはやぶさ2に指令を出す場合でも、最大で20分ぐらいかかりてしまいます。つまり、20分後にその指令がはやぶさ2に到達して、はやぶさ2がその指令に従って動きを始めるというように時間差がある運用となります。

そもそもどうしてリュウグウへ行くのかは、リュウグウはC型の小惑星で炭素質でできている小惑星であると考えられていて、これは生命の材料になる物質であると考えられています。

地球から生命の起源を探ろうとすると、マグマをイメージしていただくと分かりやすいのですが、大きな重力で中心に物質が集まって、どろどろ溶けていると、熱とかで变成してしまっています。そのため、昔は宇宙がどういう物質で作られていたのかという情報が喪われてしまっています。一方、リュウグウは非常に小さな天体で、昔からの形をとどめていると考えられています。そのため、リュウグウに行って、物質を取ってきてそれを分析すれば、宇宙がどういう物質で昔から構成されていたのか、それが地球の生命や太陽系にどう結びついているのかが分かることになります。そのヒントを得るためにリュウグウの探査を行っているわけです。

はやぶさ2の打ち上げは、2014年12月3日に、H-II Aロケットで打ち上げられ、宇宙へ飛び出していきました。打ち上げられたはやぶさ2は、ロケットの先端から分離され、分離されると太陽電池パネルを広げます。次に、サンプラホーンといって、着陸するときに、唯一リュウグウの表面に触れる部分を伸ばします。その後にイオンエンジンといって、リュウグウへ到着するための必要な推力を得るためのエンジンを動かし始



めます。

はやぶさ2は、太陽の周りを回りながら、徐々にリュウグウ近づいていき、2018年6月27日にリュウグウへ到着しました。2018年の夏からリュウグウに滞在をして、ずっとリュウグウの近くを飛んで、1年半をかけて探査を終了し、2019年11月13日にリュウグウを出発し地球を目指して帰り始め、2020年12月6日に地球に戻ってきたわけです。



リュウグウの大きさは直径900mということで、スカイツリーとか東京タワーと比べてさほど変わらない大きさとなり、天体としては非常に小さいものです。

そのため、リュウグウにまで到達する難しさもありますが、リュウグウに到着してからタッチダウンするのはそれ以上に難しいものでした。

地球から最大3億キロ以上離れていて、リュウグウ自体は900mという大きさであるので、非常に遠く離れたところにある非常に小さい惑星まで誘導しなければならない運用となります。

これをダーツでたとえてみると、日本からブラジルにあるダーツのど真ん中に当てるような精度で、はやぶさ2を操作してあげなければならないことに相当します。

また、リュウグウは、非常に暗い天体であることがわかりました。そのため、リュウグウにタッチダウンする上では難しい天体であることが分かりました。また、リュウグウに到着してみると岩だらけでごつごつしていて、隙間なく岩がちばらっている状況がありました。着陸する場合は、岩にぶつかってしまうと、壊れてしまう危険性があるので、岩がない方へ誘導し、なるべく平坦で安全な場所に降りることを検討しました。

さらに、リュウグウは、地球が太陽の周りを公転しながら自転しているように、リュウグウも自転しています。そのため、くるくる回っているリュウグウにゆっくり近づいていかなければならぬし、岩をよけた表面に着陸しなければならないことから、非常に難しい課題でした。リュウグウへの降下は、目標の軌道を設計し、それに対して、はやぶさ2の居場所が100%誤差なく正確に知ることができませんので、ここにいるだろうと予測されている場所を基に、実際の軌道を制御し、速度の変化を与えて位置を変えながら、目標の軌道に近づけていく操作をして、リュウグウに近づいていきました。高度30~40mまでリュウグウに近づいたら、ターゲットマーカー（人工の基準点）を参考にしながら、最終的にはリュウグウに着陸して、着陸はほんの一瞬ですが、その瞬間にサンプルを取って、またリュウグウから上昇するという運用を行いました。

はやぶさ2の運用では、地上から右に行け、左にいようと指令を出して、はやぶさ2はその指令を受け取ったらその通りに動くのですけれども、地球とリュウグウは非常に距離が離れていて、電波でも約20分かかるそういう時間差がある中でその運用しなければいけないところが非常に難しいところであり、そのためには、常に未来を想像しながら先読みして指示を出す運用がポイントとなりました。第1回目のタッチダウンは、2019年2月2日に成功し、第2回目のタッチダウンは、2019年7月11日に成功しました。

リュウグウを出発したのは、2019年11月13日、太陽の周りを回りながら地球へ近づいていき、2020年12月6日に地球へ戻ってきて、カプセルを分離して落としたわけです。探査機自身としてはサンプルとともに地球へ落ちて燃え尽きることはせず、カプセルを分離したら、また制御して地球から逸れるような軌道に逃がしていく運用を行いました。カプセルは、オーストラリアのウーメラという砂漠のような場所で見つかり回収しました。

持ち帰ってきたサンプルは、砂粒や石粒のような大きさの物質があり、総量5.4gでした。現在は、それを日本に持ち帰ってきて分析を行っている最中です。

最後に、はやぶさ2が成功した秘訣をお話します。まずは、「チームワーク」です。我々は仕事としてやっているのですけれど、冒険みたいな要素があって、自然と心躍るところがあって、お互いのことにもリスペクトしていて、コミュニケーションを活発に取って、仲間を信頼して行われました。

次に「楽しむ気持ち」です。とにかくまじめにやっているのですけれど、楽しいということで、リュウグウは今だけだとわかったとき、タッチダウンできないのではないかとすごく不安に思ったりもしましたけれども、そんなときにもどうやったらこの状況を克服できるだろうか、絶対やってやるぞと前向きな気持ちで取り組んでいたように思います。

もうひとつは「挑戦と準備」ということです。タッチダウンの2回目をやらない方がいいのではないかという議論もありましたけれども、そこは果敢に挑戦し、ただし無謀な挑戦はせず、しっかりした準備をした上で、成功確率を可能な限りあげた上で、果敢に挑んでいくというそういう姿勢がはやぶさ2の場合にはできたのかなと思います。

ご清聴ありがとうございました。





元会長 横田初英様へのインタビュー

会長経歴：S 60～H 14（18年間）

まず一言：振り返ってみると、昭和23年に計量器の事業を起こし、爾来、昭和、平成、令和と計量に関わる仕事を天命として邁進してまいりましたが、人の縁に恵まれ、様々なご指導ご鞭撻をいただきました事が一番かもしれません。

計量協会の工業部会長始め、協会の活動にも参画するようになりましたが、昭和60年6月14日の群馬県計量協会の総会時の役員改選事案で、会長職を仰せつかり、歴史と伝統のある当協会の会長にご推挙いただき身の引き締まる思いをしたことが思い出されます。

平成14年まで永きにわたり、務めることになりましたが、多くの先達に恵まれ、ご指導を賜ったこと、会員、職員のご支援、ご協力を得て、県当局のご指導ご支援もいただきました。

会長在任期間中には、計量検定所新庁舎完成・移転があり、当会も所内の計量相談室内に移転する運びとなりました。又、計量法の改正もあり、指定定期検査機関の指定を目指として、まずは社団法人化も達成できました。地方分権一括法が成立し、計量行政の自治事務化もスタートいたしました事も思い出としてあります。

つつがなく、職責を全うできた事も喜びとするところで、皆さんには有難く感謝しております。

計量に関わる功績が認められ、平成6年4月29日に勲4等瑞宝章の栄に浴し、5月9日に皇居にて伝達されました。有難く感謝申し上げるとともに、改めて身の引き締まる思いでございました。

先輩諸氏のご鞭撻と会員各位のご支援の賜と衷心より感謝申し上げます。

Q 1) 平成元年に、創立70周年を記念して「群馬県計量計測科学機器展」を計量協会が中心となって開催しましたが、全国に例のない事業で、どんな想いを込めてやられましたか。また、その時にご苦労されたことがありますからお聞かせください。

A 1) 度量衡法交付100年・群馬県計量協会創立70周年記念として実行員会を組織し挙行したものであり、群馬県計量計測科学機器展と



して高崎市の問屋街センター展示場にて11月16日から11月18日の3日間開催したものです。

地方都市でのこのような催しは他に類がなく、初めての試みであり、実行員会のメンバーと様々な企画案を検討しました。展示機器の応募等々についても、国内外の有力メーカー、代理店に応募協力を願いました。当初予算等についても、懸念がありましたが、県当



局の強いご支援もあり、増額追加もいただく事となりました。関係各位のご尽力で最新の計量・計測・科学機器等々関連機器の展示が行われ、盛大に開催する事が出来ました。64社の応募があり、最新の計量器、分析機器等々も展示され、県内計量器使用事業所からも連日大勢の入場者の関心を集めました。計量の歴史をたどる展示もあり、一般消費者の方の来場も多く見られました。連日の記念講演会も多数の受講者が参加し、好評のうちに閉じる事が出来ました。地方で開催された計量専門展示会として、全国に先駆けたユニークな開催と称賛を受け、中央の関係者からも評価をいただき大変誇らしく感じた記憶があります。

Q 2) 平成3年に、国では、天皇閣下をお迎えし計量制度100周年記念式典が執り行われましたが、この節目を迎えたことに対し、当時ではどのような想いを持って迎えられましたか。

A 2) 11月28日計量制度100年式典が、東京都ホテルニューオオタニ芙蓉の間で、天皇・皇后両陛下のご臨席のもと挙行されました。陛下よりお言葉を賜り、特別功労者として、通商産業大臣表彰を授与され、感激した覚えがあります。

群馬県でも、12月6日に群馬県民会館にて、計量制度100年及び計量法公布40周年計量関係者功労表彰の式典が開催され、事業所並びに会員の方々に知事表彰、会長表彰並びに感謝状の贈呈式が行われました。

当時、計量制度の基盤の揺らぎと共に維持についても、様々な議論が起りつつある時代でもありました。心を新たに計量制度の維持向上に努める事に尽力する想いがありました。



Q 3) 平成5年に新計量法が施行され、民間活力導入として指定定期検査機関が設けられましたが、協会の将来を見据えて、どのような想いを持ってこの指定へ向け準備を

始められたのですか。また、指定へ向けた準備の中でご苦労されたことがありましたらお聞かせください。

A 3) 平成5年に新計量法の施行がなされ、新たな考え方方が示されました。

計量法の背景には、基準認証制度の見直しもあり、損害賠償と責任問題 P L 法等の施行も行われている事にも注視しておきたいと思います。（平成5年の改正時基本的な考え方=自己責任の導入=言ってみれば『法の関与回避』『責任からの回避』但し、権限は委譲せず）

特に、基準認証の見直し、国際整合（＊国際規格の採用と国内規格及び法整備の整合化が必要=＊競争力の減退？日本の制度疲労？が起こってきていている？＊WT0/TBT参入障壁の是正）、民間活用（＊資格制度の見直しと機能強化）といったところを基点とした法改正であったと思います。

地方分権と規制緩和が進む中、100余年にわたる計量業務が地方自治体の自立的な責任において執行される自治事務に代わることになり、これからの計量協会がなすべき役割・分担を見直していく事がもとめられております。

一方、民間活力の導入として、指定定期検査機関が設けられました。

中央団体の日本計量協会に関わる計量3団体統合の動きもあり、新たな時代の計量団体の在り方が模索される時期でもありました。

県民に資する団体として活動をしていくための組織運営が求められ、財政的基盤を確保し、安定的な運営を目指す必要もあり、様々な検討が重ねられる事となりました。

群馬県計量協会では、このことにいち早く対応すべく、平成8年4月に社団化を図りました。指定定期検査機関、指定計量証明検査機関制度への対応をすべく、公益法人化を図ったものです。まずは、計量に関する情報も、混沌とした情勢下ではありましたが、指定定期検査機関についての研究を行う事となりました。平成11年度に、県当局から、指定定期検査機関育成事業の一環として指定定期検査機関調査研究の委託を受け、様々な検討を重ねる事が出来ました。

大きな課題は、指定定期検査機関としての継続は人材（計量士）の確保と育成にありました。他にも、安定的な財政基盤の確保、設備の整備と管理の維持向上、特定市との連携協調、市町村との新たな連携協調関係の構築、代検査届出計量士との協調、新しい事業への展開等々盛りだくさんの課題がありました。

特に、指定検査機関としての継続は人材（計量士）の確保と育成に関わる課題は、現在の協会運営においても難題として、継続しているものであると思います。

指定検査機関については、平成8年以降、事業推進委員会を構築し、調査・研究を重ね、指定に向けて鋭意準備を重ねてまいりましたが、平成15年に、定期検査体制も整い、指定申請を行い、4月1日付けで認可を受ける事が出来ました。

Q 4) 平成13年に計量法公布50周年記念式典を県と共に実施しましたが、どのような想いを持って臨まれましたか、また、開催準備等でご苦労されたことがありましたらお聞かせください。

A 4) 平成13年は、昭和26年に計量法が交付され、50周年となる節目の年でございまし

た。過去、20周年、30周年、40周年を経ての記念事業となりますので、群馬県知事表彰と記念講演を企画し、永年、会の運営にご尽力を賜り賜りました会員の方々に敬意を表したいと思いました。指定定期検査機関等の課題も鋭意準備中であり、規制緩和による会員数の減少が続いている最中でもありました。又、50周年を記念し、ホームページの開設も行う事としました。

中央では、前年度に計量3団体の統合がなされ、日本計量振興協会が発足しましたが、組織の構築において、地域別のブロック協議会が立ち上がっておらず、関東甲信越地区協議会でも協議を重ねている状況でした。未だにこの問題は残っております。

Q 5) 群馬県計量協会及び日本計量振興協会の役員として長期にわたり関わってきたわけですが、上記以外のこと、思い出深いことや印象に残ったことがありましたら、お聞かせください。

A 5) 群馬県計量協会の会長を仰せつかり又、日本計量協会の理事、副会長として計量の仕組みが大きく変わる最中にいた事もあり感慨深いものがあります。

3団体統合の事については、当時の行政当局の強い要請と状況もあり、先ずは、団体の存続を考え、結論ありきで統合化を進める仕儀となっていました。個人会員の計量士会、団体会員の計量協会、計量管理協会の異質の団体統合であり、その後の運営等に工夫を重ねていく必要も感じておりました。

紆余曲折はありましたが、各ブロックの地区会長との議論も重ねて、統合化の道筋がついたものと考えております。新たな団体である日本計量振興協会が果たすべき役割が重大であり、これから計量制度の在り方にも、様々な議論が不可欠であると感じてきました。

若い世代を育てる意味で、明日の計量を考える組織を提案しましたが、時期早尚であり、実現に至りませんでしたが、次の世代が真剣に計量について語り合う機会を持つ事はこの組織の活性化に繋がるものと考えました。

群馬県計量協会内には明日の群馬の計量を考えるワーキンググループを構築しました。地方計量協会も大きく変革することとなりました。

国際整合化を目指した計量法の改定並びに計量行政の執行体制が機関委任事務から、自治事務化と大きく変わった事が挙げられます。計量検定所に奉職し、計量行政一途に携わっていた仕組みから、職員の配置転換もあり、検定所の機能に低下がみられ、財政難もあり地方自治体間の格差もある中で、計量行政の自治事務の跛行性より=国民の不利益が生じてくる。計量基盤の揺らぎとして、指摘され始めてきたことも認識しております。

「地盤沈下」と言った議論も出ておりますが、財政当局からは、自治事務ですか？の声で……こうした議論に終止符が打たれております。

当然、想定内の事態が進捗されてきており、執行等においても難しい局面を迎えており、自治体も出てきており、各県の計量協会の運営にも影響が及んできておりました。

又、平成の大合併で新たに計量に係わる自治体（特定市=特例市）もたくさん発足してきておりますが、自治体の合併を推進し業務を取り纏める多くの担当者は、他の

分権業務等（都市整備等）には期待もあり、政策面でも精通しておりますが、同時に移管された「計量」業務への関心は薄いのが実状でした。

担当部署の設置及び予算措置等も十分とは言えない認識がありますし、指導・相談を図り、計量行政の情報を提供すべき、計量行政を担ってきた県検定所も担当者の部署移動等々もあり、自治事務化に伴い、検定所組織そのものも大きな変貌を遂げ、十分な移行措置が図られていないところもあるようです。行政の組織の変貌とある意味での弱体化は地域間で行政判断と執行の手法等において差異を生みつつあります。

地方計量団体が課題としている事の解決も遅々として進んでいない事も、懸念しているところです。

大きな課題である継続は人材（計量士）の確保と育成についても、安定的な財政基盤の確保もままならず、苦慮しているところと聞いております。指定定期検査機関として委託事業収入を基にした運営では、人材の雇用等々育成強化する財政的な困難にぶつかることになります。

設備の整備と管理等々についても、見直しや、更新維持を図っていく必要があります。品質管理に資する計量計測の知識の普及や、国際規格の講習・啓発も計量協会の重要な基点であります。新しい事業への展開等々へ人材の確保は必要不可欠であり、大きな課題であります。

県、特例市等々の自治事務化が進む中、私案ですが、民間団体である計量協会は、県単位ではなく、自治体間の広域行政連携の中で、大きく広域連携を図る組織として充実を図っていく事も模索してよいのではと思います。

これから協会の在り方を含め、大いなる議論と検討が進むことを期待しております。国が法律（計量法）により基準を定め規制をしておりますが、その目的の一つには、計量基準を設定する事。二つには、適正な計量の実施を確保（正確計量の義務）する事が定められております。型式承認制度等々はじめ、計量器の検定・検査制度で国民の計量に対する安心安全を確保する事としております。

技術の進歩、新しい開発等もあり、計量法の条文が追いついていかない処も散見されるようになってきております。又、地方の計量行政執行においては地域間の格差もあり、自治事務の跛行性より=国民の不利益が生じてくる。その執行が安定的に行えるのか等指摘も出ているようです。



元会長 松倉重昭様へのインタビュー

会長経歴：H15～H22（8年間）

Q 1) 平成15年から県の指定定期検査機関としてはかりの定期検査の受託がスタートしましたが、このことは、当計量協会にとって大きなターニングポイントとなった出来事ではなかったかと思います。その時的心境や、今後の協会運営においての抱負、並びにご苦労されたところなどありましたらお聞かせください。

A 1) 私は平成15年6月から前任の横田会長から、伝統と歴史のある計量協会の会長職を引き継いだ訳ですが、規制緩和等により、会員減少に悩む当協会にとりましては、社団法人化と指定定期検査機関の指定を受けて、安定的な財源を確保することは、平成7年6月の副会長就任から必要性を強く感じingおりました。

平成8年以降、指定定期検査機関受託に向けて事業推進委員会の委員として参画し、県の指導を仰ぎながら周到に準備を進めました。

そして、平成15年3月には晴れて県から指定定期検査機関の指定が受けられ、4月から県で実施している区域の「ハカリ」の定期検査を受託できました。受託後の受検者等には以前の行政（計量）サービスを落とさず継続的、安定的に運営できる組織体制として一般計量士を1人増員し、事務局組織を総務グループと検査グループの二つに分け、体制を強化させました。更に、各検査会場で受検者より、検査対応状況のアンケート調査を行い、その要望結果に基づいて、検査計量士等の資質の向上と計量サービスの向上に努めました。



Q 2) 平成16年からは、日本計量振興協会から日本郵政公社の計量管理業務の受託を開始したわけですが、このことも、当会において業務量が増えたり、增收となったりで、大きなターニングポイントになったと思います。その時は、どのような想いを持たれたか、また、ご苦労されたところがありましたらお聞かせください。

A 2) 当時は、国と地方の税財政改革が行われたり、地方交付税が減少した影響から、県の予算編成が厳しくなり、当協会が群馬県計量検定所から委託を受けている各種事業も大幅な削減となったほか、平成10年4月に計量法政省令の一部改正があり、体温計や血圧計の販売事業者の届出制度が廃止になったことで会員の退会が多くなり、財

政的には大変厳しい状況となりました。

そうした中で、当協会として社会機能を果たしていくには、安定した財源が必要とするわけですが、そういう意味から公益事業として県から「はかりの定期検査」の受託収入が得られるようになったことと、社団法人日本計量振興協会から委託を受けた日本郵政公社の計量管理業務の収入は財源の大きな柱となりました。

特に、日本郵政公社の計量管理業務については、社団法人日本計量振興協会が日本郵政公社との間で委託契約が締結されるときに、各都道府県にある各郵便局で使用する計量器の定期検査は各都道府県計量協会が行えるよう積極的に働きかけを行ったことが大きかったと思います。

Q 3) 平成19年からは、伊勢崎市と太田市の指定定期検査機関の指定を受け、2市のはかりの定期検査業務がスタートしたわけですが、業務が拡大する一方のところで、どのような想いをもって受託されたのか、また、ご苦労されたところなどありましたらお聞かせください。

A 3) 伊勢崎市と太田市は、平成19年4月1日から地方自治法の特例市に移行されることになったわけですが、それは自動的に計量法の特定市になります。

特定市になると、管内の「はかりの定期検査」の実施権限を持つことになるわけですが、その業務を本会が受託すべく、両市と様々な課題を何回も協議した結果、平成19年4月より、両市より受託して検査業務を実施できることになりました。

県と併せて受託できたことは財務体質を健全とする上で大きな要因でした。

ただし、一方では、受託業務を適正に実施していくために検査体制をより盤石なものにしていく必要があり、計画的に若手計量士の育成を図っていかなければならぬと強く意識しました。

Q 4) 平成20年に新公益法人法が施行され、5年以内に一般社団法人か公益社団法人かいずれかへの移行が義務づけられました。これも大きな転換期であったと思いますが、その時どのような想いを持って臨まれましたか、また、移行準備等でご苦労されたことなどありましたらお聞かせください。

A 4) 平成20年12月1日に新公益法人法が施行され、社団法人には、より効率的な事業運営や透明な財産情報の提供が求められ、また、同時に5年以内に一般社団法人若しくは公益社団法人への移行が義務付けられることになりました。

そのことは、平成21年に当県が当番県として機部で開催した関東甲信越地区計量団体連絡協議会の議題にもあがり、各都県の計量協会ともども大きな課題となっておりました。

当会では、平成22年度から「新公益法人検討委員会」を発足させ、一般社団法人と公益社団法人との比較、メリット・デメリットの分析、調査、及び定款等の見直しの検討を開始しました。そして、平成22年第2回理事会において、一般社団法人への移行が承認され、平成23年度中に移行申請を行い、平成24年3月21日に一般社団法人への移行が認可されました。

Q 5) 平成21年に関東甲信越地区計量団体連絡協議会を幹事県として磯部温泉で開催されましたが、開催に当たっての意気込みやご苦労されたことなどありましたらお聞かせください。

A 5) 関東甲信越地区計量団体連絡協議会とは、10都県の計量協会と計量士会で組織する団体で、毎年各都県持ち回りで合同会議を開催しています。

平成21年には10年ぶりに本県が当番県に当たることから、2年前より、事業推進委員会を設置し、開催時期や開催方法・内容等の検討を行いました。

そして、平成21年10月22日～23日に磯部温泉のホテル磯部ガーデンにおいて、関係者総勢220名の参加を得て大盛況のうちに開催し、有益な情報交換や交流を図ることができました。

そのとき提案された議題は8つありましたが、なかでも一番大きな話題は、新公益法人法の施行に伴う「社団法人計量協会」としての取り組みであり、そのときは各县とも移行準備期間中であり、なかなか判断を決めかねているところが大半がありました。



※松倉重昭様におかれましては、令和3年7月14日にお亡くなりになりました。
ご冥福をお祈り申し上げます。

元計量検定所長 清水 寛様へのインタビュー

群馬県計量検定所長在任期間：H 7～H 8

Q 1) 平成5年に新計量法が施行され、指定定期検査機関制度が創設されたことに伴い、計量協会では、その指定を受けるべく社団法人化へ向けて準備を進めることになりましたが、計量検定所でははかりの定期検査を委託へ出す方向で内部の意思統一が図られていたのでしょうか。そのときの行政改革の状況や計量行政の見直しの状況など、お話を聞かせください。

A 1) 私が計量行政に携わったのは、指定定期検査機関制度創設の2年後でした。

その時は、既に「旧群馬県計量協会を将来指定定期検査機関とし、その前提となる協会の法人化を図る」ことが、協会と群馬県計量検定所の間で合意されていたと思われます。

Q 2) 平成8年に、社団法人群馬県計量協会が発足したわけですが、それまでに県として関係機関等の調整を側面から法人化に向け尽力されましたか、特にご苦労されてことがありましたらお聞かせください。

A 2) 当時、社団法人になるのには、県の設立許可が必要であり、すでに群馬県計量協会からの要請もあったようですので、その要件を満たすために群馬県計量協会の各種会合に出席し、協議を重ねながら、その手続きを進めました。

そのときに、ひとつ問題が生じましたのは、高崎市内に「社団法人群馬県計量検査協会」という既存法人があり、県の所掌課から現在の名称のままでは齟齬を生じかねないとして調整するよう指示を受けたため、高崎市役所の所管課や社団法人群馬県計量検査協会理事長等と折衝を行い、既存の「社団法人群馬県計量検査協会」の名称を「社団法人群馬県計量検査センター」に変更してもらうことで、「群馬県計量協会」の社団法人化を実現させることができました。

Q 3) 公的計量標準供給制度（計量法トレーサビリティ制度）が平成8年に新設され、新たに1級基準分銅の検査等が県に権限委譲されたため、検査設備等を大幅に整備して対応し、更に基準器検査を受検できる者が変更されていたため、全国で3番目となる「群馬県計量検定所手数料条例」を制定し、質量管理用分銅類の依頼検査を開始し、県内事業者の利便性を図るなど努力されましたか、ご苦労されたことがありましたらお聞かせください。

A 3) 平成8年に計量法トレーサビリティ制度が新設されたことを契機に、1級基準分銅の検査等については、県に権限委譲されることになりました。

そのため、必要な検査設備等を整備しました。

具体的には、恒温恒湿室をJIS 1級に改修し、特級基準分銅や質量比較器（コンパレータ）を4台購入する等、基準器検査等ができる体制を整えました。

また、それに併せて、基準器検査だけでなく、質量管理用分銅類の依頼検査も引き受けられるよう「群馬県計量検定所手数料条例」を制定しました。

のことにより、群馬県計量協会員等の計量関係事業者は、分銅等の検査が県内できることになりました。

Q 4) 清水元所長は、平成7年に計量検定所長に就任し、計量行政は初めてということでありましたが、計量行政に携わってみて、どのような感想をお持ちになりましたか。

また、その後の計量行政の変わりようにどのような想いを持って見てこられたか、お聞かせください。

A 4) 私は、以前工業試験場において長さの標準管理に関わっていたのですが、計量検定所に赴任し、特定計量器の検定業務に携わることになったとき、特にはかりの精度管理等において、その違いに驚きました。

計量法は、取引又は証明における計量では、それを計測する特定計量器をメーカーから出荷する際に全品検定を行い、事後には定期的な検査を行うと定めています。

一方、物造りの要である、大きさを定める長さの測定には、法の規制はありません。測定方法も測定精度も製造者が独自に定めて規格等を満たす製品を生産します。

その理由は、計量行政は多分に消費者保護的な思想から来ているのだと認識いたしましたが、かなり窮屈な感じを持ちましたので、今後計量法はどのように変わっていくのか大変興味深く思っているところです。

(一社)群馬県計量協会100周年記念座談会

令和2年11月10日(火)9:30~12:30
於: ホテルグランビューカシマ

出席者【記念誌編集委員及びアドバイザー】

編集委員長 笹尾 利昭 (群馬県計量協会副会長・同計量士部会長: 計量士)
委 員 工藤 岳二 (同 副会長: 群馬トヨタ自動車株式会社)
大木 徳広 (同 副会長: 大木理工機材株式会社)
橋本 圭三 (同 理事: 株式会社イシダ群馬営業所)
中嶋 学 (同 理事: トキコシステムソリューションズ株式会社前橋営業所)
岩崎 博史 (同 理事: (一社)群馬県計量検査センター)
榎 鴻 (同 会員: 計量士)
鈴木 博久 (同 専務理事: (一社)群馬県計量協会事務局長)
アドバイザー 横田 貞一 (同 会長: 平和衡機株式会社)
浅川千佳夫 (同 顧問・前環境分科会長: 元株式会社群馬分析センター)
松倉 重昭 (同 名誉会長・前会長: 株式会社ユニオン) ※欠席



1 開 会

○鈴木委員 (計量協会専務理事: 司会進行)

これから計量協会100周年記念座談会を開催します。開催にあたり横田会長から挨拶を頂きます。

2 挨 拶

○横田アドバイザー（計量協会長：平和衡機株）挨拶

皆さんこんにちは、本日は朝早くからご参集いただき有難うございます。群馬県の協会にとっても今年は100周年記念という節目の年に当たり、様々な事業、記念誌の発行、



式典等準備しているところですが、式典については今年度執行する予定でしたがコロナの問題もあり、延期ということで来年度の同時期に行えるよう設営させて頂ますが、記念誌については予定通り来年度の中で刊行する予定で準備を進めています。

本日は100周年の座談会ということで、今後の計量協会の在り方について忌憚のないご意見を賜ればと思っています。

計量については様々な問題が山積しており、現行法（計量法）における条文等の狭間に様々な指摘が出ている昨今であります。こういったところも本日の座談会の中でご説明できることはご説明させて頂きますが、先ずは皆様から今後の在り方、こういった活動、考え方など示唆に富んだご意見を頂戴できればと思っています。

本県の計量が他県と大きく違うところは、「環境計量」が同じ団体の中で計量協会の一員として充実した活動をしていることです。他の県では環境は別団体として計量協会とは離れた中で活動しているところも多くありますが、群馬県計量協会は環境を計測する、監視する、モニタリングするという機能も協会の中の活動では重要な要因であるということで一緒に活動しており、こういったことも群馬の計量の大きな特色であり、これらの事も意見を賜ればと思っています、本日は宜しく願いします。

○笹尾委員長（計量協会副会長・計量土部会長）挨拶

編集委員長を仰せつかっている笹尾です。本日は100周年記念の座談会ということで、どうぞよろしくお願ひします。

今後の計量協会の在り方など、事務局からの概要説明を聞いた後に皆さんの意見を伺いたいと思います。あまり難しく考えないで、日頃思っていることなど忌憚のない意見を発言してもらえればありがたいと思います。宜しくお願ひします。

3 議 題

(1) 事務局からの説明（鈴木専務理事）

- ① 計量制度の課題と見直しの状況
- ② (一社)群馬県計量協会の実情
- ③ (一社)群馬県計量協会の課題

(2) 「今後の計量協会の在り方」について意見交換

- ① 組織・体制について
- ② 事業内容について
- ③ その他

○鈴木

それではこれから、本題であります「今後の計量協会の在り方」について、皆様と意

見交換を行いたいと思います。このテーマにつきましては、かねがね会長が会報やホームページを通じて機会あるごとに会員や県民向けに発信しているところであります。そういう意味では会長としての考え方や方向性は既に表明され、答えが出ていると言ってもいいかもしれません。しかし委員の皆様にはそれぞれのお考えがあると思いますし、当会は100周年という大きな節目を迎えることでもあり、計量行政を取り巻く環境が大きく変わりつつある時期でもありますので、これからのお10年後を見据えて協会の将来像はどうあるべきかについて忌憚のないご意見を出し合っていただき、ひとつの方向性を見いだせればと思っています。

会長の意見を先に伺うと他の皆さんも遠慮して意見を出しにくくなると思うので、会長には最後にお話をいただくこととします。

進め方としては、初めに「組織・体制はどうあるべきか」、次に「事業内容はどうあるべきか」の順にご意見を伺いたいと思います。

それでは、「組織・体制について」は現在抱えている課題があり、その課題をひとつひとつ解決することであるべき組織・体制が明らかになってくると思われます。これらの課題を解消していく手立てを考え、今後の組織、体制をどうしていくかを判断して参りたいと思います。

最初の課題として、指定定期検査機関には「計量協会」と「計量検査センター」があることから「計量検査体制の一元化」について意見を伺います。

○笹尾

自分が発言している間に皆様に考えていただき、発言していただければと思います。

計量協会は各県にひとつが好ましいと思います。人、物、金等々がひとつになることによる「スケールメリット」を活かし、合理的、経済的にできるのではないか、ただし、それ歴史と伝統ある団体のため、よくすり合わせをして遺憾の無いように進めてもらうのが良いのではないかと思います。

○鈴木

この問題については、「計量検査体制検討委員会」を立ち上げ何回か委員会を開催してきています。

それでは、最初に、計量検査センターの立場から岩崎委員にご発言をお願いします。

○岩崎委員 (理事：(一社)群馬県計量検査センター)



計量協会において、金井計量士は65歳ですが、寺崎計量士がおります。検査センターにおいては、自分は58歳であるが橋本計量士及び計量士を目指す若い人材を雇用していることなどから（統合は）5年から10年くらい先の問題として捉えております。

協会におきましても、「前橋市指定定期検査機関」として検査業務が始まったばかりなので、何年か遂行し収入面も含め新規採用による人材育成確保などの成り行きを見ながら進めていかなければよいのではないかと思います。

○鈴木

一般社団法人同士の統合でありますと、企業で言えば「合併」に値することになりますが、民間企業の立場で工藤編集委員いかがでしょうか。

○工藤委員（理事：群馬トヨタ自動車株）

企業合併の観点から考えますと、トヨタ自動車も5月から全車種どこでも売れるような形になりました。各県でもグループ会社がホールディング化して統合している状況です。

同じものが二つあるとすると、二つがひとつになることによって色々なメリットが出てくるのではないかなという気がします。ただ、その中でデメリットもあるのでその辺を良く考えて協議して進めていけば上手くいくのではないか、企業合併の観点からするとそのような考え方です。

○鈴木

言われるとおり、統合（合併）にはメリットとデメリットがあります、メリットとしては「規模拡大」による「スケールメリット」が得られ計量士の有効活用、効率性も増しますが、デメリットとしては組織拡大に伴う「事務室」の確保や、高崎市としては「指定定期検査機関としての計量検査センターと何ら不安が無い」と主張しており、高崎市にとってのメリットが十分に説明できずにいる状況から、良い知恵をお借りできればありがたいと考えています。

○笹尾

この問題は、各委員の中でも温度差があると思います。団体が生まれた経緯、高崎市の検査は所在場所検査、群馬県は集合検査といった点、会計処理などその辺から違っていることから、十分な擦り合わせが必要です。計量検査体制検討委員会を立ち上げ実施しているとの話ですが、メリットデメリットの話は出ているのですか。

○鈴木

検討委員会の体勢としては「賛成」の方向ですが、高崎市と検査センターとの繋がりが強いということ、高崎市内部での調整が進んでいない状況です。

○横田

計量検査センターの責任者（理事長）も拝命していますので改めて説明します。

検査センターについても、設立当初から群馬県全体の検査を担う団体として資するような組織として運営をしてきました。経緯を申し上げると、群馬県計量協会より先に社団法人化し、計量協会が社団法人化した折には順次統合化を考えていましたが、問題点として前橋市は直営でやっており、高崎市は検査センターに委託、県は計量協会に委託という形になり、県内の検査体制が直営と委託が混在することとなりました。検査方法についても、高崎市においては所在場所、県は集合場所、前橋市は所在場所と集合場所の混合という3つの形が群馬県の中で存在してきました。

前橋市が平成30年に「計量協会に委託」の方針を打ち出し、平成31（令和元）年度から運用を開始しています。当局とすると実際には（認識としては）経費節減を目的に委託事業は増やしていく考えがあり（民間活用）、予算面でもシーリングにより頭打ちになるなど厳しい状況が予想され、ふたつの団体が同じようなことを行うのではなく、合

理的な運営が求められることになります。計量協会の中においても計量士の高齢化の問題、検査センターは次の計量士育成に向け若年を雇用していますが、将来に渡って継続的に進めることはなかなか難しい状況にあります。これらの問題を先送りすることでのいつまでたっても繰り返されることになります。

今回の前橋市の委託を契機に、いかにしたら統合化が図れるか一歩踏み出した形で検討委員会において是非議論を深めて欲しいと思います。しかしながら、現状2つの組織が運用されている中で、統合に向け是正しなければならない課題がいくつもあることから「一緒になれば良い。」だけでは難しいと思われます。計量検査体制検討委員会において、ひとつひとつ議論を進め各団体からその都度了解を得て進めていき、県当局及び高崎市当局からは大きな意味でのゴーサインはいただいておりますので、是非そういう方向で議論を進めてもらいたいと思います。

組織体制そのものについても、次に続く計量士の育成確保も非常に難しくなっています。計量教習所への入所も非常に難しくなっています。人数も通常なら40名近いところ今年は特にコロナ禍にあって10名しか受け入れていません。国家試験で合格した人材を雇用する仕組みが一番早いが、弁護士試験と同等の合格率であることから、給与体系等雇用条件を考慮しないと雇用するのは難しいと思います。教習所による資格取得を強化するにしても500万円に近い費用を要し、1回で済むかどうかの問題もあり多額の経費が掛かることになり、現状では計量協会も検査センターも財政基盤が脆弱であることから、県及び特定市当局には組織の今後の在り方を踏まえた支援要望を出しています。今までの考え方での計量業務執行ということではなく、群馬の計量行政の執行等も鑑み、県民に資する活動を模索していく事になります。今後こうしたら良い、こう在りたいという意見を賜ればと思います。難しい課題が最初に出てきたので難しいかと思いますが宜しくお願ひしたい。

○鈴木

会長の話によれば、検査センターが先に指定定期検査機関となつたが、当初から将来的な統合が視野にあり、高崎市当局も基本的にはその方向にあるということですので、計量検査体制検討委員会で議論を進めることになりますが、今後の計量協会の在り方として統合への方向性について議論を進めていきたいと思います。

○横田

専門外の方もいるので補足で説明しますと、計量器の定期検査については、最初は集合場所検査で、計量器を検査会場に集めそこに担当者が派遣されて効率よく検査する、取り締まり検査の考え方方が強い検査体制でした。ある年代から消費者の目線で正しい計量器の普及の観点から計量器を使用している状態で検査を行う機運が高まり、現在ではどの県でも所在場所検査が主流となっています。主流だから正しいということではなく、検査のやり方が変わってきたということで、所在場所検査に移行した都道府県は多くの計量士が必要になったことから当局と協議し進めてきました。群馬県は集合検査で効率の良い検査体制を組み推移してきました。高崎市は当局の考え方として、日本で一番早く所在場所検査に踏み切って、高卒者を雇用し教習所に入所させ、自前で計量士の育成強化に励むことで所在場所による検査体制を整えるなど、40年近い歴史があります。どち

らが良いとかではなく、それなりの体制になるには協会と検査センターの意見だけではなく、中長期の視点で財政基盤に対する当局からの支援が必要になるかも知れないなど、そういった中で難しさがあります。

前橋市からは所在場所と集合場所両方を混在して委託を受けています。これを契機に検査センターと計量協会との交流を深めて行ったらどうかということ、もうひとつは計量審議会で答申した「計量課題に対する検討委員会」で民間活用ということで、指定検定機関、指定検査機関に対しての考え方があるので、組織運営の母体として国際規格のISO/IEC17025や17020など必ずしも認証を受ける必要はないが、組織運営の考え方としてマネージメント規格の導入なども双方の組織には必要になってきます。

従来は法律に基づいて計量に関わってきた専門官、或いは県行政OBが所在する団体（協会）だからということで指定を受けていますが、今後は「競争」が出てきます。現に千葉市では20年位前から「いわゆる通常の民間」が受注して検査体制を維持しています。これから約5年、10年先々の事を考えると、今は（ひとつ）一社指定で受託していますが、今後は競争が始まると認識しておかねばなりません。これらを踏まえて今後の在り方、統合のメリットデメリットを考えた議論を行うべきと考えています。

○鈴木

計量検査体制検討委員会を立ち上げて進めている訳ですが、これを推進していくことに対しご意見を頂戴したいと思います。

○大木委員（副会長：大木理工機材株）



先ほどの会長の話などを伺って自分なりに理解したのは、群馬県には同じような業務を行っている団体がふたつあって「これを統合したい」ということですが、企業の立場で考えると「統合」はフィフティフィフティでないとできません。現状を伺うと「検査センターは統合しなくともやっていける」のではないかとの感じを受けましたので、計量協会から（高崎市）検査センターに統合

によるメリットを示さないと、この先何も変わらないのではないかと思います。計量士の確保が難しいと思いますが、検査センターには資格取得に励んでいる若い職員が居ることですが、計量協会は何か対策を講じていますか。「何故検査センターは若い子を雇用できるのか」を解決していかないと、今後も変わらないのではないかという気がします。

○鈴木

協会の後継者育成に関しては、専任計量士のひとりが2020年3月末をもって定年退職となつたため4月以降「再雇用」とするとともにハローワークを通して募集をかけ、9人の応募があり、面接しましたが適切な人材がいませんでした。またコロナ禍にあって事務室が手狭であることなどから採用を見送った経緯があります。これについては、来年4月採用に向け1月からハローワークに募集をかける予定です。計量士の採用は難しいと思われる所以採用後教習所に入所するなどで資格を取得してもらうことを考えています。

「人材」を効率的に活用するためには「統合」は有効な手段と考えています。国家試

験合格者の実務経験は1年、教習所による資格取得者は2年の実務経験を有することなどから、非常勤計量士の協力を得て検査業務を推進しているものの今後支障を来たしかねませんので、統合することで安定した業務遂行が見込めます。

○横田

「計量士育成費用」として計量協会では、3年前から積立を行っており財政的基盤を整備しつつ、ハローワークで募集し面接をしましたが、適切な人材に巡り合わなかったことから再度1月に募集をかけます。計量士を雇用するのは難しいため20代、30代を雇用し育成することになりますが、入所期間中や入所試験に合格しなかった場合などの雇用費用（人件費）について一定程度確保しておく必要があります。また、検定所における嘱託雇用者は計量業務経験者となるなどで計量協会を希望する者がいないか呼びかけています。計量士育成雇用対策は財政基盤も含め行っていますがなかなか上手くいかないのが実情です。検査センターにおいても同様ですが、人材を雇用して育成する仕組みが当初から出来上がっていたので、若年者を雇用して次に備えている状態ですが、なかなかうまく機能していません。

計量研修所での入所採用が狭くなっています、従来は入所試験を受ければほとんどが入所でき、受講する中でスキルアップを図って計量士としてもスタートが切れました。県からの〇Bは資格、計量技術のほか計量検査等における様々な場面においての行政判断が培われてきていますので、安定した職員として雇用させてもらい、安定した協会運営を行ってきたのが実態です。しかしながら、検定所においてもここ3年程度計量研修所に入所できないでいます。

○浅川アドバイザー（顧問・前環境分科会長：元株群馬分析センター）



前々から、計量協会と計量検査センターという同じ役割を持つ団体がふたつあることに疑問を感じていました。

「計量検査体制検討委員会」は数年前に立ち上げられた委員会で、計量協会役員会で承認されている組織であり、構成員として「県」、「特定市」、「計量検査センター」、

「計量協会」を交えたもので「統合」（ひとつにしようという方向性）を含めての検討委員会であると理解しており、協会としても「統合」の方向性にあると今でも理解しています。そのうえで、クリアしなければならない諸問題を検討委員会で協議し、結果を計量協会役員会等に報告しながら進めていくので良いと思っています。当然、財政的な問題、若い計量士を育成して安定して協会を維持する、ここを何としても改善しなければならないと思いますが、計量協会の定款と検査センターの定款の目的等上手くすり合わせてやっていかないと、どうなのかなと思っています。

○横田

度々申し訳ありません。経緯を知っているということでお話しすると、最初に申し上げたとおり、計量検査センターが社団法人化した際、県の認可になるため「群馬県」と付けることについて、県当局から「未だ法人化していないが群馬県計量協会が群馬県全体の計量を主として司っていると認識しているが、計量検査センターはどの様な形、目

的で運営を図っていくのか。」という諮問がありました。検査の在り方、当時、所在場所検査は、計量法の検査体制からするとある意味異質でした。出向くのは大型のハカリなどの動かせないばかりには所在場所検査がありますが、小さいハカリは集合させて「取り締まる検査」で効率的にやるべきであるというのが全国的な主流でした。それに対し高崎は「市民サービスということと消費者から見て計量の安心、安全を確保するには使用場所で検査した方が良い。」というのがひとつありました。それと国の機関委任事務として県が行っていた計量事務が自治事務になった時、群馬県と特定市の高崎市、前橋市には同じ権限があり、群馬県から見て高崎市や前橋市がやっていることについて「指導する」ことはできず同じ立場で協議することになります。ただし、社団法人という仕組みは総務省の考え方もあり管轄でもあることから、「同じような業務を行う社団法人が県内にふたつあるというのは如何なものか」合理的には統合が望ましいというのが県産業経済部の考え方でしたが、現状では県（行政）主導ではなくなりており、各々の団体の考え方（流れ）に合わせてきました。

計量検査センターは、高崎市の計量検査を行うために設立されたものですが、計量士の代検査として県内全域及び高崎市に本社のある企業（店舗等）は関東圏内に及んでいます。一方、計量協会は県からの委託業務を行っています。（代検査は行っていません。）

統合については、検査センターでも理事長として理事会、総会等で話をしており、高崎市当局の耳にも入っていることから、検査体制検討委員会において協議し推進を図っていくことが一番望ましいと考えます。こういった座談会においても意見が出てくることは大変良い事だと思います。これ以上なかなか意見が出ないと思いますが、推移を見守りたいとも思います。

○ 笹尾

最初からヘビーな課題であり、皆さんの認識にも温度差があると思いますが、計量検査体制検討委員会のメンバーを確認しておきたいと思います。

○ 鈴木

検討委員会構成員は、特定市については担当部長、計量協会長、検査センター理事長、アドバイザーとして検定所長です。下部組織として実務を協議する実務者検討会構成員は特定市については担当課長、計量協会専務理事、検査センター事務局長、アドバイザーとして検定所検査係長です。

○ 横田

検討委員会には、当事者（委託元）の高崎市だけではなく、前橋市、太田市、伊勢崎市が含まれ、計量検定所はアドバイザーで参加して貢っています。群馬県全体の安定した計量検査体制の構築を目的としています。そんな中で協会と検査センターの統合を進めていきたいという方向性を構成員全体で理解し議論していくことになりますが、高崎市と検査センター以外は「統合」の当事者ではないことから、具体的な話は当事者間で詰め、検討委員会で理解をもらう形になると考えます。「統合」に関しては判断責任の所在がハッキリしないなど進行しにくい面がありますが、やっていかないといつまで経ってもこのままであることから、両団体の責任者としては少しでも先に進めていきたいので理解をいただきたい。

○鈴木

それでは、組織体制については、既に機関決定された「計量検査体制検討委員会」の中で詰めていきたいと思いますので、進捗状況等についてはその都度理事会、総会等で報告させていただきます。

次の課題に移ります。「事務局の手狭解消」についてですが、先ほどの課題と関連するところであり、仮に統合された後の事務所をどうするかの話です。今は計量検定所の一部を無償で貸与してもらっていますが、協会の規模が大きくなると今の事務室では入りきらないことから、他に無償で貸与してもらえる施設等がないか検討した中で、前橋市が使用していた計量検査所を借用できないか前橋市に要請しましたが、前橋市としては処分する方針とのことであります。皆さんに承知している施設等でいい場所があれば紹介して頂きたい。

○横田

補足すると、検定所の中に計量協会があるのは従前からの仕組みで推移してきましたが、最近様変わりしてきているのは、ある検定所に間借りしている計量協会が「立ち退き命令」を受けた、或いは立ち退いたという事例があります。これはどこでもそうですが、県組織の中で建設業協会等々色々な団体が県の敷地内に事務所を設けていましたが、こういった仕組みについて改善をして行こうと、今後10年（長期）先は大丈夫なのか、という問題が発生しています。計量協会だから検定所の中にあるというのではなく、一般社団法人は株式会社と同じで利益配当ができる点が違うだけの民間団体であるということで、大きく考え方が変わってきています。

前橋市からの検査委託を契機に計量検査所施設を無償ではないにしても借用要請、払下げ等について検討を依頼しましたが、前橋市の財産として処分したい意向のことです。

計量検定所という組織が、自治事務の中で維持されているかというと形骸化してきているのが実情であり、県庁本課に「計量係」を置き検定所が廃止された県がいくつもあります。

自治事務で検定所の設置義務はなくなっていることから、現実的には検定所が存在しない県も出てきています。関東近県の情報だけで全国的な状況が皆さんの所に出回っていないから今までと同じ形で推移していると思っているかもしれません、各都道府県温度差があります。東京都の場合はタクシーの検査を東京都計量協会に委託しており装置（検査）を行っています。現実には東京都計量検定所職員の半数近くが異動になっています。京都も計量器の検査を含めタクシーの検査を京都府計量協会に委託しています。京都市はハカリの定期検査を京都府へ委託し、京都府は再委託として計量協会に委託しており、いずれも合法的なやり方で行っています。

「計量制度に関する課題検討会」報告書にある「計量行政を取り巻く状況の変化と実態を踏まえ」という実態が、自治事務としてかなり損なわれています。これらは計量行政室も認めて今後これでは困るということで、検討会議がスタートしました。今までの場合は安定的に推移していましたが、今後継続的に推移するかというとなかなか難しいと思われます。

群馬県においては、山本知事、産業経済部含め計量行政に対しては多大なご理解をいただいているため、本県の計量行政組織が急速そのようになることはありませんが、現実に他県の多くはそうなってきています。東北でも何県もあるし、日計振の調査報告では、全国の都道府県の計量行政の3分の1がそういった状態になっています。3分の1が何とかやっていても、5年以内にそういった状態になります。残りの3分の1が安定的に推移していると示しています。今後も安定的に問題ないというのは3分の1であり3分の2は非常に揺らいでおり、そのうちの3分の1は現実に執行状況が難しくなってきています。ご提示した資料にさらっと書いてある言葉ですが「実態を踏まえて」の中にはそういった議論があって、あからさまになった部分について国も理解していることから、今後の10年先に向けて民間を活用した仕組みづくりに努力しないと今後成り立っていないかないと捉えてもらえばありがたいことと思います。

○笹尾

会長も言われるとおり、5年、10年には計量行政なり計量協会も大きく変わらると思います。



そこで事務所の関係の部分について、自前で持てば一番良いが多くの財源が必要になります。これから問題になりますが、計量法上の検査、計量法以外の検査、或いは講習会等々をやっていけば財源確保ができると思いますが、計量協会事務局に計量士が居なければ技術的な部分について何もできません。現在常勤計量士2名でやっていますが、計量教習所での資格取得となれば

6ヶ月はかかることから、早急に1名なり2名雇用し育てなければなりません。こういった体制ができてこそ今後の事業内容が議論できますが、計量士が居ない段階で「こうしたら良いとか、ああしたら良いとか」は絵にかいた餅であって現実的ではありません。いかに早く計量士を育成確保するか、方策を考えていき、ハローワークには常時求人募集するなど窓口を広げ、何しろ早く計量士を確保しなければ話が前に進みません。現状の計量士では、定期検査委託事業をやるだけで精一杯です。事務職については間に合っているので、如何に計量士を増やすかに尽きます。このような現状の中で一つの方策として「検査センターとの統合」の話がでてくるわけですが、一方で計量協会自体が安定的継続的に事業できるような体制を作るためには計量士確保が必要です、絵にかいた餅を議論してもなかなか良い案は出てこないと思います。

○工藤

費用対効果というかパワーバランスというか、弁護士と同等の合格率に計量士はある



ということで、弁護士は資格取得にはそれなり経費がかっても資格取得後に生涯の内にそれなりの賃金等対価を得て回収しています。計量士は資格取得に費用がかっても今のような状況にあること自体がおかしいのではないかでしょうか。例えば協会がこのような状態で、検査センターの状態としてはある程度経営は成り立っていると理解しましたが、何故そうなってしまうのか単純に思

います。賃金を含め体系を見直す事はできないか、確かに規制緩和で「計量」に費用はかけられないのは理解できるが、「計量」というのは「いいかげん」になってしまうと世の中の基準が全く何もなくなってしまう（重要な制度、業務であるにもかかわらず）のに、何故ここまで苦しい思いをしなければならないのか、単純な疑問としてあります。

○笹尾

財源的な問題ですが、ハカリの検査手数料は各行政団体の手数料条例で定められており、一般的に見てもかなり低く抑えられています。元々取引証明に使用するハカリは、「定期検査を受けなければならない。」とされており、不合格になると使わせない（使用できない措置をとる）という強制力があったことから「無料」とされていましたが、その後「受益者負担」という考え方で「手数料」として定められましたことから、行政行為のため手数料積算基礎に人件費までは含まれていません。一般計量士が行う代検査、法定外検査等の検査料金は概ね手数料条例に準じた額しか取ることができず、一般計量士の仕事が金にならないことから地位向上を目指してやっていますが、この資格だけでは生活できないことなど一般計量士が育たなかつた理由のひとつでもあります。環境計量士というのがありますが、この資格は「環境計量証明事業所」になくてはならない存在で、当該企業に利益をもたらしていますが、一般計量士についてはなかなか妙案がありません。

○横田

笹尾委員長がお話したとおり、当初は「取り締まり検査」であり、規制法のもと、検定所長には「銃の所持」が許されるなど「権力」としての強制力がありました。これらを土台に検査手数料を受益者負担とする際の手数料には「人件費等」は含まれていません。このため「大型はかり」の検定等も40 t で1万円余りなど、通常では納得できる料金ではありません。県及び特定市からの委託費用は手数料を参照しながらも、行政職員の人件費をそのまま積算基礎にしていないため、委託費用だけで運用していく仕組みを構築するのは大変厳しい状況の中で県〇Bの協力を得て今までやってきました。計量士を独自に育て或いは雇ってやっていくとなると、その人の生涯賃金をきちんと算定しなければならないのでなかなか難しく、このことは日本全国の計量協会においてそこで目詰まりを起こしています。ただ「計量」は非常に大切であること、法定検査だけでなく今は「品質管理」等々様々な形で「計量計測」が品質の安心安全に資する管理方法であることから、そういうものも含め計量士の活躍できる市場、場所を見出そうというのが計量協会や日本計量振興協会等の団体が産業界に投げかけているところです。そういうコストを産業界、工業会で受け入れてもらえば、「安心安全のための社会的コストとして取り入れられるであろう。」ということになります。今そう言ったものが非常に難しい状態にあり、安定的に国の事務として推移してきたものが、自治事務化され今後は損なわれつつあります。今後の在り方としては国や県（官）が関与する仕組みではなかなか難しいが、ただし、計量という「規制対象機器」であるから「合否」とかそういうものは民間に任せただけでは困ることから様々な規制がある中で、「指定検定機関等」の設置も含めて、今後は民間活用しかないといこうことが言われています。

○大木

金額は上げられないのですか。

○横田

金額は民間であるから上げて検査するところはあります。例えば薬事法上の製薬会社だと、化学工場、海外からの品質管理の要求が強いところなどは、計量法上はかりは2年に1回検査となっていますが、製造用の品質管理を行うところは2年に1回では保証ができないので毎月やっているところも多数あります。国際規格・業界規格への適用もあり、最低限でも1年に1回ないし2回やっており、それぞれの品質管理に係る規定があります。計量法上は最低限の規定であるからこれでは不十分であると考える会社も多々あります。

○大木

協会の金額は把握していませんが、製薬会社などはメーカーの校正料金が高いので検査料に差があるのであれば、協会が多少手数料を上げても民間業者より安価になると思いますので、コストパフォーマンスは出てくるのかなと思います。

○横田

そうですね、ただ委託元（行政から委託されているとき）の手数料単価基準が当該行政の条例で決まっているため著しく高くするなどコストアップすることはできません。

○笹尾

委託されている定期検査は、協会が行政の肩代わりをしているだけなのです。

○中嶋委員（理事：トキコシステムソリューションズ株前橋営業所）

しかし、家賃も給料も満足に払えない状態はおかしいですね。

○横田

言われるとおりその辺が軋みにもなっていますし、こういった形での民間活用はおかしく、そのことをどうしたら是正できるのかということを（この現実に対して）意見を出し、考え方をまとめ上げて当局と交渉していく必要があります。これらのことは既に表面化してきておりますが、行政側も必要以上の支援をしません。「何故一般社団法人に家賃も取らずに事務室を貸与するのか。」との質問に対して答えに窮しています。我々からすれば、そのようなことも含めて軟着陸をしていき、いずれにしてもこのような問題は既に他県では発生してきていることから、対応していくけるような仕組みづくりをして行かなければなりません。今回前橋の検査所が空くので場合によっては協会で買い取りをするか、或いは払い下げをしてもらうとか、昔は官庁の施設をかなり安く払い下げてもらい、社団法人など色々な団体が支援を受けて事業規模を是正してきた経緯がありますが、今の一般社団法とかではなかなか難しいです。あの場所は3億から5億位の資産価値になるため、今の協会では財政的支援を受けたとしてもなかなか難しいです。

○大木、中嶋

事務室の無償貸与は民間では問題外であり、税法上などから照らして見ても絶対無理だと思います。

○笹尾

この問題は、いくらやっても名案は出でこないと思います。現実的には、県や市と協

議をして行くしかないと考えています。

○鈴木

事務局の問題については、統合との絡みもあり直ぐに解決策を求めるものではありませんので、最優先課題である「高齢化対応」に移りたいと思います。計量士の高齢化が進んでいる中で当然新たに採用し、計量士の育成確保をして行かなければなりません。今までは、県或いは民間の〇Bを採用してきましたが、65歳までの雇用延長などにより民間からの雇用が得られないことから、若手を育成していくなければなりません。ハローワークを通じてとなりますが、採用する際の注意点、採用方法などご意見等伺いできればと思います。

○中嶋

これも、先ほどの問題とつながっており、魅力があって賃金が確保されていないと若者はなかなか来ないです。全てが繋がっているから抜本的に計量（協会）の賃金体系や収入体系が変わってこないとこの問題も解消されないのでしょうか。

○大木

もっと門下を広げた方が良いのではないかと思う。自分達の若い頃はいい車に乗りたいとか、お金がいっぱい欲しいとか、ありましたが、今の若い子は「給料はそこそこでいいから休みが欲しい」、「責任は取りたくない」、「自分のライフスタイルが大事」という子が多い気がします。もう少し底辺を拡げ、やってみて「意外といいんじゃない。」と思ってもらうなどをしていかないとなかなか人が来ないと思います。また、計量士という仕事も弁護士や司法書士などと同じように計量士の資格を有した人の賃金体制や世間的位置づけを確立したりすれば「難しいけど、計量士の資格を取得すれば高給取りになれる。」と思ってもらえるような魅力ある業種にすればよいかなと思います。

○笹尾

「安定的、継続的に勤められて魅力ある職場であり将来性がある。」と言うことでもないし続かないのではないかと思う。

高卒で雇用して育てるの一つの方法、中途採用は色々と問題があつたりするので、採用窓口は広げて適切な人材が見つかるまで何回もやるしかないと思います。あとは自主財源を増やすとすれば、法定検査以外の講習会とか研修会など違うことをやることになりますが、これも技術集団（計量士）が居ないとできません。群馬県計量協会が技術集団を抱えられるようになるには年数がかかります。岩手県には「計量管理センター」がありますが、ここには計量士が10数人おり、この位の規模になると自主財源で給与体系等もしっかりしています。同じ一般社団法人であり、我々の言う計量協会の役割も担っています。計量協会としては、東京都、大阪府、京都府など大きいところと、山梨県、栃木県など小さいところでは会員会費収入だけで消滅しそうなところもあるなど都道府県によって温度差がかなりあります。群馬県は上位ではないが、中位のところにあるかなと思います。いずれにしても魅力ある職場でなければなかなか難しいのかなと思います。

○横田

岩手県の「(一社)計量計測技術検査センター」の経緯を申し上げますと、岩手県計量

協会の活動が沈滞化して、そこに所属している計量士が団体として「社団法人計量計測技術センター」を設立しました。何を最初にやったかというと計量法とは関係なしに「工業技術試験場」と共同で生コン工場のJISの管理検査を始めました。そのためのJISの規格に合ったISO或いは資格17025、27、20などの品質の規格を取って工業試験場の検査を県からコンクリート工場や協同組合と管理検査の契約をして全てを行うようになりました。それによって財政基盤を強化し、それと工業試験場と他の要素も取り入れて「証明書の発行」ができるようになりました。JCSSの制度を活用してそういう方向からの仕事もするようになりました。そのうち検定所も実際の作業の劣化が始まり、自前による検定が難しくなってきたことから、検定所の管理下で検査、検定を受託し行うようになりました。今回指定検定機関の話があった時、組織の最有力としてそこが手を上げて申請を出していましたが頓挫しています。当初話があったように、東北北海道ブロックという形でやるには北海道に支店（事業所）を持ってないとダメだということで、そういうスタンスができず、東北6県でやっとできる状態だが安定的に日本全国をやれるだけの力はありません。計量士集団としてはそういう活動を行っています。ひとつは、協会の今後の方針とすると、法律に基づいた定期検査を主たる業務として状態の安定化を図っているところはほとんどなく、それで安定しているのは東京都計量協会くらいであり、他の計量協会は法定検査だけでは安定していません。法定外の品質管理の検査、特に建設関係の生コンであるとかプラントであるとか、税関の検査などといったものに特化して、それぞれの業界の検査（自主検査）を行う仕組みを構築したところもあります。特殊な例であるが岩手の経緯についてお話ししました。

福島県、山形県、秋田県、青森県の協会は求心力がありません、仙台の協会は宮城県の協会よりも安定して推移しています。

批判ということではありませんが、協会の中で閉鎖的に他県からの参入を防ぐということで、協会の仕組みの中の検査体制でないと計量法の検査を認めないという県も出てきました。そうなると「計量士は国家資格でしょ？」ということも含め、県計量検定所、或いはOB、或いは協会の中の維持を図るため、そういう仕組みまで内政的に排除する仕組みも昨今出てきており、非常に問題になっています。県を跨ぐと仕組みが変わってしまうことで事業所からクレームが出てくるという状況も実際としてあり、みんな維持をするうえで喘いでいます。関東は交流もあり排他的な仕組みは比較的少ないが、それでも例えば東京都は東京都の独自な考え方があり、埼玉県は埼玉県の計量士管理マニュアル（フォーマット）でないと認めません。東京都は東京都のフォーマットでないと認めません。そうなると他県に渡って業務を行っている計量士からすれば、ひとつの分銅を管理するのにいくつものマニュアルがありそれ異なることになり、本来は何なんだと指摘されるなど、そういう弊害が出始めています。

地方自治化という中で、それぞれ地域を安定的に推移させようという働きであります。これらは計量士資格を阻害するのではないかという声が多くあるのも実態です。群馬県の問題については、計量士の雇用、育成強化を図っていくしかありません。

○鈴木

計量士の育成という面でご意見をいただきたい。

○橋本委員（理事：株イシダ群馬営業所）



ご意見を申し上げるのはおこがましい話ですが、計量士の育成について非常に難しい問題だと思います。全国的な慣習、習わしがあるのでしょうか、先ほど来から話が出ているようにすべての根源が「収入が非常に厳しい」ところからきています。イタチ返しになりますが、公益性のある事業であるので、そこはしっかり働きかけていただいて、民間でも人件費が絡む業務は、何処の業界であっても確実に値上げ基調になっています。こういった社会情勢の中でコメントをいただくのが一番の根本かなと思っていて、一朝一夕にはならないと思いますが、計量士の育成、教育、事務室の手狭解消とかも全て関連してくると思いますので、一般社団法人として様々な規制があると思いますが、そこを何とか突破して欲しいと思っています。

○鈴木

いわれるとおり「人件費」が大きな課題です。今まででは県或いは民間退職者OBの活用ということで、年金受給を前提に給料を低く抑えることができましたが、今後は計量士資格のあるOBは期待できないため、今の平均的な賃金で若い人を雇用し育てなければなりません。資格を取得した暁には「資格手当」等も設定していかなければなりません。ハローワークには当然、資格を取得したら手当の上積みをし、賃金もある程度妥当な額を提示して募集をかけたところです。将来的には先々の賃金まで想定できる「給与体系」の整備が必要です。先行きが見えてこないと適切な人材の確保に繋がらないと思っており、検査センターは「給与体系」が整備されていることから、当協会も整備の必要性を感じているところです。

○榎委員（会員：計量士）



自分の事で恐縮ですが、現在73歳で高齢化と言われる中の1人で、あと何年できるかなと思っています。18歳から計量業務に携わってきました。「計量士」を最初に知ったのは工業高校在学中に教科書の中に「計測」というのがありそこに出でていました。以降計量士の資格を取得し今まで仕事をしてきました。若い人で「計量士」になりたいと思われるような魅力を全体でアピールできるか、啓蒙するような形で続けていったら計量士になりたい者が出てくるような気もします。確かに計量士の高齢化は進んでいますが、当時の計量教習所には高校卒業したばかりの受講生が5～6人いました。若い人の中には計量士になりたいと思っている人がいると思いますので、学校なりにアピールしていったらいいのではないかと思います。

○横田

今、実は問題になっているのが、計量士の実働数を国が把握できていない、資格を与えた人数は分かるが、死亡した人の人数は分かっておりません。現在計量士が何人居てどのような状態にあるのか把握するすべがありません。国家試験で受かっている計量士は、女性も含め大手企業には沢山います。その人たちとは工場等に管理業務として入った

時に「計量士資格」を取っておこうか、ということで資格を取るが実務として計量管理等を行っているかというとそうでない方がかなり居ることから、国家資格として非常にもったいないことになっています。もうひとつは計量協会、計量士会或いは計量に関わるような事業に入社した若い世代や計量検定所職員が計量教習所に入所し計量士になって計量業務に携わることになりますが、従来と違うのは検定所や特定市で計量士資格を取った人達が15年位前からか、一般職として人事のローテーションに組み込まれています。従来は、検定所に配属されて計量士資格を取った職員がそのまま定年までいましたが、今は計量士資格を持っていても、長くて5年か10年で他部局に移動するローテーションになっていますので、行政からの計量士の輩出、供給がかなり損なわれています。それが顕著に表れて実際大きな問題として出てきているというのが昨今の状態です。例えば高崎市でも県でも計量士資格者は何人かいいますが計量行政に戻ってきている職員がいません。計量器や計量法が従来と大きく変わってきた中で、これに追いつくには資格を持っていてもよほど努力しないと実務としてできるかというとなかなか難しいです。

一般的の事業の中では計量士資格取得を推奨して取っているものの実務に繋がっていないのは大きな問題です。計量士資格を魅力あるものにしようというので、（自分は）現在日本計量振興協会の副会長を仰せつかっているが、日本計量振興協会においても主要事業所、適正管理事業所、大型スーパー、大型販売店には計量士設置の義務化、そういった法的措置を含め管理責任者として計量士の設置を求める活動をしています。当局からすると、全国に計量士を配置すると何人いるのか、実働する計量士がそこに賄えるように配置できるのか、と聞くと人数の把握が計量行政室はできません。例えばJIS工場、生コン工場、取引証明に必要な、或いは品質管理を徹底しなければいけない製造を行っているようなところに計量士を置くという法的措置も要望はしていますが、それに伴う仕組みがなかなか進んで行きません。本来ならかなり魅力ある仕組みとしてそういったものが具現化すればできてくると思います。

一方、環境計量士については環境問題、環境計量証明事業所として設置義務があるので、かなり有効な資格として活用されていますが、一般計量士については重要なものであります、なかなか付加価値に繋がっていきません。

○中嶋



当社も計量士の資格取得を推奨しており、全社各営業所等には必置するように進めています。計量教習所の経費は全て会社持ちで合格祝金は20万円程度支給、毎月の給料に3万円から5万円くらいの手当が付くことから、若い子は毎年計量教習所に行くように募っています。工場には必ず配置され、多くの営業所にも配置されています。以前から計量士資格者を募集していましたが、これによって入社してきた記憶がありません。このような状況から会社負担で資格を取らせているのが現状です。

○横田

言われるとおり、当社もハカリの製造、検査を行っていますが、従来地方の秤屋さんはそのオーナーか息子か親類先の人間しか計量士育成に費用を出さない、ということもありましたが、今では社員全員に計量士資格取得の機会を与えようと希望者については計量教習所を通して入所試験を受けるように、或いは国家試験で取得するように社内ではそのような制度を設けて行っており、現在7人の計量士が在籍し、今後も増えていくものと思います。現在資格待ちも2名います。ただ、問題はそう言ったものも計量士という仕組みの中の検査だけではなく顧客の品質管理のパートナーとしての位置付けもあります。計量士になることが目的ではなく、そこから始まる仕事として、今後様々な現場の要望に対応できるよう様々な勉強をしてもらっています。

検査センターについても、現在ひとり計量士資格取得にチャレンジしているところであります。1年に1回しか入所試験がなく今年度は特にコロナ禍にあって10名しか取っていないことなどから、なかなか組織を構築していく上で難しい課題となっています。ただ計量関係の事業所は言われるとおり計量士育成に力を入れている会社が殆どであると思います。そういう計量士の方が将来OBとして計量協会に参加してくることは考えられますが、だいぶ先になってしまいます。従って、協会は協会で高卒から雇用して育成していく仕組みを財政的にも構築していく必要があると考えています。

○鈴木

計量士育成の関係については先ほど来人件費の話も色々出ているわけですが、現在計量協会の主たる財源は「法定検査」の受託費用であります。今まで話が出ていますが「受託費用」だけだと頭打ちになり、人件費の上昇をカバーするのは厳しく、若い人を雇用し計量士として育成していくには、増収に向けた対応を考えいかなければなりません。増収に向けた事業は先ほど説明したとおりですが、それに加えて新たな事業展開が必要になりますので、何か良いアイデア等あれば発言をお願いします。

○笹尾

会員増については、計量協会が魅力ある団体でなければ会員にはなってもらえない、或いは会員が退会してしまいます。「会員の推移」を見ても分かるように年々減少しており、伴って会費も減少していることから会費収入で賄うのは厳しい状況です。会員を増やすとともに現会員を引き留めておく考え方も必要ではなでしょうか。そのためには会員サービスの向上、講習会、研修会等の開催など色々なことをやる、自主事業の拡大、これ以外で何か良い事業があれば、ということになりますが人材が居ないとなかなか上手くいきません。事務的な部分と技術的な部分がありますが、人材確保が必要であり、いずれにしても魅力ある計量協会にしなければ将来性がないと思います。

○鈴木

新たな増収事業を生みだすのはなかなか難しいところがあります。指定定期検査機関として2年に1回の法定検査を県及び特定市から受託していますが、それ以外「計量管理業務」として「全農、チキンフーズ、イオンリテール、日清フーズ」から受託しており、委託料については条例等による金額の縛りがなく毎年両者合意の基契約を締結していることから、これらを拡大することも一つの方法かという気がしますが、良い案が

出ず苦慮しているところです。

○横田

先日、県当局（産業政策課）と打ち合わせをしたときに計量協会としてお願ひしました。ひとつは、中小企業向け測定基礎研修を毎年開催しているが、そういうしたものに対しても県としても関心を持って支援願いたい。もうひとつは県に3か所ある産業技術専門校に計量の基礎講座を計量協会に委託して貰えないか、新しく職業訓練を受ける生徒に工業技術試験所の職員等関係者OB等が計量計測部門の講座を行っているが、その前に協会の計量士に計量の専門家として計量法の基礎的な講座、そういう分野を担わせることで県内企業に計量協会の事業をアピールしていくなど、このような仕組みづくりに県当局も考えて欲しい。計量の基礎講座の内容を工業技術試験所の先生方が説明するよりも協会の計量士に講座を持たせてもらった方が「群馬のモノづくりに資するのではないか」とお願ひしているところであります、そういう仕組みづくりを進めて行きたい。それと各農協等にお願いしているが、検査が漏れている事例が多々あるため計量協会で一元的に一任してもらったり、計量管理も導入してもらいたい、との働きかけをしています。計量法で定められた「取引証明に使うハカリ」については2年に1回検査するという仕組みがありますが、これも実際の検査実例としては100%ではなく、一説によると半分、6割、7割程度ともいわれており漏れがかなりあるようです。そういうものも洗い出しを図りたいが、それらの機能が行政当局は手間暇も含め仕組みが崩れてきているのが実態です。取引証明に使用するハカリ（検査対象）は事業所等から届出しないとなかなか把握できず検査対象が増えていかない実態があります。これは取り締まりの部分に係る問題であり計量協会がそのことを取り上げて当局に報告するわけにはいきません。当局には実態としての計量法の施行をもう一度安定的に推移させていく仕組みを構築していただきたい、ということで現状を当局に話しております。

○笹尾

自主事業拡大という形で、流通業、製造業、デパート等計量器を多く使用している所の計量主任者の管理者を含めて講習会を開催し、その中で会員と会員外で講習会費を区別するなどで事業収入を上げ、さらに他の技術講習会等も年に1、2回有料で開催して財源に充てるのも一つの方法かと思います。

○鈴木

ここで最後の課題「検査ニーズへの対応」ということで受験者の要望に対して如何に対応していくか、十分に対応するには計量士の増員が必要となるなど本質的な課題に戻ってしまいますが、ご意見をお願いします。

○笹尾

使用場所検査、営業時間の拡大、土日休日営業などのニーズに応えるには、マンパワーを要します。しかしながら、これらの要望がどのくらいあるのか、によって費用対効果にも配慮することになりますが、いずれにしても人間（計量士）の技術集団の中において色々なことができますが、要望の傾向を精査する中で対応する必要があります。所在場所検査はともかく、集合検査は委託元の規定に基づいているので時間的制約も出てくることもあることから、検討する部分があります。

○鈴木

これについては、確かに様々な要望、意見があってもその度合いについて調査などする必要がありますし、現状いるスタッフでは通常業務を行うだけで目いっぱいであることから、今後の課題として改善できることは改善していきたいと考えます。

それでは、時間も押してきましたので、本日の課題について総括しますと、皆様からご意見を頂戴し、今後計量協会の在り方を進めて行く上で具体的に示して頂くなど参考となつたご意見も頂戴し助かりました。

計量においては、計量法の改正の中にありますが、民間活力がなければなかなか回つていかない状況にあり、我々計量団体としても計量行政を補完する必要性が強くなっています。その使命を達成すべく団体としての基盤をより盤石なものにしていくため、これらの課題をクリアして行きたいと考えています。

「検査センターとの統合化」については、既に機関決定を受けているところなので、この方向で関係機関と協議、調整し問題点を解決しながら進めて行きたいと考えております。進捗状況については理事会、総会で逐次報告していきたいと思います。

○横田

最後にいくつか補足説明申し上げます。計量行政審議会が計量制度に関する課題検討会の後に行われ、明確に方向性が出されたわけです。例えば非自動ハカリ、自動ハカリ、ガソリンメーター等の「指定検定機関」の構築が始まりましたが、これについても鈴木専務から説明して貰いましたが、認可申請に関し「全国規模で事業が継続できる」ことを強く打ち出してきており、法改正が行われた後実務でインストールする作業が難航しています。特に指定検定機関制度を取り入れた自動ハカリの問題についていくつか申し上げると、非自動ハカリ、ガソリンメーターはこれを補完する検定所が組織として全国に展開されているので、指定検定機関がブロック単位で認定しても問題はなく、全国一律でサービスが行えます。ところが自動ハカリについては全国を網羅する指定検定機関ができない限り各ブロックでの認定はまだできない状態になっています。日本全国でできるような事業者は各メーカーに要請があって申請を急ぐようにということで協議をしていますがなかなか難しい状態になっています。ここにきて計量行政室との内々の話で恐縮ですが、自動ハカリの場合は各県の検定所は関与しないということで、制度を作るときに最初に重要な検定機関である検定所の組織が非常に損なわれているという実態を承知していたからであろうけれども、自動ハカリについては関与しないということで法の施行の執行構成の説明をしたために、ここにきて一番大きな問題になってきています。日本全国で例えばJQAとか、日本電気計器検定所であるとか日本全国で行える仕組みでないと認定をしない、という方向に舵を切ってきました。法律は施行されて進んでいますが、それができないとすると検定は産業技術総合研究所でやらざるを得ませんが、産業技術総合研究所でできるはずがなく、できないものを仕組みにしてしまいました。

ブロック単位では事業者であるとか事業体が申請する動きをしていますが、これらに対しては「全国で展開しない限りは更新を認めない」ということでストップとなっています。

これから色々な仕組みが変わろうとするときに計量行政の方もかなり迷走を始めてしまっています。

それと、自動ハカリのJISの規定がもうすぐ制定されますが、現在の技術基準或いは計量法に記載されている文言が電気式ハカリについての計量の実態と多少ずれているところがあるって、そういうところを含めて大きな法改正が必要になってきており、特に修理（簡易修理、軽微な修理）とか型式承認の問題、そういうところについても、機械式のハカリを基にした計量法の文言が当てはめられていますが、電気式ハカリの実態と合わないところがあり、こういった改正についても始まっている状態です。なかなか難しい中でありますが、今まで計量行政に跛行性があつて地域差が出ていて、こういう問題があるということについては目をそらし「問題はない」としてきましたが、「計量課題はある」ということを認識されて幾久しく、これから10年、5年の中で特に近々の問題として大きく変わってくる様相を呈しています。計量協会としても今までがこうだったからという議論がなかなか通じない難しいことになろうかと思います。今まで検定所の中に協会があることについて費用的なものも含め容認してもらっており、なるべくそこには触れないようにして従来通りということで続いていますが、一般社団法人であることから他の業界団体と同様に、いつ「そろそろ自前の場所に出て行ったらどうですか」と要求されるかわかりません。当局とは適切な環境の中で説明させてもらっており、近県、他県の例、タクシー装置検査委託を受けられる体制を含め、計量協会の育成強化についても支援を賜りたいとお願いしています。

県の支援が無ければ成り立たないということでは協会の在り方が違ってきます。「こうあるべきだ」ということで、皆様から様々の意見を頂戴したものを根っこにして今後の協会の活動について進めて行きたいと思いますので今後とも宜しくお願いします。

○笹尾

一応編集委員長として確認しておきますが、今回の「座談会」はぶっつけ本番で色々なご意見、至らない点等々発言を頂戴しましたが、記念誌にどういう形で反映させますか。

○鈴木

本日の意見交換はICレコーダーに録音させてもらっており、文字起こしが完了したら参加者各位を見て頂き校正して頂いたうえで、基本的にはそのままの状態で載せようと考えています。

○笹尾

基本的にそのまま掲載は構いませんが、ぶっつけ本番で話をしたので不要部分を削除したり言い足りなかつた部分を追記したり、表現を変更したりしても宜しいか確認しておきたいと思います。

○横田

現状説明の中で皆さんに理解して頂くために言葉として発したもののが、文章にすると差しさわりがある内容となる場合もあるので、この辺は改めて精査することになります。ただ、きれいごとで整える必要はなく、問題は問題として、課題としての内容は明確にしておく必要があります。

皆さんも同様な考え方の基に精査、校正をお願いします。

○鈴木

全てを掲載するということではなく、最終的にはある程度要約した形になると思いますので、今後調整させていただきます。

○笹尾

発言者を明確にしておいた方が良いと思います。

○中嶋

前に戻って恐縮ですが、販売事業者が過去26年間で約6分の1くらいになっていますが、750人いたのが122人になっています。販売事業者が会員となって何のメリットがあるのですか。

○横田

退会者のほとんどが薬局です、規制対象となっていた体温計の販売業者は平成10年までは届出義務があって計量協会において手続きを行っていました。今は計量法から除外されたため、当時は加入するメリットがありました、届出が市町村になったことでこれを機会に脱会する業者は多いです、日本全国同じような状態です。

○笹尾

当時は登録制であり、計量器を販売するには「計量器の知識が必要であること」と法律に書いてありました、再登録の際には試験があり、また登録内容に変更が生じた場合には変更登録の申請が必要で、これらの手続きの際に協会が「計量指導」を行い、販売者に対して講習会等を行っていたことなどからメリットがありました、届出制になったことでこれらのメリットもなくなり退会が増えました。

○横田

色々な手続きが「登録制」から「届出制」変わってきた中で、特に販売事業者についてはそういった関与が少なくなってきたことが退会の主たる原因です。現在は「検定証印」の有無で「取引証明に使用できる」判断をすることくらいで、ホームセンター等で「中国製」も含め専門的知識がなくても販売されています。

○鈴木

「その他」ということで、それ以外で協会に対する要望等あったら発言願います。

特に無いようですので、これで座談会を終了します。

III 計量のあゆみ

第1章 度量衡制度の成立

1 開化期前の計量制度

明治という開化期を迎える前の計量制度は、偏った統制のもとで運用され、計量の単位といえば、日本独自の尺貫法が用いられていた。

江戸時代の計量制度は、体積（升）や質量（はかり）については、貢米や取引を支える主要な計量機器となるものであることから、幕府は江戸と京都に升座や秤座を設けて特定の者に升や秤の製造、頒布、検定、修繕などを独占させ強力な管理体制を敷いた。

具体的には、升座は、「江戸升」を樽屋家が、「京升」を福井家が、また秤は、「江戸秤座」を守随家が、「京秤座」を神家が江戸幕府から特許を得て製造し、東33箇国及び西35箇国（秤は西33箇国）を支配し、両替分銅については江戸に「分銅座」を置き全国を一元的に支配したと言われている。

その中で、守随家の江戸秤座は、東33箇国を江戸だけで管理するのが無理なので、高崎と名古屋の2箇所に地方秤座を設けていた。そのことで、群馬県には、守隨家の高崎秤座が幕末まであって、秤に深く関わっていた歴史がある。

なお、升については、統制が十分でなく藩によって独自の升が用いられており、必ずしも全国統一がされていたわけではなかった。

一方、長さ（尺度）については、特別に統制することをしなかったため、明確な定めがなく、曲尺や竹尺など目的に応じた尺寸が制約なく製作、供給され、建築用や量地用などに用いられ地域によって標準に差異を生じていた。

幕末になると西洋計量技術の渡来があったが、鎖国政策と産業といえば農業しかなかったために、計量器が実用面で発達するには至らなかった。

2 明治時代の度量衡

(1) 度量衡取締条例

我が国は、明治維新によって初めて近代的な国家になったが、近代国家にとって度量衡における国家標準の確立は重要な課題とされた。

明治3年、度量衡の統一を図るため、大蔵省に度量衡改正掛を設け、度量衡制度の調査に着手し、長さ（尺度）、体積（斗量：升）、質量（權衡：はかり、おもり）の基準を決定するに至った。

これを踏まえ、明治8年8月5日には近代日本最初の度量衡法規として度量衡取締条例及び同検査規則が制定され、従来の升座や秤座は廃止された。この条例は、度量衡器の製作、販売、鑑札、旧器の検査と検印は免許制とし、具体的には、度量衡三器の製作は各地方（各県）に各器（一器種）につき製作所一箇所（一製作者）として、大蔵省より製造免許鑑札を交付するなど極めて厳しいものであった。

一方、販売に関する三器売捌所については、東京は各器5～6箇所、大阪は3～4箇所、その他は管轄地の広狭に応じて適当な箇所数を選定して定め、その地方長官（知事）において、各売捌人に対して売捌免許鑑札が交付された。

穀用ます（江戸時代）



群馬県計量検定所貯蔵品

穀用ます（明治時代）



群馬県計量検定所貯蔵品

江戸の枡室、樽屋藤左衛門によって作られたものです。
明治新政府に承認され、江戸鎮台府から下付された「市政裁判所」の印が押されて
います。
「市政裁判所」は、大蔵省の前身に当たります。

また、各県には、「度量衡器改め所」が設けられ、度量衡検査規則に基づき検定が行われた。

なお、群馬県における度量衡器の製作所は1箇所で、販売所としては27箇所設けられた。当時群馬県では、次の者が免許鑑札をうけた。

1 制作者

尺度 該当なし

斗量 松村 九平 上野国群馬郡高崎駅97番地

權衡 該当なし

2 販売者

壳捌人として県知事より下記の者が免許鑑札をうけた。

尺 度	福田 次郎三	上野国群馬郡高崎本町
	鈴木 茂三郎	上野国群馬郡高崎田町
	小林 惣吉	上野国群馬郡前橋本町
	荒井 友七	上野国群馬郡前橋堅町
	細野 源治	上野国群馬郡佐位郡伊勢崎町
	井元 甚七郎	上野国群馬郡綠野郡藤岡町
	高橋 銑太郎	上野国群馬郡利根郡沼田町
	田中 甚平	上野国吾妻郡中之条町

斗 量	荻原 亀三郎	上野国群馬郡高崎本町
	松村 三郎平	上野国群馬郡高崎本町
	中沢 仁三郎	上野国群馬郡前橋本町
	三川 伊八	上野国群馬郡前橋堅町
	中島 権七	上野国佐位郡伊勢崎町
	浜田 源蔵	上野国綠野郡藤岡町
	高橋 仙左衛門	上野国利根郡沼田町
	桑原 重郎衛	上野国吾妻郡中之条町
	堀口 林造	上野国群馬郡渋川宿
	須藤 陽作	上野国碓氷郡安中宿
	浅野 孝五郎	上野国甘楽郡富岡町

權 衡	水村 伝平	上野国群馬郡高崎本町
	清水 元七	上野国群馬郡高崎田町
	中沢 善七	上野国群馬郡前橋本町
	久野 小作	上野国群馬郡前橋本町
	大竹 芳太郎	上野国佐位郡伊勢崎町
	高橋 仁平	上野国甘楽郡富岡町
	勅使川原吉太郎	上野国利根郡沼田町
	町田 儀平	上野国吾妻郡中之条町

度量衡取締条例（明治8年8月5日、太政大臣達第135号）

第一条

度量衡三器（權衡ハ桿秤天秤分銅相続シテ三器ノ一トス）向後製作之儀ハ各地方ニ於テ製作所每器一ヶ所ツ、製作請負人每器一人宛ト相定メ其官庁ニ於テ身元人物相当ノ者相撰ミ新ニ可申付事

右各官庁ニ於テ製作請負人申付候節其居所姓名等大蔵省ヘ申立同省ヨリ製作免許鑑札請取可下渡事

但製作請負人休業イタシ代業ノ者申付候節ハ右下渡シ候鑑札大蔵省ヘ相納メ更ニ同省ヨリ新鑑札請取可下渡事

第二条

從前ノ桿秤改役座方ハ製作所ニ於テ出来ノ新器発売ノ日限ヨリ廃止候事

但從前ノ桿秤改役座方ハ自今廃止スト雖モ第一条掲示ノ通り身元人物相当ニ候得ハ更ニ製作請負人ニ相撰ミ候儀不苦事

第三条

三器壳捌所ハ東京ヘ各器五ヶ所或ハ六ヶ所宛西京ハ二ヶ所或ハ三ヶ所宛大阪ハ三ヶ所或ハ四ヶ所宛其余ハ各地方ニ於テ管轄地ノ廣狭ニ応シ土民ノ便利ヲ計リ適宜ノ場所見計ヒテ数相定メ其官庁ニ於テ身元人物相当ノ者相撰ミ各器壳捌人新ニ可申付事

右各官庁ニ於テ壳捌人申付候節壳捌免許鑑札大蔵省ヨリ可相渡ニ付同省ヨリ請取其管庁ノ印章相調シ本帳割印押切り下渡シ然ル上其者ノ居所姓名等直ニ同省ヘ可届出事

但壳捌人休業イタシ代業ノ者申付候節ハ右下渡候鑑札取上ヶ更ニ新鑑札下渡シ其段大蔵省ヘ可届出其節取上ヶ候鑑札ハ同省ヘ返納可致事

第四条

各器製作所壳捌所共免許相成候ハ、何製作所何壳捌所ト大書イタシ候標札相掲ケサスヘキ事

第五条

度量衡原器ノ儀ハ各原器ニタ通りツ大蔵省ヨリ各管庁ヘ配達候一ト通りハ其管下製作請負人ヘ下渡シ向後各器製作ノ規範ト致サセ一ト通りハ其管庁ニ備置各器検査ノ照準トイタスヘキ事

右度量衡原器ニ附属ノ器機并各器ノ検査印章及度量衡製作順序番号印等是亦大蔵省ヨリ配達候事

第六条

度量衡取締条例并度量衡種類表ハ三器製作所心得ノ為メ各器製作請負人ヘ一部ツ、下渡スヘキ事

第七条

壳捌所ニオイテ新製ノ器発売日限ノ儀ハ各製作所ニテ新製ノ器概ネ出来ノ上一般ヘ布告ニ可及ニ付右出来ノ期限ヲ預定シ大蔵省ヘ可届出事

第八条

各管庁ニ於テ其管下製作所ニテ出来ノ各器改め方ハ別冊度量衡検査規則ノ通り検査ノ上一々新器検査ノ印章打込下渡スヘキ事

旧器改メ方ハ新器発売ノ日ヨリ日数三百日ト定メ各管庁ニ於テ其管下ヨリ旧器特出サセ相改可申尤別冊度量衡検査規則ノ通り検査ノ上一々旧器検査ノ印章打込ミ可下渡事

但印章打込ヶ所ハ原器ニ打込有之候箇ヶ所ノ通リタルヘク尤旧器ハ旧章重複セサル様可打込事

第九条

旧器改方ハ第八条ノ通りタル可シト雖モ各管庁ニ於テ改方遍ク行届候様專ラ注意スヘク就テハ管轄地ノ廣狭ニ応シ土民ノ便利ヲ計リ適宜ノ場所見計ヒ出張所ヲ設ケ官員分配イタシ候等ハ都テ其地ノ便宜ニ任スヘキ事

右旧器改方出張所ヲ設ケ候向ハ出張所箇所取極メ候上大蔵省へ届出ヘキ事

右出張所ケ所届出次第同省ニ於テ旧器検査印章一ヶ所ニ付一ト通りツ、尚又可相渡ニ付同省ヨリ請取各出張所ヘ配達スヘク尤出張所ニ於ル改方照準ノ原器ハ兼テ相渡有之候原器ニ準シ製作所ニテ出其ノ三器各管庁ニ於テ検査ノ上印章打込毎器各出張所ノ数ニ応シ一ト通りツ、配達イタスヘキ事

第十条

三器ノ税額及ヒ製作所壳捌所ノ利益ハ左之通タルヘキ事

三器製作ノ諸材料并一切ノ諸費ヲ出来品ノ高ニ割合之ヲ各品各所ノ原価ト立右原価ヘ武割四分ヲ添ヘ之ヲ壳捌所ノ通価ト定ム其武割四分ノ内

壹分 但武割四分ノ甘四分ノ一 税金

差引残

武割三分 製作所壳捌所利益

譬へハ秤壹挺ニ付

金壹円 原価

金武拾四錢 武割四分増価

合金壹円武拾四錢 壳捌所ノ通価

内

金壹円 原価

金壹錢 税金

差引残

金武拾三錢 製作所壳捌所利益

右税金ハ検定印章打込下渡シ候器物ニ課シ各器製作請負人ヨリ取立ヘク尤其計算等委曲ハ第十二条ニ参照可致事

右利益製作壳捌両所ノ割合ハ工作ト壳捌多少ニ応シ申合ノ上適宜ニ取定メ候テ不苦尤原価并通価ノ儀ハ決シテ右制限ニ超ヘ候儀相成ラサル旨可申渡置事

製作所壳捌所共私ニ通価ヲ高下イタシ壳買候儀不相成若シ犯ス者ハ律ニ照シ処分スヘキ事

但原価ハ製作所ヨリ為書上且增減ノ都度届出サスヘキ事

壳捌所ニテハ右通価ノ外製作所ヨリ道程ノ遠近ニ応シ運賃ヲ添ヘ其地ノ定価ヲ立候ハ不苦事

但各地ノ定価ハ壳捌所ニ於テ通価并運賃ノ割合書添ヘ其官庁へ届ケ置カスヘキ事

第十一條

各地ノ壳捌所ハ何地ノ製作所ヨリ買卸シ候トモ随意タルヘク且同業中互ノ取引ハ不苦ト雖モ自儘ニ枝店取次所等取設ケサセ候儀ハ不相成事

第十二条

旧新度量衡検査員数并税金等計算ノ便ニ供センカ為メ左ノ計算表大蔵省ヨリ各管庁へ配達候事

一 旧器度量衡検査数計算表

右二枚ツ、員数記載例ヲ添へ配達候条員数記載ノ上壹枚ハ管庁ニ備置壹枚ハ同省へ可差出事

一 新器度量衡検査員数計算表

右六枚三年分ツ、員数記載例ヲ添へ配達候条本年より明後年迄三年間各年員数記載ノ上壹枚ハ管庁ニ備置壹枚ハ毎翌年一月限り同省へ可差出事

一 新器度量衡税金計算表

右六枚三年分ツ、員数記載例ヲ添へ配達候条本年ヨリ明後年迄三年間各年員数数記載ノ上壹枚ハ官庁ニ備置壹枚ハ枚毎翌年一月限り同省へ可差出来

度量衡税金ハ第十条掲示ノ通り検査印章打込下渡シ候器物ニ課シ候儀ニ付各器製作請負人ヨリ年々毎月兼テ検査済器物ノ員数并其原価通価税額等ノ調書為差出来置毎翌年一月ニ至リ同人ヨリ前年分ノ税金取纏メ為差出新器度量衡検査員数計算表ニモ参照イタシ調査精算ノ上右税金計算表ニ添へ同月限り同省へ可相納事

第十三条

製作所ニテ検査印無之品売出シ又ハ他人猥リニ製作イタシ候儀不相成若シ犯ス者ハ其品取上ヶ律ニ照シ処分スヘキ事

但尺ハ尺杖等全ク一時仮用ノ為メ目盛リイタシ候類柄ハ芋鳥芋等ヲ斗リ候為メノ箱ヲ製シ壳候類ハ例外タルヘキ事

第十四条

製作所ノ外尺秤ノ目盛直シ柄ノ縁鍤打替及斗概ノ修復等他人自儘ニイタシ候儀不相成若シ犯ス者ハ其品取上ヶ律ニ照シ処分スヘキ事

第十五条

壳捌所ニ於テ製作ハ一切禁制タリト雖モ權衡壳捌所ニテハ緒紐附替ノ儀差許候間右緒紐結ヒ方目印等兼テ製作所ヘ打合セ為心得置ヘキ事

但緒紐代手数料等ハ最寄同業中申合ノ上定価相立サセ其管庁へ書上ヶ為置ヘキ事

權衡製作所壳捌所ノ外他人自儘ニ緒紐附替候儀不相成シ犯ス者ハ其品取上ヶ律ニ照シ処分スヘキ事

第十六条

製作所壳捌所ハ一般ノ工商ト同様ニテ別段威權箇間敷振舞ハ一切相成ラサル事

第十七条

製作所壳捌所共其管庁官員時々見廻リ諸帳面類点検ノ上書上ヶ原価ノ当否及製作高壳揚高等審査可致且米穀酒醤反物等ノ商家ヘモ時宜次第同様見廻リ用器ノ正否探偵イタスヘキ事

製作所壳捌所共此条ニ触レ不相当ノ儀有之候ハ、管庁ニ於テ其職業差止メ代人申付其段大蔵省へ可届出且其犯状ニ依リニハ律ニ照シ処分スヘキ事

第十八条

新製ノ器発売ノ日ヨリ三器共壳捌所ノ外壳買ヲ禁ス自用ノ品旧新器検査印章有之分壳払ヒ度者はハ同所へ差出候ハ、相当ノ代価ヲ以テ買取ルヘキ事

但向後三器ハ平人売買一切停止タリト雖モ秤錘皿并枠縁鍊弦鍊等取離シ古鉄トシテ律ニ処分スヘキ事

第十九条

旧器改メ三百日ヲ過キ検査印章無之器商業売買ノ際ニ相用候事不相成若シ犯ス者ハ律ニ照シ処分スヘキ事

第二十条

從前ノ枠座秤座及尺工ハ自今製作壳捌共一切停止タルト雖モ旧器検査印章打込相成候分ハ新規発売ノ日ヨリ百五十日内ニ於テ相当ノ割引ヲ以テ為買取ヘキ事

右旧器検査印章打込相成候分壳捌所ニ於テ買取方ハ各管庁ニ於テ兼テ壳捌人へ申諭シ各器買取方目途相立割引ヲ以テ買取候上売出シ候様可為致事

但旧器買取員数ハ旧器買取日数百五十日ノ後取調出来次第各管庁ニ於テ壳捌人ヨリ為書出大蔵省へ差出スヘキ事

第二十一条

旧器売買ノ儀ハ第十八条第二十条掲載ノ通リニ候得共旧器売買ニ付テハ収税ニ不及事

第二十二条

此条例中一般ノ人民ニ係リシ儀ハ各地ノ区戸長ヘモ篤卜為相心得取締筋ニ付万一違犯ノ者有之節ハ速ニ其管庁へ訴出候様兼テ可申付置事

(2) 度量衡法の制定

度量衡取締条例は、前述のような内容のものであることから、学術、工業の発展と洋式の計量器の普及に伴って、その運用においては多くの矛盾や不合理が生じてきたため、政府は明治24年3月23日度量衡法を公布し、同26年1月1日より施行した。

度量衡の基本単位は、同条第1条で「度量ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ基本トス」とし、尺貫法を基本としたが、我が国は、明治18年にメートル条約に加盟し、同22年に、メートル原器、キログラム原器の配分を受けていたので、尺と貫はメートル原器・キログラム原器から換算する方法を探り、1尺は10/33メートルとし、1貫は15/4キログラムと定め、メートル法も公認されるという二元的な単位体系を取った。その後、諸外国から学術・技術の導入を図るには、メートル法だけでなく、ヤードポンド法も認める必要があるということで、明治42年の改正では、メートル法、ヤードポンド法、尺貫法の三種の単位を認めた。

製造、販売等の免許制度については、修理事業が追加され、度量衡取締条例と同様に全て農商務大臣（後の経済産業大臣）の免許となつたが、事業規制については大幅に緩和され、それぞれの免許人の数を府県ごとに定数制限することはやめ、状況に応じて免許を与える方式となつた。事業者に対しては、規制緩和により免許人の数が増えていく

ことになるが、法律違反に対する免許取消しや無免許に対する罰則規定が定められた。この度量衡法は、現在の計量法の体系と似ている部分が多く、現行計量制度の原型として、これにより近代計量制度が確立したと言われている。

メートル原器レプリカ



群馬県計量検定所貯蔵品

尺原器レプリカ



群馬県計量検定所貯蔵品

この原器は、1尺の長さの基準として昔使われました。「尺」はメートル原器を基礎に33分の10と定めていました。現在は、計量法で尺とか寸などの単位の使用は禁止されています。

キログラム原器レプリカ



群馬県計量検定所貯蔵品

貫原器レプリカ



群馬県計量検定所貯蔵品

この原器は、1貫の質量（重さ）の基準として昔使われました。

「貫」はメートル法で作られたキログラム原器の4分の15と定められていました。

計量法で貫とは匁などの単位の使用は禁止されています。

ただし、真珠に限り、匁が使用されています。

貫は開元通宝（1文銭）を1,000枚匁で「貫」いた重さに由来します。
つらぬ

度量衡器の検定及び定期検査については、各県に1箇所「常置度量衡検定所」が設置された。また、営業目的に使用している度量衡器の検定については、「特設度量衡検定所」が設けられた。

検定は、度量衡器を製作し、修復し、あるいは輸入し、販売したり、営業の目的に使うものが必要とされ、明治32年に最初の全国一斉の定期検定が行われたが、現行の定期検査の初めと言われている。

(3) 検定、検査器種の拡大

度量衡法制定当初は、検定、検査の対象は度量衡だけを対象としていたが、日本の諸工業が急速に洋式化する中で各種の度量衡器が対象として追加されていった。

明治26年1月1日、度量衡法が施行された当時の検定、検査の対象器種は、度器の場合、直尺、曲り尺、畳尺、巻尺及び鍼尺、量器は升及び斗概、衡器は分銅、天秤、台秤及び桿秤だけであった。明治28年には革及び麻布製の巻尺が追加された。

中央度量衡器検定所の設置にともない、明治36年度量衡法が改正され、検定は甲種検定及び乙種検定に区分され、甲種検定は中央度量衡器検定所で、乙種検定は地方長官が直接定める検定所で行うこととなった。

このときの改正で、営業の目的で使用されている度量衡器は5年ごとに定期検定を行うこととされていたのを、臨検制に改めたことである。そして、検定証書の発行は廃止され、検定証印が唯一の証となった。

明治42年の法律改正でヤード・ポンド系の目盛りのある度量衡器の検定の道が開かれたが、またこのときガスマートルと水量メートルが度量衡器に追加された。

ガスマートルの検定が開始されたのは大正7年1月であり、水量メートルは昭和3年からである。大正5年の改正で、ヤード・ポンド系の分銅の種類が追加され、甲種検定対象に感量がミリグラム未満の天秤も追加された。

温度計、圧力計等いわゆる計量器が度量衡法の対象となるのは大正8年からのことであり、昭和8年にはガソリン量器が検定に追加される。昭和14年にはタキシーメーターが追加された。

3 計量団体の創立

明治27年4月、度量衡法施行直後に度量衡法の普及を目的とする団体として「大日本度量衡会」が設立された。この団体の構成員は、官庁や学校の関係者が多いことから、官製的なものであったとされ、その広報手段としては雑誌によるものであった。ただし、この団体は、明治36年3月の会報「大日本度量衡会雑誌」を残したまま消失している。

明治44年4月には、「日本度量衡協会」が、度量衡の統一、計測に関する研究、調査及び智識の交換、計量思想の普及並びに関係事項の改善発達を図ることを目的とする文化的団体として、度量衡関係業界、官界、学会の有志よって設立された。なお、この設立には、その前段として、明治43年、群馬県前橋市で開かれた1府14県連合度量衡協議会において設立提案があったことから端を発し、翌年4月の全国度量衡協議会大会の席上において議決し成立したものである。これが、今日の社団法人日本計量振興協会の前

前身であって、日本のメートル法運動の実際面における行動団体としての大きな役割を果たしてきた。

設立当時は個人会員制で、その数は300名程度で全国に亘っていたが、その後、会員増加に伴い各県に支部を置くようになり、昭和22年地方自治法の施行を踏まえて、各支部は解散独立させ、昭和27年には社団法人日本計量協会と組織替えを行い、各都道府県の計量協会による連合組織となった。

その後、平成12年4月には、計量管理協会及び日本計量士会と合併し、日本計量振興協会と改称し、計量制度、計量標準、計量認証制度及び計量士制度の普及啓発活動に当たっている。

4 大正時代から終戦までの度量衡

大正10年4月11日、度量衡法が改正され、度量はメートル、衡はキログラムをもって基本とするとメートル法を基本とする内容に改めた。

法改正の直接の要因は、軍事力強化策を背景とした工業品の規格統一にあり、それは日本工業近代化の大きな変革期における必然の要求と言えた。また、それを後押しする要因としては、大正6年4月ローマで開かれた同盟国を除く万国議員会議において、メートル法による度量衡の国際統一を決議されたことがあった。

ただし、早急な切り替えは混乱を招くとして、国民のメートル法による習熟を持ちつつ移行させるため、メートル法への切り替えのために10年～20年の猶予期間が設けられた。

政府は、メートル法の統一運動を積極的に推進するため、都道府県度量衡機関に措置したほか、道府県も精力的に活動を開始した。この運動にきわめて大きな業績をあげたのは、日本度量衡協会である。全国的な支部組織によって、直接運動を推進した。

以来、毎年4月11日を「度量衡記念日」と定めた。

なお、大正10年から計量器の販売は許可制度になり、昭和8年から販売者（薬局の体温計販売）の届出制度が設けられた。

その後、度量衡器、計量器は配給統制にされ、生産については、全国度量衡器計量器工業組合連合会が、配給については、全国度量衡器計量器商業組合連合会があたることになった。

昭和の2桁の時代を迎えると、戦時色が深まり、国民生活も徐々に統制経済に移行した。度量衡行政もこのような時勢に対応して、塩、砂糖、醤油、麻繩、染料などの商品取引において不正計量が目立つようになり、取引時の計量取締が強化された。

戦後は国内の度量衡行政は困難な時期を迎え、度量衡法令無視のいわゆるヤミ行為が多くなり、法令違反行為を絶滅するための取締行為に重点が置かれた。

5 戦時下的度量衡

度量衡器、計量器については、戦時中にその重要度が低下し、供給不足があったほか、さらに爆撃その他による水道や都市ガス設備あるいは商店等の焼失や25に及ぶ都道府県の検定設備の喪失により、諸量の管理組織は無きに等しい有様となつた。

戦後の経済的混乱は、政府の統制策にもかかわらず、全国的に闇市場をもたらし、急速に尺貫法が復活していった。

一方、多数の連合軍の軍人とその家族、及び経済的困難を救済するために持ち込まれる大量の生活物資や日本の業者に調達される物や役務は、これらはほとんどヤード・ポンド系諸国ものであるために、その影響は大きく、政府の関係者も今後はヤード・ポンド法で工業を復興する必要があるのではないかと考えるようになった。

しかし、占領軍司令部の経済科学局は、日本は当然メートル法による統一を推進すべきとし、ふたたびメートル法統一運動が開始された。

その最初のものは、昭和21年5月8日商工省から各都道府県に宛てた「メートル法普及促進の件」通牒である。

日本度量衡協会は、「メートル法即時断行及度量衡法令改正に関する建議」を衆議院に対して行っている。この協会の動きは、度量衡法の根本改正への一つの布石となった。

実際の行動の最初のものは、昭和22年4月11日つまり度量衡記念日において、日本度量衡協会、中央度量衡検定所が共同で行った街頭宣伝運動で、以後各地において、同協会支部及び度量衡検定機関の手で行われるようになった。

このような情勢の中で、再びメートル法統一運動が開始されるとともに、度量衡法改正の動きが強まった。

昭和22年、新法制定への検討が進められる中で、これまで国の事業として行われてきた地方の度量衡行政をどのように地方自治の本旨に基づく自治体行政とするか議論された。

その結果、地方の計量行政は、職員と経費は地方自治体の所管とすることにし、国(通商産業省)の機関委任事務となった。

昭和22年8月、度量衡法規制調査委員会が設置され、既に同年5月3日施行の地方自治法にも対応しつつ、新しい計量法が誕生することになった。

第2章 現代計量制度の成立

1 計量法の制定

計量法は、昭和26年法律第207号として6月7日公布され、翌27年3月1日から施行された。従来、毎年4月11日を度量衡記念日として定められていたが、この公布日を記念して計量記念日に改められた。

計量法における度量衡法との主な改正点は次のとおりである。

- (1) 単位については、度量衡法が規定するものに、時間・速さ、加速度等電気関係のものを除き、ほぼ当時の経済界において取引または証明に使用されている単位を加えた。
- (2) 製造・修理及び販売事業が「免許制」から製造・修理事業は「許可制」に、また、販売事業は「登録制」に改められた。
- (3) 規制対象計量器は度量衡法に比べ削減し、電気計量器を除いた33機種とした。
- (4) 基準器制度を設けた。
- (5) 檢定の主体を、精度の高低、検定の難易等により、通商産業大臣と都道府県知事に区分した。

- (6) 計量証明事業者の使用する計量器について、「登録制」を設けた。
- (7) 新たな定期検査機関として、特定市町村にも権限を与えた。
- (8) 自主的な計量管理を促進するため、計量器使用事業場の指定制度及び計量士の制度を設けた。

2 計量法改正

計量法は、メートル法統一に大きな役割を果たしたが、制定後10年を経ると社会情勢また技術も変化し、ある程度の改正を必要とすることになり、改正計量法が昭和41年7月1日に公布され、昭和42年6月30日から施行された。

計量法改正による主な改正点は次のとおりである。

- (1) 計量関係法制の一元化のため、電気関係の計量に関する法律である電気測定法を廃止し、これを計量法に統合することにし、これに応じて電気関係の計量単位及び計量器についての規定を整備した。
- (2) 計量単位について、最近の国際度量衡総会等の決定に基づき、若干の単位を法規制の対象として加えた。
- (3) 計量器の製造の事業及び修理の事業について、現行法では許可制とし、幾つかの厳しい基準に適合することを要求しているが、これを検定設備に関する基準に適合していれば足りるとする登録制に改めた
- (4) 検定事務の合理化のため、型式の承認制を採用することとし、検定の段階での構造に関する検査方法を簡略化した。
- (5) 一般消費者の利益保護を強化するため、たとえば一定の生活必需物資を容器に詰めて販売する者に対し、商品の量を正確に計量し、その結果を容器に表記する義務を課した。また、商品をはかり売りする者に対し、その商品の量を購入者に明示する義務を課した。
- (6) 計量証明の事業が近年重要性を高めていることにかんがみ、その公正を確保し、その事業の健全な発達をはかるため、現行の計量証明に用いる計量器の登録制を事業の登録制に改めた。

3 環境計量の導入

昭和47年5月には、公害規制の整備・強化の中で、公害計測用の計量器（濃度計等）が計量法の規制対象とし、公害計測の正確性の確保を図る観点から検定対象とした。その主体については、各都道府県計量検定所では、設備や人の両面から、直ちに対応できないため「指定検定機関」の制度を設けた。

環境計量に対する要求が年々高まる中で、従来の計量士制度の見直しが図られ、昭和49年には環境計量士制度が設けられた。計量証明事業については、同年、濃度・騒音に係る計量証明事業が制度化された。

その後、公害を規制するために設けられた総量規制の導入に対応するため、昭和53年5月には、排水・排ガス流量計が法定計量器として追加される等環境計量に関する規制の整備が図られた。

第3章 新計量法の制定

1 新計量法の制定

近年、技術革新や国際化が進む中で、計量法は幾多の改正を重ねながら対応してきたが、昭和26年から40有余年を経過し、根本的な計量制度の見直しが要請されるに至った。

平成3年8月、計量行政審議会の答申を受け、平成4年5月、計量法は同答申において最重要課題として取り上げた国際化、技術革新への対応及び消費者利益の確保の3つの視点に基づき、基本的に改正された。

(1) 計量単位の見直し

取引・証明に使用されている計量単位（法定計量単位）については、原則として今世紀中に国際計量単位系（S I 単位）に統一することを目的とし、現在使用が認められている非S I 単位を段階的に法定計量単位から削除することとした。

なお、非S I 単位であっても、一定の取引分野において、国内外で広く用いられているものについては、引き続き使用することも出来ることとした。

(2) 指定製造事業者制度の創設

製造事業者において、一定の製造、品質管理能力を有すると認められる事業者が、型式承認を受けている計量器を製造した場合には、その製品については検定を免除するという指定製造事業者制度が創設された。

(3) 事業の登録制を届出制へ変更

従来、計量法の規制対象となる計量器は、製造・修理・販売の段階において、10年ごとに通商産業大臣又は知事の登録を必要としたが、近時、製造事業者等の技術能力の向上等を勘案して届出制に改めた。

(4) 計量標準認証制度の創設

製品規格の国際化が進展した結果、海外から国際計量標準による校正をした計量器の使用が求められることが少なくなく、今後一層拡大する状況を踏まえ、指定校正機関及び認定事業者制度を設け、トレーサビリティ制度の確立を図った。

(5) 商品量目制度の実効性の向上

消費者利益の確保を目的として①量目公差については、片側公差制度が採用され、マイナス側だけに公差を決めるにした。②量目違反に対しては、勧告・公表・改善命令という手続きを設け、取締を実効あるものにした。③輸入商品については、輸入事業者に正確な正味量表記義務があることを明確にした。

(6) 家庭用計量器の技術基準の強化

従来からあるこの制度について、振動・衝撃に対する脆弱性が指摘されているところから、これらを中心に技術基準の強化を図った。

(7) はかりの定期検査制度の強化

定期検査については、①検査周期は従来、市部は年1回、郡部は3年に1回としていたが、これをすべて2年に1回と統一した。②定期検査の実施主体に新たな第三機関を加えた。すなわち、都道府県知事等の指定により、一定の公益法人が定期検査を行うことができる指定定期検査機関制度を創設した。

(8) 適正計量管理事業所

従来の「計量器使用事業場」を、「適正計量管理事業所」への指定に改め、特に、流通関係事業場の指定の促進を図るため、一定の標識を掲げられるようにした。

また、指定の基準についても大幅に緩和した。

2 地方分権の推進

我が国は、明治以来の近代化、そして第二次大戦後の復興において、全国的な統一性、公平性を重視する中央集権型行政システムが、一定の効果を発揮してきたわけであるが、今日においては、行政権限の国への過度の偏在から行政の非効率化を招いており、また長年にわたる東京圏への諸機能の一極集中により経済的、文化的な地域格差の拡大等が見られるようになり、様々な弊害を生じさせている。

そうした中で、成熟化を迎える今日の我が国においては、各地域がそれぞれの歴史、文化、自然条件などの個性を生かした多様で活力のある地域づくりを進めることができるように、分権型行政システムへの転換が求められるようになった。

このようなことから、平成12年4月、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化が図れる中で、計量行政は機関委任事務から自治事務へ変換され、責任のほとんどが地方に委ねられた。

しかしながら、計量行政は、自治事務化以降、計量行政に関わる人員や予算が削減される地方公共団体が多く発生することになり、計量行政を実施するまでの体力格差が地方公共団体間で拡大するようになった。そのため、引き続き計量法を適切に執行するには、民間の能力を活用することが不可欠となり、計量法執行の選択肢を拡大する観点から、指定検定機関制度や指定定期検査機関制度が創設されることになった。

第4章 今後の計量行政

1 今後の計量行政の在り方（次なる10年に向けて）

平成28年2月、経済産業省は「現行の計量制度は、国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全、安心の基盤として機能してきたが、今後計量法を適切に執行するに当たっては、現在の行政機関を含む規制実施機関の実態を踏まえると、制度の必要な改善点等を明確にする必要がある。」との認識に立ち、また「技術の進展等、計量行政を取り巻く状況の変化に的確に対応が求められる。」として、「計量制度に関する課題検討会」を発足させ、解決すべき課題を報告書としてまとめた。

同年5月、経済産業大臣は、それを踏まえて計量行政審議会を招集し、「今後の計量法の施行の在り方について」諮問を行い、同年11月その答申が出された。

答申では、3つの視点と制度見直しに向けた21の論点としてまとめられており、その実施時期は、短期（2～3年程度以内）、中長期（5～10年程度）にわたって取り組むべき事柄として整理された。

3つの視点とは、①民間事業者の参入の促進、②技術革新、社会的環境変化への対応並びに③規制範囲・規定事項の再整理・明確化である。

① 民間事業者の参入の促進とは、適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や

計量士の活用を促進するための見直しを行うことをいう。

- ② 技術革新、社会的環境変化への対応とは、計量器の技術革新、計量制度の取り巻く社会的環境変化に対応し、対象特定計量器や技術基準の見直し等を検討することをいう。
- ③ 規制範囲・規定事項の再整理・明確化とは、現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図ることをいう。

2 計量制度見直しの概要

経済産業省では、平成28年11月1日に取りまとめられた計量行政審議会答申「今後の計量法の施行の在り方について～次なる10年に向けて～」を踏まえて、最初に手がけたのは、平成29年6月21日に次のような計量法施行令の改正を行った。

- (1)特定計量器である質量計に「自動はかり」を追加するとともに、検定証印等の有効期間、検定の実施機関等を追加した。
- (2)発泡酒をはじめとする酒税法の酒類全般について、特殊容器の使用を可能とした。
- (3)国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認について、手数料の見直しを行った。
- (4)平成5年の計量法施行令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置を廃止した。

この改正により、検定の対象となった自動はかりは、「ホッパースケール」、「充填用自動はかり」、「コンベヤスケール」、「自動補足式はかり」の4器種で、取引又は証明に使用されるものが検定の対象となった。

また、今回の大きな改正点は、自動はかりの検定において、都道府県計量検定所を除外し、「国立研究開発法人産業総合研究所」及び「指定検定機関」を検定機関としたことで、実質的に民間の指定検定機関が担うこととなったところである。

その後も順次答申に沿った見直しが進められる見通しである。

計量制度見直しの21の論点－各論点の方向性－

視点	論点	短期的取組	中長期的取組
1 民間事業者の参入の促進	1 計量器開発の効率化（型式承認における試験成績書の受入れ）	○型式承認における試験成績書の受入れを行うべく、所要の見直しを速やかに実施する。 ○特に、OIMLに基づき世界的に試験成績書の活用が進展しており、製造事業者のニーズが高い「非自動はかり」の試験成績書の受入れ体制を整備し実効性のあるものとする。	○他の計量器は、製造事業者側から試験成績書の受入れに関するニーズが高まった際に、受入れ側の体制の状況、非自動はかりでの受入れ実績や国際的動向等を踏まえ、実施を検討する。 ○産総研が中心となり、NITE、計量器メーカー等とも連携し、MAA制度の推進のため、国内体制の整備、国際提案の取組を積極的に行う。
	2 国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進（指定要件の見直し）	○指定検定機関の指定の要件を緩和し、器差検定のみを行う指定検定機関（以下「器差のみ指定検定機関」という。）や、全国規模ではなく一部の都道府県での業務を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する。 ○指定定期検査機関についても、同様の見直しが必要であるかどうか、速やかに検討を行う。 ○計量器団体、計量士団体は、会員等に対して指定検定機関への参入を促す。また、会員等は体制を整備し、積極的に参入する。	○国及び地方自治体は、周知活動等を通じて指定検定機関・指定定期検査機関の普及を推進し、信頼性の確保のため、立入検査や試買調査（市場から計量器を無作為に購入し、適合性を確認）の充実を図る。 ○産総研は、計量器団体、計量士団体等とも連携し、指定検定機関・指定定期検査機関向け及び計量士の資格取得後の教習の充実を図り、指定検定機関・指定検査機関の体制の強化に資する。

視点	論点	短期的取組	中長期的取組
1 民間事業者への参入の促進	3 自主的に検定することが認められる指定製造事業者を指定する際のIS09001の活用	○品質管理基準は、現在存在しないIS09002に代えて、常に最新のIS09001を基礎とし、その認証を取得している事業者にあっては、可能な限りその結果を活用すべく、所要の見直しを速やかに実施する。 ○あわせて、血圧計及び体温計の製造事業者にあっては、上記においてIS013485を選択可能とすべく見直しを実施する。	○IS09001を取得していない現在の指定製造事業者への影響を配慮し、中期的な猶予期間を設ける。 ○国及び地方自治体は、立入検査や試買調査の充実を図る。
	4 計量士の確保、育成（登録要件の見直し、研修等の義務付け）	○一般計量士の「資格認定コース」に必要な実務経験期間を短縮し、短縮期間に応じた教習を実施し、義務付けることを検討する。 ○計量教習の拡充・見直しを行い、計量士登録後の知識習得や技能教習等を実施する。 ○この拡充のために、計量団体等は講師の参画や教材の提供を行い、必要に応じて、計量団体の研修を計量教習の一部の講義として認める検討すること。	○国及び産総研は、計量器団体、計量士団体等とも連携し、指定検定機関・指定定期検査機関の計量士の質の向上及び量の拡大を図る。 ○計量士団体は、自主的なフォローアップや研修を通じて計量士の技量の維持・向上に努める。
	5 計量器のユーザーが計量器を自ら管理できる適正計量管理事業所制度の要件の見直し等	○計量士団体等は、適正計量管理事業所の普及・啓発のための自主的な取組を検討する。（例：自動はかりによる適正管理方法、包装紙等への表示方法など）	○適正計量管理事業所の現行の指定基準を残した上で、ISO 10012を適正計量管理事業所の指定基準の計量管理方法として選択できるよう認めるかどうかについては、今後の発展が期待される第三者認証の状況を国が確認した上で、確認の結果により国が判断することとする。 ○計量士団体は、計量士を中心とした、より一層の取組を強化し、適正計量管理事業所が魅力あるものとする。
	6 基準器と計量標準供給制度（JCSS）校正計量器の共通化	○事業者ニーズの高い分銅、水銀関係（血圧計、体温計など）について、JCSS校正証明書の活用に関する技術基準及び運用の整備に着手し、所要の見直しを実施する。	○それ以外の分野は、実態把握やニーズ調査を行い、ニーズの高い分野から中長期的に順次整備を実施する。
2 技術革新、社会的環境変化への対応	7 スマートメータ化を見据えた特定計量器の構造基準の見直し	(1)○ニーズ・課題は計量器ごとに状況が異なることから、関係各業界も含め、個別ニーズ及び課題の抽出を行うとともに、計量器団体を中心に速やかに共通的課題を抽出する。	(1)○その上で、国・産総研・日電検・地方自治体・産業界・消費者団体等が参画する検討の場を設け、官民一体となり、中長期的な戦略（長期的将来像の共有化、競争領域・協調領域の明確化、中期的な期限を定めて具体的な達成目標の設定、目標を実現するためのロードマップの策定、等）を策定し、技術基準を策定する。なお、この活動は、計量行政審議会において、定期的にフォローアップを行う。 (2)○技術基準に組み込む法令の見直しは、当面実施せず、計量器団体を中心とする自主的取組によってガイドラインや業界標準の作成を実施し、使用者や消費者団体等の理解を得つつ、システムの導入を目指す。
	8 特定計量器として規制することを検討すべき計量器 (1)自動はかりに関し、非自動はかりと同様に規制すべきか (2)水素ディスペンサーに関し、特定計量器に追加すべきか	(1)○中長期的に全国の生産現場に導入されている自動はかりの適正計量を確保する観点から、特定計量器への追加、検定・検査・型式承認の方法の整備等、所要の見直しを速やかに実施する。 ○まずは、製造・修理・販売事業者による適正な計量の実施が確保される必要があることから、これらの事業者への届出の義務を課す。 (2)○国、産総研、計量器団体等が連携し、OIMLへの提案を実施し、技術・研究開発と適正計量とが両立する国際技術基準の発行を目指す。	(1)○製造事業者に対する型式承認・検定の実施、使用者に対する検定・検査の実施は、取引・証明に使用される可能性が高い計量器を優先するなど段階的、かつ、中期的に実施する。 ○既に使用されている計量器の検定・検査は、構造検定は省略し、使用公差のみの義務付けを行うなど、規制による影響を考慮し、中長期的に検定・検査の義務付けを実施する。 ○国、産総研、計量器団体等が連携し、OIML審議に積極的に参画し、国際技術基準の策定を推進する。 (2)○ロードマップにおいて、水素ステーション事業の自立化目標時期としている2020年代後半には特定計量器に追加していることを目標とし、検定・型式承認の実施に向け、国、産総研、計量器メーカー、供給事業者等が連携し、検定・型式承認の技術基準、実施体制の検討を行う。なお、この特定計量器への追加の目標時期については、ロードマップの改訂状況を踏まえ検討を行う。

視点	論点	短期的取組	中長期的取組
規制範囲・規定事項等の再整理・明確化 3	9 計量証明事業者に所有を義務付けている機器の見直し、都道府県による指導の均一化	○計量証明事業の登録に当たっては、計量証明事業者が所有するべき最低設備等の見直しを行う。最低設備等の選定については、関係者の意見を聴取の上、現行の濃度の区分（大気、水又は土壤）の見直しの是非も含めて検討する。 ○最低設備等について、技術的要件の整理やガイドライン等の制定に向けた検討を開始する。	○計量証明事業の最低設備等の見直しは、将来にわたって定期的に実施するのが望ましい。 ○環境計量証明事業は、グローバル化を見据えた在り方の検討を行う。 ○最低設備等について、技術的要件の整理やガイドライン等の制定を踏まえ、都道府県の指導のレベルの均一化に努める。
	10 計量証明事業者が定期的に受けける計量証明検査の見直し	○計量証明検査について、関係者の意見を聴取するなど実態の把握に努め、必要に応じて適切な検査方法を検討する。 ○立入検査について、関係者の意見を聴取するなど実態の把握に努め、指導内容の整理やガイドライン等の制定に向けた検討を開始する。	○計量証明検査や立入検査について、都道府県の指導のレベルの均一化に努める。 ○標準物質による校正方法等に着目した基準、運用への改正、あるいは、ISO9001やISO/IEC17025等の活用は、必要に応じて中長期的に検討する。
	11 質量分率と体積分率の明確化(wt%やvol%等の表記)	現状の制度を維持する。	○質量分率と体積分率の明確化は、計量証明団体で自主的な標準化を行うのが望ましい。
	12 特定計量器修理後の検定までの間の計量器の使用	現状の制度を維持する。	○ただし、指定検定機関の見直しが施行された後、民間事業者が中長期的な取組において積極的に指定検定機関への参入を行い、修理後検定に対してより迅速な対応を行う。
	13 計量器に修理実施者への修理実績の義務付け	現状の制度を維持する。	○ただし、製造事業者等の自主的な取組によって中長期的に業界標準のICタグ、QRコード等のシステムを導入する。
	14 新たに特定計量器に指定された計量器に対する初回の定期検査免除期間の統一	○特例措置の意義は薄れたので、特例措置を廃止すべく、所要の見直しを速やかに実施する。	○長年の運用によって特例措置が定着していることから事業者への周知、あるいは事業者の対応のために中長期的な猶予期間を設ける。
	15 計量器販売事業者の遵守事項の追加	現状の制度を維持する。	○ただし、国、自治体、業界団体及び消費者団体等が連携し、中長期的に定期検査の必要性の周知を実施する。 ○また、製造事業者等の自主的な取組によって中長期的にICタグ、QRコード等のシステムを導入することで、容易に把握できる仕組みを構築する
	16 検定証印・定期検査済証印の年号表記及び表示方法の統一	○他の証印と統一的に使用者及び消費者にとって分かりやすい、表記方法、かつ、貼付印を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する。	
	17 商品量目制度の他法令の規制との関係整理・規制の簡素化	○商品量目分類については、国が主導して自治体と特定商品の該非についての解釈の統一化を図り、事業者にも情報共有等を行うなど、運用面での改善を行う。	○計量法と食品表示法等の他法令との間で、不整合が生じており調整が必要と考えられるものについては、関係省庁と意見交換を行い、個別に検討を進めていく。
	18 商品量目制度の国際勧告への整合化	現状の制度を維持する。	○5g未満の極少量商品の量目公差は、内容量不足による消費者への著しい不利益、OIMLとの制度の違い、規制対象とすることによる実効性の担保方法等を精査し、ガイドラインの必要性について検討する。
	19 特殊容器使用商品の追加	○発泡酒・第三のビールを特殊容器に使用できるよう、所要の見直しを速やかに実施する。	
	20 申請者の利便性の向上・手続の効率化	○NITEは、JCSS・MLAPの手続において、より柔軟な手段での電子データによる申請を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する。	○国は、地方自治体が連携している先進的な取組を積極的に情報提供し、地方自治体は複数の自治体が補完・協力する取組を検討する。

引用文献

- ・計量百年史　社団法人日本計量協会 昭和53年9月発刊
- ・神奈川県の計量100年史 神奈川県計量協会 昭和56年3月発刊
- ・ひろしま計量100年のあゆみ 「ひろしま計量100年あゆみ」実行委員会 平成7年2月発刊
- ・計量協会100年記念誌 一般社団法人 日本計量振興協会 平成24年11月発刊
- ・「計量制度に関する課題検討会」報告書 計量制度に関する課題検討会 平成28年3月31日
- ・「今後の計量行政の在り方一なる10年に向けてー」答申 計量行政審議会 平成28年11月1日

IV 群馬県計量関係団体のあゆみ

第1章 群馬県計量協会

1 日本度量衡協会

明治24年度量衡法が公布されて間もなく、明治27年4月に大日本度量衡会が設立されたが、当時は法が施行されて間もないこともあり、度量衡器も粗悪品が多く「検定取締ノ現性稠密ナルベキ制作使用ノ精確慎重ニスベキヲ識ズ」として、どちらかと言うと政府主導型で、役員も官庁、学校の人も多かったようである。

現在の(一社)日本計量振興協会の前身である日本度量衡協会は、明治43年群馬県前橋市で開催された「1府14県連合度量衡協議会」において設立の提案がなされ、翌年4月に度量衡関係業界、官界、学会の有志によって設立された。

目的は、度量衡の統一、計測に関する研究、調査及び知識の交換、計量思想の普及並びに関係事項の改善にあり、特にメートル法普及運動を通じて、メートル法の統一に大きな役割を果たしてきた。設立当時は個人会員制で、その数は300名程度で全国に亘っていたが、その後会員増加に伴い各県に支部を置くようになった。

各県支部の結成は大正2年から昭和の始めにかけて行われているが、群馬県においては、明治43年に本県計量界の元老とされる松村祿郎氏の提唱により、度量衡業者で組織する「群馬県度量衡組合」が創設され、大正9年4月にそれを母体に「日本度量衡協会群馬県支部」として現組織の礎が設立され、計量制度の普及、啓発指導等に取り組み、特に尺貫法からメートル法への切り替え時には、大々的にイベントを開催するなど計量思想の普及啓発に努めてきた。



2 群馬県計量協会

(1) 計量協会設立

「日本度量衡協会群馬県支部」は昭和27年に「群馬県計量協会」と改称した。また、昭和26年度量衡法が計量法に改められてからは、計量工業会、計量証明事業協会、計量管理協会及び計量士会等が任意に設立され、それぞれの立場から計量を通じて県民生活の向上と県内経済の発展のために寄与してきた。



群馬県計量協会の設立総会祝賀会

昭和30年9月、松村祿郎会長の時、会員相互の連絡と親睦を密にすることを目的に機関紙「群馬の計量」が創刊され、爾来現在に至るまで65年もの長きにわたって、会員相互の有用な情報ツールとして刊行が続いている。

昭和44年には、三木計量検定所長の尽力により、県内の既存計量5団体（計量協会、

計量工業会、計量管理協会、計量証明事業協会、計量士会）が大同団結して統合され、群馬県を区域とする計量団体として、安藤賢一を初代会長とする「群馬県計量協会」が設立された。

【昭和44年設立総会】

○会員数950名

- ・販売事業者859名
- ・管理事業者50名
- ・証明事業者16名
- ・計量士15名
- ・製造修理事業者10名

○組織

- ・販売部会
- ・管理部会
- ・証明部会
- ・計量士部会
- ・工業部会

○役員

会長1名、副会長5名以内、理事35名以内（内1名を専務理事、若干名を常任理事）、監事2名、書記若干名

○事業予算 1,650千円

- ・収入 会費1,006、県費補助金500、事業収入ほか144
- ・支出 事務費590、事業費800、会議費150、中央分担金80、予備費30

○事業計画

〈基本方針〉

本会は、計量法に則り、計量思想を広く県民に普及促進することをもって社会開発と県内産業の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦協調に努めることを目的とし、次の重点方針に基づき事業を推進する。

1 県民消費者に対する計量思想の普及

- (1) 計量モニター制度への協力
- (2) 計量教室、計量座談会の開催
- (3) パブリックスケールの設置
- (4) 家庭用計量器の普及

2 商工業者に対する計量管理指導

- (1) 計量管理強調月間の制定
- (2) 商業者組合別計量管理の指導推進
- (3) 生産企業に対する計装化と計量管理指導
- (4) 百貨店、大型店に対する計量管理の推進指導
- (5) 計量管理、計測技術の講習会の開催
- (6) 計量士による計量管理、代行検査の普及促進
- (7) 計量器製造事業場、優良計量器使用事業場の見学会の開催

3 計量新技術の導入、普及、研究

- (1) 計量器産業の技術開発と調査研究
- (2) 計量証明事業者の設備改善指導
- (3) 計量証明主任者講習会の開催

4 会員指導

- (1)登録手続きの指導
- (2)検査手続きの指導
- (3)その他計量全般の指導

5 計量記念日事業

6月7日の計量記念日を中心に県と強調して計量思想の普及、正量取引の強調及び計量管理の推進を図る。

- (1)計量功労者の表彰
- (2)正量取引強調月間の設定

6 関係官公庁及び関係団体との連絡協調

しかしながら、設立当初の財政的基盤は脆弱で、事業収入は微々たるものしかなく、収入の多くは会費収入と県の補助金で賄われていた。

業務は、県計量行政の補完団体として、各部会単位で積極的に事業活動を行い、計量思想の普及、啓発指導に努めるなど、その役割を果たしてきた。

昭和45年度には、「計量改善普及対策事業」として、計量教室、計量改善普及連絡会、パブリックスケール制度、正しいはかりの店、計量器の精度確認事業、映画「くらしと計量」の上映等々、県民向け啓蒙、啓発等の具体的な事業を本格的に展開した。

昭和49年に公害問題を契機として濃度、騒音レベル等の環境計量証明事業が計量法の規制対象となったことから、環境計量証明事業所が計量協会会員として加わり、昭和51年には他県に先んじて「計量証明部会」の中に「環境分科会」を設置、特別会費を集めながら独自に自己啓発、営業活動等々の事業を積極的に展開してきた。

事務局体制は、大同団結する以前は会費収入が乏しい状況にあったため、県計量検定所職員が常務理事としての役職のほか事務局の仕事を兼務していた。

昭和44年5月の大同団結以後からは、財政状況は乏しいながらも県計量検定所で退職した県のOBを専務理事兼事務局長として招聘し、事務員1名と合わせ専任職員2名による事務局体制が整った。

平成元年に、創立70周年を記念し、高崎市の問屋街センター展示場において、最新の計量・計測・科学機器等々関連機器を一堂に展示する「群馬県計量計測科学機器展」を計量協会が中心となり、会員各位の協力を得て盛大に開催し、全国に例のない事業として県外の計量関係業界団体等から注目を集めた。

(2)社団法人化



平成4年の計量法の改正により、「県は指定定期検査機関に定期検査を行わせることができる」とされ、「指定定期検査機関」となるには「社団法人化された団体」としての要件を満たさなければならないとされた。

当時、全国では既に13道県の計量協会が社団法人化されており、3県が指定定期検査機関として指定されていたことから、群馬県においても、将来「指定定期検査機関」の

指定を見据え、県計量検定所の要望とともに支援も受けながら、協会内で「社団法人化検討委員会」を立ち上げて協議を重ね、平成8年に社団法人化として体制を整えた。

【社団法人設立当時の役員】（順不同敬称略）

会長 横田初英(平和衡機株)

副会長 杉山吉郎(有)杉山資源)、横山進吉(株)横山衡器製作所)、松倉重昭(株ユニオング)、廣田稔(株)ヒロタ)

専務理事 松岡小十郎(県O B : 計量士)

理事 佐藤安信(県O B : 計量士)、桑原幹(有)桑原園茶店)、小林敏男(小林平十郎商店)、宮前剛(株)宮前薬局)、武井伸男(群馬衡器)、小池務(小池物産株)、三橋新太郎(日本精密測器株)、長島健一(株)長島薬局)、三井田光雄(ホームセンター三井田)、大木純一(大木理工機材株)、吉浜和夫(株)環境技研)、堀越信宏(有)恵比寿屋黒澤商店)、小沢二郎(株)小沢)、野口靖夫(太陽機器株)、松江直吉(有)松江薬局)、牧繪孝夫(有)マキエ一貫堂)、廣田博司(有)廣田銅鉄店)、片桐孝雄(有)片桐商店)

監事 中沢三四雄(株)中沢薬局)、横尾肇(横尾計器株)

「指定定期検査機関」の指定を受けるべく、県計量検定所の全面的な支援を受け（嘱託職員を国立研究開発法人産業総合研究所計量研修センターに入所させることで）専任計量士を確保し、事務員を補充するなどして事務局体制を整え、平成15年に群馬県から「指定定期検査機関」として指定を受け「定期検査業務」受託という新たな事業をスタートさせた。

平成19年から太田市と伊勢崎市が特定市となつたことから「はかりの定期検査」も県から独立したが、当協会が指定的検査機関として指定され、引き続き「はかりの定期検査」を受託した。

(3)一般社団法人として

公益法人制度改革に伴い、社団法人から一般社団法人に移行、平成24年5月の定時総会において承認され、計量技術の調査研究、計量思想の啓蒙普及、計量器定期検査、計量管理指導等の事業を行うことにより、群馬県における適正な計量の実施を確保し、もつて本県の産業経済の発展及び消費生活の向上に寄与することを目的とし、自立を目指した新たな団体としてスタートした。

【一般社団法人設立当時の役員】（順不同敬称略）

会長 横田貞一(平和衡機株)

副会長 金子忠夫(富士計器製造株)、浅川千佳夫(株)群馬分析センター)

笹尾利昭(県O B : 計量士)

専務理事 中澤恒恭(県O B)

理事 君浦康友(日本精密測器株)、松岡小十郎(計量士)、神尾岳志(群馬トヨタ自動車株)、大木徳広(大木理工機材株)、神戸明(J A 東日本くみあい飼料株)、大塚利一(信越化学工業株)群馬事業所)、谷長幸(東邦車輛株)、本間良一(計



量士)、五十嵐淳一(日本光電富岡株)、関口良信(株寺岡精工群馬営業所)、佐藤豊(株イシダ群馬営業所)、片桐伸也(株片桐商店)、久松一夫(久松商事株)中嶋学(トキコテクノ株前橋営業所)、茂木安夫(計量士)
監 事 鈴木道夫(株タツノ前橋営業所)、星正敏(株環境技研)

会員向け事業はもとより、「ものづくりぐんま」を支える県内企業に広く働きかけて事業を展開しており、特に平成23年度から毎年開催している「中小企業向け測定基礎研修」においては、企業内研修の一環として参加する会員外企業も多く見受けられ、県外企業からの問い合わせもあるなど、継続性をもって取り組んでいる事業である。

平成29年度、今まで「はかりの定期検査」を直営で行ってきた前橋市が方針を転換し、当協会に対し「指定定期検査機関指定」の意向を示したことから、平成31年度委託開始を目途に前橋市と協議を開始した。前橋市の「定期検査業務」を遂行するには、現在のスタッフでは足りず、「計量士1名及び事務員1名の増員」が必要であることから、まずは計量士の育成確保に着手、有力候補者1名を選定し協会で雇用、「国立研究開発法人産業総合研究所計量研修センター」に入所させ、資格を取得させるとともに、前橋市において検査業務に携わっていた嘱託職員1名の雇用を確保するなど、委託条件等の協議と並行して事務局体制の整備を図り、平成31年4月から「前橋市指定定期検査機関」として指定を受け「定期検査」を始めた。

また、同年10月には関東甲信越地区の計量協会及び計量士会で組織する「関東甲信越地区計量団体連絡協議会」が渋川市伊香保町「伊香保温泉」において本県当番で開催され、来賓には山本一太群馬県知事、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課阿部一貴計量行政室長をはじめ、国立研究開発法人産業技術総合研究所小谷野泰宏計量研修センター長、河住春樹日本計量振興協会専務理事ほか各計量関係団体各位をお招きし、管内各都県計量協会、計量士会からは総勢161名が参加、提案議題等の審議、夜の懇親会も含め活発な意見交換を行うなど成功裏に終了することができた。



(4)今後の課題

現協会は、計量関係業務の規制緩和などによる会員の減少とともに会費収入が減少し、現状では「指定定期検査機関」としての県及び特定市（伊勢崎市、太田市、前橋市）からの検査業務委託料が当協会の主たる財政基盤となっている。

しかしながら、今後においては、会員サービス事業を模索し会員確保を図るとともに、将来にわたって安定した「定期検査業務」を推進するため、若年計量士の育成確保を最重点事項と捉え、盤石な「事務局体制」を構築して行かなければならない。

また、高崎市指定定期検査機関である「一般社団法人群馬県計量検査センター」との協力体制を更に進め、群馬県全域の計量検査体制の確立を図っていくことも協会の責務であると考えている。

第2章 群馬県計量士会

1 日本計量士会

一番新しい団体ではあるが、その歴史は古く度量衡法時代に既に全国運動もあり、計量士法制定の議員提案さえなされていた。1951年の計量法公布とともに計量士の名称が法制化され、各県に県計量士会の誕生を見るに至った。全国的には社団法人計量管理協会のひとつの部会としてまとまつたが、1959年に独立、連合会を発足させた後、10年後の1969年社団法人化を達成している。

当時から、計量士基礎技術講座、一般計量士国家試験直前準備講習、定期検査の充実等々により事業収入も安定し、会員に対する事業拡大とともに会への信頼も増していく。

しかしながら、1963年には、臨時行政審査会は、各省庁の「〇〇士」という資格者を削減する一環として、計量士制度の廃止を政府への答申に入れたため、役員及び会員一丸となって反対運動を展開し廃止案の撤回を勝ち取っている。

1966年の計量法一部改正により法定計量器の範囲が整理され、検定対象計量器が大幅に削減された。このため削減された計量器の性能評価の基準が不確かになり、混乱が生じ始めたことから日本計量士会連合会は、これら計量器の性能確保の観点から検査法人設立を企画した。しかし、法人設立には多くの制約があり直ぐには困難であることから、計量士の地位向上等々を含め、前段として社団法人化を設立することとした。1968年役員会を開催し「会の在り方」を審議し「社団法人化」を了承、推進することで一致した。

通商産業省「計量行政審議会」の承認、1968年設立総会を経て1969年通商産業大臣の認可となり「社団法人日本計量士会」が誕生した。事務局は連合会に引き続き「日本計量協会事務局」の支援を受けていた。

社団法人日本計量士会は「連合会」方式を踏襲し各都道府県の計量士会を支部としてまとめることを基本とした。支部は1970年から1976年までに30の支部が誕生した。

1982年「臨時行政審査会」は行政の効率化、スリム化などの観点から計量器使用指定事業場の拡大、計量士による定期検査の推進などを答申したことから、通商産業大臣は「計量行政審議会」に同様の諮問を行った。

1986年地方郵政局は、計量管理業務を社団法人日本計量協会の支部に業務引き受けについて打診し、社団法人日本計量士会、通商産業省計量行政室、郵政省用品研究所と協議を行い、社団法人日本計量士会の支部は、社団法人日本計量士会会长からの委託業務として地方郵政局と契約を結ぶことにより「計量管理業務」を受託することとした。当業務は急速に広まったが1989年通商産業省計量行政室と郵政省用品研究所との奇妙な確執から中止となり、以後、郵政省が使用する質量計は検査対象外のはかりに移行することになった。

1988年総務庁は行政効率と規制緩和の一環として、定期検査周期を見直し、都市部1年、郡部3年を統一、3年を提案してきた。社団法人日本計量士会は、計量行政室と共に同步調をとり、この提案の阻止運動を全国展開し撤回に成功した。

そのような状況の中、計量士制度の存続、計量士が社会的に認知された職種とするためには、外圧を跳ね返すとともに自意識の確立が重要であるとし、計量士会単独の力よ

りは計量界全体としての認識が必要との判断の基、日本計量協会、計量管理協会、日本計量士会の大同団結が必然的なものとして検討された。

統合についての確認事項として、「3団体は対等の立場であること、新団体の会長は3団体の会長から選出しない。」であったが、統合のテクニックとして「計量会館」を財産とする日本計量協会の解散は税負担が膨大になること、3団体共に解散して新団体を設立することは手続き的に極めて煩雑になること、などから日本計量協会を存続団体とし、計量管理協会及び日本計量士会を解散、日本計量協会の定款を改正し2団体を受け入れ、2000年4月、社団法人日本計量振興協会が設立された。

これを契機に各都道府県も次々と計量団体の統合再編に着手、一部の都県を除き計量協会内の「計量士部会」として組織再編している。

2 群馬県計量士会

日本計量士連合会からの働きかけ、通商産業省の動向などを踏まえ昭和43年群馬県計量士会が設立された。

【発足当時の役員】

会長 横山 昇
副会長 三木 健
会員 乙部秀夫ほか25名

3 群馬県計量協会計量士部会

群馬県計量士会設立の翌昭和44年、国の流れに準じて計量協会、証明協会、管理協会、計量士会が団結し、新たな計量協会組織再編（設立）への動きが活発化する中、同年の総会において群馬県計量士会を解散し「計量協会計量士部会」として再スタートとなった。

【計量士部会役員】

部会長 横山 昇
副部会長 武井仲男
部会理事 三木 健

【計量士部会の計量協会役員】

副会長 横山 昇
専務理事 三木 健
常任理事 武井仲男

4 社団法人日本計量士会群馬県支部と群馬県計量協会計量士部会

昭和46年、社団法人日本計量士会が郵政省委託検査（ハカリの定期検査受託）などの事業を円滑に推進するため「群馬県計量協会計量士部会」を「社団法人日本計量士会群馬県支部」として発足させたことで、社団法人日本計量士会の下部組織としての一面も併せ持つ組織となり、以降暫くは「群馬県計量協会計量士部会」よりも「社団法人日本計量士会群馬県支部」として内外含め活動している。

なお、当時の議事録によれば、日本計量士会は「当計量士会主催の技術研修会に支部結成のない地区の計量士の受講を認めない。」などのプレッシャーをかけてきたようである。

【社団法人日本計量士会群馬県支部役員】

支部長 横山 昇
副支部長 武井伸男
幹 事 三木 健
同 木持忠明
常任理事 佐藤安信
監 事 横山進吉
同 西 源吉



第25回日本計量士会関東甲信越地区支部連絡協議会
H11. 9. 9~10 ホテル櫻井で開催

5 社団法人日本計量士会群馬県支部の解散

平成12年、社団法人日本計量協会、計量管理協会、日本計量士会が解散、日本計量協会の基に大同団結し、新たに社団法人日本計量振興協会として発足、日本計量士会の解散に伴い「同群馬県支部」も解散した。

6 現状及び課題

社団法人群馬県計量協会が平成24年4月に一般社団法人となり、同協会計量士部会として同協会の指定定期検査業務に全面的に協力するなど引き続き積極的に活動している。

群馬県計量協会（指定定期検査機関）の実働部隊として重要な役割を担っているが、高齢化の波は当計量士部会にも例外なく押し寄せていることから、将来にわたって安定した「定期検査業務」への協力体制を維持するためには、若年計量士の育成確保を最重点事項と捉え、盤石な体制を構築して行く必要がある。

第3章 群馬県計量協会環境分科会

1 設立

我が国において、昭和40年頃から高度成長の陰で「公害問題」が叫ばれ、健康問題や自然環境破壊が大きな社会問題となり、国、地方自治体、事業者及び国民が一体となつての対策が急務となっていた。

そんな社会情勢を受け、環境測定と分析結果の社会的信頼性の確保が要求され、昭和50年3月に計量法が改正され、濃度、騒音レベル等の計量証明事業が規制対象となり、「環境計量士資格制度」、「環境計量証明事業者登録制度」が制度化されたことにより、「環境計量証明事業者」が計量協会会員となり、環境計量証明事業者会員相互の技術の向上、行政機関への協力等々を目的に、「計量証明部会環境分科会」として発足した。

【発足当時の役員】

会長 斎藤信太郎 (株)群馬環境技研)

副会長 松本史郎 (株)環境分析センター)

発足当時は8社であった会員は、徐々に増え現在は26社となっている。

公害問題に始まった環境計量証明事業は、その後世の中の要請で環境保全へと変わっていき、有害物質のみならず生活環境監視のためになくてはならないものになっている。

2 事業

会員は、総務企画委員会、浄化槽委員会、技術委員会、放射線委員会の4委員会いずれかに属し活動している。総務企画委員会は主として「環境分科会事業」全般を事業計画に則って遂行する実務を担っている。浄化槽委員会は関係団体との協力体制で効率化11条検査に取り組んでいる。技術委員会は毎年テーマを決めて月1回程度集まり研究を重ね、年度末には成果を報告書にまとめている。

(1)記念誌の発行

平成18年には「環境分科会」創立30周年を契機に、これまでの来し方を振り返るとともに、これからの方針とする目的で記念誌を発行した。

【創立30周年記念誌発行当時の役員】

会長 浅川千佳夫(株)群馬分析センター)

副会長 中西昇(環境科学コーポレーション株)

理事 佐藤弘之(株)インフォマテックヨシヤ)、川口勝(株)環境技研)、新井宗雄(瑞晃化学株)、下山裕(株)不二ケミカル)、佐藤留治(シバタ環境科学株)、高橋正欣(関東電化産業株)、加藤征一郎((公財)群馬県健康づくり財団)

監事 新井由雄(有)アライ計量事務所)、関根勇仁(株)環境分析センター)

(2)放射線委員会設置

平成23年3月11日に発生した東日本大震災における「東京電力福島第1原子力発電所」放射線放出に危機感を抱き、「放射線委員会」を新たに設置、県内各箇所から土壤のサンプリングを行い「放射線量」を測定し、年度末には成果を報告書にまとめている。

(3)現在

令和2年度は、コロナ禍において委員会活動が大幅に制限されているものの、そのような状況下でも、活発な活動の中で成果を上げており、同時に会員間の交流と合意形成に努めている。

一方、計量協会環境分科会の認知度をあげるため、群馬県国土整備部各課や環境森林部各課との意見交換会を開催し行政との連携、協調を図るとともに、衛生環境研究所の研究成果を講演会等で聴取し、知識の習得と技術の向上を図るなど積極的に活動している。



国土整備部との意見交換会



環境森林部各課との意見交換会

また、環境計量証明事業所の社会的地位向上のためにも、精度管理を十分に行い、適正な分析結果を生み出すとともに、地味ではあるが協会に必要不可欠なものと認識し取り組んでいる。

【現在の役員】

会長 浅川千佳夫(株群馬分析センター)

副会長 佐藤弘之(株インフォマテックヨシヤ)、杉山崇(プロファ設計(株)環境研究所)

理事 小見明(株環境技研)、新井俊則(瑞晃化学(株))、中野恵子(関東電化産業(株))、

富岡淳((公財)群馬県健康づくり財団)、関根勇仁(株環境分析センター)、

須野原修((一社)群馬県薬剤師会環境衛生試験センター)

監事 佐藤留治(シバタ環境科学(株))、新井忠男(株)ヤマト大和分析センター)

第4章 一般社団法人群馬県計量検査センター

昭和42年から44年にかけて、高崎市では群馬県計量協会高崎市部会と関係業界の役員が同行して、各小売商組合などに計量器の日常管理面について指導を行った。

その結果を受け、本法人設立の具体的な研究を進めた。

そして、昭和45年2月10日に高崎市の担当課長と県計量協会会長を中心に検査法人設立構想について協議した。昭和45年3月10日に県庁において、県商工労働部長ほか担当職員、県計量協会会長、前橋市担当職員、高崎市商工部長ほか担当職員による会議で本法人設立の基本構想の検討を行った。

その後、設立総会までの経緯は、以下のとおりである。

昭和45年5月20日、県計量協会高崎市部会総会において、本法人設立推進の意志決定

昭和45年10月2日、県計量協会高崎市部会役員会において、計量士による代検査業務の技術的、法制的検討

昭和45年12月4日、設立準備委員会において、①経過報告②法人の名称③定款案④事業計画、予算案⑤発起人の選出について審議

昭和45年12月11日、第1回発起人会にて、①定款案、事業計画及び予算案の検討②発起人代表の選出に伴う今後の行動計画について審議

昭和46年1月21日、第2回発起人会にて、①定款案中「役員」の条項②総会開催について審議

昭和46年2月16日、設立総会を開催（会員数41人、出席者32人）

まず、「社団法人群馬県計量検査協会」の設立が承認され、原案どおり定款制定が承認された。役員選任については、定款に理事20名以上23名以内、監事2名とされたため、22名の理事と2名の監事を選任した。

そして、設立代表者には、住谷啓三郎市長を選任した。

また、理事長に住谷啓三郎市長、副理事長に佐鳥全次氏（株佐鳥薬局）、常任理事に越谷哲男氏（高崎市商工部長）、横田初英氏（平和衡機株）、須郷登世治氏（高崎衡機株）、長井六郎氏（高崎米穀商組合）を選任した。

このときの設立趣意書には、「計量器使用者の所在場所において、計量法の規定による定期検査に代わる計量士による検査を実施し、また、群馬県内における工場、商店等の計量管理を促進、適正計量による正量取引を実現して信用の確保を図り、企業の発展に寄与しようとするものである。」と記載されており、当法人では、所在場所で計量器の検査を実施することを推進してきた。

昭和46年5月25日、「社団法人群馬県計量検査協会」として第1回通常総会を開催した。高崎市長の交代があったため、住谷啓三郎氏にかわり、沼賀健次氏が新理事に就任し、設立総会で理事に就任した21名及び監事2名については、全員重任となつた。

その後、開催された理事会において、理事長に沼賀健次氏が就任し、副理事長及び常任理事4名は、設立総会時に選任された方々が引き続き就任することとなつた。

昭和46年度の職員体制は、国鉄O Bの計量士西源吉氏（56歳）と臨時職員（補助員）として柴田啓三氏（40歳）の2名であった。

その後、3年間西氏が計量士として活動され、昭和49年度は計量士の三森智氏（26歳）

が1年間活動された。

昭和50年度から三木健氏（63歳）が嘱託の計量士として昭和55年度まで活動された。また、定年退職まで本法人の職員として活動された野辺恒夫氏（19歳）が昭和50年に採用された。野辺氏は、昭和56年9月14日に計量士資格を取得したが、採用された職員が、計量講習を受け、実務経験を経て計量士の資格を取得する魁となった。

高崎市の計量証明事業は、昭和36年に設立された「高崎市計量事業協同組合」が担つてきたが、昭和54年9月末で解散することとなり、当法人で事業を引き継ぐこととなり、職員を採用して対応してきた。

平成20年3月に群馬支所北側駐車場内に新しく計量検査所が移転され、計量証明事業は平成19年度限りとなった。

昭和60年に現職員の岩崎博史氏（22歳）が採用され、その後、平成2年8月6日に計量士資格を取得する。

平成21年度に現職員の橋本英明氏（25歳）が採用となり、橋本氏は平成22年度後期一般計量教習入所試験に合格し、独立行政法人産業技術総合研究所の一般計量特別講習を受講後、5年間の実務経験を経て、平成27年3月5日に「計量士登録証」が交付され、当センターの計量士として、現在に至っている。

平成31年4月に採用された伊藤征也氏（26歳）は、現在計量士資格取得を目指し、補助員として業務にあたっている。

現在、職員は3人体制であるが、当センターでは、積極的に研修に参加したり、フォークリフトや玉掛けなどの技能講習などにより、必要な資格を所得するなど、職員の技能の充実や資質向上を図っている。

当法人の発足当時の所在地は、高崎市栄町44番地であった。

その後、昭和48年6月に住居表示の変更により、高崎市栄町3番36号となった。

平成20年3月から、高崎市足門町1658番地（群馬支所北側駐車場内）に高崎市計量検査所が建設され、現在に至っている。

当法人の名称は、発足時に「社団法人群馬県計量検査協会」であったが、平成4年5月20日、計量法が全面改正され、これに伴い、公益法人による指定定期検査機関制度が創設され、全国的に県協会の法人化の機運が高まった。群馬県計量協会においても、平成8年4月1日を目途に法人化が進められたことに伴い、法人名が類似することからユーザー等に対する混乱を避けるため、平成8年4月1日から「社団法人群馬県計量検査センター」に改称することとなった。

この際、県協会の新法人設立時に当法人と県計量協会との合併も模索されたが、合併については、それぞれの法人が自然的に合併できるまでは先送りすることとされた。

また、平成15年4月1日から、高崎市より指定定期検査機関として定期検査を受託することとなり、法人設立以来、市長が理事長を務めていたが、平成15年2月13日に開催された理事会において、松浦幸雄理事長が辞任し、横田初英氏が理事長に選任された。

平成15年2月20日に開催された臨時総会において、「指定定期検査機関業務規程」と「特定計量器定期検査業務委託契約書(案)」が可決承認され、平成15年4月1日から、

高崎市指定定期検査機関として、高崎市の定期検査業務を受託している。

また、公益法人制度改革により、平成25年4月1日から「一般社団法人群馬県計量検査センター」となり、現在に至っている。

なお、当法人の役員の推移は資料1及び資料2のとおりである。

設立時の役員は、理事が20名以上23名以内、監事2名とされていた。

設立時は、理事は22名、監事2名の体制であった。その後、21名から23名で推移し、平成14年5月28日開催の総会において、理事は12名以上15名以上と改められた。

さらに、平成18年度の総会において、理事は7名以上10名以内と改められ、19年度は、10名となった。

平成21年度の総会において、理事は5名以上7名以内と更に改められ、副理事長等の職は廃止された。

設立時から平成20年度までは、理事のうち、「理事長」「副理事長」「専務理事」「常務理事」（平成14年度までは常任理事）が選任されていた。

歴代理事長には、高崎市長が就任していたが、高崎市から定期検査業務を受託する前年度の平成15年2月に、設立当初から当法人の役員としてご尽力いただいた横田初英氏が理事長に就任した。

その後、高崎市元収入役の堤宏氏が平成21年度から平成28年度まで理事長に就任され、平成29年度から現理事長の横田貞一氏が就任され、現在に至っている。

その他、会員数については、資料のない時期もあり、推定した部分もあるが、総会の開催時点での会員数の変遷は「資料3」のとおりである。

資料1 歴代役員(昭和46年から平成20年)

区分	理事長	副理事長	専務理事	常任理事 (常務理事)	常任理事 (常務理事)	常任理事	理事数	監事	監事
昭和46年2月 設立時	住谷 啓三郎 (高崎市長)	佐鳥 全次 (株佐鳥菓局)	横田 初英 (平和衡機株)	越谷 哲男 (商工部長)	長井 六郎 (米穀商組合)	須郷 登世治 (高崎衡機株)	22	水村 周作 (水村園)	富所 丹治 (有富田屋商店)
昭和46年度	沼賀 健次 (高崎市長)	佐鳥 全次	横田 初英	越谷 哲男	長井 六郎	須郷 登世治	22	水村 周作	富所 丹治
昭和47年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	茂田 治男 (商工部長)	長井 六郎		22	水村 周作	富所 丹治
昭和48年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	茂田 治男	長井 六郎		23	水村 周作	富所 丹治
昭和49年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	茂田 治男	長井 六郎		22	水村 周作	富所 丹治
昭和50年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	茂田 治男	長井 六郎		23	水村 周作	富所 丹治
昭和51年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	野町 右京 (商工部長)	長井 六郎		23	水村 周作	富所 丹治
昭和52年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	野町 右京	長井 六郎		22	水村 周作	富所 丹治
昭和53年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	野町 右京	長井 六郎		21	水村 周作	富所 丹治
昭和54年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	野町 右京	長井 六郎		21	春山 賢二 (金物商組合)	富所 丹治
昭和55年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	茂田 治男 (商工部長)	長井 六郎		22	春山 賢二	富所 丹治
昭和56年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	植原 寅之助 (商工部長)	長井 六郎		22	春山 賢二	富所 丹治
昭和57年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	植原 寅之助	長井 六郎		22	安藤 震太郎 (安藤株)	富所 丹治
昭和58年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	植原 寅之助	関口 久夫 (総合卸売市場株)		23	安藤 震太郎	須藤 純男 (中川農協)
昭和61年度	沼賀 健次	佐鳥 全次	横田 初英	塚越 進 (商工部長)	関口 久夫		22	安藤 震太郎	須藤 純男
昭和62年度	松浦 幸雄 (高崎市長)	佐鳥 全次	横田 初英	塚越 進	関口 久夫		22	安藤 震太郎	須藤 純男
昭和63年度	松浦 幸雄	佐鳥 全次	横田 初英	倉林 要 (商工部長)	関口 久夫		22	安藤 震太郎	須藤 純男
平成2年度	松浦 幸雄	佐鳥 全次	横田 初英	倉林 要	石井 敬之助 (総合卸売市場株)		22	安藤 震太郎	須藤 藤雄 (中川農協)
平成3年度	松浦 幸雄	佐鳥 全次	横田 初英	相原 昌幸 (商工部長)	石井 敬之助		22	安藤 震太郎	須藤 藤雄
平成5年度	松浦 幸雄	佐鳥 全次	横田 初英	相原 昌幸	石井 敬之助		22	安藤 震太郎	須藤 藤雄
平成6年度	松浦 幸雄	佐鳥 全次	横田 初英	小嶋 庄二 (商工部長)	石井 敬之助		22	堀越 大三郎 (安藤株)	井出 義一 (金物商組合)
平成7年度	松浦 幸雄	横田 初英 (平和衡機株)	小嶋 庄二 (商工部長)	梅山 晃男 (商業観光課長)	石井 敬之助		22	堀越 大三郎	井出 義一
平成8年度	松浦 幸雄	横田 初英	清塚 方義 (商工部長)	梅山 晃男	石井 敬之助		22	堀越 大三郎	井出 義一
平成9年度	松浦 幸雄	横田 初英	福田 秀夫 (商工部長)	梅山 晃男	石井 敬之助		22	堀越 大三郎	井出 義一
平成11年度	松浦 幸雄	横田 初英	大橋 榮次 (商工部長)	石塚 正春 (商業観光課長)	石井 敬之助		22	堀越 大三郎	井出 義一
平成12年度	松浦 幸雄	横田 初英	大橋 榮次 (商工部長)	石塚 正春	石井 敬之助		21	堀越 大三郎	堀口 榮一郎 (有堀田屋)
平成13年度	松浦 幸雄	横田 初英	伊藤 仁 (商工部長)	大塚 博 (商業観光課長)	石井 敬之助		20	堀越 大三郎	堀口 榮一郎
平成14年度	松浦 幸雄	横田 初英	横堀 一三 (商工部長)	大塚 博	石井 敬之助		20	堀越 大三郎	堀口 榮一郎
平成15年2月 理事会	横田 初英 (平和衡機株)	石井 敬之助 (総合卸売市場株)	横堀 一三	大塚 博	沼田 隆 (茶業組合)		19	堀越 大三郎	堀口 榮一郎
平成15年度	横田 初英	石井 敬之助	横堀 一三	阿久津 和夫 (商業観光課長)	沼田 隆		13	堀越 大三郎	堀口 榮一郎
平成16年度	横田 初英	石井 敬之助	横堀 一三	阿久津 和夫	沼田 隆		13	石川 隆之 (安藤株)	堀口 榮一郎
平成17年度	横田 初英	石井 敬之助	北嶋 菊好 (商工部長)	湯浅 政治 (商業課長)	沼田 隆		12	石川 隆之	堀口 榮一郎
平成19年度	横田 初英	石井 敬之助	北嶋 菊好	川原 良一 (商業課長)	沼田 隆		10	石川 隆之	堤 宏 (元収入役)
平成20年度	横田 初英	石井 敬之助		川原 良一	沼田 隆		8	安藤 明 (安藤株)	堤 宏

※ 常任理事は、平成14年6月17日から常務理事に

※ 役員又は理事数に変更があった年度のみ掲載

資料2 歴代役員(平成21年から)

区分	理事長	理事	理事	理事	理事	理事	理事
平成21年度	堤 宏 (元収入役)	浜辺 宣昭 (エバーグリーン株)	横田 貞一 (平和衡機株)	田中 明 (太陽誘電株)	植原 奨秋 (総合卸売市場株)	沼田 隆 (茶業組合)	吉濱 和夫 (和光化学株)
平成22年度	堤 宏	浜辺 宣昭	横田 貞一	田中 明	加藤 章 (総合卸売市場株)	沼田 隆	
平成23年度	堤 宏	浜辺 宣昭	横田 貞一	田中 明	加藤 章	沼田 隆	
平成24年度	堤 宏	浜辺 宣昭	横田 貞一	上原 孝行 (太陽誘電株)	加藤 章	桐生 美恵子 (市医師会)	
平成25年度	堤 宏	浜辺 宣昭	横田 貞一	勝田 正弘 (太陽誘電株)	加藤 章	桐生 美恵子	
平成26年度	堤 宏	浜辺 宣昭	横田 貞一	勝田 正弘	加藤 章	桐生 美恵子	
平成27年度	堤 宏	浜辺 宣昭	横田 貞一	勝田 正弘	加藤 章	桐生 美恵子	
平成28年度	堤 宏	浜辺 宣昭	横田 貞一	勝田 正弘	深澤 忠雄 (総合卸売市場株)	桐生 美恵子	
平成29年度	横田 貞一 (平和衡機株)	浜辺 宣昭	山本 敬之 (市薬剤師会)	勝田 正弘	深澤 忠雄	上原 正男 (市医師会)	
平成30年度	横田 貞一	浜辺 宣昭	山本 敬之	三浦 充範 (太陽誘電株)	野口 浩康 (総合卸売市場株)	上原 正男	
令和元年度	横田 貞一	浜辺 宣昭	山本 敬之	三浦 充範	野口 浩康	上原 正男	
令和2年度	横田 貞一	浜辺 宣昭	山本 敬之	三浦 充範	野口 浩康	上原 正男	

区分	監事	監事		顧問	顧問	相談役	
平成21年度	安藤 明 (安藤株)	川原 良一 (市群馬商工会)		横田 初英 (平和衡機株)	中島 清茂 (商工観光部長)	深澤 忠雄 (商業課長)	
平成22年度	松井 孝 (安藤株)	川原 良一		横田 初英	堀口 則正 (商工観光部長)	矢島 久 (商業課長)	
平成23年度	松井 孝	川原 良一		横田 初英	堀口 則正	樋口 康弘 (商業課長)	
平成24年度	豊泉 幸雄 (株豊田園)	川原 良一		横田 初英	深澤 忠雄 (商工観光部長)	山口 聰 (商工振興課長)	
平成25年度	豊泉 幸雄	川原 良一		横田 初英	深澤 忠雄	関根 英二 (商工振興課長)	
平成26年度	豊泉 幸雄	堀口 康弘 (市群馬商工会)		横田 初英	深澤 忠雄	川嶋 昭人 (商工振興課長)	
平成27年度	豊泉 幸雄	堀口 康弘		横田 初英	齋藤 達也 (商工観光部長)	川嶋 昭人	
平成28年度	豊泉 幸雄	堀口 康弘		横田 初英	齋藤 達也	大山 富美雄 (商工振興課長)	
平成29年度	豊泉 幸雄	堀口 康弘		横田 初英	齋藤 達也	大山 富美雄	
平成30年度	豊泉 幸雄	松下 浩之 (市群馬商工会)		横田 初英	吉井 秀広 (商工観光部長)	大山 富美雄	
令和元年度	豊泉 幸雄	松下 浩之		横田 初英	松本 伸 (商工観光部長)	福島 貴希 (商工振興課長)	
令和2年度	豊泉 幸雄	松下 浩之		横田 初英	水井 栄二 (商工観光部長)	佐藤 勉 (商工振興課長)	

資料3 会員数の推移

年 度	会員数	備 考	年 度	会員数	備 考	年 度	会員数	備 考
設立時	41		平成元年度	69	加入1社 退会2社	平成20年度	69	加入1社 退会2社
昭和46年度	43	加入2社	平成2年度	71	加入2社	平成21年度	58	退会11社
昭和47年度	77		平成3年度	71	加入1社 退会1社	平成22年度	60	加入3社 退会1社
昭和48年度	70		平成4年度	71		平成23年度	60	加入2社 退会2社
昭和49年度	72		平成5年度	70	加入1社 退会2社	平成24年度	54	退会6社
昭和50年度	69		平成6年度	70	加入1社 退会1社	平成25年度	54	
昭和51年度	72		平成7年度	69	退会1社	平成26年度	52	退会2社
昭和52年度	70		平成8年度	67	加入1社 退会3社	平成27年度	53	加入1社
昭和53年度	55		平成9年度	67		平成28年度	53	加入1社 退会1社
昭和54年度	55		平成10年度	68	加入1社	平成29年度	53	
昭和55年度	59		平成11年度	67	退会1社	平成30年度	53	
昭和56年度	59		平成12年度	71	加入4社	令和元年度	54	加入1社
昭和57年度	59		平成13年度	69	退会2社	令和2年度	53	退会1社
昭和58年度	59		平成14年度	67	退会2社			
昭和59年度	67		平成15年度	62	退会5社			
昭和60年度	72		平成16年度	69	加入9社 退会2社			
昭和61年度	71		平成17年度	70	加入5社 退会4社			
昭和62年度	70	加入1社 退会2社	平成18年度	70				
昭和63年度	70	加入1社 退会1社	平成19年度	70	加入2社 退会2社			

V 群馬県計量検定所のあゆみ

1 沿革

明治8年8月、太政官達第135号により度量衡取締条例、度量衡検査規則、度量衡種類表などが公布された。

明治24年2月、度量衡法が公布され、各都道府県に度量衡検定所が設置されることになった。

群馬県計量検定所は度量衡条例制定とともに群馬県商工課の一係として、係員2名が度量衡事務を開始したことを母体とし、度量衡法公布から12年を経た明治36年12月に県庁構内に設置された群馬県度量衡検定所を前身としている。

その後、昭和26年6月、度量衡法に代わる計量法が公布され、昭和27年3月から施行されることになったのを契機として群馬県計量検定所と改称された。

昭和63年6月にはタクシーメーター検査場隣接地（前橋市下大島町）に現庁舎を新築、タクシーメーター検査施設は庁舎内に設置し、現在に至っている。

度量衡取締条例公布以降の沿革は、以下のとおりである。

- | | |
|---------------|---|
| 1875 明治8年8月 | 度量衡取締条例の公布に伴い、群馬県商工課内に係が設置される。(定員2名) |
| 1891 明治24年3月 | 度量衡法が公布される。 |
| 1893 明治26年1月 | 県庁内に常置検定所が設置される。 |
| 1903 明治36年12月 | 群馬県度量衡検定所が設置される。 |
| 1910 明治43年4月 | 県庁構内に独立庁舎が新設される。(木造) |
| 1928 昭和3年3月 | 衛生研究所との合同庁舎が新設される。(鉄筋コンクリート造) |
| 1951 昭和26年6月 | 計量法が公布される。 |
| 1952 昭和27年3月 | 群馬県計量検定所と改称される。(定員6名) |
| 1953 昭和28年4月 | 会計の廻となる。 |
| 1953 昭和28年12月 | 検定係・取締係の2係が設けられる。 |
| 1956 昭和31年9月 | 地方自治法の一部改正により県必置機関となる。 |
| 1957 昭和32年4月 | 計量検定所処務規程が定められ、企画課・検定課の2課体制に改められる。(定員9名) |
| 1957 昭和32年11月 | 群馬県行政組織規則の公布により出先機関となる。 |
| 1967 昭和42年6月 | 計量検定所長事務専決規程が定められる。 |
| 1968 昭和43年10月 | 群馬県事務委任規則及び群馬県事務専決規程が定められる。 |
| 1975 昭和50年4月 | 群馬県行政組織規則の一部改正により企画課・検定第一課・検定第二課の3課体制に改められる。(定員13名) |
| 1977 昭和52年4月 | 計量検定所嘱託員制度が設けられる。 |
| 1979 昭和54年3月 | 前橋市下大島町にタクシーメーター検査場(定置式走行検査場)が設置される。 |

- 1988 昭和63年6月 タクシーメーター検査場隣接地に現庁舎新築、タクシーメータ一検査施設は庁舎内に設置される。(鉄筋コンクリート造)
- 1992 平成4年5月 新計量法が公布される。
- 1993 平成5年11月 新計量法が施行される。
- 1999 平成11年7月 地方分権一括法公布に伴い計量法の一部が改正される。
- 1999 平成11年12月 群馬県計量検定所手数料条例が制定される。
- 2000 平成12年3月 群馬県計量検定所手数料条例施行規則が制定される。
- 2000 平成12年4月 検定検査業務が自治事務に移行される。
- 2003 平成15年4月 群馬県行政組織規則の一部改正により総務啓発グループ・検定検査グループの2グループ体制に改められる。(定員11名)
指定定期検査機関制度が導入される。
- 2003 平成15年4月 特定商品量目の立入検査等に関する事務を市に権限移譲する。
- 2005 平成17年4月 群馬県行政組織規則の一部改正により計量検定グループの1グループ体制に改められる。(定員9名)
- 2006 平成18年4月 特定商品量目の立入検査等に関する事務を新市(みどり市)に権限移譲する。
- 2007 平成19年4月 伊勢崎市と太田市が特定市に移行する。
- 2008 平成20年4月 群馬県行政組織規則の一部改正により計量検定係の1係体制に改められる。(定員8名)
- 2011 平成23年4月 特定計量器販売事業届出制度に関する事務を全市町村に権限移譲する。

<現在の計量検定所>



2 歴代所長

年 度	氏 名	年 度	氏 名
昭和 28 年度	大 津 一	昭和 62 年度	藤 田 孟 司
昭和 29 年度	大 津 一	昭和 63 年度	大 山 恒 雄
昭和 30 年度	大 津 一	平成 元 年度	萩 原 信 一
昭和 31 年度	大 津 一	平成 2 年度	萩 原 信 一
昭和 32 年度	大 津 一	平成 3 年度	萩 原 信 一
昭和 33 年度	大 津 一	平成 4 年度	萩 原 信 一
昭和 34 年度	大 津 一	平成 5 年度	松 岡 小十郎
昭和 35 年度	大 津 一	平成 6 年度	松 岡 小十郎
昭和 36 年度	大 津 一	平成 7 年度	清 水 寛
昭和 37 年度	大 津 一	平成 8 年度	清 水 寛
昭和 38 年度	三 木 健	平成 9 年度	長 谷 川 奉 彦
昭和 39 年度	三 木 健	平成 10 年度	長 谷 川 奉 彦
昭和 40 年度	三 木 健	平成 11 年度	長 谷 川 奉 彦
昭和 41 年度	三 木 健	平成 12 年度	青 木 正
昭和 42 年度	三 木 健	平成 13 年度	青 木 正
昭和 43 年度	三 木 健	平成 14 年度	笹 尾 利 昭
昭和 44 年度	三 木 健	平成 15 年度	笹 尾 利 昭
昭和 45 年度	横 森 茂 樹	平成 16 年度	剣 持 文 彦
昭和 46 年度	横 森 茂 樹	平成 17 年度	茂 木 雅 夫
昭和 47 年度	横 森 茂 樹	平成 18 年度	茂 木 雅 夫
昭和 48 年度	横 森 茂 樹	平成 19 年度	小 暮 進
昭和 49 年度	横 森 茂 樹	平成 20 年度	中 澤 恒 恭
昭和 50 年度	横 森 茂 樹	平成 21 年度	中 澤 恒 恭
昭和 51 年度	乙 部 秀 夫	平成 22 年度	南 雲 正 和
昭和 52 年度	乙 部 秀 夫	平成 23 年度	南 雲 正 和
昭和 53 年度	乙 部 秀 夫	平成 24 年度	木 島 照 治
昭和 54 年度	乙 部 秀 夫	平成 25 年度	大 鳴 亘
昭和 55 年度	佐 藤 安 信	平成 26 年度	齋 藤 雄 二
昭和 56 年度	佐 藤 安 信	平成 27 年度	齋 藤 雄 二
昭和 57 年度	佐 藤 安 信	平成 28 年度	鈴 木 博 久
昭和 58 年度	佐 藤 安 信	平成 29 年度	鈴 木 博 久
昭和 59 年度	佐 藤 安 信	平成 30 年度	宮 下 智 夫
昭和 60 年度	藤 田 孟 司	令和 元 年度	宮 下 智 夫
昭和 61 年度	藤 田 孟 司	令和 2 年度	金 子 浩

注1) 大津所長の任期は昭和28年12月18日から。その以前は不詳。

注2) 三木所長の任期は昭和44年8月13日まで。横森所長の任期は昭和44年8月14日から。

3 決算額と職員数の推移

年 度	決算額(千円)		職員数 (人)
	歳入	歳出	
昭和 37 年度	3,004	2,025	9
昭和 38 年度	3,148	2,612	9
昭和 39 年度	3,364	2,543	11
昭和 40 年度	3,837	2,927	11
昭和 41 年度	4,521	3,274	11
昭和 42 年度	8,512	3,488	12
昭和 43 年度	10,011	4,452	12
昭和 44 年度	· · ·	· · ·	12
昭和 45 年度	· · ·	· · ·	12
昭和 46 年度	10,575	4,853	13
昭和 47 年度	· · ·	· · ·	12
昭和 48 年度	16,799	5,547	12
昭和 49 年度	15,427	7,588	12
昭和 50 年度	20,070	8,648	13
昭和 51 年度	30,165	10,667	13
昭和 52 年度	31,220	14,704	15
昭和 53 年度	34,934	25,527	16
昭和 54 年度	39,376	19,802	16
昭和 55 年度	37,040	20,034	16
昭和 56 年度	31,438	20,742	16
昭和 57 年度	30,758	18,634	16
昭和 58 年度	28,798	18,380	16
昭和 59 年度	32,128	18,392	16
昭和 60 年度	· · ·	· · ·	16
昭和 61 年度	· · ·	· · ·	15
昭和 62 年度	36,353	118,102	15
昭和 63 年度	38,497	119,185	17
平成 元 年度	38,648	24,493	16
平成 2 年度	42,407	25,934	15

年 度	決算額(千円)		職員数 (人)
	歳入	歳出	
平成 3 年度	46,131	37,331	16
平成 4 年度	40,317	28,875	16
平成 5 年度	37,757	32,459	17
平成 6 年度	46,483	31,953	17
平成 7 年度	47,950	37,322	18
平成 8 年度	46,592	53,637	18
平成 9 年度	40,751	41,156	17
平成 10 年度	30,975	39,550	17
平成 11 年度	33,033	37,674	18
平成 12 年度	36,077	37,690	18
平成 13 年度	30,453	31,721	18
平成 14 年度	20,120	28,884	18
平成 15 年度	20,338	33,574	15
平成 16 年度	14,716	27,953	14
平成 17 年度	14,945	27,094	13
平成 18 年度	15,124	25,341	13
平成 19 年度	14,417	23,797	12
平成 20 年度	14,300	24,071	13
平成 21 年度	14,531	23,651	12
平成 22 年度	14,005	23,615	13
平成 23 年度	15,115	29,742	13
平成 24 年度	14,004	23,710	12
平成 25 年度	13,792	22,795	12
平成 26 年度	14,632	23,394	12
平成 27 年度	15,097	24,507	12
平成 28 年度	13,332	25,457	12
平成 29 年度	13,411	25,004	13
平成 30 年度	13,409	25,936	12
令和 元 年度	11,744	28,454	12

注)昭和36年度以前及び表中・・・は不詳。

注)職員数は非常勤嘱託職員も含めた人数。

4 今日の計量行政の課題

(1) 計量人材の計画的・継続的養成

計量制度は公正な経済活動を支える基盤であり、適正な計量の実施を確保することは県民の日常生活の安心を守るとともに、本県経済の発展のため極めて重要である。

今後も、少ない人数で多岐にわたる検定検査及び事業者への立入検査等を的確に実施していくには、知識やスキルの共有、蓄積に努め、所員の多能工化を図るとともに、最新の検定・検査技術及び知識を身に付けた人材を計画的・継続的に養成していくことが必要である。

(2) 環境の変化への対応

平成28年11月の計量行政審議会答申を受け、平成29年10月に自動はかり（ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかり）の特定計量器への追加等を内容とする計量法施行令及び計量法関係手数料令が改正された。

また、平成30年11月にパリで開催された国際度量衡総会において、国際単位系7基本単位のうち質量のキログラム、電流のアンペア、温度のケルビン、物質量のモルの定義改正が承認されたが、なかでも1キログラムの定義であった「国際キログラム原器」は約130年の役割を終え、物理定数「プランク定数」が新たな定義となった。

このように、近年、計量行政を取り巻く環境の変化は大きく、国や特定市、関係団体等との連携を一層推進することが重要となっている。

5 施設・設備の現状

(1) 施設の現状

県庁敷地内にあった計量検定所は、昭和3年に建築されたため老朽化が著しく、また、設備面においても近代化する必要があった。このため、昭和60年に前橋市下大島町にあったタクシーメーター検査場隣接地（906m²）を買収し、用地を確保した。

新庁舎は昭和61年に設計委託、昭和62年11月から昭和63年6月までの工期で建設、昭和63年7月15日に移転完了し、現在に至っている。

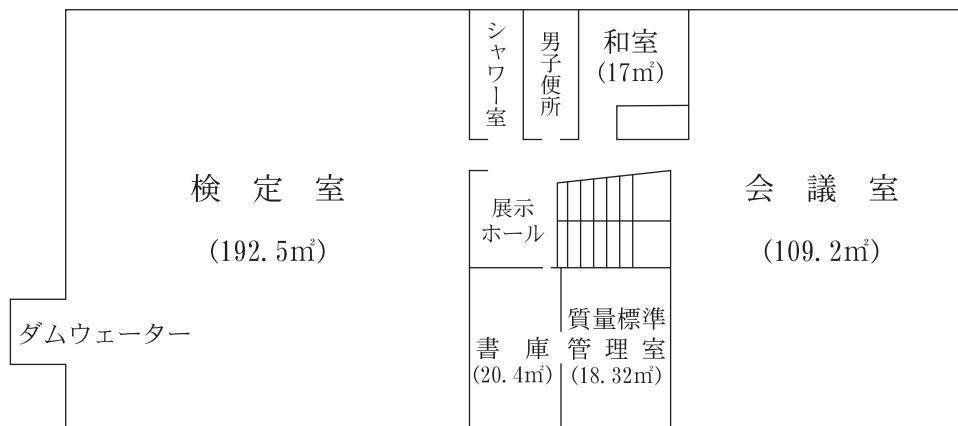
所在地	群馬県下大島町81-13
土地面積	1,960.63m ²
建物面積	979.93m ² (鉄筋コンクリート造2F一部鉄筋平屋建)
1F	556.51m ²
2F	423.42m ²

建物内配置と主な設備

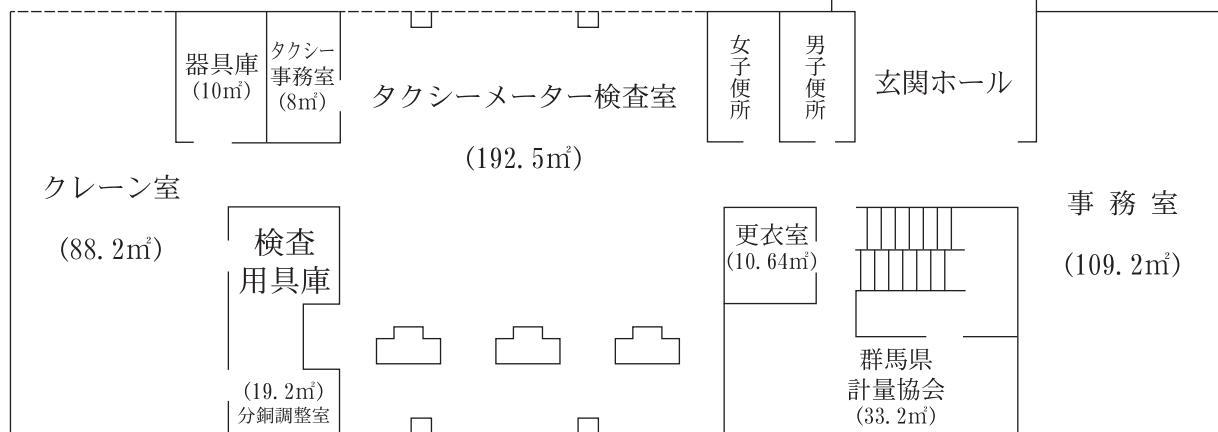
- ・事務室
- ・会議室
- ・タクシーメーター装置検査室
 - タクシーメーター装置検査基準器 3基
- ・クレーン室
 - 質量比較器 1.2t 1基
 - ホイストクレーン 2t (微速付) 1基
 - 大型分銅 (1t・500kg) 55基
- ・検定室
 - 水道メーター検査設備 1基
 - ガスメーター検査設備 1基
- ・質量標準管理室 (恒温恒湿室)
 - 特級基準分銅 13mg～20kg 1組
 - ほか基準分銅
 - 質量比較器
 - 1200kg (感量 1g)
 - 60kg (感量 10mg)
 - 5.1kg (感量 1mg)
 - 205g (感量 0.01mg)
 - 20g (感量 0.001mg)
- 分銅運転補助装置 (ウェイトハンドラー)
- ・展示ホール

群馬県計量検定所 平面図（各室配置図）

2階平面図



1階平面図



(2) 基準器及び検査設備

当所で保有している基準器及び検査設備は以下のとおりである。

① 基準器

種類	型式又は能力	数
基準巻尺	全長 2 m、全長 5 m、各目量とも 1 mm	2
タクシーメーター装置検査用基準器	主ローラー円周の長さ 1 m	3
特級基準分銅	表す質量 1 mg～20kg	51
一級基準分銅	表す質量 1 mg～20kg	47
基準ガラス製温度計	温度の範囲 -2～52°C 他	5
基準フラスコ	全量 100mL～10L	7
基準ビュレット	全量 200mL	1
液体メーター用基準タンク	全量 5.1L～100L	10
基準液柱型圧力計	圧力の範囲 0～400mmHg 他	3
基準重錘型圧力計	最大限界圧力 5 MPa 他	2
基準台手動はかり	ひょう量 50kg 目量 20 g	1
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	密度の範囲 0.500～0.650 g/cm³	2

② 検査設備

種類	型式又は能力	数
定盤用台		2
天びん台	FBT-180	6
検定・検査台	PKD-180	10
打抜機	ニューコン工業 10-905	1
実用基準分銅(一～三級)	表す質量 1 kg～20kg	201
二級実用基準分銅	表す質量 500kg～1 t	35
二級実用基準分銅(バケット型)	表す質量 1 t	20
一～二級実用基準分銅(組分銅)	真鍮製増しおもり型 8 個入り他	26
組分銅収納木箱		9
枕型分銅用収納箱		2
定盤	JIS1級 780×500×140 2台他	4
定期検査用架台	組立式	2
防振架台	(900、800、500)×700×800	4
木製ガラス風防ケース	800×700×300	1
質量比較器用防振架台・風防ケース		1
血圧計検査装置	20台掛け	1
ジャッキ	定格荷重 1.5 t	1
証印パンチ	L 230 スプリング付	2
L P ガス密度測定用耐圧シリンダー	株横田計器製作所 製	1
圧力計	Bu1/2×φ 150×150kg/cm²他	2
エアコンプレッサー	SB517236、DCS104A、TFPC07B-10	3
フルタイム 4 WD用フリーローラー	片輪耐荷重 750kg	2
電気式質量比較器	ひょう量 22g～1,100kg、目量 1 μg～0.5g	5
電気式質量比較器 PC システム	デスクトップ PC 1 台、ノート PC 1 台	2
ホイストクレーン	定格荷重 2.0 t	1

6 所管業務

(1) 計量検定所の所管業務

群馬県計量検定所は次に掲げる業務を行っている。所管区域は群馬県一円であるが、計量法上の特定市（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市）内の検査業務は権限を有する各市が担当する。

- ①計量器の検定及び検査に関すること
- ②計量証明事業の登録に関すること
- ③計量思想の普及啓発、計量改善指導及び計量事業の振興に関すること
- ④その他計量に関すること



【燃料油メーター検定の様子】



【タクシーメーター装置検査の様子】

(2) 計量関係事業の登録及び届出

適正な計量の実施を確保するために、計量関係事業は登録及び届出制度となっており、事業の区分ごとに特定計量器の製造事業は経済産業大臣、修理事業は知事への届出が必要である。

また、計量証明事業を行う事業者は知事への登録が必要であり、代検査業務を行う計量士については業務の区分ごとに知事へ業務届を提出する。

なお、県下の登録及び届出の状況は次のとおりである。

(令和2年3月31日現在)

区分		30年度末の登録(届出)件数	31年・元年度登録(届出)処理件数		累計
登録(届出)種別			新規	廃止	
計量事業者 ※	質量	91	0	1	90
	濃度	31	0	0	31
	特定濃度	2	0	0	2
	音圧レベル	8	1	0	9
	振動加速度レベル	8	1	0	9
	計	49	2	0	51
製造事業者		16(6)	0	1	15(6)
修理事業者		31	0	0	31
代計量検査士	定期検査	68	0	0	68
	計量証明検査	42	0	0	42
計		297(6)	2	2	297(6)

(注)※は登録制度を示す。

製造事業者欄の()内は県内に従たる事業所を置く者で内数。

(3) 適正計量管理事業所の指定

経済の発展と産業技術の高度化に伴い、計量の重要性は著しく高まり、計量器を使用している事業所では国際的な規格の認証取得を含め自主的計量管理を進めている。

計量法では、これらの事業所が使用計量器の検査設備及び計量士による検査体制の確立、計量管理規程の制定等の要件を整え、適正計量管理事業所の指定申請をすることにより、県知事の指定を受けることができる。

これによって特定計量器の定期検査の免除や、法で定められた簡易修理を行うことができるとともに、品質管理及び生産管理等の合理化・標準化を図り、対外的には計量の正確性や品質の安定性等の面での信用を高めることができる。

特定市町村の区域内に所在する事業所については、特定市町村長を経由して申請することになっている。



適正計量管理事業所の標識

県内の適正計量管理事業所は次表のとおりである。

(令和2年8月31日現在)

業種	事業者数	指定事業者名及び事業所数	
複合サービス業	1	日本郵便株式会社	341
製造業(食品)	2	日清フーズ株式会社館林工場	1
		クラシエフーズ株式会社新町工場	1
(化学)	1	信越化学工業株式会社磯部工場	1
(建材)	1	パナソニック内装建材株式会社	1
(電気機器)	1	パナソニックライフソリューションズ朝日株式会社	1
(非鉄金属)	1	東洋アルミニウム株式会社箔事業本部 加工品ビジネスユニット群馬加工工場	1
流通業(食品)	1	生活協同組合コープぐんま	7
百貨店業	1	株式会社高崎高島屋	1
鉄道運輸業	1	日本通運株式会社	2
計	10		357

(4) 指定製造事業者

一定の品質管理体制を整備した届出製造事業者が、製造した特定計量器の自主検査を行い、基準適合証印を表示することにより、検定証印に代える制度である。

指定は経済産業大臣が行い、指定のための検査及び指定後の立入検査は知事が行う。

平成31年・令和元年度基準適合証印表示数

区分	事業者数	表示数
血圧計 第1類	2	48,913
計	2	48,913

(5)特定計量器の検定

正確な特定計量器を供給するため、取引又は証明を目的として使用する特定計量器について検定を行っている。

近年の検定の実績は以下のとおりである。

計量器の種類		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格
長さ計	タクシーメーター(装置検査)	2,380	17	2,356	7	2,331	4	2,371	5
	小計	2,380	17	2,356	7	2,331	4	2,371	5
質量計	非自動はかり	64,916	269	45,139	82	93	0	70	0
	分銅・おもり	172	0	18	0	60	0	10	0
体積計	小計	65,088	269	45,157	82	153	0	80	0
	水道メーター	27,742	81	17,868	58	18	0	0	0
燃料油メーター	燃料油メーター	2,659	11	2,225	25	2,565	23	1,961	19
	液化石油ガスメーター	16	0	13	0	9	2	15	0
量器用尺付タンク	量器用尺付タンク	1,746	0	1,976	0	1,517	0	2,300	0
	小計	32,163	92	22,082	83	4,109	25	4,276	19
圧力計	アネロイド型圧力計	39	0	39	0	38	0	30	0
	アネロイド型血圧計(アナログ)	20,610	0	15,950	3	16,940	0	15,100	0
	アネロイド型血圧計(デジタル)	4	4	65	0	1,994	2	190	10
	小計	20,653	4	16,054	3	18,972	2	15,320	10
合 計		120,284	382	85,649	175	25,565	31	22,047	34

計量器の種類		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格
長さ計	タクシーメーター(装置検査)	2,343	16	2,345	10	2,137	12	2,616	0
	小計	2,343	16	2,345	10	2,137	12	2,616	0
質量計	非自動はかり	64	0	105	0	91	0	63	0
	分銅・おもり	20	0	0	0	0	0	0	0
体積計	小計	84	0	105	0	91	0	63	0
	水道メーター	3	0	226	0	0	0	0	0
燃料油メーター	燃料油メーター	1,325	14	388	3	762	1	1,699	0
	液化石油ガスメーター	16	0	13	0	9	0	11	0
量器用尺付タンク	量器用尺付タンク	1,140	0	1,603	2	1,800	11	1,217	0
	小計	2,484	14	2,230	5	2,571	12	2,927	0
圧力計	アネロイド型圧力計	19	0	17	0	13	0	14	0
	アネロイド型血圧計(アナログ)	15,523	6	14,826	5	9,860	10	10,490	0
	アネロイド型血圧計(デジタル)	5	0	9	0	0	0	12	0
	小計	15,547	6	14,852	5	9,873	10	10,516	0
合 計		20,458	36	19,532	20	14,672	34	16,122	0

計量器の種類		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格
長さ計	タクシーメーター(装置検査)	2,046	0	2,023	9	1,850	6	1,781	5
	小 計	2,046	0	2,023	9	1,850	6	1,781	5
質量計	非自動はかり	104	0	94	0	100	0	103	0
	分銅・おもり	0	0	0	0	0	0	0	0
体積計	小 計	104	0	94	0	100	0	103	0
	水道メーター	360	0	0	0	0	0	0	0
燃料油メーター	1,569	0	2,118	17	1,641	14	1,336	17	
	液化石油ガスメーター	20	0	11	0	8	0	9	0
量器用尺付タンク	796	0	647	0	862	0	1,350	0	
	小 計	2,745	0	2,776	17	2,511	14	2,695	17
圧力計	アネロイド型圧力計	14	0	19	0	20	0	20	0
	アネロイド型血圧計(アナログ)	8,812	0	9,958	8	11,105	5	8,352	2
小 計	アネロイド型血圧計(デジタル)	3,697	0	2,472	1	245	0	13,981	10
	合 計	12,523	0	12,449	9	11,370	5	22,353	12
合 計		17,418	0	17,342	35	15,831	25	26,932	34

計量器の種類		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格
長さ計	タクシーメーター(装置検査)	1,785	6	1,761	9	1,747	8	1,682	7
	小 計	1,785	6	1,761	9	1,747	8	1,682	7
質量計	非自動はかり	107	0	122	3	96	0	92	0
	分銅・おもり	0	0	0	0	0	0	0	0
体積計	小 計	107	0	122	3	96	0	92	0
	燃料油メーター	788	13	1,122	14	1,571	8	1,621	0
燃料油メーター	液化石油ガスメーター	21	0	10	0	6	0	10	0
	量器用尺付タンク	1,455	1	1,225	0	1,147	1	955	0
圧力計	小 計	2,264	14	2,357	14	2,724	9	2,586	0
	アネロイド型圧力計	20	0	21	0	21	0	19	0
アネロイド型血圧計(アナログ)	アネロイド型血圧計(デジタル)	5,801	1	8,551	1	9,603	43	8,401	0
	小 計	4,501	3	5,241	2	5,321	0	4,860	0
合 計		10,322	4	13,813	3	14,945	43	13,280	0
合 計		14,478	24	18,053	29	19,512	60	17,640	7

計量器の種類		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格
長さ計	タクシーメーター(装置検査)	1,658		1,644		1,611	7	1,590	4
	小計	1,658	0	1,644	0	1,611	7	1,590	4
質量計	非自動はかり	90		80		74	0	73	0
	分銅・おもり	0		0		0	0	0	0
	小計	90	0	80	0	74	0	73	0
体積計	燃料油メーター	1,218		1,275		1,094	10	956	16
	液化石油ガスメーター	18		8		8	0	10	1
	量器用尺付タンク	1,006		1,099		1,178	0	1,265	0
	小計	2,242	0	2,382	0	2,280	10	2,231	17
圧力計	アネロイド型圧力計	17		14		5	0	6	0
	アネロイド型血圧計(アナログ)	9,900		6,703		10,251	1	7,202	1
	アネロイド型血圧計(デジタル)	5,000		5,223		4,749	0	2,236	1
	小計	14,917	0	11,940	0	15,005	1	9,444	2
	合 計	18,907	0	16,046	0	18,970	18	13,338	23

<さまざまな特定計量器①>



【タクシーメーター】



【水道メーター】



【血圧計】

<さまざまな特定計量器②>



【量器用尺付きタンク】

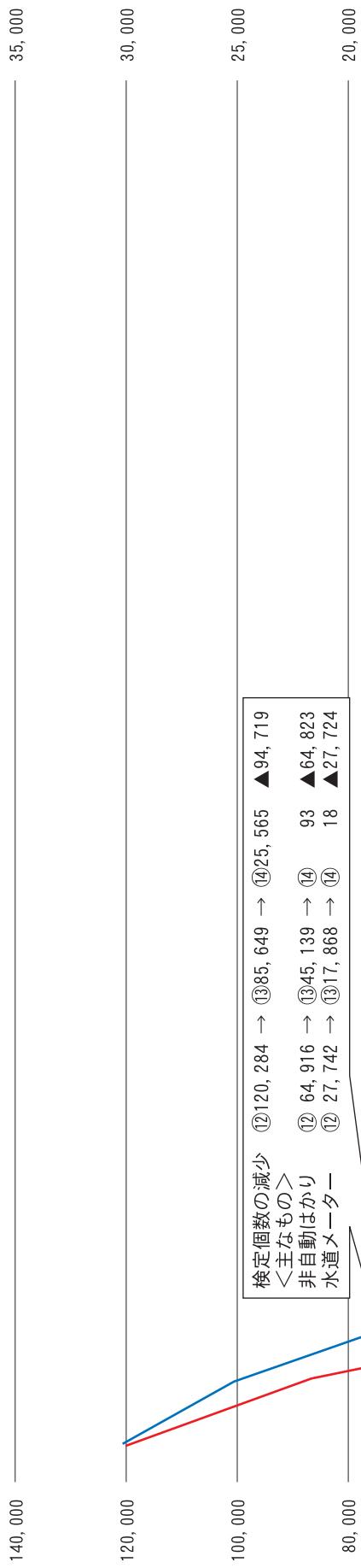


【燃料油メーター】



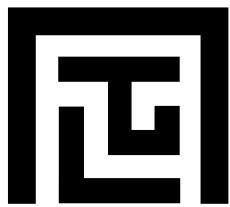
【質量計(トラックスケール)】

特定計量器の検定個数と手数料収入の推移（平成12年度～令和元年度）

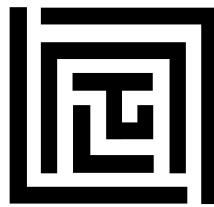


合格した特定計量器には、検定証印等（検定証印又は※基準適合証印）又は装置検査証印（タクシーメーターに限る。）が付される。その形状は次のとおりである。

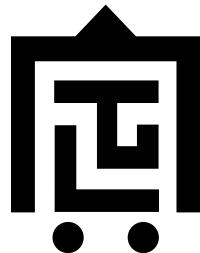
検定証印



基準適合証印



装置検査証印



※基準適合証印とは、届出製造事業者で製造する計量器の品質管理方法が適正であると認められ、経済産業大臣から指定製造事業者の指定を受けた場合に付すことができる証印である。

また、有効期間が定められた特定計量器は次のとおりで、検定証印等に有効期限の年月を付すほか、有効期限の表示シールを貼るものもある。

特 定 計 量 器	有効期間	特 定 計 量 器	有効期間
タクシーメーター	1年	自動車等給油メーター	7年
水道メーター	8年	燃料油メーター	5年
ガスメーター	10年	液化石油ガスメーター	4年

タクシーメーター用
合格シール



自動車等給油メーター用
合格シール



取引・証明以外用
シール



(6) 基準器検査

基準器とは計量の標準となる計量器で、当所が行う検定や検査で用いられるほか、計量器の性能等を確認するために特定計量器の届出製造事業者や届出修理事業者等において使用されている。

これら基準器の検査は、適正な計量の標準を維持するために高い精度が要求され、また必要に応じ経済産業大臣（国立研究開発法人産業技術総合研究所）、都道府県知事（計量検定所等）、日本電気計器検定所等が実施している。

近年における基準器検査の実績は以下のとおりである。

基準器の種類	平成12年度			平成13年度			平成14年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシーメーター 装置検査用基準器	1	0	0	1	1	0	5	2	0
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	57	0	0	100	0	0	0	0	0
二級基準分銅	54	0	0	83	0	0	56	0	0
三級基準分銅	166	0	0	232	0	0	243	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	9	2	0	7	4	0	10	4	0
合 計	287	2	0	423	5	0	314	6	0

基準器の種類	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシーメーター 装置検査用基準器	1	0	0	1	1	0	2	1	0
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	178	0	1	126	0	2	56	0	0
二級基準分銅	99	0	0	119	0	0	88	0	1
三級基準分銅	246	0	0	184	0	0	165	0	1
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	8	1	0	1	0	0	6	0	0
合 計	532	1	1	431	1	2	317	1	2

基準器の種類	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシーメーター 装置検査用基準器	2	0	0	2	1	0	1	1	0
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	97	47	0	0	0	0	121	0	0
二級基準分銅	111	0	1	92	0	0	194	0	0
三級基準分銅	63	0	1	32	0	0	153	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	12	2	0	14	4	0	8	0	1
合 計	285	49	2	140	5	0	477	1	1

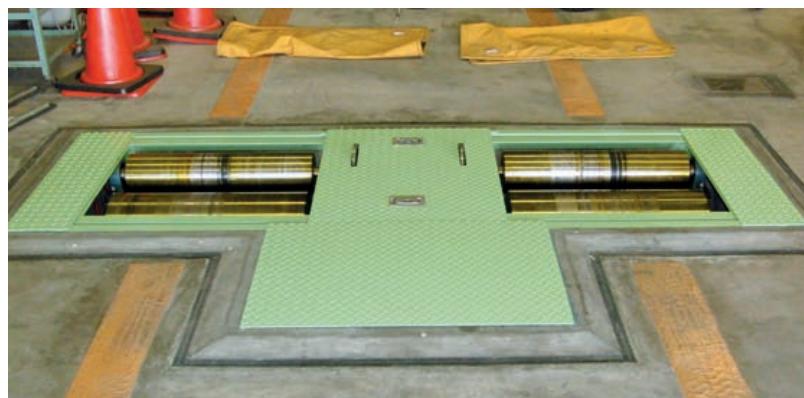
基準器の種類	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシーメーター 装置検査用基準器	4	3	0	1	0	0	1	0	0
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	124	0	0	84	0	0	75	0	0
二級基準分銅	61	0	0	197	0	0	102	0	0
三級基準分銅	77	0	0	83	0	0	48	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	2	0	0	9	1	0	7	2	0
合 計	268	3	0	374	1	0	233	2	0

基準器の種類	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシーメーター 装置検査用基準器	1	1	0	2	2	0	2	0	0
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	0	0	0	173	0	0	101	0	0
二級基準分銅	95	0	0	56	0	0	115	0	0
三級基準分銅	56	0	0	94	0	0	49	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	10	2	0	9	1	0	2	0	0
合 計	162	3	0	334	3	0	269	0	0

基準器の種類	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシーメーター 装置検査用基準器	1	0	0	1	1	0	2	2	0
基準台手動はかり	0	0	0	1	1	0	0	0	0
一級基準分銅	79	0	0	99	70	0	0	0	0
二級基準分銅	152	0	0	54	0	0	98	0	0
三級基準分銅	54	0	0	29	0	0	41	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	10	1	0	7	0	0	9	1	0
合 計	296	1	0	191	72	0	150	3	0

基準器の種類	平成30年度			令和元年度		
	検査個数	当所備品	不合格	検査個数	当所備品	不合格
タクシーメーター 装置検査用基準器	2	0	0	1	0	0
基準台手動はかり	0	0	0	1	1	0
一級基準分銅	181	0	5	26	0	1
二級基準分銅	144	0	0	92	0	2
三級基準分銅	159	0	1	29	0	0
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)	14	5	0	2	0	0
合 計	500	5	6	151	1	3

＜さまざまな基準器＞



【タクシーメーター基準器】



【基準分銅】

(7) 実用基準分銅の校正

特定計量器検定検査規則に基づき基準分銅と同等以上の精度に調整され、一定の構造条件を満たした分銅を実用基準分銅という。

実用基準分銅は、質量計などの検定や検査で用いられるほか、質量計などの性能等を確認するために質量計の製造事業者や修理事業者等でも使用されている。

当所では実用基準分銅等の管理方法を「群馬県質量標準管理マニュアル」として定め、所内の実用基準分銅等について検査や調整を年2回実施し、基準分銅と同様に実用基準分銅を検定検査業務に使用している。

なお、「群馬県質量標準管理マニュアル」は、平成10年12月1日付けで工業技術院計量研究所（現在の国立研究開発法人産業技術総合研究所）から承認を受けている。

近年における実用基準分銅の校正実績は以下のとおりである。

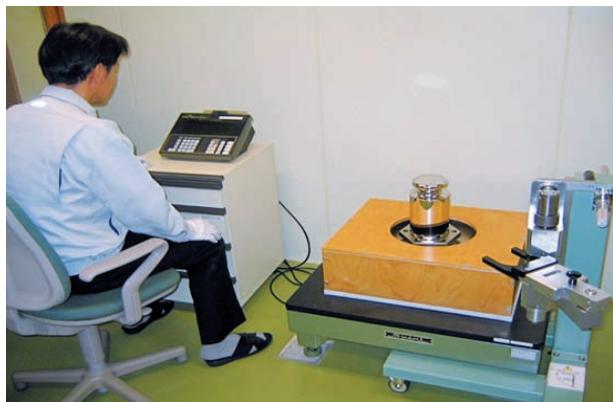
実用基準分銅 の種類	表す質量等	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
		校正個数	校正個数	校正個数	校正個数	校正個数
一級基準分銅	20kg	116	116	116	116	116
	10kg	4	4	4	4	4
	5 kg以下	14	14	14	14	14
	箱入組分銅	216	216	216	216	216
二級基準分銅	1 t	80	90	90	90	90
	500kg	20	20	20	20	20
	20kg	350	350	350	350	350
	10kg	14	14	14	14	14
	5 kg以下	160	160	160	160	160
	箱入組分銅	630	630	630	630	630
合 計		1,604	1,614	1,614	1,614	1,614

実用基準分銅 の種類	表す質量等	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		校正個数	校正個数	校正個数	校正個数	校正個数
一級基準分銅	20kg	116	116	116	116	116
	10kg	4	4	4	4	4
	5 kg以下	14	14	14	14	14
	箱入組分銅	216	216	216	216	216
二級基準分銅	1 t	90	90	90	90	90
	500kg	20	20	20	20	20
	20kg	350	48	48	48	50
	10kg	14	46	46	46	48
	5 kg以下	160	164	164	164	170
	箱入組分銅	630	622	622	622	620
合 計		1,614	1,340	1,340	1,340	1,348

実用基準分銅 の種類	表す質量等	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		校正個数	校正個数	校正個数	校正個数	校正個数
一級基準分銅	20kg	116	116	116	116	116
	10kg	4	4	4	4	4
	5 kg以下	14	14	14	14	14
	箱入組分銅	216	216	216	216	216
二級基準分銅	1 t	90	90	90	90	90
	500kg	20	20	20	20	20
	20kg	50	50	50	50	50
	10kg	48	48	48	48	48
	5 kg以下	166	170	170	170	170
	箱入組分銅	620	620	620	620	620
合 計		1,344	1,348	1,348	1,348	1,348

実用基準分銅 の種類	表す質量等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		校正個数	校正個数	校正個数	校正個数	校正個数
一級基準分銅	20kg	116	116	116	116	116
	10kg	4	4	4	4	4
	5 kg以下	14	14	14	14	14
	箱入組分銅	216	216	216	216	216
二級基準分銅	1 t	90	90	90	90	90
	500kg	20	20	20	20	20
	20kg	50	50	50	50	50
	10kg	48	48	48	48	48
	5 kg以下	170	170	170	170	170
	箱入組分銅	620	620	620	620	620
合 計		1,348	1,348	1,348	1,348	1,348

＜実用基準分銅校正の様子＞



(8) 特定計量器の定期検査

取引及び証明に使用される「はかり」は、2年に1回、定期的に知事の検査を受けることが義務付けられている。(本県では、西暦奇数年度に3市4郡、西暦偶数年度に5市3郡)

本県では、平成15年度から民間能力の活用を図るため、計量法に基づく指定定期検査機関制度を導入し、(一社)群馬県計量協会を指定定期検査機関に指定して定期検査を委託している。

この定期検査は一般的に日時、場所を指定した集合検査方式であるが、一部の事業所については、所在場所検査方式で実施する場合があり、近年は次表のとおり実施している。

また、大型はかり、電気式はかりの一部は定期検査に代わる検査として計量士により実施される。

定期検査済証印

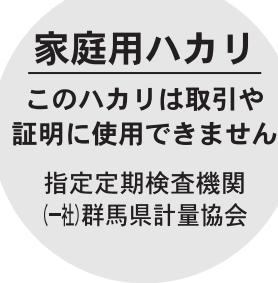
検査合格シールの例



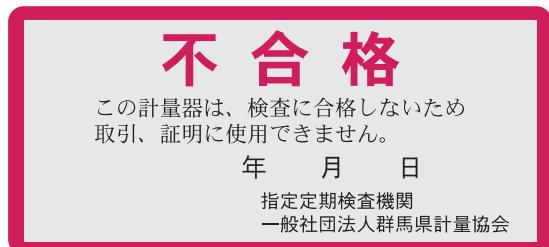
定期検査免除シール



家庭用計量器シール



不合格シール



定期検査実績

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
指定 場所 検査	検査個数	6,596	6,942	5,787	6,502	5,939
	不合格数	38	50	54	24	20
	検査手数料※	1,364	1,472	1,225	1,568	1,589
所在 場所 検査	検査個数	0	0	0	3	82
	不合格数	0	0	0	0	2
	検査手数料	0	0	0	3	117
使用 場所 検査	検査個数	0	1	0	0	0
	不合格数	0	0	0	0	0
	検査手数料	0	1	0	0	0
追加 検査	検査個数	166	195	311	109	93
	不合格数	0	8	2	0	0
	検査手数料	35	62	84	42	41
合格	検査個数	6,762	7,138	6,098	6,614	6,114
	不合格数	38	58	56	24	22
	検査手数料	1,399	1,535	1,309	1,613	1,747
計量士 による 検査	検査個数	5,119	5,838	5,985	5,885	6,396
	不合格数	12	9	8	7	9

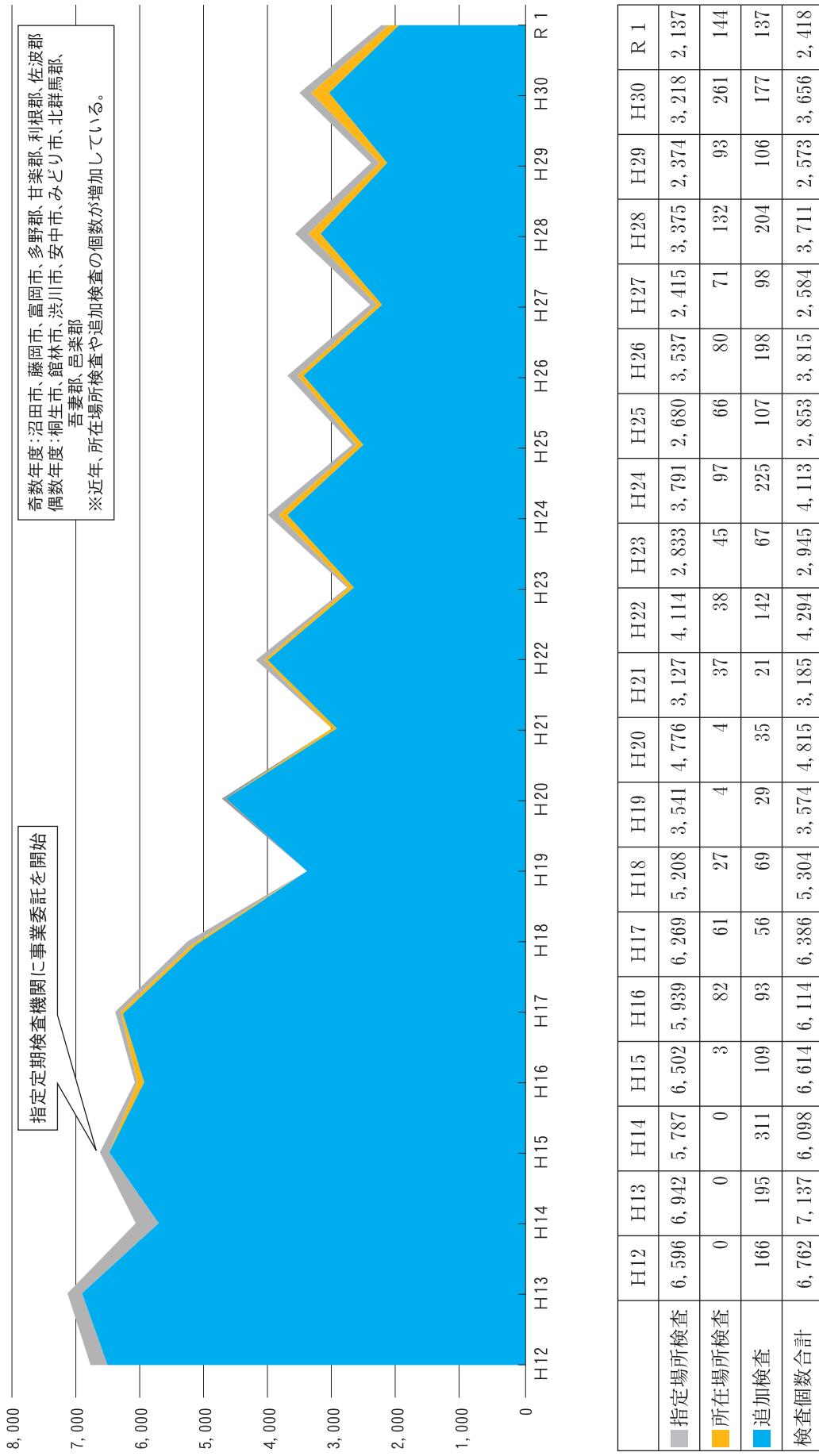
※千円単位で表記

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
指定 場所 検査	検査個数	6,269	5,208	3,541	4,776	3,127
	不合格数	32	19	14	25	7
	検査手数料※	1,758	1,596	1,063	1,636	1,035
所在 場所 検査	検査個数	61	27	4	4	37
	不合格数	0	1	0	1	0
	検査手数料	37	50	5	4	27
追加 検査	検査個数	56	69	29	35	21
	不合格数	0	0	0	0	0
	検査手数料	24	36	25	11	17
合格	検査個数	6,386	5,304	3,574	4,815	3,185
	不合格数	32	20	14	26	7
	検査手数料	1,819	1,682	1,093	1,651	1,079
計量士 による 検査	検査個数	6,401	6,289	3,156	5,828	2,842
	不合格数	15	7	2	3	0

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定 場所 検査	検査個数	4,114	2,833	3,791	2,680	3,537
	不合格数	22	24	50	21	36
	検査手数料※	1,468	993	1,387	964	1,387
所在 場所 検査	検査個数	38	45	97	66	80
	不合格数	0	0	0	0	0
	検査手数料	12	25	71	50	67
追加 検査	検査個数	142	67	225	107	198
	不合格数	0	0	0	0	0
	検査手数料	77	34	93	55	86
合格	検査個数	4,294	2,945	4,113	2,853	3,815
	不合格数	22	24	50	21	36
	検査手数料	1,557	1,052	1,551	1,069	1,540
計量士 による 検査	検査個数	5,075	2,848	5,393	2,727	5,027
	不合格数	10	—	—	—	—

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定 場所 検査	検査個数	2,415	3,375	2,374	3,218	2,137
	不合格数	20	29	18	32	13
	検査手数料※	953	1,409	962	1,436	901
所在 場所 検査	検査個数	71	132	93	261	144
	不合格数	1	0	3	1	2
	検査手数料	78	125	109	150	171
追加 検査	検査個数	98	204	106	177	137
	不合格数	0	0	0	2	2
	検査手数料	42	91	53	96	71
合格	検査個数	2,584	3,711	2,573	3,656	2,418
	不合格数	21	29	21	35	17
	検査手数料	1,073	1,625	1,124	1,682	1,143
計量士 による 検査	検査個数	2,570	5,277	2,468	4,997	2,446
	不合格数	—	—	—	—	—

特定計量器定期検査個数の推移（平成12年度～令和元年度）



＜特定計量器定期検査の様子＞



【台手動はかりの定期検査】



【棒はかりの定期検査】

(9) 計量証明検査

計量証明事業者が計量証明に使用する計量器は、計量器の種類ごとに定められた周期で知事が実施する計量証明検査を受検することが義務付けられている。(一般計量証明事業における大型はかり等：2年に1度、環境計量証明事業における濃度計、騒音計、振動レベル計：3年に1度)

なお、計量証明検査には、知事が行う検査に代わって計量士が行う代検査制度がある。

	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所実施検査	質量計	1	0	—	—	—
	大気濃度計	—	—	—	—	—
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	22	0	—	—	—
	P H 計	—	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	36	0
	振動レベル計	—	—	11	0	—
代検査	質量計	25	0	35	0	25

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所実施検査	質量計	—	—	—	—	—
	大気濃度計	11	0	10	0	14
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	26	0	—	—	—
	P H 計	—	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	36	0
	振動レベル計	—	—	25	0	—
代検査	質量計	34	0	17	0	31

		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所 実施検査	質量計	—	—	—	—	—	—
	大気濃度計	16	1	12	0	16	0
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	—	—	—	—	—	—
	P H 計	27	0	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	—	26	0
	振動レベル計	—	—	13	0	—	—
代検査	質量計	31	0	39	0	34	0

		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所 実施検査	質量計	—	—	—	—	—	—
	大気濃度計	14	3	10	2	4	0
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	—	—	—	—	—	—
	P H 計	39	0	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	—	—	—
	振動レベル計	—	—	30	1	33	0
代検査	質量計	44	0	37	0	47	0

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所 実施検査	質量計	—	—	—	—	—	—
	大気濃度計	15	0	10	0	6	0
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	—	—	—	—	—	—
	P H 計	39	0	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	—	31	0
	振動レベル計	—	—	17	0	—	—
代検査	質量計	37	0	48	0	33	0

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所実施検査	質量計	—	—	—	—	—
	大気濃度計	14	0	8	0	12
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	36	0	—	—	—
	P H 計	—	—	—	—	—
	騒音計	—	—	—	—	51
	振動レベル計	—	—	29	3	—
代検査	質量計	36	0	35	0	49

	平成30年度		令和元年度	
	検査個数	不合格	検査個数	不合格
検定所実施検査	質量計	—	—	—
	大気濃度計	6	0	8
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	32	0	—
	P H 計	—	—	—
	騒音計	—	—	—
	振動レベル計	—	—	12
代検査	質量計	39	0	44

〈計量証明検査の様子〉



【大気濃度計の計量証明検査】



【振動計の計量証明検査】

(10) 依頼検査

一般企業における計量器管理、又は一般消費者からの依頼に伴う制度確認が必要な計量器について計量法令に準じて実施している。

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
計量器の依頼検査	36	0	9	0	0	0	3	0
基準分銅の適合検査	50	0	25	0	32	0	90	2

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
計量器の依頼検査	11	1	38	1	11	1	44	3
基準分銅の適合検査	64	0	26	0	3	0	11	3

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
計量器の依頼検査	7	0	3	0	26	0	8	0
基準分銅の適合検査	3	1	8	0	3	0	17	0

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
計量器の依頼検査	2	0	17	0	18	0	20	0
基準分銅の適合検査	17	0	0	0	12	0	20	0

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
計量器の依頼検査	17	0	20	0	19	1	33	2
基準分銅の適合検査	12	0	25	0	8	0	33	0

(11) 指導取締（立入検査）

① 特定計量器使用及び使用品量目の立入検査

適正な計量の実施を確保するため、特定計量器に関わる事業所、商品量目及び製造事業者等に対して立入検査を実施している。

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
特定計量器使用の立入検査	9,735	739	30,657	2,199	41,864	1,520	32,947	906
商品量目の立入検査	674	64	978	151	1,017	60	1,035	55

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
特定計量器使用の立入検査	87,922	4,806	195,962	684	161,467	4,312	244,106	424
商品量目の立入検査	917	24	1,167	111	1,278	132	1,132	98

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
特定計量器使用の立入検査	83,694	261	38,974	205	11,644	272	40,866	151
商品量目の立入検査	857	101	923	29	756	37	922	35

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
特定計量器使用の立入検査	807	33	37,392	352	19,364	9	33,625	13
商品量目の立入検査	308	13	814	24	850	32	1,030	72

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
特定計量器使用の立入検査	20,379	144	81,151	4,140	86,147	75		
商品量目の立入検査	360	28	420	18	397	16		

②特定計量器の届出製造事業者、指定製造事業者、届出修理事業者に対する立入検査
正確な特定計量器を供給するため、特定計量器届出製造事業者、指定製造事業者、届出修理事業者に対して立入検査を実施している。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
立入検査を実施した届出製造事業者数	—	—	—	—	—	1	1
立入検査を実施した指定製造事業者数	2	3	4	4	4	4	4
立入検査を実施した届出修理事業者	—	—	—	—	—	1	1

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
立入検査を実施した届出製造事業者数	0	1	2	2	2	0	0
立入検査を実施した指定製造事業者数	4	4	4	4	3	3	3
立入検査を実施した届出修理事業者	0	1	4	4	4	0	0

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
立入検査を実施した届出製造事業者数	0	0	0	1	1	1
立入検査を実施した指定製造事業者数	3	3	3	3	3	3
立入検査を実施した届出修理事業者	0	0	0	1	1	1

③計量証明事業者に対する立入検査

計量証明事業の適切な実施を確保するため、計量証明事業者に対し、登録内容の確認、事業規定の実施状況及び設備の管理状況等について立入検査を実施している。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
立入検査を実施した事業者数(質量)	—	2	0	2	1	2	0	0
立入検査を実施した事業者数(濃度)	—	3	3	2	2	2	2	0
立入検査を実施した事業者数(音圧レベル)	—	0	0	0	0	1	1	0
立入検査を実施した事業者数(振動加速度レベル)	—	0	0	0	0	1	1	0

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
立入検査を実施した事業者数(質量)	5	32	13	13	12	15	8	7
立入検査を実施した事業者数(濃度)	2	3	7	8	3	1	4	1
立入検査を実施した事業者数(特定濃度)	0	0	0	0	0	0	0	1
立入検査を実施した事業者数(音圧レベル)	1	0	1	2	0	1	0	1
立入検査を実施した事業者数(振動加速度レベル)	1	0	1	2	0	1	0	1

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
立入検査を実施した事業者数(質量)	11	22	22	23
立入検査を実施した事業者数(濃度)	2	2	7	11
立入検査を実施した事業者数(特定濃度)	0	1	0	0
立入検査を実施した事業者数(音圧レベル)	1	1	2	1
立入検査を実施した事業者数(振動加速度レベル)	1	1	2	1

(12) 計量制度普及啓発事業

① 計量制度普及啓発

計量制度の普及啓発のため次の事業を行っている。

- ・普及啓発資料の作成、配布
- ・夏休みはかり工作教室の開催

② 計量強調月間

11月1日が計量記念日であることから11月を計量強調月間と定め、広く県民に計量についての正しい知識と理解の普及に努めている。

- ・市町村広報誌への掲載依頼
- ・全国統一計量記念日ポスターの関係事業所配布
- ・計量強調月間標語ポスターの作成配布
- ・計量関係展示物の貸出し
- ・市町村主催の産業祭等への出展、計量思想啓発グッズの配布
- ・県生涯学習センターと共に開催でおもしろ科学教室「さおばかりを作ろう！」を開催

<普及啓発事業の様子>



【普及啓発イベント】



【夏休みはかりの工作教室】

③ 県民からの公募による普及啓発標語入選作品

平成28年度	安心を数字で確認 正しい計量
	正しい計量 社会の基盤 今日の暮らしに 世の中に
平成29年度	定期検査 受けて安心 正しい計量
	消費者の 笑顔を守る 正しい計量
平成30年度	消費者に 信頼を与える 確かな計量
	安心の 暮らしを守る 信頼の計測器
令和元年度	計量器 みんなの公平 守ってる
	信頼は ここから始まる 正しい計量
令和2年度	計量で 築く信頼 消費の基本
	見た目は想像 計って現実 正しい数値



④「はかりの工作教室」の開催状況

年度	開催日	開催場所	参加者数 (小学生等)
平成17年度	平成17年8月11日	群馬県計量検定所会議室	10
平成18年度	平成18年11月11日	群馬県計量検定所会議室	12
平成19年度	平成19年11月17日	群馬県計量検定所会議室	11
平成20年度	平成20年11月15日	群馬県計量検定所会議室	13
平成21年度	平成21年11月14日	群馬県計量検定所会議室	13
平成22年度	平成22年11月13日	群馬県計量検定所会議室	12
平成23年度	平成23年11月12日	群馬県計量検定所会議室	15
平成24年度	平成24年11月10日	群馬県計量検定所会議室	12
平成25年度	平成25年11月9日	群馬県計量検定所会議室	19
平成26年度	平成26年11月8日	群馬県計量検定所会議室	18
平成27年度	平成27年11月7日	群馬県計量検定所会議室	18
平成28年度	平成28年7月25日 ～平成28年8月3日	4市町村（館林市、安中市、榛東村、吉岡町） ※夏休みはかりの工作教室「さおばかりを作って重さをはかろう！」	38
	平成28年11月19日	群馬県計量検定所会議室 ※おもしろ科学教室「さおばかりを作ろう」	18
平成29年度	平成29年7月26日 ～平成29年8月5日	5市町村（沼田市、渋川市[2か所]、藤岡市、みどり市、明和町） ※夏休みはかりの工作教室「さおばかりを作って重さをはかろう！」	70
	平成29年11月5日	群馬県計量検定所会議室 ※おもしろ科学教室「さおばかりを作ろう」	23
平成30年度	平成30年7月26日 ～平成30年8月7日	4市町村（渋川市、藤岡市、嬬恋村、片品村） ※夏休みはかりの工作教室「さおばかりを作って重さをはかろう！」	33
	平成30年11月10日	群馬県計量検定所会議室 ※おもしろ科学教室「さおばかりを作ろう」	18
令和元年度	令和元年7月24日 ～令和元年8月6日	3市町村（藤岡市、みどり市、片品村） ※夏休みはかりの工作教室「さおばかりを作って重さをはかろう！」	23
	令和元年11月9日	群馬県計量検定所会議室 ※おもしろ科学教室「さおばかりを作ろう」	18
令和2年度	令和2年8月7日	1市町村（片品村） ※夏休みはかりの工作教室「さおばかりを作って重さをはかろう！」	9
	令和2年11月7日	群馬県計量検定所会議室 ※おもしろ科学教室「さおばかりを作ろう」	14

⑤市町村消費生活展等への出展状況

市町村が開催する消費生活展等に出展し、パネル展示や重さ当てゲーム、計量啓発物品（ティッシュ、パズル付き定規、クリアファイル、風船、リーフレット等）の配布を行っている。

年 度	実施市町村
平成27年度	3市町（館林市、安中市、吉岡町）
平成28年度	6市町（館林市、渋川市、安中市、吉岡町、玉村町、明和町）
平成29年度	6市町村（館林市、安中市、榛東村、吉岡町、玉村町、明和町）
平成30年度	4市町村（安中市、榛東村、吉岡町、明和町）
令和元年度	2町村（榛東村、明和町）
令和2年度	1市（渋川市）

＜市町村消費生活展等への出展の様子＞



＜参考資料＞

1 特定市町村（計量法第10条）

本県では前橋市、高崎市、伊勢崎市及び太田市が特定市となっており、特定計量器定期検査等を行っている。

(1) 前橋市役所 市民部 生活課 消費生活センター（平成31年4月1日から）

前橋市千代田町2丁目5番5号 TEL 027-230-1755

(2) 高崎市役所 商工観光部 商工振興課

高崎市高松町35番地1 TEL 027-321-1256

（高崎市計量検査所 高崎市足門町1658 TEL 027-384-8552）

(3) 伊勢崎市役所 経済部 商工労働課 消費生活センター

伊勢崎市今泉町2丁目410 TEL 0270-20-7300

(4) 太田市役所 産業環境部 産業政策課

太田市浜町2番35号 TEL 0276-47-1834

2 計量関係団体

(1) 一般社団法人群馬県計量協会

設立年月日 … 昭和44年5月6日（平成24年4月1日一般社団法人化）

事務所所在地 … 前橋市下大島町81-13 TEL 027-263-8217 群馬県計量検定所内

会員数 … 263名（平成31年3月31日現在）

事業内容 … 本県の計量行政を補完し、次の事業を行っている。

- ①民間消費者に対する計量思想の啓蒙普及
- ②商工業者に対する計量管理指導
- ③計量器の精度確認事業
- ④群馬県、前橋市、伊勢崎市及び太田市からの指定定期検査機関の指定を受け特定計量器定期検査を実施
- ⑤計量記念日事業
- ⑥関係官庁及び関係団体との連絡協調
- ⑦県証紙売りさばき事業

(2) 一般社団法人群馬県計量検査センター

設立年月日 … 昭和46年4月1日（平成25年4月1日一般社団法人化）

事務所所在地 … 高崎市足門町1658 TEL 027-384-8552 高崎市計量検査所内

会員数 … 54名（令和元年5月28日現在）

事業内容 … 高崎市における計量行政を補完し、次の事業を行っている。

- ①定期検査・計量証明検査に代わる計量士による検査
- ②計量管理検査
- ③高崎市からの指定定期検査機関の指定を受け特定計量器定期検査を実施
- ④計量器の取扱方・使用方法の指導
- ⑤計量記念日事業への協賛

3 届出製造事業者一覧

(令和2年3月31日現在)

事業者	住所	事業所の所在地	事業区分(略称)							
			タクシーメーター	質量計	分銅等	水道メータ	燃料油メータ	液化石油ガスメータ	量器用尺付タンク	圧力計
平和衡機(株)	〒370-0006 高崎市問屋町3-5-5	〒370-0072 高崎市大八木町611	① ② ★	○						
株タツノ ※	〒108-8520 東京都港区三田3-2-6	〒370-0851 高崎市上中居町575-2					☆	○		
トキコシステム ソリューションズ(株) ※	〒210-0005 神奈川県川崎市川崎区東田町8 バーレル三井ビル	〒371-0847 前橋市大友町2-15-2					☆	○		
日本精密測器(株)	〒377-0293 渋川市中郷2508-13	左に同じ								① ②
株タイガーカワシマ	〒374-0134 邑楽郡板倉町大字糀谷2876	左に同じ	① ② 充							
日本光電富岡(株)	〒161-8560 東京都新宿区西落合1-31-4	〒370-2314 富岡市田篠1-1								①
東邦車輛(株)	〒370-0614 邑楽郡邑楽町大字赤堀4120	左に同じ					小	○		
株イシダ ※	〒606-8392 京都府京都市左京区聖護院 山王町44	〒370-0046 高崎市江木町1728		★						
オリヒロ(株)	〒370-0073 高崎市緑町4-5-20	〒370-0081 高崎市浜川町590-22		ホ 充						
オリヒロ エンジニアリング(株)	〒370-2463 富岡市神成478-3	〒370-0081 高崎市浜川町590-22		ホ 充						
アンリツインフィビス(株) ※	〒243-0032 神奈川県厚木市恩名5-1-1	〒370-0841 高崎市栄町4-11 原地所第2ビル		充 捕						
株富士製作所	〒375-0017 藤岡市篠塚15	左に同じ		捕						
澁谷工業(株) ※	〒920-8681 石川県金沢市大豆田本町甲58	〒370-0883 高崎市剣崎町2-1		充 捕 他						
株カワタ ※	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座1-15-15	〒370-0046 高崎市江木町1460-3		ホ						
その他1社										

(注)・事業区分中の数字は種別を示す。　・燃料油メーター欄の★印は自、小、大、定

・質量計欄の★印はホ、充、コ、補、他　・※印は県内に従たる事業所を置く届出製造事業者

4 指定製造事業者一覧

(令和2年3月31日現在)

指定番号	事業者名	所 在 地	指 定 年 月 日	
281001	日本精密測器株	〒370-0293 渋川市中郷2508-13	平成9年6月30日	
281003	日本光電富岡株	〒370-2314 富岡市田篠1-1	平成27年10月9日	

5 届出修理事業者一覧

(令和2年3月31日現在)

事 業 者	住 所	事 業 所 の 所 在 地	事 業 区 分 (略 称)						
			タクシーメータ ー	質 量 計	自 重 計	燃 料 油 メ ー タ ー	液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	压 力 計	血 压 計
群馬トヨタ自動車株	〒370-0045 高崎市東町80	〒379-2154 前橋市天川大島町1034 ほか6カ所	○						
(有)高崎計装	〒370-1201 高崎市倉賀野町6319	左に同じ 及び 〒379-2151 前橋市下長磯町548	○						
株寺岡精工	〒146-8580 東京都大田区久が原5-13-12	〒370-1201 高崎市倉賀野町2194-2	(1) (2) 捕他						
東芝テックソリューション サービス株	〒141-8664 東京都品川区東五反田2-17-2	〒370-0069 高崎市飯塚町458-2	(1)						
平和衡機株	〒370-0006 高崎市問屋町3-5-5	〒370-0072 高崎市大八木町611	(1) (2)		自 小 定				
株群馬テスター	〒379-2165 前橋市上長磯町225	〒371-0132 前橋市五代町1012-3		○					
関東いすゞ自動車株	〒370-1202 高崎市宮原町1-21	左に同じ		○					
群馬日産ディーゼル &ロジスティクス株	〒371-0854 前橋市大渡町2-1-8	左に同じ		○					
(有)高山自動車整備工場	〒370-1301 高崎市新町438	左に同じ		○					
株タツノ	〒108-8520 東京都港区三田3-2-6	〒370-0851 高崎市上中居町575-2			☆				
関越日本油機株	〒371-0847 前橋市大友町2-5-9	左に同じ			☆				
ルブテクノサービス株	〒370-0857 高崎市上佐野町282-1	〒373-0842 太田市細谷町164-3			自 小				
株飯野	〒371-0802 前橋市天川町1681-7	左に同じ							(1) (2) (3)
大木理工機材株	〒370-0874 高崎市中豊岡町801	左に同じ							(1) (2) (3)
昭和理化学器械株	〒376-0014 桐生市広沢町間ノ島193	左に同じ							(1) (2) (3)

事 業 者	住 所	事 業 所 の 所 在 地	事 業 区 分 (略 称)						
			タクシーメーター	質 量	自 重	燃 料 油 メ ー タ ー	液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	压 力	血 压
計	計	計	計	計	計	計	計	計	濃 度
株ユニオン	〒370-0862 高崎市片岡町3-2-11	左に同じ							(1) (2) (3)
(有)橋本測器	〒379-2106 前橋市荒子町187-2	左に同じ							(1) (2) (3)
日本光電工業株	〒161-8560 東京都新宿区西落合1-31-4	〒375-0053 藤岡市中大塚字瀧前1050-3							(1)
株ダイイチトレーディング	〒379-2224 伊勢崎市西小保方町336	左に同じ				☆			
東邦車輛株	〒370-0614 邑楽郡邑楽町大字赤堀4120	左に同じ			○				
磯部機工株	〒379-0127 安中市磯部2-13-1	左に同じ	(1) (2)						(1) (2)
日本光電富岡株	〒161-0031 東京都新宿区西落合1-31-4	〒370-2314 富岡市田篠1-1							(1)
コモタ株	〒158-0093 東京都世田谷区上野毛1-16-3	〒370-0843 高崎市双葉町15-1			自				
株岡部メーター商会	〒544-0013 大阪市生野区巽中2-24-6	〒370-0813 高崎市本町95-1 (シンセイタクシー株内)	○						
沼田自動車協会	〒378-0061 沼田市岡谷町692	左に同じ		○					
(有)赤石重機	〒372-0022 伊勢崎市日乃出町575-1	〒370-0314 太田市新田市野井町387-2		○					
株コウショウ	〒370-1201 高崎市倉賀野町2439	左に同じ			自				
株ジョーシン・シャックス	〒370-0857 高崎市上佐野町701	〒377-0027 渋川市金井464-1		○					
(有)赤城総合整備	〒371-0232 前橋市茂木町48-2	〒379-2123 前橋市山王町2-40-16	○						
(有)トーモーリーテック	〒374-0045 館林市入ヶ谷町甲1612	左に同じ			自				
その他 1 社					小				
					大				

(注) 事業区分中の数字は種別を示す。 ☆自、小、大、定

6 適正計量管理事業所一覧

(令和2年3月31日現在)

事業者名	住所	事業所及び所在地
日本郵便(株)	〒100-8798 東京都千代田区霞が関2-3-1	前橋中央郵便局 〒371-8799 前橋市城東町1-6-5 ほか340事業所 (内訳) ○ 前橋市 の区域 47事業所 ○ 高崎市 の区域 65事業所 ○ 伊勢崎市の区域 24事業所 ○ 太田市 の区域 21事業所 ○ その他 の区域 184事業所
日本通運(株)	〒105-8322 東京都港区東新橋1-9-3	航空事業支店 〒370-0071 高崎市小八木町305 ほか 1 事業所 (内訳) ○ 高崎市 の区域 1事業所 ○ 太田市 の区域 1事業所
日清フーズ(株)	〒101-8441 東京都千代田区神田錦町1-25	館林工場 〒374-0052 館林市栄町6-1
クラシエフーズ(株)	〒108-0022 東京都港区湾岸3-20-20	新町工場 〒370-1301 高崎市新町2330
信越化学工業(株)	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1	磯部工場 〒379-0127 安中市磯部2-13-1
パナソニック内装建材(株)	〒571-8686 大阪府門真市大字門真1048	〒378-0035 沼田市井土上町135
パナソニックライフソリューションズ朝日(株)	〒377-0802 吾妻郡東吾妻町大字川戸666-1	左に同じ
東洋アルミニウム(株)	〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町3-6-8	箔事業本部 加工品ビジネスユニット群馬加工工場 〒370-0105 伊勢崎市境伊与久3062
(生協)コープぐんま	〒376-8523 桐生市相生町1-111	コープ昭和店 〒371-0034 前橋市昭和町3-30-9 ほか 6 事業所 (内訳) ○ 前橋市 の区域 1 事業所 ○ 高崎市 の区域 1 事業所 ○ 伊勢崎市の区域 1 事業所 ○ 太田市 の区域 1 事業所 ○ その他 の区域 3 事業所

※計 9 事業者 (356事業所)

7 計量証明事業登録者一覧

(令和2年3月31日現在)

事 業 者	住 所	事 業 所 の 所 在 地	事業区分			
			質 量	濃 度	音 壓 レ ベ ル	振 動 加 速 度 レ ベ ル
株加藤商店	〒370-0501 呂楽郡千代田町福島243-2	〒370-0501 呂楽郡千代田町福島字殿の内243-1	○			
小川工業株	〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-1-4-1003	〒373-0026 太田市東本町53-75	○			
富田商事(有)	〒372-0822 伊勢崎市中町699-2	左に同じ	○			
墨東化成工業(株)	〒130-0025 東京都墨田区千歳1-8-14	〒373-0071 太田市原宿町2900	○			
久松商事株	〒371-0055 前橋市北代田町691	左に同じ	○			
株小林資源	〒372-0032 伊勢崎市北千木町1639-1	左に同じ	○			
正起金属加工株	〒470-2531 愛知県知多郡武豊町大字富貴字中田1-20	〒370-0504 呂楽郡千代田町舞木字宿林2809	○			
株ヨシオカ	〒373-0803 太田市矢場町2709	左に同じ	○			
松沢商事株	〒372-0001 伊勢崎市波志江町1860	左に同じ	○			
株ワイケー	〒370-1201 高崎市倉賀野町3409-5	左に同じ	○			
(有)金田芳明商店	〒370-2316 富岡市富岡1587	左に同じ	○			
(有)宗長商会	〒379-2152 前橋市下大島町547	〒379-2152 前橋市下大島町546	○			
栗原紙材株	〒116-0014 東京都荒川区東日暮里1-27-9	〒370-0312 太田市新田村田町543-1	○			
皆川商事株	〒174-0041 東京都板橋区舟渡1-9-11	〒379-2215 伊勢崎市赤堀今井町1-194-1	○			
株小林産業	〒372-0023 伊勢崎市柏川町1823	左に同じ	○			
(有)深澤商事	〒372-0804 伊勢崎市稻荷町11-2	左に同じ	○			

事 業 者	住 所	事 業 所 の 所 在 地	事業区分			
			質 量	濃 度	音 壓 レ ベ ル	振 動 加 速 度 レ ベ ル
岡田鋼商(株)	〒371-0017 前橋市日吉町4-32-3	左に同じ	○			
黒田興業(株)	〒130-0026 東京都墨田区両国4-38-16	〒373-0826 太田市古戸町1244	○			
(有)清水貞商店	〒373-0006 太田市成塚町1143-1	〒373-0006 太田市成塚町1187-3	○			
寺崎 則子	〒370-0603 邑楽郡邑楽町中野4443-10	〒373-0853 太田市浜町24-53	○			
小林 貴弘	〒373-0013 太田市市場町1074-12	〒373-0819 太田市新島町368-1	○			
森岡 繁樹	〒373-0861 太田市南矢島町446	左に同じ	○			
上電通運(株)	〒376-0101 みどり市大間々町大間々611-1	〒376-0101 みどり市大間々町大間々338-1	○			
(有)小又商店	〒376-0011 桐生市相生町2-226-1	〒379-2201 伊勢崎市間野谷町1417	○			
(株)ナカダイ	〒140-0004 東京都品川区南品川2-4-5	〒379-2122 前橋市駒形町1326	○			
(有)大石商店	〒373-0041 太田市別所町485	左に同じ	○			
(株)木村鋳造所	〒411-0905 静岡県駿東郡清水町長沢1157	〒379-2304 太田市大原町2092-5	○			
(有)金田又介商店	〒326-0044 栃木県足利市助戸3-507	〒373-0014 太田市植木野町179-1	○			
(有)屋敷治二商店	〒379-0116 安中市安中5-1-39	〒379-0133 安中市原市悪途久保東71	○			
(株)ジョーシン・シャックス	〒370-0857 高崎市上佐野町701	左に同じ	○			
今井前橋資源(有)	〒371-0037 前橋市上小出町2-39-10	左に同じ	○			
信越化学工業(株)	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1	〒379-0195 安中市磯部2-13-1	○			
(株)片桐商店	〒371-0854 前橋市大渡町1-18-1	左に同じ	○			

事 業 者	住 所	事 業 所 の 所 在 地	事業区分			
			質 量	濃 度	音 壓 レ ベ ル	振 動 加 速 度 レ ベ ル
株群馬県化成産業	〒379-2107 前橋市荒口町150-1	左に同じ	○			
株エコ計画	〒338-0837 埼玉県さいたま市桜区田島8-4-16	〒377-0024 渋川市大字祖母島字神田原2708-5	○			
ウブカタ資源株	〒378-0022 沼田市屋形原町2113	左に同じ	○			
佐波新田清掃株	〒370-0102 伊勢崎市境上渕名1124-4	〒379-2235 伊勢崎市三室町4030-1	○			
株加藤製作所	〒140-0011 東京都品川区東大井1-9-37	〒373-0015 太田市東新町823	○			
マチダコーポレーション株	〒379-2122 前橋市駒形町618	左に同じ	○			
フジメタルリサイクル株	〒144-0053 東京都大田区蒲田本町2-33-8	〒379-2305 太田市六千石町169	○			
上越鋼業株	〒370-0871 高崎市上豊岡町560-10	左に同じ	○			
鶴川興業株	〒371-0804 前橋市六供町705	〒371-0816 前橋市上佐鳥町751-1	○			
株ジョーシン・シャックス	〒370-0857 高崎市上佐野町701	〒373-0012 太田市清原町4-7	○			
掛川商事株	〒370-0807 高崎市歌川町1	〒379-0115 安中市中宿986	○			
ラサ工業株	〒104-0031 東京都中央区京橋1-1-1	〒372-0853 伊勢崎市国領町449-7	○			
株ウィズウェイストジャパン	〒330-0852 埼玉県さいたま市大宮区大成町2-224-1	〒377-1712 吾妻郡草津町大字前口字井堀176-4	○			
信越化学工業株	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1	〒379-0224 安中市松井田町人見1-10	○			
株小林	〒379-2236 伊勢崎市八寸町4760	〒379-2236 伊勢崎市八寸町4712	○			
株群桐産業	〒379-2304 太田市大原町78-1	〒379-2301 太田市藪塚町3201	○			
株カネダ	〒144-0044 東京都大田区本羽田1-26-16	〒370-0612 邑楽郡邑楽町新中野130-23	○			

事 業 者	住 所	事 業 所 の 所 在 地	事業区分			
			質 量	濃 度	音 壓 レ ベ ル	振 動 加 速 度 レ ベ ル
(株)ログ	〒373-0847 太田市西新町13-3	左に同じ	○			
(有)高尾商店	〒370-0514 邑楽郡大泉町朝日3-11-38	〒370-0615 邑楽郡邑楽町篠塚馬場2780	○			
東金属(株)	〒370-0313 太田市新田反町町131	左に同じ	○			
中田屋(株)	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル15階	〒372-0801 伊勢崎市宮子町1211-9	○			
東毛清掃(株)	〒370-1115 佐波郡玉村町大字五料162-1	左に同じ	○			
佐伯商事(株)	〒371-0857 前橋市高井町1-13-4	〒376-0144 桐生市黒保根町下田沢1900-813	○			
(有)坂東資源	〒372-0827 伊勢崎市八斗島町822-177	左に同じ	○			
庭前紙業(株)	〒371-0044 前橋市荒牧町13-41	〒371-0231 前橋市堀越町588-1	○			
(株)佐藤商店	〒379-2117 前橋市二之宮町257-4	左に同じ	○			
リプロテック(株)	〒371-0101 前橋市富士見町赤城山1204-115	左に同じ	○			
(株)エコTR Y	〒114-0023 東京都北区滝野川7-48-11	〒374-0042 館林市近藤町690-2	○			
都築鋼産(株)	〒123-0865 東京都足立区新田1-10-19	〒370-0703 邑楽郡明和町下江黒654-1	○			
サイボウ環境(株)	〒379-0113 安中市大谷1900-1	左に同じ	○			
新和鋼業(株)	〒379-2304 太田市大原町2243-2	左に同じ	○			
(株)YAMANAKA	〒212-0012 神奈川県川崎市幸区中幸町3-3-1	〒370-1117 佐波郡玉村町大字川井1730-1	○			
栗原紙材(株)	〒116-0014 東京都荒川区東日暮里1-27-9	〒370-0854 高崎市倉賀野町2453-3	○			
株両毛資源開発	〒376-0011 桐生市相生町3-547-1	左に同じ	○			

事 業 者	住 所	事 業 所 の 所 在 地	事業区分			
			質 量	濃 度	音 壓 レ ベ ル	振 動 加 速 度 レ ベ ル
株安藤	〒373-0015 太田市東新町572	左に同じ	○			
株イトウ	〒373-0847 太田市西新町115-14	左に同じ	○			
ウブカタ資源株	〒378-0022 沼田市屋形原町2113	〒377-0008 渋川市渋川1225-1	○			
上毛資源株	〒371-0857 前橋市高井町1-13-4	〒371-0131 前橋市鳥取町159-3	○			
丸政商事株	〒377-0008 渋川市渋川1200	〒377-0027 渋川市金井303-1	○			
株ツネジ坂本商店	〒370-1201 高崎市倉賀野町2643	左に同じ	○			
(有)松村商店	〒370-1401 藤岡市鬼石571-1	左に同じ	○			
株群桐エコロ	〒370-0351 太田市新田大町600-26	左に同じ	○			
株ツネジ坂本商店	〒370-1201 高崎市倉賀野町2643	〒370-0014 高崎市元島名町407-1	○			
東邦車輛株	〒370-0614 邑楽郡邑楽町赤堀4120	左に同じ	○			
株ホージュン	〒379-0133 安中市原市1433-1	〒379-0115 安中市中宿110	○			
東邦亜鉛株	〒100-8207 東京都千代田区丸の内1-8-2	〒379-0115 安中市中宿1443	○			
リムーヴ・テクノロジー株	〒370-0718 邑楽郡明和町大輪2580-5	左に同じ	○			
株トモエガスセンター	〒144-0053 東京都大田区蒲田本町1-2-5	〒370-0021 高崎市西横手町字堀合1-13	○			
株NEXIA	〒379-2104 前橋市西大室町1314-6	左に同じ	○			
上毛資源株	〒371-0857 前橋市高井町1-13-4	左に同じ	○			
河村商事株	〒486-0953 愛知県春日井市御幸町3-3-7	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿4093-2	○			

事 業 者	住 所	事 業 所 の 所 在 地	事業区分			
			質 量	濃 度	音 圧 レ ベ ル	振 動 加 速 度 レ ベ ル
株インフォマテックヨシヤ	〒376-0011 桐生市相生町3-800-28	左に同じ	大水土	○	○	
ユーロフィン日本環境株	〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦2-1-13	〒375-0014 藤岡市下栗須387-2	大水土	○	○	
株環境技研	〒370-3511 高崎市金古町1709-1	左に同じ	大水土特	○	○	
株群馬分析センター	〒370-0886 高崎市下大島町625	左に同じ	大水土特	○	○	
瑞晃化学株	〒370-1201 高崎市倉賀野町1201	左に同じ	大水土			
株不二ケミカル	〒376-0011 桐生市相生町2-835	左に同じ	大水土			
(公財)群馬県健康づくり財団	〒371-0005 前橋市堀之下町16-1	左に同じ	大水土			
シバタ環境科学株	〒370-2341 富岡市下黒岩581-1	左に同じ	大水土	○	○	
パリノ・サーヴェイ株	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町1-10-5	〒375-0011 藤岡市岡之郷字戸崎559-3	水土			
関東電化産業株	〒377-0008 渋川市渋川1497	左に同じ	大水土			
(一社)群馬県薬剤師会	〒371-0013 前橋市西片貝町5-18-36	左に同じ	大水土			
株総合環境分析	〒226-0003 神奈川県横浜市緑区鴨居1-13-2	〒370-0603 邑楽郡邑楽町中野127-6	大水土			
(有)アライ計量事務所	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1255-9	左に同じ	大水土			
株ヤマト	〒371-0844 前橋市古市町118	左に同じ	水土			
東芝環境ソリューション株	〒230-0034 神奈川県横浜市鶴見区寛政町20-1	〒373-0847 太田市西新町14-7	水土			
株環境分析センター	〒379-2131 前橋市西善町179-4	左に同じ	水土			
株環境アシスト	〒370-1201 高崎市倉賀野町2925-3	左に同じ	大水土	○	○	

事 業 者	住 所	事 業 所 の 所 在 地	事業区分			
			質 量	濃 度	音 圧 レ ベ ル	振 動 加 速 度 レ ベ ル
株エコセンター	〒377-0804 吾妻郡東吾妻町大字岩井963-1	左に同じ	大水土	○	○	
株ミツバ環境ソリューション	〒376-0013 桐生市広沢町1-2789-1	〒376-0122 桐生市新里町野598	大水土	○	○	
昭和環境分析センター株	〒374-0033 館林市堀工町1884-28	左に同じ	大水土			
(有)吾妻分析センター	〒377-1308 吾妻郡長野原町大字大津417	左に同じ	大水土			
株環境評価機構	〒379-0135 安中市郷原2996-2	左に同じ	大水土			
プロファ設計株	〒379-2214 伊勢崎市下触町629-1	〒379-2214 伊勢崎市下触町626-1	大水土	○	○	
(公財)群馬県環境検査事業団	〒371-0026 前橋市大手町3-9-16	左に同じ	水土			
(有)環境エンジ	〒370-0884 高崎市八幡町445-7	左に同じ	水土			
株食環境衛生研究所	〒379-2107 前橋市荒口町561-21	左に同じ	水土			
雪国アグリ株	〒378-0005 沼田市久屋原町143-3	〒378-0126 沼田市白沢町上古語父185	水土			
アクアハイプラン株	〒370-2311 富岡市下高尾519-1	左に同じ	水土			
全国農業協同組合連合会	〒100-6832 東京都千代田区大手町1-3-1	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1661	水土			
株江東微生物研究所	〒133-0057 東京都江戸川区西小岩5-18-6	〒374-0039 館林市美園町12-11	水土			
株東日本肥料	〒370-0426 太田市世良田町1099	左に同じ	水土			
その他6社						

注1 濃度欄において、大は大気中、水は水中、土は土壤中に含まれる物質の濃度を示す。

注2 濃度欄において、特は特定濃度（大気中・水中又は土壤中のダイオキシン類の濃度）を示す。

VI 群馬県特定市における計量のあゆみ

前橋市計量行政のあゆみ

1. 沿革

- 昭和28年 特定市指定申請（商工課計量係）
昭和29年 特定市の指定を受ける。
昭和34年 前橋市計量検査所を開所（本庁舎（旧庁舎）中庭の車庫に併設）
昭和47年 中庭の整備に伴い、旧前橋競輪場内に移転
平成3年 施設の老朽化及び施設の充実を図るため、移転・新築計画が始まる。
平成5年 建設地を総社町二丁目地内に決定（同年6月29日着工）。
平成6年 新計量検査所が完成（4月1日に竣工）。
平成13年 特例市の指定を受ける。
平成16年 12月5日付、勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村と合併し、計量検査の対象区域が拡大する。
平成21年 4月1日付で群馬県内初の中核市に移行し、計量に関する事務処理権限が拡大する。また、5月5日付けで勢多郡富士見村と合併し、計量検査の対象区域もさらに拡大する。
平成26年 組織改組により、産業経済部にぎわい商業課計量検査所となる。
平成31年 4月1日付、組織改編により計量業務が市民部生活課消費生活センターへ移管。同時に定期検査業務について、業務委託を開始する。
また、これに伴い計量検査所は閉所となる。

【計量検査施設の概要】

「前橋市計量検査所」として、計量器の定期検査の他、本市の計量業務全般を担った。

- [開設期間] 平成6年4月～平成31年3月
[所在地] 前橋市総社町二丁目5番地1
[敷地面積] 1,447.02m²
[建物構造] 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平家建
[延床面積] 461.73m²
事務室、小型はかり検査室、
基準天秤室、大型はかり検査室、
量目検査室、展示室兼会議室、
計量器保管室、分銅室ほか



検査施設外観

【現在の計量業務所管部署】

「前橋市消費生活センター」前橋市市民部生活課

- [所在地] 前橋市千代田町二丁目5番5号シーズポート（市営パーク5番街）2階
計量業務に関する各種届出や報告等の事務処理窓口を行う。計量に係る検査設備、及び検査用具の設置や使用に関しては、旧計量検査所を併用している。

2. 事業の概要

(1) 定期検査の実施

計量法第19条による定期検査について、偶数年に本庁管内・大胡・宮城・粕川・富士見地区で実施。奇数年に上川・下川・芳賀・桂萱・東・元総社・総社・南橘・清里・永明・城南地区で検査を実施している。所在場所（出張）検査と、集合場所（受検者持参）検査を併用している。

なお、実際の検査業務は、平成31（令和元）年度から、指定定期検査機関に業務委託を開始。委託初年度より（一社）群馬県計量協会に委託している。

(2) 立入検査の実施

事業所等における、計量器の不正使用の防止や、適正な計量の実施を確保するため、立入検査を実施している。主な検査項目は以下のとおり。

- ア 精度の正しい計量器が使用されているか。
- イ 定期検査に合格している計量器を使用しているか。
- ウ 燃料油等のメーターの有効期間が切れていないか。
- エ 適正に計量が実施されているか。
- オ 商品の量目が法定公差内であるか。
- カ 商品の詰込者の住所及び氏名の表記状態はどうか。
- キ 風袋の取扱方法に問題はないか。
- ク 特定計量器販売事業者の届出内容は適正か。
- ケ 特定計量器販売事業者の必要な知識の習得状況及び購入者への説明状況は適正か。

(3) 計量普及啓発事業

一般消費者への計量の普及・啓発を図るため、次に掲げる事業を実施している。

- ア イベント等における、計量感覚テスト（重量あて）やパネル展示の実施
- イ パブリックスケール（公衆面前計量はかり）の設置（市内13店舗〔令和2年時点〕）
- ウ 計量強調月間（11月）におけるイベント開催及びポスターの配布・掲示
- エ ポケットティッシュ、パンフレット等の配布
- オ この他、計量モニターやはかり教室、絵画・標語等のコンクールも行っていたが、業務の見直しにより、平成30年度までに相次いで取止めとなつた。



パブリックスケール



感覚テスト(左)・パネル展示(右)
[いずれも前橋市健康フェスタ(令和元年度)]



高崎市計量行政のあゆみ

1. 沿革

- 昭和28年4月 資格者の養成及び検査用備品の整備を開始する。
- 昭和29年4月 特定市に指定され、商工経済課に計量係を配置する。
- 昭和32年12月 高崎市高松町1番地に計量検査所を設置する。
- 昭和37年7月 機構改革により工業課に計量係を配置する。
- 昭和41年10月 高崎市栄町44番地に計量検査所を移転する。
- 昭和46年10月 機構改革により商政課消費生活係に計量担当職員を配置する。
- 昭和48年6月 住居表示の変更により計量検査所の住所が栄町6番36号となる。
- 昭和51年7月 機構改革により商業課商業振興係に計量担当職員を配置する。
- 平成元年4月 機構改革により商業課商業振興係が商業観光課商業振興係となる。
- 平成15年4月 定期検査業務を社団法人群馬県計量検査協会（現：社団法人群馬県計量検査センター）へ委託する。
- 平成14年4月 機構改革により担当制が導入され商業振興係が商業振興担当となる。
- 平成17年4月 機構改革により商業観光課が商業課となる。
- 平成20年3月 足門町1658番地に計量検査所を移転する。
- 平成20年4月 機構改革により商工部が商工観光部となる。
- 平成24年4月 機構改革により商業課が商工振興課となる。

2. 組織の変遷

年度	組織名	職員数	担当者数	備考
	42年以前省略			
S 43年	工業課計量係	5名(男4、女1)	4名	
S 44年	"	5名(男4、女1)	4名	
S 44年	"	4名(男3、女1)	3名	S 44年8月1名減
S 46年	商政課消費生活係	4名(男3、女1)	3名	
"	"	3名(男3、女0)	2名	S 46年10月1名減
S 50年	"	4名(男3、女1)	1名	
S 51年	"	4名(男3、女1)	1名	
"	商業課商業振興係	6名(男5、女1)	1名	S 51年7月消費生活係が広報広聴課へ
"	"	5名(男4、女1)	1名	S 52年1月1名減
S 55年	"	6名(男5、女1)	1名	
S 58年	"	5名(男5、女0)	1名	

S 63年	商業課商業振興係	5名(男5、女0)	2名	
H元年	商業觀光課商業振興係	5名(男5、女0)	2名	
H 6年	"	5名(男5、女0)	1名	
H 7年	"	5名(男5、女0)	1名	
H12年	商業觀光課商業振興係	5名(男5、女0)	2名	
H13年	"	5名(男4、女1)	2名	
H14年	商業觀光課商業振興担当	5名(男4、女1)	1名	H14年4月担当制
H15年	"	6名(男5、女1)	1名	H15年4月1名増
H16年	"	7名(男6、女1)	2名	H16年4月1名増
H17年	商業課商業振興担当	5名(男4、女1)	1名	H17年4月2名減
H18年	"	5名(男4、女1)	2名	H18年4月1名増
H19年	"	5名(男4、女1)	1名	
H20年	"	6名(男5、女1)	2名	H20年4月1名増
H21年	"	6名(男5、女1)	3名	
H22年	"	6名(男5、女1)	3名	
H24年	商工振興課商業振興担当	6名(男5、女1)	3名	
H25年	"	6名(男5、女1)	3名	
H26年	"	7名(男5、女2)	3名	H26年4月1名増
H27年	"	8名(男5、女3)	3名	H27年4月1名増
H28年	"	8名(男5、女3)	3名	
H29年	"	6名(男5、女1)	3名	H29年4月2名減
H30年	"	6名(男5、女1)	3名	
H31年	"	7名(男5、女2)	3名	H31年4月1名増
R 2年	"	7名(男5、女2)	3名	

3. 事業の概要

(1) 特定計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、商取引や証明に使用する計量器の構造及び器差を一定水準以上に維持することを目的に、2年に1回、定期検査と呼ばれる検査を受ける必要がある。高崎市では、2年に一度の定期検査を受けるため、市内を大きく2つに分割し、奇数年、偶数年でエリアを分けて検査を実施している。定期検査については、平成15年より指定定期検査機関として一般社団法人群馬県計量検査センターへ委託して検査を実施している。また、本市では、はかりを使用している人にはかりを持ってきてもらい検査する集合検査ではなく、はかりが設置している場所に計量士が出かけて検査する所在場所検査を昭和40年代から採用している。



(2) 立入検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法第148条の規定により、事業所・店舗等に立ち入り、特定計量器（燃料油メーター、LPガスマーター等）の有効期限等の確認を実施している。

(3) 計量啓発事業

・計量記念日事業（計量ポスターコンクール）

11月1日の計量記念日の定着と適正計量思想の普及向上を目的に計量記念日事業として、

「計量記念日ポスター」を市内の小中学生から募集し、11月上旬にコンクールを開催している。

また、計量記念日組織委員会主催の「計量啓発標語」についての作品の募集も行っている。

・量目試買モニター（中元期、年末年始期）

市場に商品が多く流通する中元期及び年末期の商品量目の適正化を推進することで、消費生活における適正計量販売及び安心安全を確保するため、また、適正計量思想の普及を図る目的で市民から公募した一般モニターによる試買検査を行っていただいている。



事業名	実施年度
計量ポスターコンクール	昭和29年頃～現在に至る
量目試買モニター	昭和40年頃～現在に至る

伊勢崎市計量行政のあゆみ

1. 沿革

平成17年1月1日に旧伊勢崎市、佐波郡赤堀町、東村、境町の1市2町1村が合併し現在の伊勢崎市になる。平成19年4月1日に特定市の指定を受ける。

所在	経済部商工労働課消費生活センター 伊勢崎市役所本館5階
職員	2名 所長、主任（令和2年4月1日現在）
沿革	平成19年4月 経済部商工労働課商工振興担当 平成21年4月 経済部商工労働課商工振興係 平成24年4月 経済部商工労働課消費生活センター

2. 事業の概要

(1)はかりの定期検査

一般社団法人群馬県計量協会へ委託。伊勢崎市内を2地区に分け、それぞれの地区を隔年で実施している。

(2)立入検査

商品量目立入検査（年2回）、石油ガスメーター立入検査（年1回）、燃料油メーター立入検査（年1回）を実施。一般社団法人群馬県計量協会に協力を依頼。

(3)啓発事業

市主催で行っていた消費生活展で、一般社団法人群馬県計量協会協力のもと計量ブースを設置。計量クイズや啓発グッズの配布などを行った。計量強調月間には、市役所内にポスター及びチラシの掲示を行った。消費生活センターの窓口に計量のリーフレットを常時配架している。

(4)その他

平成27年度まで計量モニター事業、試買モニター事業を実施。消費生活展は令和元年度まで実施していた。

3. 実績

はかりの定期検査

	H29	H30	R 1
検査個数	335	404	320
不合格	4	4	1

商品量目立入検査

前期、後期各3店舗（再検査は除く）、各店舗約30品検査している。

石油ガスメーター立入検査、燃料油メーター立入検査。

リストをもとに毎年約10店舗検査している。

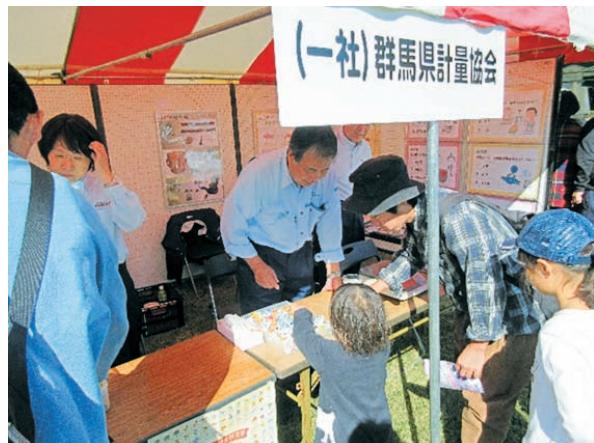
4. 活動の様子

- ・はかりの定期検査



公民館などの市内の施設に会場を設置し定期検査を実施している。

- ・消費生活展での啓発活動



波志江沼環境ふれあい公園で開催した消費生活展に、一般社団法人群馬計量協会協力のもと計量ブースを設置。計量関係機器等の展示や計量体験コーナーを設置し、来場した人に向けて計量啓発活動を行った。

太田市計量行政のあゆみ

1. 沿革

太田市では、平成19年4月1日、特定市の指定を受け、「取引等」における適正な計量の実施を確保するため、計量行政を担っている。

組織 産業環境部 商業観光課 商業係

職員 6名

課長 1名、課長補佐 1名、係長代理 1名、主任 2名、主事 1名

2. 事業の概要

(1)はかりの定期検査

平成19年度から指定定期検査機関として群馬県計量協会を指定し、年1回の計量器定期検査を実施している。

(2)立入検査

適正な計量の実施を確保するため、事業所に立ち入り、特定商品の量目及び表示、計量器の管理及び使用状況等の検査を実施している。

(3)計量モニター

消費者による実態調査を通じて消費生活物資の流通過程における適正な計量を促進することを目的として、市内在住の消費者から4名を計量モニター調査員として委嘱し、1ヵ月間モニター調査を実施している。また、調査結果について集計分析し、立入検査等へ活用し、適正計量の確保を図っている。

(4)計量思想普及事業

計量記念日事業として計量記念日ポスター及び計量管理標語ポスターの掲示、PRパンフレット及び啓発物品の配布を行っている。また、市民に計量についての正しい知識と理解を広めるため、本市広報誌「広報おおた」へ計量強調月間の記事を掲載している。

また、本市主催の産業環境フェスティバルや消費生活展にて計量コーナーを設け、計量クイズ等を実施するなど、重点的に計量啓発物品の配布を行い、計量思想の一層の普及を図っている。

VII 計量を支えた人々の寄稿



— 今後の計量協会の在り方 — 計量士の雇用・育成・教育

一般社団法人 群馬県計量協会

会長 横田貞一

(会長職:H23年～現在に至る)

(1)群馬の計量課題

まずははじめに、(一社)群馬県計量協会の現状の課題について、触れさせていただきます。これは、創立100周年を記念して、「今後の計量協会の在り方について」と題して座談会を開催した際に、協議された事項はで次のようにになっております。

1 計量検査体制の一元化

県内には、計量団体が2つあり、当協会と一般社団法人群馬県計量検査センター（以下「検査センター」という。）があります。

検査センターは高崎市の指定定期検査機関として、高崎市管内のはかりの定期検査を行っているほか、高崎市管轄外においても代検査として一部当協会管内のはかりの定期検査を実施しています。

そこで、定期検査の効率化と計量士の有効活用、並びに財政基盤の強化を図るため、現在、県及び特定市を交えた計量検査体制検討委員会を立ち上げ、統合へ向けた協議を開始しています。

2 事務局の手狭解消

現在の事務局は、県から検定所の一部を無償で借用していますが、部屋が狭くまさに密接状態にあり、来客があっても座るスペースも取れない状況にあります。

また、検査センターとの統合が叶えば、所帯が大きくなるものの、現在の事務室に到底集約できるものではありません。

そのため、新たに規模にあったオフィスが必要となります、ランニングコストを極力押させるためにも無償の施設を確保する必要があります。

3 計量士の高齢化対応

計量士の担う役割は大きく、はかりの定期検査業務のほか日本郵政グループの計量管理業務など計量士なくして業務は成立しません。

一方、計量士資格を取得するには、国家試験に合格するか産業技術総合研究所研修センターにおいて計量教習を終了し資格認定を受けるかのいずれかに加え、必要な実務経験を（国家試験合格者は1年、認定試験合格者は2年）を積む必要があります。

協会内の計量士の多くは、官公庁や企業を定年退職された方の任用であり、多くは年金受給者が主体となっているため計量士の高齢化が進行してきています。

そのため、計量士の後継者として若年計量士を早急に育成しなければなりません。

4 増収へ向けた対応

主な収入は、会費収入と受託事業収入ですが、会費収入については年々会員の退会が後を絶たないため過減状況にあるものの、受託事業収入については令和元年度から前橋市の定期検査を受託することになったため、大きな改善が図られた状況にあります。

一方、主な支出は、証紙関係支出を除くと人件費（現在の構成比68%）が突出して大きいわけですが、それでも計量士を官公庁や企業の定年退職したOBを雇い入れることで低く抑えられていましたが、財政的には安定が保たれていると言えます。

しかしながら、今後においては、計量士OBの確保が難しくなる中で、後継者として若年計量士を育成していかなければならず、人件費が高騰していくことが見込まれます。そのため、計量団体の統合を推進するほか、たとえば東京都や大阪府に倣って、タクシー装置検査の受託など、新たに収入を増やす取り組みが求められています。

5 検査ニーズへの対応

社会的環境の変化や計量業務が昼夜区別なしに行われている状況から、使用者ニーズが多様化（使用場所での検査、営業時間外・休日の検査等）してきており、計量器の使用状況等々に即した検査対応も検討すべき課題となっています。

さて、ご承知のように、（一社）群馬県計量協会では群馬県及び県内の特定市（伊勢崎市、太田市、前橋市）からの委託業務・管理委託業務を受託業務として、『はかりの検査』を実施しており、計量士会のご協力の下、適正な検査を実施する体制を構築し、域内の適正な計量の確保を図り、県民の安心・安全に繋がる活動を行なっております。

計量法では、特定計量器の全数検定・検査を行うことにより、公正・公平な取引・証明を確保し、安全・安心を確かなものとしていますが、実施状況では、地方分権一括法施行以降の計量行政の体力格差が拡大しており、引き続き円滑な検定・検査体制を維持することが困難となっている地方自治体も少なからず存在するのが実態であり、近年では、計量行政の跛行性について指摘がなされており、計量基盤の揺らぎを指摘する声もあります。

加えて、社会的環境の変化や使用状況もあり、利便性及び使用者ニーズの多様化（使用場所での検査、営業時間外・休日の検査等々）への対応も求められ、現状の検査体制及び検査方法等々への取組みも考慮すべき事項として指摘しております。

まさに“計量業務”は昼夜区別なしに行われている実態があり、中断は許されない状況もあり、計量実態に即した検査対応も検討すべき課題となっております。

社会の中で日常的に計量が果たしている役割を考えると確かな計量体制の維持は国民総てに計り知れない恩恵をもたらしており、その意味では比較的少ない経費で維持されている計量システムは社会の安定・安心に対して大きな貢献をしていると確信しております。

一般行政及び産業関係者更には国民に対して、計量の受益者として理解を求め、我々計量関係者はあらゆる機会を捉えて、計量に関わる知識・情報を広く提供していく更な

る努力が必要かと思います

思えば、「計量」は身近な存在であり、当たり前だと思っていたている事自体、信頼の証でもあり、大切なことは誰でも承知しており、その制度の安定を誰も疑う者はいないと思います。

その上で、「計量」は、関係者の不断の努力の管理の基で維持される制度であるという事も強く指摘をしておきたいところです。

いずれにしても、計量行政の体力格差が拡大及び跛行性に伴い、民間事業者・団体の参入の促進がなされております。

(2) 計量基盤の揺らぎ

平成の大合併で新たに計量に係わる自治体（特定市＝特例市）もたくさん発足してきておりますが、自治体の合併を推進し業務を取り纏まる多くの担当者は、他の分権業務等（都市整備等）には期待もあり、政策面でも精通しておりますが、同時に移管された「計量」業務への関心は薄いのが実状でした。

担当部署の設置及び予算措置等も十分とは言えない認識がありますし、指導・相談を図り、計量行政の情報を提供すべき、計量行政を担ってきた県計量検定所も担当者の部署異動等々もあり、自治事務化に伴い、検定所組織そのものも大きな変貌を遂げ、十分な移行措置が図られていないところもあるようです。行政の組織の変貌とある意味での弱体化は地域間で行政判断と執行の手法等において差異を生みつつあります。

多くの県では、指定検査機関への委託、委任等々が行われ、中には、業務委託、行政委託とまで考えられる委託委任内容となっているところもあるようです。

受け皿として多くの場合は、民間活用のもとに、地域の計量協会が任に当たっている事が多いようです。果たして、計量の安全安心は継続して確保され、担保されているのでしょうか？

地方の計量協会は社団法の改正もあり、一般事業所とは利益配当等々いくつかの規制が違うものの、変わらない存在となっております。

会員数の減少と財政支援もなくなりつつある中で、自立を求められており、存続の岐路に立っている面もあり、事業計画と体制の改善と会員の維持の模索をしているところではないでしょうか？

現在はなんとか？大丈夫？ではなくこの仕組みで、計量の基盤が継続的に将来にわたって、確保されるのかと言う事も議論され、検証していく必要があると思います。また、地域間格差も出てきております。

何れにしても、計量行政に関する財政の負担支出は暫減される方向ですし、人的な供給等も計量関係への教育的支出が暫減しており、枯渇していく事は明白となってきている県もあります。

県・市単位の指導と支援の基での基盤確保の仕組みは、先々、大きな問題となることは必定ではないでしょうか？

「計量」は重要な社会的基盤であり、行政支援だけではなく、計量協会は公益事業としての存在を示す事がここにあります。地方の計量協会も自立・自助努力の一環として

何らかの方策を考える必要があります。計量器使用事業所への会員獲得アプローチと、事業所にとって、適格な計量情報の提供と様々な講習会等を検討する事も域内の計量に関わる公益事業団体として必要な活動ではないかと考えます。

また、地計協間の広域連携で基盤の維持を図る必要がある事も検討する時期ではないでしょうか？

計量基盤が地域間で差異があり、広がる事は市民、国民の側から見れば大きな問題として残るものと考えます。

こうした差異、格差がある計量行政の執行状態の跛行性は指摘されているところですが、何も手を打てない状況下であるように思えます。機関委任事務でなくなった行政で直面する難題として「計量の自治事務化の弊害」がここにも出ている様に感じております。広域的な経済交流と取引が行われている時代に地域間で差異があり、国内不整合が露出する事態になるとは如何なものでしょうか？

地方分権化が意図しない計量基盤への揺らぎとなる事は避けたいものです。計量行政は公益性で担保され、広域性の中で執行されるべきものと考えております。

一方、地計協を組織する重要な一員の事業者の業態及び環境でも大きな変化が出てきています。経済活動の重要な社会インフラ基盤の「計量制度」ですが、「度量衡法」以来、規制法として築き上げ、整備されたシステムも、その法規制の関与を少なくする方向で検討され始めております。取引における安全・安心なインフラとしての計量を支え、永く培ってきた計量関連事業者の業態の経営構造も免許・登録制度から届出制へと大きな変化が出てきております。経済のグローバル化は、法整備及び国内で施行される規格等の国際規格に基づく国際整合化をもたらし、「規制緩和政策」によって競争原理の導入と自己責任と第三者認証制度の導入を余儀なくされております。

特に、平成に入ってからは、「機械式ばかり」から「デジタル式ばかり」への需要の変化、計量法の改訂に伴う「型式承認制度」の導入、実用基準分銅での検査体系とトレーサビリティを求める「国際規格」からの計量管理の要求、JIS規格の導入とISO/IECとの整合化等々計量業界を取り巻く環境は大きく変化しており、古くから携わってきた先人の認識では、従前からの基盤となる考え方等も一部の修正を余儀なくされ、「黒船来航以来の驚天動地」と言っためまぐるしい対応を求められた事態もあったのではと推察されます。これは業態改善への自己投資として捉えるものでしょう。

今、計量基盤は大きな揺らぎを感じているかもしれません。

(3) ものづくりの品質保証体制（計量管理）

事業活動の一つである『中小企業向け測定基礎研修事業』について、述べたいと思います。

群馬県計量協会は「ものづくり群馬は計量計測から」とした標語を掲げ、法定計量の検査のみならず、ISO17025等国際規格の講習会も行っており、その事業の中で継続して行っている講習会が『中小企業向け測定基礎研修講座』です。継続して行う事により、域内の中小企業に資する事業となっています。

計測管理及び計測技術を学ぶだけではなく、『そもそも何のための計測なのか』という

事』を認識する為の『計量計測の基礎』教育であり、ものづくりの現場には、より一層、重要なものになってきているかと考えます。ものづくり現場では『計量・計測』技術・技能の向上に資する体系的な『計量・計測の基礎』教育等々が重要であり、『計量計測する技術』が体系的に伝承される組織が必要となり、維持されなければ品質を継続的に保つことは困難となります。日本のものづくりを担ってきた中小零細事業者でも、事業の海外移転等々地域の空洞化の余波を受け、サプライチェーンの末端の位置する事もあり、事業の統廃合が進んできている実態もあります。長年にわたって培われたものづくりの基盤技術及び技能の継承が円滑に行われにくくなっている事もあり、こうした要因から地域の産業集積の技術基盤が揺らぎから崩壊に繋がる事となります。日本の高品質な「ものづくり」を維持することができなくなる恐れもあります。

世界のものづくりの品質は、ある意味、日本はものづくりの質への評価を頼りにしてきたが、最近相次いで、大手メーカーの一連の計量データの改竄等々計量管理に関わる事象が発生し、この問題によって大きく損なわれています。

日本人の生真面目さ、勤勉さ、従順さに裏打ちされた日本人の“質への評価”が揺らぎ始めています。日本は島国であり、集落文化を中心に発展してきたため、価値観は本能的で、さらに言えば、感情的で現実的であると言われております。

一方、欧米、中国は大陸文化で、長い間、周りとの衝突や接触を繰り返してきているため、価値観はより理性的であると…。

違いは顕著であり、日本人の行動は組織立っていて秩序的であり、過度な「群れ意識」を持ち、命令に従う従順性があり、その良いところは、皆が従順で統制が取りやすいところですが、一旦、性質の悪い勢力が権力を握ると、異論を唱えず、それに従ってしまいます。でも、個人間の関係は驚くほど誠実なものであるのに…典型的な日和見主義である側面もあります。ある意味、日本に合理主義というものは存在しないのかもしれません。

周りの影響を受けずに、真に独立した考えができる知識人がいない？議論を尽くすところが少ないとと思われます。そうは言っても、日本人は、極端なほど秩序にこだわります。

日本人が秩序を守ることは、全世界が知るところですが、一方では、集団で邁進してしまう危険性をはらんでいるとも指摘があるようです。道徳観念は根本的に恥を重視し、罪悪感は重視されません。礼儀正しく、よく笑い、規律を守り、人に対して誠実であるにもかかわらず、過去の罪に対しては、目をそむけ真剣に向き合わないと思われます。内々に事を解決することを好みます。…と言えるかもしれません。

さて、今回の騒動の中で、再度考えたいことがあります。

品質保証等に必要な事はいくつかありますが、医薬・製薬原料の分野で採用されているバリデーション (Validation) という考え方を理解しておくと理解しやすいのではと思います。

これは、文書化された証拠を確立してゆく作業であり、これはあらかじめ定めた仕様や品質にあった製品を継続的に生産するプロセスに対して、高度の保証を与えるものです。バリデーション (Validation) は、次のプロセスで説明される事が多いです。

1. テスト (Test)
2. 検証 (Verification)
3. 適格性評価 (Qualification)
4. 証明 (Certificate)
5. 監査 (Audit)
6. 照査 (Review)

などのプロセスで妥当性を検証するものであるとしており、バリデーションの活動の中には勿論、適格性評価 (Qualification) が含まれることは言うまでもありません。

品質保証に必要な考えに、

- ・ルールを決めて文書化する事。
- ・ルールどおりに実施し、記録を作成する事。
- ・定期的に見直しを行い、改善をはかる事。

があげられますが、先ず、「文書・記録がないということは、保証ができない」ということである。」と言えます。

つまり文書は品質および品質保証の証明となるのです。

こうした活動では「見直し」と「あらかじめ」という言葉が重要です。

品質保証のためには、あらかじめ定めた仕様や品質がなければなりません。……あらかじめ定められた手順及び計画等々、様々な想定の基に、品質保証の基本は、計画のとおりプロセスを遂行し、あらかじめ定めておいた仕様や品質の結果を、繰り返しアウトプット（出力）できなければなりません。

「たまたまやったら、たまたま良い結果が出た。」では、再現性がなく、品質の保証は出来ないのであります。

バリデーションにとって重要なことは、「文書化」「記録」であります。第三者が当該文書及び記録を見て、その品質および品質保証を確認できるものでなくてはなりません。

これを「対監査性」という事になります。「品質活動の実施」の確認と「見直し」改善に繋がるプロセスです。

しかし、記録の書き換え、データの改竄は、……根の深い課題となっております。

(4) 社団法人とは

平成8年4月 社団法人群馬県計量協会が設立され、県から定期検査の委託業務が開始されることとなりました。その後、業務執行を行い、その後太田市、伊勢崎市の委託業務もあり、検査執行体制を整え、順調に推移してきているところですが、平成31年度（令和元年度）から予定されていた新たな特定市（前橋市）からの委託業務・管理委託業務の実施にむけて、検査体制の見直し、計量士並びに補助人員の増員等々の必要もあり、準備を進めてまいりました。

先ず、雇用した職員を計量教習所に入所させ、計量士資格も授与されました。また、新たに経験豊富な計量士にも会員入会をしていただき、受託業務の実施にむけてスタッフ等の陣容も整い、実施に向けた協議を重ねてきた成果もあり、新たな特定市（前橋市）

からの委託業務・管理委託業務の実施は、現状において、順調に推移しております。

しかし、次の世代に向けて、計量士の高齢化等の課題も残っており、中長期の計画の下、新たな職員の雇用、計量士の育成強化は必須となっております。財政的な課題もあり、引き続いて取り組むことになります。

此処で、計量協会の運営に当たって、「一般社団法人とは？」及び「責務」について再度確認をしておきたいと思います。一般社団法人は、人の集まりに対して法人格が与えられたものになります。人が集まって何をするかと言えば、営利を目的としない活動をするということです。

しかし、ここが誤解を生みやすいところですが、一般社団法人が利益を追求してはいけないわけではありません。活動に関する制限はほとんどありません。

では、何が営利を目的としないかといいますと、ご承知のように、「“利益分配”」ができないという点であり、逆に、収益活動については、制限はない。」という事になります。

運営を維持・継続させる為の収益活動は宜しいわけで、今後の委託等の費用算定にも維持継続に必要な費用を計上していく事もご理解していただく事になるかと思います。

基本的に公益的な活動において、継続性の確保は重要であり、運営維持費及び要員等の育成強化等々将来の基盤への投資等は計画され、積立等を行なっていく事が求められております。ただ、従前の制度の社団法人時に公益活動で得た資産等については、計画年数で費消する事を義務付けられておりますので、現実には、その算定等々捻出も難しいところもあります。

株式会社とは、株式を保有する株主から、有限責任で資金を調達して、株主から委任を受けた経営者が事業を行い、利益を株主に配当する法人格になります。株式会社は、発起人は必ず出資をする必要があります。これが「資本金」です。ただし、1円以上になりますので、ほぼ出資金はいらないに等しいのですが…。

一方、一般社団法人には、そもそも資本金という概念がありません。従って、設立時の出資金は必要がありません。

株式会社の場合、剰余金、つまり利益が出れば、それを配当金として株主に分配することができます。つまり経営判断で、先々への投資及び費用拠出も可能となります。

また、一般社団法人の場合には、利益を社員などに分配することができません。これはあくまでも剰余金の分配を構成員である社員にできないのであって、理事になっている社員に対して、給与などの報酬を支払うことは全く問題ありません。

ただし、給与金額を一気に増やすと、剰余金の分配とみなされます。給与額は一定期間変動させないようにしませんと…。

原則、普通法人と同じです。但し、「非営利型法人」については公益法人等として「収益事業」のみに課税、税率は普通法人と同じ事になります。

株式会社は、顧客が支払ってくれる「商品」や「役務」で運営されます。顧客は、株式会社が提供する商品やサービスに満足した結果、お金を支払ってくれます。

つまり、株式会社にとって大事なことは、商品やサービスを顧客がどう評価してくれ

るかということです。

一方、一般社団法人は、会員が支払ってくれる「会費」や「受講料」で運営されております。会員や受講生は、一般社団法人の「理念」に共感を覚えた結果、お金を支払ってくれます。

また、行政からの委託事業等でもその算定に収益を見込んで、将来基盤の強化及び要員の雇用育成等々を中長期に計画し、組織の維持運営を図ることはできますが、基本的には、委託費用の算定等の過程で運営活動についてどのような評価とご理解を得るかにかかる事になります。委託先との共有した活動への認識と評価も重要な基点となります。

一般社団法人にとって最も大事なことは、理念や姿勢を会員や受講生・関係者（委託先）がどう評価してくれるかということになります。

一般社団法人は、人の集まりに対して法人格が与えられたものであり、集う目的が公益的なものであればあるほど、公平性、透明性はもとより、継続性の確保に関する運営方針等についてはご理解を得る必要があります。

公益性のある活動を目途とした「責務」についても、会員並びに運営に当たる職員・要員は充分に理解し、認識をしなければなりません。

つまり、情報開示と透明性のある信頼性を確保した運営に心がける事になります。昨今の計量行政審議会等の答申でも出てきておりますが、国際規格ISO/IEC17025または17020による運営組織の構築が求められているのはこうした基点によるものと考えます。手順の確保と並びに執行、監査と見直し、計画……繰り返される管理サイクルを確実に構築し、廻していく事が、作業品質の信頼性の向上を得る事となり、また、結果、安心・安全への担保となります。実施には、設備投資だけでなく、職員及び要員の資質向上等に資する投資も必要となります。スパイラルアップを念頭に、現行作業及び手順の改善・見直し等も着手する事になります。協会の組織の運営において、品質システムの構築と執行体制の構築は、これから大きな課題でもあります。

(一社)群馬県計量協会の定款には、目的が記載されており、「本会は、計量技術の調査研究、計量思想の啓蒙普及、計量器定期検査、計量管理指導等の事業を行うことにより、群馬県における適正な計量の実施を確保し、もって本県の産業経済の発展及び消費生活の向上に寄与することを目的とする。」としており、この目的に沿った事業推進していく事になります。

(5)今後の計量協会の在り方

検定・検査の実施者は、公正性、公平性、独立性が確保された仕組み（国際規格に基づく）が、指定検定機関・指定定期検査機関への参入の際に求められております。業務委託等々を受けるにあたって、地方計量協会の組織運営においても、今後は、公正性、公平性、独立性が確保された仕組み（国際規格ISO9001、ISO/IEC17025, 17020に基づく）で管理運営を図っていく事が求められてくるのではと考えます。

継続性・信頼性を確保するため、公正性、公平性、独立性が確保された組織運営で、最新の技術基準や計量器への知見を有した人材として、計量士を育成することが必要であると考えております。

つまり、計量士の登録後も計量教習によって、委託業務・管理委託業務を受託業務として、『はかりの検査』を実施する上で、また、国際規格、JIS規格、業界規格に基づいた精度確認検査等々域内のものづくりの品質管理（計量管理）に資する検査等を実施する上で、関わる知見の取得、技能並びに資質向上を継続的に図っていくことが必要です。

しかし、計量士を協会内で雇用・育成・強化となると中・長期の計画に基づく組織の運営体制が必須であり、財政的な課題が山積しているのが現状であります。従来、協会内の計量士の多くは官公庁若しくは企業内計量士からの出身者で構成されている実態があり、年齢的にも退職後の任用であり、多くは年金受給者が主体となっており、短期的には、民間で活躍している計量士の再活用となります。

中長期的な継続性には、一定の雇用が必須であり、脆弱な財政基盤の組織にとっては運営上の課題を残しております。官公庁出身の計量士には、行政で培った経験もあり、法定計量における検査体制の柱となる人材となります。一方、民間活用として企業内出身者の計量士は、国際規格並びに当該業界規格等々に通じております。

いずれにしても継続性・信頼性を確保するため、また、中長期的な視野からも雇用・育成をする仕組みが協会内に必要である事は言うまでもないところです。

（6）課題への取り組み

一方、県内には計量に関わる一般社団法人として、高崎市に所在する検査センターが高崎市の指定検査機関として委託を受け、組織運営を行っております。関連事業所等の委託もあり、群馬県内外の検査活動にも及んでおります。

計量に関わる両団体の統合等に関しては、永年の懸案事項ではありますが、今後の群馬の計量にも大きな影響がありますので、慎重に議論を進めているところです。設立時の経緯、並びに検査体制、職員の給与、組織運営についても様々な課題を調査・検討しているところです。前橋市から計量検査等に関わる委託等々に関して諮問があり、これを期に群馬の計量検査体制等についても今後の在り方等々を協議する組織を構築することとしました。

そこで、群馬県計量検査体制検討委員会を平成28年10月31日に立ち上げ、実施する事といたしました。「群馬県計量検査体制検討委員会は、今後の群馬県の計量検査体制について検討し、以て群馬県の適正な計量の確保に資することを目的としております。事務局は計量協会におき、構成員は下記のとおりです。

- (1) 前橋市産業経済部 部長
- (2) 高崎市商工観光部 部長
- (3) 伊勢崎市経済部 部長
- (4) 太田市産業環境部 部長
- (5) (一社)群馬県計量検査センター 理事長
- (6) (一社)群馬県計量協会 会長及び計量士部会長

※アドバイザー 群馬県計量検定所 所長

検討事項としては、群馬県及び特定市の計量検査体制の現状と課題及び今後の方針となります。

その会議の折に、「県、（特定市前の伊勢崎市及び太田市含む）については平成15年度から委託を開始し、更にこれに先んじて高崎市が検査センターに委託を開始している経緯等を話し、前橋市はこれまで全国の特定市における直営のリーダー格として計量行政を担ってきましたが、平成31（令和元）年度から私ども指定定期検査機関に委託をされることになりました。今後は県内全域が「委託」となることから、これを契機に群馬県全体の検査体制について行政と検査機関団体が課題と情報を共有し、必要に応じて協議、意見交換を重ねながらご理解を賜り、より良い方向に進めて参りたいと考えています。県民・市民から「計量に対する信頼性を損なわないように、維持する事が大切である。」とし、この会議の中で、次の課題として、検査センターと（一社）群馬県計量協会の統合の件についても、報告しております。

検査センターでは、設立当初より、所在場所検査を中心に中・長期の計画のもと職員の雇用を行い、計量士資格者を協会内で雇用・育成を行ってきた経緯があり、組織の構築体制が異なっている側面があります。職員の雇用等に関しても、もとより、指定検査機関として、職員の育成・強化をしてきており、計量協会の組織運営とは違うものがあります。

しかし、雇用を定期的に維持し、計量士の育成を図っていくとなると、財政的な基盤の強化が必要となってまいります。

いずれにしても、双方団体で協議をかさねており、統合化を進める事と考えております。

県内の検査体制の再構築並びに運営・執行を安定的、確実にしていく事が求められています。

先ず、公正性、公平性、独立性が確保された仕組みの構築と共に、組織の継続性の確保等々課題が山積している中で、新たな発展の機会と捉え、会員計量士の皆様とともに、取り組んで行きたいと考えております。運営等においても、ISO規格「ISO9001品質マネジメントシステム－要求事項」において、品質マネジメントシステムの有効性にとって不可欠な考え方として導入されましたリスクに基づく考え方（risk based thinking）を参照し、組織が抱える課題の洗い出し、継続的に改善されないことそのもの…すなわちたとえば力量や事務局員の意識改善、設備改善、雇用委託等々働く環境整備等リスクとなりうる課題を分析し、計画的に改善活動を行なっていく事となります。

群馬の計量体制の充実と域内の需要・要求事項等々もあり、新たな基点で検討を進める事が必要かと思います。何よりも、県民・市民から「計量に対する信頼性」を損なわないように、維持、継続できる体制を構築する事が大切であり、目的であります。

（7）終わりに

協会の50周年・100周年の祝賀もあり、群馬の計量に関わる先人、大先輩の皆様に大きな道標を頂いております事、その歩みに敬意を表する次第でございます。

「計量」は、関係者の不断の努力の管理の基で維持される制度であるという事も強く指摘をしておきたいところです。

この機に改めて、申し上げておきたいと思います。

「計量」は県民生活の安全・安心にとっても、もっとも身近な社会の基盤制度であります。

再度申し上げますが、何よりも、我々計量関係者の使命として、あらゆる機会を捉え、計量に関わる知識・情報を広く国民に提供するように工夫し、努力する必要があるかと思います。

こうした社会の基盤整備に資する活動について皆様のご理解とご協力を願う次第です。

ともあれ、一般社団法人群馬県計量協会は、協会会員の皆さんへ適格な計量情報の提供と計量技術の向上及び適正な計量管理を推進するとともに、県民の皆様方への計量情報の提供、計量思想の普及啓発を図る活動を更に進めてまいりたいと考えています。

県産業政策課並びに計量検定所等のご指導と会員各位のより一層のご支援ご協力を賜り、当協会へのご参画をお願いし、ご挨拶といたします。



感慨深い計量業務の思い出

一般社団法人 群馬県計量協会

副会長 笹尾利昭

群馬県計量協会は本年創立50周年を迎え更に前身である日本度量衡協会群馬県支部創立から100周年の節目を迎える記念行事の一環として記念誌を編纂されますことに衷心よりお慶び申し上げます。

私は計量関係業務に1963（昭和38）年から携わり、計量検定所の所長、計量協会の専務理事を経験し、現在も副会長兼計量士部会長として、通算57年と半世紀超えの長きに渡り、一途に計量関係業務に携さわらせていただいておりますことに感謝申し上げます。

その間に、計量を取り巻く環境は、その時代の背景と共に、大きく変遷しておりますが、今までに印象に残っている計量人生を振り返ってみたいと思います。

1 計量行政業務の思い出

(1) 新庁舎の新築全面移転

1988（昭和63）年7月の新庁舎の新築全面移転ですが、時のM次長と一緒に昭和62、63年の2か年計画で、長期的視野に立った庁舎設計に努め、計量器の検定・検査の合理化、消費者保護が図られるよう配慮した設備、備品整備、予算処置等について担当し、先進県の視察や情報収集、関係業者との打ち合わせ、完成までの現場確認で建設現場間の往復で相当な実務時間を費やしましたが、他県にも誇れる新庁舎となりました。



新たな設備はホイストクレーン（2t）、大型はかり検定・検査用1t分銅、水道メーター、ガスメーターの検査設備、タクシーメータ用ローラ、ダムエータ、計量に関する展示コーナーや研修会、講習会が行える大会議室です。

県庁構内の旧庁舎から約10kmの引っ越し作業も検定・検査設備・用具等が相当多くあり、精密機械類の梱包も新設の部屋ごとに整理・梱包するなど1年前から準備し、引越し業者と綿密な作業スケジュールを作成し、職員一同の協力で無事終えることができました。

(2)自治事務の対応

2000（平成12）年4月に、計量法も自治事務になり、検定・検査等業務手数料等が都道府県、特定市の条例で定めることになり、平成10、11年を準備期間として都道府県の計量会議が頻繁に行われ更に、近県間及び特定市間の情報交換も多く行い対応いたしました。群馬県の手数料の構成要素の一つは人件費で、業務の所要時間に職員の平均単価を乗じた数値、一つは設備、備品等に要した費用及び減価償却費、これらに必要な人員数や実績等を勘案した煩雑な作業を行い、すべての手数料額を算出しました。

なお、条例の作成は検定所では単独で進められないため、主務課の担当主幹に協力してもらい、平成8年に質量管理用分銅の依頼検査等を行うために制定した群馬県計量検定所手数料条例を廃止し、新たに検定・検査等手数料を定めた群馬県計量検定所手数料条例を制定しました。

この条例作成の担当次長として、県と折衝・協議するなど業務量は多く非常に忙しい時期でしたが、無事に条例を制定することができました。

(3)指定定期検査機関の指定

1996（平成8）年4月に計量協会の法人化以降、懸案事項であった指定定期検査機関の指定がありますが、所長時代であった2003（平成15）年に条例などの環境を整備して、4月から群馬県が実施している区域を指定することができました。

指定にあたっては平成10年に、国の権限の地方移譲、規制緩和の議論があり、定期検査周期の見直しが検討課題に入り、その間は足踏状態の時期がありましたが、平成12年に従来の2年周期に落ち着き、同年から指定定期検査調査検討委員会を発足し、計量協会、代検査計量士、市町村等と積極的に検討協議・説明会等を重ね、メリット・デメリット等の問題解決を図りながら進め、並行して県とも連携を密に取りながら適宜ヒヤリングを行い、最終的な予算措置、設備の整備、体制整備、条例制定等が決定するまでは、結構期間を要し、指定までの道のりが長かったと感じております。

2 計量協会業務の思い出

(1)環境分科会創立30周年記念行事の開催

計量協会の専務理事就任は2004（平成16）年6月からですが、当時から環境分科会創立30周年記念行事と記念誌発行の事業が進められており、企画等に側面から支援を行いました。記念式典は平成18年5月19日に前橋市のウエルシティ前橋で挙行され環境計量功労者26名の表彰と、記念パーティ及び記念講演を行いました。

検討会議など回数を多く開催し、記念パーティや記念講演、更には記念誌を無事発行できました。記念誌は環境分科会の今迄の歴史を振り返ることができる唯一内容の濃いものになりました。環境分科会は発足当時から目的意識がはっきりしており、業務がスムーズに進行しました。

(2)関東甲信越地区計量団体連絡協議会の当番県での開催

2009（平成21）年10月には関東甲信越地区計量団体連絡協議会が本県の当番で磯部温

泉「ホテル磯部ガーデン」に於いて開催されました。来賓の知事を初め、関係者総数220名の出席をいただき盛大に開催されました。

関プロ会議の代表者会議等で議題など5回程検討・協議を重ねましたが、当日の提案議題が8問と非常に多く、質問、回答等の時間割調整等に神経を使ったことが思い出されます。

協会内でも数年前から事業推進委員会を組織し、記念講演、見学場所等を何回も協議して、高崎市などの協力を受けて、無事開催することができました。

出席者の皆様には、おもてなし等をとても感謝され、成功裏に終わったことで肩の荷がおろされた気持ちになりました。

そこから10年たった2019年（令和元）年10月に伊香保温泉「ホテル木暮」で、再び本県が当番で関東甲信越地区計量団体連絡協議会が開催され、来賓の山本知事はじめ、関係者総数186名の参加を頂き、会議等全体が成功裏に開催されました。前回開催時とは立場は違いますが、大きな会議に参画できたことは、非常に記憶に残っております。

（3）計量管理業務の受託の拡大

計量管理業務の受託の拡大として、2004（平成16）年の適正計量管理事業者である郵政グループの窓口はかり等の定期検査と計量管理主任者への計量管理業務指導の県内全局の受託がありますが、会員減が続く中、計量協会の財源の安定的確保と計量士業務の拡大・地位向上及び計量協会としての計量管理の一層の推進が図られたと思っております。これからは若手計量士の育成をして、計量の専門家集団として成長することを期待します。

（4）2特定市の指定定期検査機関の受託

2007（平成19）年の県内2特定市（伊勢崎市・太田市）より、指定定期検査機関の受託がありますが、両市は従前から県で実施していた区域であり、定期検査を受託すべく、計量協会に委託した場合の予算的根拠やメリット等を両特定市と精力的に協議を行い、両特定市のご理解を得て、指定検査機関の認可・委託を受け、業務を実施しております。

更に、指定定期検査機関としての事務局体制の整備、新公益法人制度改正による一般社団法人移行のための準備を行ったこと等が印象に残っております。

3 現在と今後

現在は、計量団体業務を側面から協力の他に、自身での適正計量管理事業所の計量管理業務を担当しておりますが、まだまだ健康でありますので、今後も微力ながら、より一層の計量管理活動の推進に努めて参りたいと考えております。

最後に、この記念事業を機に計量協会の更なる発展と会員皆様の益々のご繁栄を祈念しております。



群馬県計量協会100周年記念誌に寄せて — 環境分科会について —

一般社団法人 群馬県計量協会

顧問 浅川 千佳夫

(環境分科会会长職:H11年～令和元年)

計量協会100周年おめでとうございます。私は環境分科会長を1999年から2020年にかけて務めさせていただきましたので、環境分科会の紹介をさせていただきます。

計量法の改正により環境計量士の制度ができ、環境計量証明事業が決められたのは、1974（昭和49）年でした。その翌年1975（昭和50）年から環境計量証明事業の登録が始まりました。そして1976（昭和51）年6月に群馬県計量協会の理事会および通常総会で、組織変更により証明部会に環境分科会の新設を承認いただきました。

当時は公害が社会問題で有害物質の測定が主でしたが、その後は生活環境の監視のためにも環境計量証明事業は社会になくてはならないものになっております。さらにはダイオキシン類に代表される特定計量証明事業の創設により、ますます社会的重要性をおびております。こうした中、環境の時代といわれる21世紀で、精度管理を十分に行い、基礎的なデータ（数値）を扱う事業は、地味ではありますが必要不可欠なものと認識し、取り組んでおります。

私どもは濃度、音圧、振動、特定濃度の区分ごとに登録している環境計量証明事業者26社で構成している会で、総務企画委員会、浄化槽委員会、技術委員会、放射線委員会の4委員会を置いて活動しております。

ですから分析測定に使用する環境計量器を使用することで計量法は最も重要な法律ですが、そのほかに水質汚濁防止法・大気汚染防止法・騒音規制法・振動規制法など環境関連法にも日常的に接しております。

さて、分科会で行っている事業について、少し具体的に紹介します。

- ①研修見学会は他県にある施設の見学と会員間の親睦をはかる目的で毎年行っていますが、数年前からは3年に1度実施しています。
- ②新任技術者研修会は会員事業所に入所した新人等を対象として、環境計量証明事業の基礎的な内容を1講義60分で6講義行っています。この事業も毎年行っていましたが数年前からは3年に1度実施しています。
- ③毎年発行される群馬県環境白書の説明およびトピック的な話を環境森林部の3課の職員より受けています。
- ④計量法に係る研修を計量検定所職員により、環境計量証明事業に係る説明と、事業所立入による指摘事項等の説明を受けています。
- ⑤県土整備部との意見交換会は2014年度より始められ、環境分科会より提出した質問をもとに意見交換を行っています。

- ⑥環境森林部との意見交換会は2017年度より始められ、環境分科会より提出した質問をもとに意見交換を行っています。
- ⑦群馬県下水道総合事務所と「災害時等における緊急分析の協力に関する協定」を2017年9月に調印しました。協定の概要は「災害等の発生により下水道総合事務所の水質分析等実施が困難な場合、環境分科会が緊急的に行う分析に関し協定する」ものです。雑駁ですが以上で環境分科会の紹介を終えます。これからも群馬県計量協会の一員として活動してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

VIII 計量関係表彰・受賞者

計量関係功労者等として表彰を受けられた方々や事業者を一覧として、芳名を記録としてとどめることとする。

1 叙勲・褒章

年 度	氏 名	備 考
昭和53年度	大津 一 元計量検定所長	勳五等瑞宝章(計量)
昭和61年度	横田 初英 平和衡機株	藍綬褒章(計量)
平成6 年度	横田 初英 平和衡機株	勳四等瑞宝章(計量)
平成19年度	松倉 重昭 株ユニオン	旭日双光章(計量)

2 通商産業大臣表彰(計量関係功労者)

※平成13年より経済産業大臣に再編

年 度	氏 名	備 考
昭和49年度	平井 敬二	平井はかり店
昭和54年度	乙部 秀夫	元計量検定所長
昭和56年度	安藤 賢一	安藤製薬株
昭和58年度	横田 初英	平和衡機株
昭和59年度	佐藤 安信	元計量検定所長
昭和63年度	藤田 孟司	元計量検定所長
平成元年度	佐鳥 全治	(株)佐鳥薬局
平成2 年度	坂田 松平	(株)坂田金物店
平成3 年度	横田 初英	平和衡機株
平成3 年度	横山 昇	(株)横山衡器製作所
平成4 年度	横山 進吉	(株)横山衡器製作所
平成6 年度	横森 茂樹	元計量検定所長
平成13年度	杉山 吉郎	(有)杉山資源
平成13年度	信越化学工業(株)群馬事業所	(優良適正計量管理事業所)
平成21年度	金子 忠夫	富士計器製造(株)
平成23年度	浅川 千佳夫	(株)群馬分析センター
平成25年度	横田 貞一	平和衡機株

3 産業技術環境局長表彰(計量制度運営等貢献者)

年 度	氏 名	備 考
平成25年度	松岡 小十郎	(一社)群馬県計量協会理事
平成27年度	笹尾 利昭	(一社)群馬県計量協会副会長
平成28年度	本間 良一	(一社)群馬県計量協会理事

4 群馬県功労者表彰 商工(計量)

年 度	氏 名	備 考
平成2 年度	坂田 松平	(株)坂田金物店
平成3 年度	横田 初英	平和衡機株
平成10年度	横山 進吉	(株)横山衡器製作所
平成15年度	松倉 重昭	(株)ユニオン
令和元年度	横田 貞一	平和衡機株

5 群馬県総合表彰 商工（計量）

年 度	氏 名	備 考
昭和56年度	横山 昇	(株)横山衡器製作所
昭和58年度	横田 初英	平和衡機(株)
昭和60年度	横山 進吉	(株)横山衡器製作所
昭和63年度	杉山 吉郎	(有)杉山資源
平成2年度	吉原 仁三郎	(株)越後屋金物店
平成3年度	関口 マサ	睦計量所
平成5年度	武井 仲男	群馬衡器
平成6年度	相川 將	群馬トヨタ自動車(株)
平成7年度	松倉 重昭	(株)ユニオン
平成8年度	桑原 幹	(有)桑寿園茶店
平成9年度	中沢 三四雄	(株)中沢薬局
平成24年度	金子 忠夫	富士計器製造(株)
平成26年度	横田 貞一	平和衡機(株)

6 一般社団法人日本計量協会長表彰（平成12年より一般社団法人日本計量振興協会）

年 度	氏 名	備 考
昭和45年度	黒沢 睿太郎	恵比寿屋黒沢商店
昭和46年度	中沢 時太郎	(名)中沢薬局
昭和47年度	高橋 伊佐寿	(有)いそだや
昭和48年度	東 佐武郎	東薬局
昭和49年度	坂田 松平	(株)坂田金物店
昭和50年度	小川 大重	(株)小川薬局
昭和51年度	水村 周作	水村園
昭和52年度	佐鳥 全次	(株)佐鳥薬局
昭和53年度	安藤 賢一	安藤製薬(株)
昭和54年度	吉原 仁三郎	(株)越後屋金物店
昭和55年度	鈴木 福三郎	(有)岩神薬局
昭和56年度	横田 初英	平和衡機(株)
昭和57年度	小林 昇治	小林平十郎商店
昭和58年度	桑原 幹	(有)桑寿園茶店
昭和59年度	相川 將	群馬トヨタ自動車(株)
昭和60年度	武川 栄一	(株)大津屋薬局
昭和61年度	星野 精助	関東化成工業(株)
昭和62年度	杉山 吉郎	(有)杉山資源
昭和63年度	黒岩 正治	(株)米屋商店
平成元年度	横山 進吉	(株)横山衡器製作所
平成2年度	関口 マサ	睦計量所
平成3年度	遠藤 英治	栄屋金物店
平成4年度	小池 忠義	小池物産(株)
平成5年度	武井 仲男	群馬衡器
平成6年度	松倉 重昭	(株)ユニオン商会
平成7年度	長島 健一	(株)長島薬局

年 度	氏 名	備 考
平成8年度	宮前 剛	(株)宮前薬局
平成9年度	小林 敏男	(有)小林平十郎商店
平成9年度	横田 初英	平和衡機(株) 特別功労
平成10年度	堀越 信宏	(有)恵比寿屋
平成11年度	小沢 二郎	(株)小沢
平成11年度	杉山 吉郎	(有)杉山資源 特別功労
平成12年度	中沢 三四雄	(株)中沢薬局
平成13年度	三井田光男	ホームセンター三井田
平成14年度	大木 純一	大木理工機材(株)
平成15年度	松岡 小十郎	元計量検定所長 計量士
平成17年度	金子 忠夫	富士計器製造(株)
平成18年度	浅川 千佳夫	(株)群馬分析センター
平成27年度	笛尾 利昭	(一社)群馬県計量協会副会長
平成28年度	荻野 容子	(一社)群馬県計量協会
平成29年度	大木 徳広	大木理工機材(株)
平成30年度	茂木 安夫	計量士
令和元年度	久松 一夫	久松商事(株)

7 社団法人日本計量士会長表彰

年 度	氏 名	備 考
昭和53年度	横山 昇	(株)横山衡器製作所
昭和55年度	武井 仲男	群馬衡器
昭和56年度	横山 進吉	(株)横山衡器製作所
昭和56年度	乙部 秀夫	元計量検定所長
昭和57年度	横森 茂樹	元計量協会専務理事
昭和63年度	佐藤 安信	元計量協会専務理事
平成元年度	藤田 孟司	元計量協会理事
平成4年度	伊佐野 幸市	P & G
平成5年度	三森 智	三森計量事務所
平成9年度	榎 鴻	(株)横山衡器製作所
平成11年度	本間 良一	明星電気(株)
平成13年度	野邊 恒夫	(社)群馬県計量検査センター

※ 以降は(社)日本計量振興協会に吸收

8 日本計量証明事業協会連合会長表彰

年 度	氏 名	備 考
平成18年度	J A 東日本くみあい飼料(株)赤城工場	元計量証明部会長

9 関東甲信越地区計量団体連絡協議会長表彰

年 度	氏 名	所属団体	備 考
平成14年度	佐藤 安信	計量協会計量士部会	元部会長
平成15年度	横田 初英	計量協会	元会長
平成18年度	藤田 孟司	計量協会計量士部会	元部会長

年 度	氏 名	所属団体	備 考
平成22年度	松岡 小十郎	計量協会計量土部会	元部会長
平成23年度	松倉 重昭	計量協会	元会長
平成24年度	武井 仲男	計量協会計量土部会	元理事

10 計量法公布20周年記念知事表彰（昭和46. 6. 7）

区 分	氏 名	備 考
経営者	平井 敬二	平井はかり店
"	豊泉 治男	(名)豊田園
団体役員	鈴木 賢三	(株)鈴木薬局
永年勤続市町村職員	西山 光三	桐生市
	片貝 嘉一	中之条町
計量管理優良事業所	大同製鋼株	

11 メートル条約成立及び度量衡取締条例公布100周年記念知事表彰（昭和50. 6. 17）

区 分	氏 名	備 考
経営者	高橋 伊三寿	(有)いそだや
"	黒沢 睿太郎	(有)恵比寿屋黒沢商店
"	坂田 松平	(株)坂田金物店
計量管理優良事業所	関東化成工業株	

12 計量法公布30周年記念知事表彰（昭和56. 6. 7）

区 分	氏 名	備 考
経営者	横田 初英	平和衡機(株)
従業員	曾根 政一	平和衡機(株)
"	吉池 定雄	横山衡器製作所(株)
団体役員	小川 大重	(株)小川薬局
永年勤続市町村職員	湯沢 勇一郎	大間々町
"	狩野 利雄	北橘村
"	富所 文夫	群馬町
計量管理優良事業所	力ネボウ食品(株)新町工場	

13 計量制度100年・計量法公布40周年記念知事表彰（平成3. 12. 6）

区 分	氏 名	備 考
経営者	笠井 千代春	富士計器製造(株)
"	桑原 幹	(有)桑寿園茶店
"	柴田 忠晴	日本精密測器(株)
"	吉濱 和夫	(株)環境技研
"	松倉 重昭	(有)ユニオン
団体役員	相川 將	群馬トヨタ自動車(株)
"	武井 仲男	群馬衡器
永年勤続市町村職員	畦上 春彦	中之条町
計量管理優良事業所	群馬県経済農業協同組合連合会	

14 計量法公布50周年記念知事表彰（平成13.11.18）

(個人)

区分	氏名	備考
経営者	廣田 博司	(有)廣田銅鉄店
"	廣田 稔	(株)ヒロタ
"	牧繪 孝夫	(有)マキエ一貫堂
従業員	榎 鴻	(株)横山衡器製作所
"	松島 純	富士計器製造株
団体役員	杉山 吉郎	(社)群馬県計量協会常任理事
永年勤続市町村職員	大谷 康行	前橋市
計量士	野邊 恒夫	(社)群馬県計量検査センター
"	三森 智	三森計量士事務所

(事業所)

区分	事業所名
計量管理優良事業所	(株)群馬分析センター
"	関東くみあい化成工業(株)
"	群馬トヨタ自動車(株)
"	信越化学工業(株)群馬事業所磯部工場
"	日本エンヂニヤー・サービス(株)前橋出張所
"	日本精密測器(株)
"	平和衡機(株)

15 創立100周年記念計量功労者表彰 知事表彰（令和3.11.12）

区分	氏名	会員歴(年)	役員歴(年)
事業所	平和衡機(株)	67	51
"	(株)ヒロタ	67	23
"	群馬トヨタ自動車(株)	51	51
"	大木理工機材(株)	46	32
"	(株)ユニオン	46	32
"	(株)群馬分析センター	43	21
"	日本精密測器(株)	40	34
"	信越化学工場(株)群馬事業所	34	29
"	(株)片桐商店	32	22
役員	横田 初英 平和衡機(株)		34
"	廣田 稔 (株)ヒロタ		23
"	浅川千佳夫 元(株)群馬分析センター		21
"	松岡小十郎 元計量検定所長		20

16 計量制度100年・計量公布40周年記念 群馬県計量協会長表彰（平成3.12.6）

氏名	所属等	備考
廣田 稔	(株)廣田	
小沢 二郎	(株)小沢	
中沢 三四雄	(株)中沢薬局	
長島 健一	(株)長島薬局	

氏名	所属等	備考
小林 敏男	(有)小林平十郎商店	
宮前 剛	(株)宮前薬局	
三井田光男	ホームセンター三井田	
堀越 信宏	(有)恵比寿屋黒沢商店	
松江 直吉	(有)松江薬局	
小池 忠義	小池物産(株)	
大木 正雄	大木理工機材(株)	
野口 靖夫	太陽機器(株)	
片桐 孝雄	(株)片桐商店	
加藤 昭次	(有)加藤商店	
廣瀬 太郎	(株)アサヒ商会	
横尾 肇	横尾計器(株)	
大垣 和男	(株)富永製作所	
信越化学工業	(株)磯部工場	

○感謝状

氏名	所属等	備考
笛尾 利昭	群馬県計量検定所	
内田 努	"	
茂木 安夫	"	
飛田 和宣	"	
大谷 康之	前橋市役所	
松田 直人	高崎市役所	

17 活性化事業群馬県計量協会長表彰 (平成11.5.25)

部会名	氏名	所属	備考
工業部会	横尾 晋	横尾計器(株)	
販売部会	土田 辰夫	(株)土田金物店	
証明部会	星 正敏	(株)環境技研	
管理部会	富澤 清	関東くみあい化成工業(株)群馬町工場	
計量士部会	三森 智	三森計量事務所	

18 計量法公布50周年記念 群馬県計量協会長表彰 (平成13.11.28)

○役員

役職名	氏名	所属	備考
副会長	松倉 重昭	(株)ユニオン	
"	佐藤 安信	学識経験者(元計量検定所長)	
専務理事	松岡 小十郎	学識経験者(元計量検定所長)	
常任理事	武井 仲男	群馬衡器	
"	浅川 千佳夫	(株)群馬分析センター	
"	横山 進吉	(株)横山衡器製作所	
理事	高橋 一夫	(有)いそだや	
"	土田 辰夫	(有)土田金物店	
"	横田 英一	群馬トヨタ自動車(株)	

役職名	氏名	所属	備考
理事	三橋 新太郎	日本精密測器(株)	
"	大木 純一	大木理工機材(株)	
"	藤田 孟司	学識経験者(元計量検定所長)	
"	北屋敷 直	関東くみあい化成工業(株)赤城工場	
"	金子 忠夫	富士計器製造(株)	
監事	横尾 晋	横尾計器(株)	

○従業員

役職名	氏名	所属	備考
工業部会	北爪 博志	(株)森電機製作所品技グループ課長	
"	花岡 治元	(有)磯部サービス 第3事務部長	
証明部会(環境)	新井 由雄	(有)新井計量事務所	
"	熊木 修一	(財)群馬県健康づくり財団検査事業部付課長	
"	篠原 和人	(株)テルム北関東分析センターG長	
"	星 正敏	(株)環境技研 取締営業本部長	

19 計量記念日事業 群馬県計量協会長表彰 (平成15.11.28)

部会名	氏名	所属	備考
工業部会	新井 孝夫	(有)高崎計装 タクシーメーター	
販売部会	田島 勇	田島平和堂薬局 計量器販売	
証明部会	佐藤 龍馬	(株)インフォマテックヨシヤ 環境計量証明事業者	
管理部会	金井 章治	カネボウフーズ(株)適正計量管理事業所	
計量士部会	岩崎 博史	(社)群馬県計量検査センター 代検査	

20 創立100周年記念計量功労者表彰 群馬県計量協会長表彰 (令和3.11.12)

区分	氏名	会員歴(年)	役員歴(年)
事業所	(株)環境技研	43	19
"	(株)タツノ 群馬営業所	40	17
"	(株)寺岡精工 群馬営業所	40	11
"	久松商事(株)	40	11
"	トキコシステムソリューションズ(株)前橋営業所	37	11
"	クラシエフーズ(株)新町工場	32	10
"	(株)イシダ 群馬営業所	32	11
役員	横田 貞一 平和衡機(株)		17
"	笹尾 利昭 計量士部会		16
"	大木 徳広 大木理工機材(株)		13
"	本間 良一 計量士部会		13
"	片桐 伸也 片桐商店		11
"	久松 一夫 久松商事(株)		11
"	中嶋 学 トキコシステムソリューションズ(株)前橋営業所		11
"	茂木 安夫 計量士部会		11
計量士	榎 鴻 計量士部会	20	

21 群馬県計量協会 環境分科会創立30周年記念 環境計量功労者会長表彰（平成18. 5. 19）

区分	氏名	備考
経営者	佐藤 緋佐子	(株)インフォマテックヨシヤ
"	下山 親一	(株)不二ケミカル
"	新井 由雄	(有)アライ計量事務所
役員等	佐藤 竜馬	(株)インフォマテックヨシヤ
"	高橋 行正	(株)環境科学コーポレーション関東事業所
"	足立 英則	(株)環境技研
"	佐藤 修	(株)群馬分析センター
"	福島 孝志	三洋電機(株)事業開発本部環境リサーチセンター東部
"	中林 栄一	(社)群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
"	荒井 哲雄	(株)ヤマト大和分析センター
"	関根 勇仁	(株)環境分析センター
事業所	(株)総合環境分析 北関東支社	
従業員	根岸 栄	(株)環境科学コーポレーション関東事業所
"	宇佐見英一	(株)環境技研
"	高木 英昭	(株)環境技研
"	松村 裕之	(株)群馬分析センター
"	赤穂 和行	(株)群馬分析センター
"	青島 ウメ	瑞晃化学(株)
"	大澤 豊弘	瑞晃化学(株)
"	佐藤 伸子	シバタ環境科学(株)
"	小畠 勝	パリノ・サーヴェイ(株)
"	清水 則幸	(財)群馬県健康づくり財団検査事業部
"	池田 則雄	(社)群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
"	金子 弓子	(有)アライ計量事務所
会長推薦	中野 恵子	関東電化産業(株)

○感謝状

荻野 容子	(社)群馬県計量協会
-------	------------

IX 計量関係団体役員の推移

1 群馬県計量協会

年 度	計 量 协 会							
	会 長	副 会 長				専務理事	工業部会	
大正 9 年								
昭和27年								
昭和44年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山 昇	糸井久夫	渡辺岩男	三木 健	渡辺岩男
昭和45年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山 昇	糸井久夫	渡辺岩男	三木 健	渡辺岩男
昭和46年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山 昇	杉山吉郎		三木 健	渡辺岩男
昭和47年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山 昇	杉山吉郎		三木 健	渡辺岩男
昭和48年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山 昇	杉山吉郎	横田初英	三木 健	横田初英
昭和49年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山 昇	杉山吉郎	横田初英	三木 健	横田初英
昭和50年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	横田初英	三木 健	横田初英
昭和51年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	横田初英	横森茂樹	横田初英
昭和52年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	横田初英	横森茂樹	横田初英
昭和53年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	横田初英	横森茂樹	横田初英
昭和54年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	横田初英	横森茂樹	横田初英
昭和55年	安藤賢一	鈴木賢三	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	横田初英	横森茂樹	横田初英
昭和56年	堀口吉七	鈴木賢三	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	横田初英	横森茂樹	横田初英
昭和57年	堀口吉七	鈴木賢三	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	横田初英	横森茂樹	横田初英
昭和58年	鈴木賢三		星野精助	横山進吉	杉山吉郎	横田初英	横森茂樹	横田初英
昭和59年	鈴木賢三		星野精助	横山進吉	杉山吉郎	横田初英	横森茂樹	横田初英
昭和60年	横田初英	相川 将	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	坂田松平	佐藤安信	相川 将
昭和61年	横田初英	相川 将	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	坂田松平	佐藤安信	相川 将
昭和62年	横田初英	相川 将	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	坂田松平	佐藤安信	相川 将
昭和63年	横田初英	相川 将	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	坂田松平	佐藤安信	相川 将
平成元年	横田初英	相川 将	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	坂田松平	佐藤安信	相川 将
平成2年	横田初英	相川 将	星野精助	横山進吉	杉山吉郎	坂田松平	佐藤安信	相川 将
平成3年	横田初英	相川 将	日浦 致	横山進吉	杉山吉郎	坂田松平	佐藤安信	相川 将
平成4年	横田初英	相川 将	日浦 致	横山進吉	杉山吉郎	坂田松平	佐藤安信	相川 将
平成5年	横田初英	相川 将	日浦 致	横山進吉	杉山吉郎	坂田松平	佐藤安信	相川 将

部 会 長 等					参 考
証明部会	環境分科会	管理部会	販売部会	計量士(部)会	
					日本度量衡協会群馬県支部発足
					群馬県支部から計量協会に名称変更
糸井久夫		小山改四郎	鈴木賢三	横山 昇	計量5団体が統廃合し群馬県計量協会設立
糸井久夫		小山改四郎	鈴木賢三	横山 昇	
杉山吉郎		星野精助	鈴木賢三	横山 昇	
杉山吉郎		星野精助	鈴木賢三	横山 昇	
杉山吉郎		星野精助	鈴木賢三	横山 昇	
杉山吉郎		星野精助	鈴木賢三	横山 昇	
杉山吉郎		星野精助	鈴木賢三	横山 昇	
杉山吉郎	斎藤信太郎	星野精助	鈴木賢三	横山進吉	証明部会に環境分科会発足
杉山吉郎	斎藤信太郎	星野精助	鈴木賢三	横山進吉	
杉山吉郎	斎藤信太郎	星野精助	鈴木賢三	横山進吉	
杉山吉郎	斎藤信太郎	星野精助	鈴木賢三	横山進吉	
杉山吉郎	斎藤信太郎	星野精助	鈴木賢三	横山進吉	
杉山吉郎	斎藤信太郎	星野精助	鈴木賢三	横山進吉	
杉山吉郎	斎藤信太郎	星野精助	鈴木賢三	横山進吉	
杉山吉郎	吉村國度	星野精助	鈴木賢三	横山進吉	
杉山吉郎	吉村國度	星野精助	鈴木賢三	横山進吉	
杉山吉郎	吉濱和夫	星野精助	坂田松平	横山進吉	
杉山吉郎	吉濱和夫	星野精助	坂田松平	横山進吉	
杉山吉郎	吉濱和夫	星野精助	坂田松平	横山進吉	関東甲信越計量協会連絡協議会「水上」で開催
杉山吉郎	吉濱和夫	星野精助	坂田松平	横山進吉	
杉山吉郎	吉濱和夫	星野精助	坂田松平	横山進吉	
杉山吉郎	吉濱和夫	星野精助	坂田松平	横山進吉	
杉山吉郎	吉濱和夫	日浦 致	坂田松平	横山進吉	
杉山吉郎	吉濱和夫	日浦 致	坂田松平	横山進吉	
杉山吉郎	吉濱和夫	日浦 致	坂田松平	横山進吉	新計量法施行

年 度	計 量 协 会							
	会 長	副 会 長					専務理事	工業部会
平成6年	横田初英	相川 将	日浦 致	横山進吉	杉山吉郎	坂田松平	佐藤安信	相川 将
平成7年	横田初英	松倉重昭	日浦 致	横山進吉	杉山吉郎	廣田 稔	松岡小十郎	松倉重昭
平成8年	横田初英	松倉重昭		横山進吉	杉山吉郎	廣田 稔	松岡小十郎	松倉重昭
平成9年	横田初英	松倉重昭		横山進吉	杉山吉郎	廣田 稔	松岡小十郎	松倉重昭
平成10年	横田初英	松倉重昭		横山進吉		廣田 稔	松岡小十郎	松倉重昭
平成11年	横田初英	松倉重昭		横山進吉		廣田 稔	松岡小十郎	松倉重昭
平成12年	横田初英	松倉重昭	日浦 致	佐藤安信		廣田 稔	松岡小十郎	松倉重昭
平成13年	横田初英	松倉重昭	日浦 致	佐藤安信		廣田 稔	松岡小十郎	松倉重昭
平成14年	横田初英	松倉重昭		佐藤安信		廣田 稔	松岡小十郎	松倉重昭
平成15年	松倉重明	金子忠夫	藤田孟司	浅川千佳夫		廣田 稔	松岡小十郎	松倉重昭
平成16年	松倉重明	金子忠夫	藤田孟司	浅川千佳夫		廣田 稔	笹尾利昭	松倉重昭
平成17年	松倉重明	金子忠夫		浅川千佳夫	松岡小十郎	廣田 稔	笹尾利昭	松倉重昭
平成18年	松倉重明	金子忠夫		浅川千佳夫	松岡小十郎	廣田 稔	笹尾利昭	松倉重昭
平成19年	松倉重明	金子忠夫		浅川千佳夫	松岡小十郎	廣田 稔	笹尾利昭	松倉重昭
平成20年	松倉重明	金子忠夫	横田貞一	浅川千佳夫	松岡小十郎	廣田 稔	笹尾利昭	松倉重昭
平成21年	松倉重明	金子忠夫	横田貞一	浅川千佳夫	松岡小十郎		笹尾利昭	松倉重昭
平成22年	松倉重明	金子忠夫	横田貞一	浅川千佳夫	笹尾利昭		中澤恒恭	松倉重昭
平成23年	横田貞一	金子忠夫		浅川千佳夫	笹尾利昭		中澤恒恭	横田貞一
平成24年	横田貞一	金子忠夫		浅川千佳夫	笹尾利昭		中澤恒恭	横田貞一
平成25年	横田貞一	金子忠夫		浅川千佳夫	笹尾利昭		中澤恒恭	横田貞一
平成26年	横田貞一	金子忠夫		浅川千佳夫	笹尾利昭		木暮房雄	横田貞一
平成27年	横田貞一	金子忠夫		浅川千佳夫	笹尾利昭		木暮房雄	横田貞一
平成28年	横田貞一	金子忠夫		浅川千佳夫	笹尾利昭		木暮房雄	横田貞一
平成29年	横田貞一	金子忠夫		浅川千佳夫	笹尾利昭		木暮房雄	横田貞一
平成30年	横田貞一	金子忠夫		浅川千佳夫	笹尾利昭		木暮房雄	横田貞一
令和元年	横田貞一	金子忠夫		浅川千佳夫	笹尾利昭		鈴木博久	横田貞一
令和2年	横田貞一	大木徳広	工藤岳二	青山 守	笹尾利昭		鈴木博久	横田貞一

部会長等				参考
証明部会	環境分科会	管理部会	販売部会	
杉山吉郎	吉濱和夫	日浦致	坂田松平	横山進吉
杉山吉郎	吉濱和夫	日浦致	廣田稔	横山進吉
杉山吉郎	吉濱和夫	長野行圃	廣田稔	横山進吉
杉山吉郎	吉濱和夫	長野行圃	廣田稔	横山進吉 関東甲信越計量協会連絡協議会「草津」で開催
杉山吉郎	吉濱和夫	長野行圃	廣田稔	横山進吉 販売事業規制緩和
杉山吉郎	浅川千佳夫	長野行圃	廣田稔	日本計量士会関東甲信越地区支部連絡協議会を「草津」で開催
北屋敷直	浅川千佳夫	北屋敷直	廣田稔	佐藤安信
北屋敷直	浅川千佳夫	北屋敷直	廣田稔	佐藤安信
北屋敷直	浅川千佳夫	北屋敷直	廣田稔	佐藤安信
北屋敷直	浅川千佳夫	北屋敷直	廣田稔	藤田孟司 群馬県指定定期検査機関
北屋敷直	浅川千佳夫	北屋敷直	廣田稔	藤田孟司
千木良勝美	浅川千佳夫	千木良勝美	廣田稔	松岡小十郎
千木良勝美	浅川千佳夫	千木良勝美	廣田稔	松岡小十郎 環境分科会創立30周年記念式典「前橋」で開催
千木良勝美	浅川千佳夫	千木良勝美	廣田稔	松岡小十郎 伊勢崎市、太田市指定定期検査機関
高橋昇	浅川千佳夫	高橋昇	廣田稔	松岡小十郎
久松一夫	浅川千佳夫	高橋昇	廣田稔	松岡小十郎 関東甲信越計量団体連絡協議会「磯部」で開催
久松一夫	浅川千佳夫	高橋昇	廣田稔	笹尾利昭
久松一夫	浅川千佳夫	高橋昇	佐藤豊	笹尾利昭
久松一夫	浅川千佳夫	神戸明	佐藤豊	笹尾利昭 一般社団法人化
久松一夫	浅川千佳夫	神戸明	織茂亨	笹尾利昭
久松一夫	浅川千佳夫	神戸明	橋本圭三	笹尾利昭
久松一夫	浅川千佳夫	堤宏	橋本圭三	笹尾利昭
久松一夫	浅川千佳夫	堤宏	橋本圭三	笹尾利昭
久松一夫	浅川千佳夫	牧川新二	橋本圭三	笹尾利昭
久松一夫	浅川千佳夫	牧川新二	橋本圭三	笹尾利昭
久松一夫	浅川千佳夫	牧川新二	橋本圭三	前橋市指定定期検査機関 関東甲信越計量団体連絡協議会「伊香保」で開催
久松一夫	青山守	牧川新二	橋本圭三	笹尾利昭

X付

計量年表

年代	計量のあゆみ	社会の動き
西暦 和暦	群馬県	全国
1891 明24	度量衡法制定	訪日ロシア皇太子護衛巡回に切り付けられ重傷
明27	大日本度量衡会発足	
明32	第1回度量衡器定期検定実施	
明36	大日本度量衡会消滅	
	中央度量衡検定所設立	
1910 明43	群馬県度量衡組合創設	1府4県連合度量衡協議会開催（前橋市）
1911 明44		(社)日本度量衡協会設立
1915 大4		韓国併合条約締結
大5	瓦斯メーターの検定開始	帝国劇場開場、吉原炎上
1920 大9	日本度量衡協会群馬県支部設立	第1回全国中等学校野球大会大阪で開幕
1921 大10	群馬県支部第二次通常総会開催	
1922 大11	群馬県支部第三次通常総会開催	瓦斯メーターの検定開始
1923 大12	群馬県支部第四次通常総会開催	商品量目取緒の実施
1924 大13	群馬県支部第五次通常総会開催	メートル法案公布
1925 大14	群馬県支部第六次通常総会開催	圧力計、浮秤、温度計、生糸織度系、乳脂計の検定開始
1926 大15	群馬県支部第七次通常総会開催	
1927 昭2	群馬県支部第八次通常総会開催	
1928 昭3	群馬県支部第九次通常総会開催	水道メーターの検定開始
1929 昭4	群馬県支部第十次通常総会開催	関東大震災発生
1930 昭5	群馬県支部第十一次通常総会開催	
1931 昭6	群馬県支部第十二次通常総会開催	
1932 昭7	群馬県支部第十三次通常総会開催	中島飛行機株式会社設立
1933 昭8	日本度量衡協会第二十二通常総会「前橋市群馬会館」で開催	
1934 昭9	群馬県支部第十五次通常総会開催	ガソリン量器の検定開始
1935 昭10	群馬県支部第十六次通常総会開催	

年代	計量のあゆみ	社会の動き
西暦 和暦	群馬県	全国
1936 昭11	群馬県支部第十七次通常総会開催	タキシーメーターを度器に指定する
1937 昭12	群馬県支部第十八次通常総会開催	
1938 昭13	群馬県支部第十九次通常総会開催	
1939 昭14	群馬県支部第二十次通常総会開催 日本度量衡協会群馬県支部創立満二十周年式典開催	
1940 昭15	群馬県支部第二十一次通常総会開催	
1941 昭16	群馬県支部第二十二次通常総会開催	
1942 昭17	群馬県支部第二十三次通常総会開催	
1943 昭18	群馬県支部第二十四次通常総会開催	
1944 昭19	群馬県支部第二十五次通常総会開催	
1945 昭20	群馬県支部第二十六次通常総会開催	
1946 昭21	群馬県支部第二十七次通常総会開催	相沢忠洋、岩宿で旧石器を発見
1947 昭22	群馬県支部第二十八次通常総会開催	
1948 昭23	群馬県支部第二十九次通常総会開催	
1949 昭24	群馬県支部第三十次通常総会開催	
1950 昭25	群馬県支部第三十一回通常総会開催	日本度量衡協会が改正法案大綱答申
1951 昭26	群馬県支部第三十二次通常総会開催	日本度量衡協会は(社)日本計量協会と名称変更 日本計量新報社創立、計量関係事業は免許制から登録制に
1952 昭27	群馬県計量協会発足(名称組織改編) 初代会長として民間人の松村祿郎が就任 度量衡検定所から計量検定所に名称変更	計量法施行、第1回計量記念日 日本計量器工業連合会設立 通産省に計量課設置、同計量教習所設置 (社)日本計量管理協会創立
1953 昭28	群馬県計量協会第二次通常総会開催	各県にメートル法統一運動起てる
1954 昭29	群馬県計量協会第三次通常総会開催	NHKテレビ放送開始・農産物価格安定法公布 奄美群島復帰・自治大学校開校・群馬大橋開通 学校給食法公布・自衛隊発足・洞爺丸沈没 日米相互防衛援助協定調印・鳩山内閣発足
1955 昭30	群馬県計量協会第四次通常総会開催 群馬県計量協会機関誌第1号「群馬の計量」発行	日本人口9千万人超・東海村原子炉始動 日韓貿易再開

年代 西暦 和暦	計量のあゆみ		社会の動き
	群馬県	全国	
1956 昭31	群馬県計量協会第五次通常総会開催 関東五県計量協会第六次通常総会「水上町」で開催		日ソ国交回復共同宣言調印・石橋内閣発足 気象庁発足
1957 昭32	計量検定所が「麻」独立した行政機関に昇格		南極観測隊昭和基地設営・岸内閣発足・5千円札発行 国産ロケット号打ち上げ成功・百円硬貨発行
1958 昭33	計量検定所に企画・検定の二課を設置 群馬県計量協会第七次通常総会開催 第1回関東甲信越計量協会連絡協議会開催 (神奈川県)		インスタントラーメン発売・1万円札発行 東京タワー完成・国民健康保険法公布 関門トンネル開通
1959 昭34	群馬県計量協会第八次通常総会開催 メートル法宣伝自動車パレードを実施 前橋市群馬会館にて県・協会共催による計量祭りを開催	メートル法完全実施 日本計量士会連合会創立 全国計量大会開催 (徳島県)	国民年金法公布・ドル為替自由化 伊勢湾台風被害甚大 いわと景気
1960 昭35	群馬県計量協会第九次通常総会開催 関東甲信越協議会を東京都にて開催	全国計量事業者連合会設立 第1回全日本科学機器展開催	日米安全保障条約調印・カラーテレビ放送開始 池田内閣発足・神田坤六知事就任
1961 昭36	群馬県計量協会10次通常総会開催 関東北五県計量協議会を草津温泉にて開催	日本計量証明事業協会連合会設立 中央計量協議会発足 行政管理庁が計量行政について勧告発表	農業基本法公布 教科書無償措置法公布 日赤愛の募金活動開始
1962 昭37	群馬県計量協会第11次通常総会開催 関東五県検定所会議「猿ヶ京」で開催	計量取締連絡会設立総会が開催 全国計量大会が福岡県で開催	戦後初の国产旅客機「YS11」初飛行 堀江謙一小型ヨット太平洋横断・大陸トンネル開通 伊香保榛名有料道路 (榛名区間) 供用開始
1963 昭38	計量検定所では計量モニター制度を新規事業として実施	新日本計量協議会発足 中央計量協議会解散	黒部第4ダム完成・日本原研国産初原子力発電成功 三池炭鉱爆発事故発生・通信衛星による日米間TV中継成功
1964 昭39	群馬県計量協会第12次通常総会開催	通産省で計量モニター制度始める	東海道新幹線開業・東京オリンピック開催 名神高速道概ね開通・佐藤内閣発足・東京モノレール開業
1965 昭40	群馬県計量協会第14次通常総会開催	計量行政審議会計量法改正答申 日本電器計器検定所発足	県内初の百貨店前三開店・草津有料道路供用開始 名神高速全線開通・いざなぎ景気
1966 昭41	群馬県計量協会第15次通常総会開催	メートル系単位完全実施、計量法改正・公布 液化石油ガスメータ検定開始	日本人口1億人突破・マイカー元年 (カローラ、サニー) 第1回赤字国債発行・ミニスカート流行 ワルトラン人気・第1回群馬マラソン開催 赤城有料道路全線供用開始
1967 昭42	群馬県計量協会第16次通常総会開催	改正計量法施行、定期検査有料となる	初の建国記念日 (2月11日)・公害基本法公布
1968 昭43	群馬県計量士会設立 群馬県計量協会第17次通常総会開催	(社)日本計量士会設立	消費者保護基本法公布・郵便番号制度発足 明治100周年・小笠原諸島復帰・3億円強奪事件発生 川端康成ノーベル文学賞受賞
1969 昭44	群馬県計量協会第18次通常総会開催		東大安田講堂事件

年代 西暦	和暦	群馬県	計量のあゆみ 全国	社会の動き
1969	昭44	群馬県計量協会創立総会開催 群馬県計量協会設立（県内計量五団体大同団結） 会長には安藤賛一が就任		いざなぎ景気戦後最大 東名高速全線開通 アボロ11号月面着陸
1970	昭45	群馬県計量協会第2回通常総会開催	70年計量全国大会、計器健保会館竣工	「よど号」乗つ取り事件発生・大阪で「万博」開催 三島由紀夫市谷野在地割腹自殺・東京で光学スモッグ発生
1971	昭46	社団法人群馬県計量検査協会（現検査センター）設立	計量法公布20周年記念行事全国一斉に展開	円変動相場制に移行・沖縄県返還協定調印 環境庁発足・群馬テレビ開局・群馬県民会館完成
1972	昭47	群馬県計量協会第4回通常総会開催	電子料金ばかり規制開始、初めての「うるう秒」登場	沖縄復帰・元日本兵「横井正一」グアム島で発見 連合赤軍あさま山莊事件・札幌冬季五輪開催・田中内閣発足
1973	昭48	群馬県計量協会第5回通常総会開催	公害計測器の検定開始に伴い指定検定機関制度新設 計協「ヨーロッパ観察団」派遣	資源工ネルギー庁発足・第1次オイルショック 江崎玲於奈ノーベル物理学賞受賞・関門橋開通
1974	昭49	群馬県計量協会第6回通常総会開催	計量行政審議会に「計量法体系の全面的再検討」諮問 環境計量土新設	元日本兵「小野田少尉」ルパング島で発見 三木内閣発足・佐藤元首相ノーベル平和賞受賞 県立近代美術館完成
1975	昭50	群馬県計量協会第7回通常総会開催	計量100周年記念・計量記念日行事全国一斉に展開 中央計量適正化委員会発足	沖縄海洋博覧会開幕・新幹線博多まで開通 軽自動車規格拡大
1976	昭51	群馬県計量協会第8回通常総会開催 群馬県計量協会環境分科会設立		初の人工衛星「うめ」打ち上げ成功・福田内閣発足 ロッキード疑惑事件・政府「防衛計画大綱」決定 清水一郎知事に就任
1977	昭52	群馬県計量協会第9回通常総会開催		初の気象衛星「ひまわり」打ち上げ成功・君が代国歌化 王貞治「通算756号」本墨打世界新記録
1978	昭53	群馬県計量協会第10回通常総会開催	日本計量史学会発足	成田新国際空港開港・日中平和友好条約調印 植村直己北極点単独踏破・大平内閣発足
1979	昭54	累計量検定所は、タキシーメーター検査場を新設 群馬県計量協会第11回通常総会開催 環境測定分析協議会5県連絡会を伊香保で開催	「電気式抵抗線式ばかり検定開始」政省令公布	第2次オイルショック ソニー「ウォークマン」発売 歴史博物館開館
1980	昭55	群馬県計量協会第12回通常総会開催	日本計量証明事業協会連合会総会が水上町で開催	冷夏で東北地方大凶作・戦後初の中国映画「桜」公開 群馬県立女子大学設置
1981	昭56	計量法公布三十周年記念式典「県民会館」で開催 群馬県計量協会第13回通常総会開催 関東北五県計量工業連絡協議会「伊香保」で開催	日計士会「計量ジャーナル」発刊	神戸ポートピア博覽会開催 福井謙一ノーベル化学賞受賞
1982	昭57	群馬県計量協会第14回通常総会開催		上越新幹線開業・東北新幹線（盛岡）開業 中曾根内閣発足

年代	西暦 和暦	計量のあゆみ 群馬県	計量のあゆみ 全国	社会の動き
1983	昭58	群馬県計量協会第15回通常総会開催 和田度量衡資料館が前橋市にオープン、	家庭用はかりの販売登録廃止	日本海中部地震発生・衆議院選挙初比例代表制実施 新車検3年に延長、金融機関週休二日制始まる あかぎ国体開催
1984	昭59	群馬県計量協会第16回通常総会開催	通産省「計量課」が「計量行政室」(組織変更)	長野県西部地震・新1万円、5千円、千円札発行
1985	昭60	群馬県計量協会第17回通常総会開催	計量全国大会（メートル条約加盟100周年記念）	青函トンネル開通・科学万博「つくば」開催 NTT、日本たばこ産業発足・男女雇用機会均等法成立 日航ジャンボ機墜落(群馬県御嶽山)・三原山噴火 片品国体開催・群馬県民の日（10月28日）制定
1986	昭61	群馬県計量協会第18回通常総会開催	郵政省計量管理業務一部民間委託 計量行政審議会「検定対象品目、法定計量器縮減」答申	関東記録の大雪・男女雇用機会均等法施行・三原山大噴火 青函トンネル開通・地価高騰始まる 国鉄分割民営化8法案衆院可決・地価高騰開始
1987	昭62	群馬県計量協会第19回通常総会開催 関東甲信越計量協会連絡協議会「水上」で開催		JR7社発足（国鉄分割民営化）・日本航空完全民営化 竹下内閣発足・利根川進ノベル医学、生理学賞受賞 青函トンネル開通・瀬戸大橋開通 マル優制度は医師・官庁月2回土曜開院閣議決定 全日本実業団対抗駿伝競走本県開催開始 伊香保国体開催・群馬ヘリポート開港
1988	昭63	群馬県計量検定所新庁舎移転（現前橋市下大島町） 群馬県計量協会第20回通常総会開催		昭和天皇崩御・皇子（明仁）皇位繼承・元号平成となる 消費税実施・宇野内閣発足・海部内閣発足 参院与野党逆転・わたらせ渓谷鐵道開業
1989	平元	度量衡法公布100年・群馬県計量協会創立70周年記念 群馬県計量協会第21回通常総会開催 事業・群馬県計量計測科学機器展	電子体温計JIS制定	株価暴落・バブル経済崩壊・花と緑の万博大阪開催 雲仙普賢岳噴火・オウム真理教施設・斎査 日本人初宇宙飛行士「秋山豊」ソ連ソユーズ宇宙へ 雲仙普賢岳大火碎流発生・宮沢内閣発足・パブル経済破綻 牛肉、オレンジ輸入自由化・ペルシャ湾自衛隊掃海艇派遣 小寺弘之知事に就任
1990	平2	群馬県計量協会第22回通常総会開催		新計量法公布・天気予報ミリバールがハクトパスカルに 宇宙飛行士「毛利衛」スペースシャトルエンデバーで宇宙 学校週5日制・東京山形間ミニ新幹線開業
1991	平3	群馬県計量協会第23回通常総会開催 計量制度100年及び計量法公布10周年記念式典 「群馬県民会館」群馬県と計量協会共催で開催	郵政省計量管理業務民間委託中止 計量制度100周年記念式典	黒岩敏幸氏、アルベルビル大会のスケート500mで銀メダル 萩原健司氏ら日本チーム、アルベルビル大会のノルティック 複合団体で金メダル・ぐんまフローバーク開園
1992	平4	群馬県計量協会第24回通常総会開催	E C 諸国計量技術交流観察団結成 計量器販売事業届出制化で計量協会員減少危惧 計量法改正法公布	新計量法施行記念計量全国大会開催 計量記念日11月1日
1993	平5	群馬県計量協会第25回通常総会開催	新計量法施行記念計量全国大会開催 計量記念日11月1日	自民党初の野党・細川内閣発足・Jリーグ開幕・冷夏米輸入 小選挙区比例代表制導入・GNP20年ぶりマイナス成長 初国産ロケットH2打ち上げ成功・土地公示価格大幅下落
1994	平6	はかりの定期検査が2年に1回に変更 群馬県計量協会第26回通常総会開催	トレサーティー制度認定事業者初認定 愛知県計量連合会初指定定期検査機関指定	羽田内閣発足・村山内閣発足・労働時間終40時間

年代	計量のあゆみ	社会の動き
西暦	群馬県	全国
1994 平6	指定製造事業者指定第1号誕生	宇宙飛行士「向井千秋」シャトルで日本人女性初宇宙年金改革法成立「支給年齢65歳引上」・新進党旗揚第49回国民体育大会(上州国体)冬季大会開催群馬県民人口100万人記念映画「眠る男」制作発表
1995 平7	群馬県計量協会第27回通常総会開催 社団化検討委員会を組織	阪神淡路大震災発生・地下鉄サリン事件発生 青島幸雄東京都知事・横山ノック大阪府知事誕生
1996 平8	社団法人群馬県計量検査センターに名称変更(現検査センター) 社団法人群馬県計量協会設立	各地方計量協会が次々法人化 通産省「計量標準センター」設立構想発表 橋本内閣発足 大手ファイナンス破綻
1997 平9	社団法人群馬県計量協会第2回通常総会開催 関東甲信越計量協会連絡協議会「草津」で開催 日本精密測器㈱は群馬県第1号の指定製造事業者と指定	岡山大学で初の生体肝移植・サッカーW杯日本大会出場決定 北朝鮮日本人妻里帰り・東京湾アクアライン開通 大手証券会社・地方銀行等次々破綻・平均株価最安値 長野冬季五輪開催 金融関連2法成立(銀行に公的資金導入) 在外邦人に選挙権 中央省庁改革法成立 参院選で自民党惨敗・小渕内閣発足・戦後最悪不況
1998 平10	社団法人群馬県計量協会第3回通常総会開催	ガスマーター検定有効期間延長(7年から10年) 日本計量協会など計量3団体統合の動き 第41回関東甲信越計量協議会新方式開催(神奈川) 通産省「指定修理事業者制度」創設検討
1999 平11	社団法人群馬県計量協会第4回通常総会開催 日本計量士会関東甲信越地区支部連絡協議会「草津」で開催	男女共同参画社会基本法公布・国旗国歌法成立 茨城県東海村臨界事故・県庁舎、県議会議事堂新築 桐生第一高校、第81回全国高校野球選手権大会優勝
2000 平12	社団法人群馬県計量協会第5回通常総会開催 日本計量士会群馬県支部解散により統合	地方分権一括法による自治事務化 日本計量協会は、計量管理協会及び日本計量士会と統合し、日本計量振興協会と改称した。
2001 平13	社団法人群馬県計量協会第6回通常総会開催 指定定期検査機関検討委員会設置	三宅島雄山噴火全島避難 米国同時多発テロ事件
2002 平14	社団法人群馬県計量協会第7回通常総会開催 指定定期検査機関委員会を事業推進委員会に名称変更	特定計量証明事業の創設 サッカーワールドカップ日韓大会 小泉首相北朝鮮訪問・日朝平壤宣言に調印
2003 平15	群馬県計量検査センターが群馬県指定定期検査機関指定 社団法人群馬県計量協会第8回通常総会開催	イラク戦争・フェイン体制崩壊
2004 平16	郵政公社計量管理業務(日計振協定)開始	陸上自衛隊先遣隊イラクサマワ到着・裁判員法成立 アテネ五輪北島康介金メダル
2005 平17	社団法人群馬県計量協会第10回通常総会開催	天皇皇后サイパン島慰靈訪問
2006 平18	社団法人群馬県計量協会第11回通常総会開催	愛国心盛り込んだ改正教育基本法成立

年代	計量のあゆみ	社会の動き
西暦 和暦	群馬県	全国
2006 平18	環境分科会創立30周年記念式典「エリシティー前橋」で開催、記念誌発行	
2007 平19	群馬県計量協会が伊勢崎市指定定期検査機関指定 社団法人群馬県計量協会第12回通常総会開催	憲法改正手続きに関する国民投票法成立 大澤正明知事に就任 尾瀬国立公園誕生
2008 平20	社団法人群馬県計量協会第13回通常総会開催	後期高齢者医療制度始まる 世界の金融闇激震（リーマンショック）
2009 平21	社団法人群馬県計量協会第14回通常総会開催 関東甲信越地区計量団体連絡協議会「懇親部」で開催	民主党総選挙大勝鳩山内閣成立
2010 平22	社団法人群馬県計量協会第15回通常総会開催 新公益法人検討委員会設置	普天間問題で鳩山首相引責退陣・菅内閣成立 尖閣諸島中国漁船衝突事件
2011 平23	社団法人群馬県計量協会第16回通常総会開催	東日本大震災発生、東京電力福島第一原発炉心浴融 今年の漢字「絆」選ばれる
2012 平24	群馬県計量協会が一般社団法人へ移行 日本計量振興協会、一般社団法人へ移行	日本計量協会100周年記念式典開催
2013 平25	一般社団法人群馬県計量協会第1回通常総会開催 群馬県計量センターが一般社団法人に移行	自公政権奪還第2次安倍内閣成立 安倍首相靖国神社参拝
2014 平26	一般社団法人群馬県計量協会第2回通常総会開催	前橋育英高校、第95回高校野球選手権大会優勝
2015 平27	一般社団法人群馬県計量協会第3回通常総会開催	集団的自衛権行使容認の閣議決定・特定秘密保護法施行 ぐんまちゃんがゆるキャラグランプリ優勝
2016 平28	一般社団法人群馬県計量協会第4回通常総会開催	富岡製糸場と絹産業遺産群が世界遺産に登録
2017 平29	一般社団法人群馬県計量協会第5回通常総会開催	戦後70年阿部首相相談話、安全保障関連法成立
2018 平30	一般社団法人群馬県計量協会第6回通常総会開催	熊本地震発生・オバマ大統領広島来訪（現職大統領初）
2019 平31 令元	前橋市指定定期検査機関指定 一般社団法人群馬県計量協会第7回通常総会開催 関東甲信越地区計量団体連絡協議会「伊香保」で開催	米国大統領ドナルド・トランプ当選 「共謀罪」法成立・上野三碑が世界記憶遺産に登録 米朝初首脳会談・朝鮮半島非核化南北首脳会合意 財務省森友文書改ざん・西日本豪雨他災害相次ぐ 天皇生前退位、皇太子（徳仁）皇位継承、5月1日元号令和となる ラグビーワールドカップ日本大会・消費税10%になる 山本一太知事に就任
2020 令2	一般社団法人群馬県計量協会第9回通常総会開催 群馬県計量協会機関誌第63号「計量群馬」以降年2回発行	新型コロナウイルス全世界で大流行

一般社団法人群馬県計量協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下本会という）は、一般社団法人群馬県計量協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を群馬県前橋市に置く。

(目的)

第3条 本会は、計量技術の調査研究、計量思想の啓蒙普及、計量器定期検査、計量管理指導等の事業を行うことにより、群馬県における適正な計量の実施を確保し、もって本県の産業経済の発展及び消費生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計量技術の調査研究事業
- (2) 計量思想の啓蒙普及及び計量管理の推進事業
- (3) 計量器の精度確認事業
- (4) 計量関係法令の適正な運用促進事業
- (5) 計量法第20条に基づく定期検査事業
- (6) 計量法第117条に基づく計量証明検査事業
- (7) 計量及び計量管理に関する受託事業
- (8) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに該当会員に、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えるなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を3年以上滞納したとき。
- (3) すべての会員が同意したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上20名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、3名以上5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第91条第1項2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は会長、副会長を補佐し、業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は他の理事の任期残存期間と同一とする。
- 3 理事又は監事が第12条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けた時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第17条 役員は、総会の決議よって解任することができる。

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第4章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第19条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、次の者のうちから、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
 - (1) 本会の会員である者
 - (2) 本会の理事及び監事の職にあった者
 - (3) 学識経験者

- 3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び参与は、会長の相談に応じるとともに、理事会から諮問された事項について、意見を述べることができる。
- 5 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、総会の決議により別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会及び通常総会をもって、法人法上の社員総会及び定時社員総会とする。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 事業計画及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及び内容を示した書面をもって、開催の日の2週間前までに通知しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第27条 総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、前条及び前2項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数及び出席者の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令に定められた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、日時、場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾あるとき、又は議事が緊急を要する場合においては、この日数を短縮することができる。
- 4 前条第2号の規定により請求があったときは、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事現在数の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法人法で定めるところにより、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の形成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本会の設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画及び予算については、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の承認を得たうえで総会の承認を得なければならない。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て通常総会に提出し、(1)から(3)までの書類についてはその内容を報告し、(4)から(6)までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 貸借対照表は、通常総会の終了後遅滞なく、公告しなければならない。

(長期借入金)

第43条 本会は資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第46条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 部会及び委員会

(部会の設置)

第49条 第4条の事業を推進するため、本会に部会を設置することができる。

- 2 各部会に部会長を置く。
- 3 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会の設置)

第50条 会長は、任意の機関として、第4条に掲げる事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、本会の運営に関する理事会の補助機関とする。
- 3 委員会は、会長の諮問又は委嘱の事項について、調査審議する。
- 4 委員会の設置及び改廃並びに運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 5 委員会の委員は、会長が委嘱する。

第11章 事務局

(設置等)

第51条 本会に事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産台帳、負債台帳及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第12章 補則

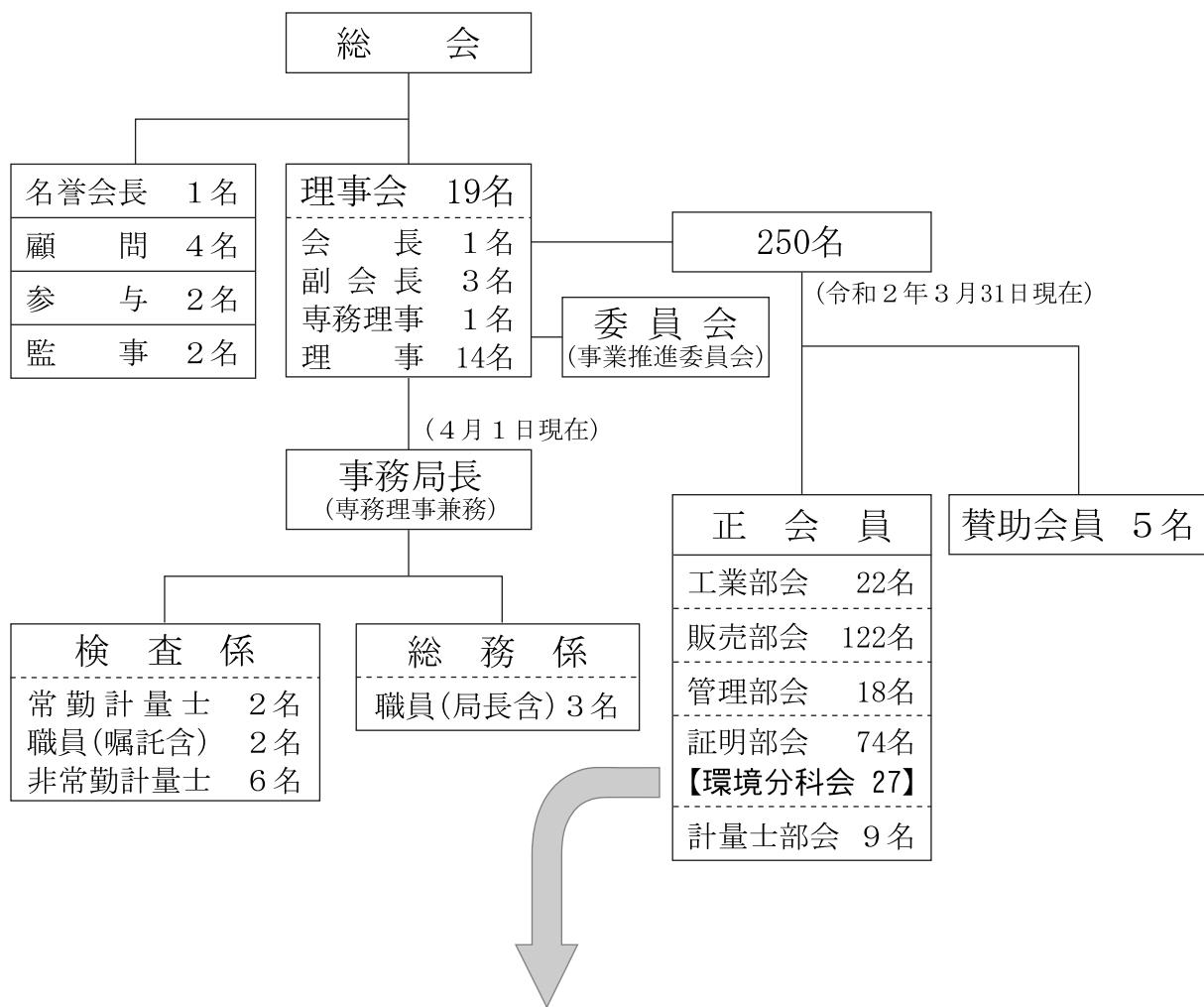
(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

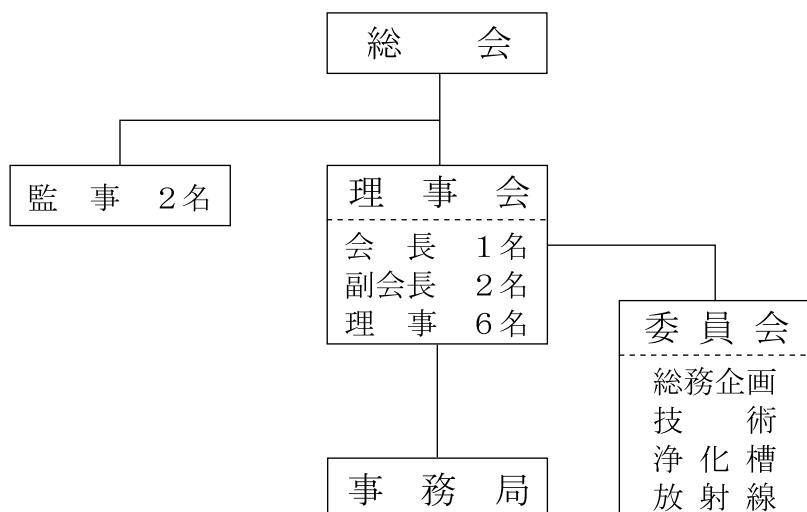
附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、次に掲げる者とする。
横田貞一
- 4 本会の最初の副会長は、次に掲げる者とする。
金子忠夫、浅川千佳夫、笹尾利昭
- 5 本会の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。
中澤恒恭

一般社団法人群馬県計量協会 組織図



【環境分科会 組織図】



(一社)群馬県計量協会役員名簿

令和2年3月31日

役職名	氏 名	所 属			備 考
会 長	横田 貞一	平和衡機株			
副会長	浅川千佳夫	(株)群馬分析センター			
副会長	笛尾 利昭	学識経験者(元県計量検定所長) 計量士			
副会長	大木 徳広	大木理工機材株			
専務理事	鈴木 博久	学識経験者(元県計量検定所長)			
理 事	小林 英幸	日本精密測器株			
同	工藤 岳二	群馬トヨタ自動車株			
同	牧川 新二	信越化学工業株群馬事業所			
同	大庭 洋一	東邦車輛株			
同	本間 良一	計量士			
同	五十嵐淳一	日本光電富岡株			
同	川目 武伸	(株)寺岡精工群馬営業所			
同	橋本 圭三	(株)イシダ群馬営業所			
同	片桐 伸也	(株)片桐商店			
同	久松 一夫	久松商事株			
同	中嶋 学	トキコシステムソリューションズ株前橋営業所			
同	茂木 安夫	計量士			
同	岩崎 博史	(一社)群馬県計量検査センター			
同	佐藤 弘之	(株)インフォマテックヨシヤ			
監 事	神立 佳秀	(株)タツノ群馬営業所			
同	杉山 崇	プロファ設計株環境研究所			
名誉会長	松倉 重昭	前計量協会長	参 与	吉田 功幸	県産業政策課長
顧 問	鬼形 尚道	県産業経済部長	同	宮下 智夫	県計量検定所長
同	横田 初英	元計量協会長	所在地 前橋市下大島町81-13 (計量検定所内) TEL 027-263-8217 FAX 027-261-9317 E-mail gunkeikyo@dan.wind.ne.jp		
同	廣田 稔	元計量協会副会長			
同	松岡小十郎	元計量協会副会長			

会員名簿

令和2年4月1日現在

	会員名		会員名
1	平和衡機(株)	42	株木村鋳造所
2	日本精密測器(株)	43	株ジョーシン・シャックス
3	日本光電富岡(株)富岡生産センタ	44	今井前橋資源(有)
4	群馬トヨタ自動車(株)	45	信越化学工業(株)群馬事業所
5	(株)タツノ群馬営業所	46	株トモエガスセンター高崎工場
6	大木理工機材(株)	47	株片桐商店
7	(株)ユニオン	48	株群馬県化成産業
8	昭和理化学器械(株)	49	株工コ計画
9	(株)新井商会	50	佐波新田清掃(株)
10	(株)寺岡精工	51	ウブカタ資源(株)
11	トキコシステムソリューションズ(株)	52	上越鋼業(株)
12	東芝テックソリューションサービス(株)	53	掛川商事(株)
13	(有)橋本測器	54	ラサ工業(株)伊勢崎工場
14	(有)高崎計装	55	株ウイズウエイストジャパン草津事業所
15	関越日本油機(株)	56	株小林
16	磯部機工(株)設備点検グループ	57	株力ネダ群馬工場
17	(株)ダイイチトレーディング	58	株ログ
18	東邦車輛(株)	59	中田屋(株)伊勢崎工場
19	沼田自動車協会	60	東毛清掃(株)
20	(株)コウショウ	61	佐伯商事(株)
21	ルブテクノサービス(株)	62	庭前紙業(株)大胡営業所
22	(有)赤城総合整備	63	サイボウ環境(株)
23	東邦車輛(株)	64	栗原紙材(株)高崎事業所
24	(株)加藤商店	65	株イトウ
25	小川工業(株)	66	丸政商事(株)
26	久松商事(株)	67	(有)松村商店
27	(株)小林資源	68	東邦亜鉛(株)安中製錬所
28	正起金属加工(株)	69	河村商事(株)みどり古紙センター
29	(株)ヨシオカ	70	株インフォマテックヨシヤ
30	松沢商事(株)	71	株環境技研
31	(有)宗長商会	72	株群馬分析センター
32	栗原紙材(株)	73	瑞晃化学(株)
33	皆川商事(株)	74	株不二ケミカル
34	(株)小林産業	75	シバタ環境科学(株)
35	小林貴弘	76	パリノ・サーヴェイ(株)
36	黒田興業(株)太田支店	77	(公財)群馬県健康づくり財団
37	(有)清水貞商店	78	関東電化産業(株)
38	森岡繁樹	79	株総合環境分析北関東支社
39	上電通運(株)	80	(一社)群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
40	上毛資源(株)	81	株ヤマト 大和分析センター
41	(有)小又商店	82	東芝環境ソリューション(株)北関東分析センター

	会員名		会員名
83	(有)アライ計量事務所	126	株ヒラヤマ
84	(株)環境分析センター	127	株清王寺薬局
85	(株)環境アシスト	128	株川浦新星堂
86	(株)エコセンター	129	株ヒロタ
87	(株)ミツバ環境ソリューション	130	(有)境屋有賀薬局
88	昭和環境分析センター(株)	131	株スズラン
89	(有)吾妻分析センター	132	カネコ種苗(株)
90	(株)本庄分析センター 藤岡事業所	133	株大崎商店
91	(株)環境評価機構分析センター	134	藤薬品
92	プロファ設計(株)環境研究所	135	株いけはた
93	(公財)群馬県環境検査事業団	136	株フレッセイ
94	(株)食環境衛生研究所	137	株清水博英堂
95	アクアハイプラン(株)	138	柴崎薬局
96	(株)江東微生物研究所北関東支所	139	(有)群大前薬局
97	信越化学工業(株)群馬事業所	140	(有)小谷薬局
98	(株)東洋ゴムチップ	141	青木薬品(株)
99	クラシエフーズ(株)新町工場	142	株六本木商店
100	碓氷製糸(株)	143	群馬トヨペット(株)
101	太平食品工業(株)本社工場	144	株前橋大気堂
102	星野物産(株)	145	株岡野機械
103	群馬県石油協同組合	146	株三喬商会
104	群馬燃料(株)	147	協和商工(株)
105	関東アセチレン工業(株)	148	株五十嵐工具店
106	(株)シバヤマ	149	株三和商会
107	有恒鉱業(株)青倉工場	150	株ベイシア
108	(株)群馬県食肉卸売市場	151	高崎市農業協同組合
109	東洋アルミニウム(株)群馬製造所 品質保証G	152	はぐくみ農業協同組合
110	パナソニック内装建材(株)	153	(有)土屋医療器械店
111	生活協同組合コープぐんま	154	東邦薬品(株)高崎営業所
112	(一社)群馬県計量検査センター	155	高信化学(株)
113	J A 東日本くみあい飼料(株)太田工場	156	株島田教材社
114	日清フーズ(株)館林工場	157	東芝テック(株)
115	本間良一	158	菊屋(株)
116	松岡小十郎	159	アイケイ薬局
117	笹尾利昭	160	株イシヅカ
118	茂木安夫	161	株イシダ群馬営業所
119	榎 鴻	162	(有)快晴堂薬局
120	金井喜久雄	163	吉井電気(株)
121	佐々木 稔	164	小川薬局
122	野辺恒夫	165	(有)マキエ一貫堂
123	寺崎 順	166	株共立商会
124	全国農業協同組合連合会	167	関東いすゞ自動車(株)
125	前橋市農業協同組合	168	株セキチュー

	会員名		会員名
169	(株)メディコ	210	(株)マルホン
170	(有)小池薬局	211	(有)マルオカ
171	(有)田中薬局	212	黒田薬局
172	小黒金物店	213	(有)羽鳥薬局
173	カナイ石油(株)	214	永田薬局
174	(有)カネコヤ	215	(株)岩田金物店
175	ミナミ薬局	216	針塚農産
176	健康堂薬局	217	(有)稻垣機械店
177	田島平和堂薬局	218	(株)ぐんたね
178	仁盛堂薬局	219	赤城橘農業協同組合
179	(株)おおさわ	220	多野藤岡農業協同組合
180	(有)大竹園	221	ホームセンター三井田
181	(有)吉山薬局	222	(有)イワタ
182	岩瀬産業(株)	223	横田薬局
183	杉本商事(株)	224	(有)西須薬局
184	群栄産業(株)	225	(株)ナガタ
185	佐波伊勢崎農業協同組合	226	松浦商店
186	ホシノ薬局	227	碓氷安中農業協同組合
187	(有)山原商会	228	(有)松江堂薬局
188	(有)岩内金物店	229	大黒屋商店
189	(株)あすなろ	230	松井田薬局
190	(株)栗原医療器械店	231	辻中薬局
191	コムベックス(株)	232	(有)虎屋金物店
192	太田市農業協同組合	233	(有)健晃堂
193	(有)トーショ一機械販売	234	(資)高瀬薬局
194	(株)ナガタ薬局	235	金子薬局
195	亀甲堂カナヰ薬局	236	森島種苗(有)
196	新田郡農業協同組合	237	(有)嬬恋薬局
197	(有)群馬農機商会	238	(株)荻原商店
198	(有)宮前薬局	239	あがつま農業協同組合
199	利根沼田農業協同組合	240	嬬恋村農業協同組合
200	宮前薬局上原店	241	(有)養神堂湯元館
201	(株)カナイヤ	242	(有)新井金物店
202	(株)とりせん	243	(有)長寿堂薬局
203	呂楽館林農業協同組合	244	小山加代子
204	荒井農機	245	小野田農機商会
205	清河堂医院 愛隣薬局	246	G N ホールディングス(株)
206	(有)竹森薬局	247	群馬日産ディーゼル&ロジスティックス(株)
207	(有)川島薬局	248	(一社)群馬県タクシー協会
208	北群渋川農業協同組合	249	関東いすゞ自動車(株)
209	(株)宮前薬局	250	(有)高山自動車整備工場

100周年記念式典委員会名簿

役職名	氏 名	所 属
委 員 長	横田 貞一	平成衡機株式会社
委 員	笹尾 利昭	一般社団法人群馬県計量協会計量士部会長
"	大木 徳広	大木理工機材株式会社
"	青山 守	株式会社群馬分析センター
"	工藤 岳二	群馬トヨタ自動車株式会社
"	小林 英幸	日本精密測器株式会社 R 2.7～R 3.5 (人事異動交代)
"	河井 和也	日本精密測器株式会社 後任委員
"	牧川 新二	信越化学工業株式会社群馬事業所
"	川目 武伸	株式会社寺岡精工群馬営業所
"	鈴木 博久	一般社団法人群馬県計量協会専務理事

100周年記念誌編集委員会名簿

役職名	氏 名	所 属
委 員 長	笹尾 利昭	一般社団法人群馬県計量協会計量士部会長
委 員	工藤 岳二	群馬トヨタ自動車株式会社
"	大木 徳広	大木理工機材株式会社
"	榊 鴻	一般社団法人群馬県計量協会計量士部会
"	橋本 圭三	株式会社イシダ群馬営業所
"	中嶋 学	トキコシステムソリューションズ株式会社前橋営業所
"	岩崎 博史	一般社団法人群馬県計量検査センター
"	鈴木 博久	一般社団法人群馬県計量協会専務理事
アドバイザー	横田 貞一	一般社団法人群馬県計量協会会长
"	浅川千佳夫	一般社団法人群馬県計量協会顧問

<100周年記念誌編集委員会メンバー写真>



<写真配列名簿>

鈴木 博久	榊 鴻	橋本 圭三	中嶋 学	岩崎 博史
浅川 千佳夫	笹尾 利昭	横田 貞一	工藤 岳二	大木 徳広

編集後記

当協会では、創立から50周年を迎える、その前身である日本度量衡協会群馬県支部創立から100周年の節目を迎えるにあたり、これまでの歴史を振り返るとともに、それに尽力された歴代役員、会員及び関係者に感謝の意を表すため、令和元年度の通常総会において、創立100周年記念式典の開催と記念誌の作成を決議しました。

そこで、「創立100周年記念式典実行委員会」と「創立100周年記念誌編集委員会」の2つの作業部会を令和2年7月に立ち上げ、それぞれ2年をかけて用意周到に準備を進めました。

ただし、世の中では、中国の武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症が世界中に拡散し、社会が騒動としている中にありましたので、実施に至るまでには困難を極めました。

まず、創立100周年記念式典は、当初は令和2年度開催に向けて準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染の第2波の発生により、社会経済活動の自粛が強く求められておりましたので、当該年度の開催を断念し、翌年に持ち越しました。

一方、記念誌は、2年間をかけて編纂する計画で進めておりましたが、これまで記念誌を作成してこなかった付けもあって、過去に遡ればのぼるほど保存文書が不十分で、一世紀を振り返る難しさを痛感いたしました。特に、日本度量衡協会群馬県支部のことについては、当時を知る人はすべて存命していないこともあって、十分な記述となりませんでした。

それでも、各委員会の委員は、式典を後世の記憶に残したいとの熱い想いと群馬県計量協会の歴史を後世に記録として残したいとの強い信念により作業は順調に進めることができました。

そして、創立100周年記念式典は、令和3年11月12日(金)に、日本度量衡協会(現一般社団法人日本計量振興協会の前身)設立に所縁の深い前橋市大手町の「群馬会館」において、群馬県知事山本一太様や群馬県議会議長井田泉様、また、一般社団法日本計量振興協会会长の鍋島孝敏様等を来賓としてお迎えし、盛大に開催することができました。

一方、創立100周年記念誌は、単なる当会だけの活動の歴史にとどめず、群馬県の計量行政を所管する群馬県計量検定所ほか特定市(前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市)からのご執筆もいただき、群馬県における計量行政についても掲載することができました。そのことにより、明治維新以降の群馬県における計量の歴史を知る手立てなるものと自負しておりますが、お役に立つようであれば幸甚に存じます。

最後になりましたが、刊行にご協力いただきました編集委員会委員、また、群馬県計量検定所及び特定市(前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市)、並びに一般社団法人群馬県計量検査センターの皆様方に、箇尾記念誌編集委員長に成り代わりまして御礼申し上げます。

私個人の所感としましては、縁あって、群馬県計量検定所長を経て群馬県計量協会専務理事に就任したわけですが、このような歴史的な事業に関わらせていただきましたことを、この上もない光栄と感謝いたしており、その御礼を申し上げ結びといたします。

令和4年1月31日

一般社団法人群馬県計量協会 専務理事 鈴木博久

広 告

平和衡機株式会社
大木理工機材株式会社
株式会社群馬分析センター
トキコシステムソリューションズ株式会社 前橋営業所
群馬トヨタ自動車株式会社
久松商事株式会社
株式会社食環境衛生研究所
一般社団法人群馬県計量検査センター
株式会社ユニオン
株式会社環境技研
株式会社イシダ 群馬営業所
株式会社寺岡精工 群馬営業所
株式会社インフォマテックヨシヤ
株式会社タツノ関東支店 群馬営業所
ウブカタ資源株式会社
有限会社吾妻分析センター
株式会社ヤマト 大和分析センター
株式会社群馬県食肉卸売市場
株式会社ダイイチトレーディング
一般社団法人群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

計 20 社

祝！ 100周年・50周年 記念



ものづくりは計量・計測から！ —ヘイワのハカリ—

平和衡機株式会社



代表取締役会長	横田 貞一
代表取締役社長	横田 裕正
取締役工場長	柳谷 稔
取締役営業部長	新井 和弘
取締役相談役	横田 初英



JCSS
JCSS 0199

当社校正室は、国際MRA対応JCSS認定事業者で、0199は当社校正室の認定番号です。



ISO9001:2015 認証取得

- 計量器の製造・修理・卸・販売
- 計量器の検査・検量・校正
- 分銅・おもり・はかりのJCSS校正
- 計量システムの設計・開発
- トラックスケール・計量機器・分銅のレンタル
- 計量設備・計量システムの保守メンテナンス

本社 群馬県高崎市問屋町3丁目5番地5
工場 群馬県高崎市大八木町611番地
URL <http://www.heiwakouki.co.jp>

TEL : 027-362-3351 (共通)
FAX : 027-361-3412 (共通)
Mail : heiwa@heiwakouki.co.jp

環境・化学・食品・医薬・エレクトロニクス

さまざまな分野で必要とされる分器機器、理化学機材…

そのすべてをトータルサポート

環 境

- ◎水質分析装置・検査機器
- ◎環境測定機器
- ◎大気分析装置・測定機器
- ◎元素分析装置



- ◎成分分析計
- ◎微生物検査機器
- ◎異物検査機器
- ◎食品残留物検査機器

食 品

化 学

- ◎電気化学分析装置
- ◎分解・蒸留・濃縮装置
- ◎光分析装置
- ◎熱分析・熱測定装置



- ◎クロマトグラフィー装置
- ◎ミクロ天秤・精密台秤
- ◎完全性試験装置
- ◎シングルユース製品

医 薬・製 薬

エ レ ク テ ラ ニ ク ス

- ◎環境試験機
- ◎寿命試験・評価システム
- ◎膜厚モニター
- ◎異物・外観検査機器



大木理工機材株式会社

<http://www.ohkiriko.co.jp>

〒370-0874 群馬県高崎市中豊岡町801番地

TEL : 027-323-4400

FAX : 027-326-6336

毒劇物一般販売業(高一第148号) 高度医療機器等賃貸販売業(高機第35号) 高圧ガス取扱販売業 古物商取扱販売業(許可番号121030425100)



株式
会社 群馬分析センター

〒370-0886 群馬県高崎市下大島町625

TEL 027-395-0606 FAX 027-395-0607



ガソリンベーパー対策で、環境にやさしい
安全なSSづくりへと導く。



大気環境配慮型SS(e→AS)
認定対象計量機です。
ランクS/ランクA対応の
2機種から選べます。

液化式ベーパー回収装置付計量機

ネオイエル

NEOVYELL eR



対象機種: ランクS/ランクA



ロングイエル

LONGVYELL eR



対象機種:
ランクS/ランクA



荷卸時ベーパー回収装置

イーリカバリー

e-Recovery

荷卸時に発生するベーパーを
大気に放出しません。



TOKICO
Actuating change

トキコシステムソリューションズ株式会社

本社 〒210-0005 神奈川県川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル
TEL. 050-3852-5280 FAX. 044-222-7155

www.tokicosys.com

その圧倒的なダイナミックさに
心を揺さぶられる。

CROWN 特別仕様車
RS Limited II

その優美なたたずまい、
心やすらぐ世界に魅了される。

CROWN 特別仕様車
Elegance Style III

群馬トヨタ
本社 高崎市東町80 ☎0120-23-7500
www.Gtoyota.com



地球と約束リサイクルに取り組む
久松商事株式会社
代表取締役 久松 一夫

〒371-0055 前橋市北代田町691番地
TEL 027-231-8225
FAX 027-232-2788
HP:<http://www.hisamatsu-syouji.com>



食環境衛生研究所は、研究検査部を中心に、受託試験部、食品衛生営業部、農畜産営業部、アグリビジネス部と分かれています。各分野の専門家による幅広いサポート体制が整っています。

受託試験部

「動物用医薬品の開発業務受託」「一般受託試験」を行っております。

アグリビジネス部

研究検査会社ならではの、安全安心にこだわった野菜の生産を行っています。

研究検査部

疾病の原因究明や食品安全に関する精度の高い検査を実施。また、開発分野として、高度な分析器による試験を実施しています。

農畜産営業部

畜産環境を把握し、科学的根拠に基づいた検証と効率的な改善を提案しています。

食品衛生営業部

食の加工施設や商品に対する衛生課題の把握や改善指導を行っております。



株式会社
食環境衛生研究所

〒379-2107 群馬県前橋市荒口町561-21
TEL:027-230-3411 FAX:027-230-3412

ご質問やご依頼をご検討がございましたら是非ご連絡ください

祝 100周年・50周年 記念



高崎市指定定期検査機関
一般社団法人群馬県計量検査センター

理事長 横田 貞一
事務局長 富里 郁雄
主任計量士 岩崎 博史
計量士 橋本 英明

〒370-3531 群馬県高崎市足門町1658番地
TEL 027-384-8552 FAX 027-384-8553
URL : <http://keiryo-center.info/keiryo.html>

分析器械・計量計測器を通じて
人と人のつながりを大切にする

Humantec Union

日立・堀場理化学器械特約店



株式会社 ユニオン

〒370-0862 群馬県高崎市片岡町3丁目2-11
TEL 027-323-1234(代) FAX 027-323-6809
営業所 宇都宮・埼玉・川崎

人間活動と環境の調和・発展を希求する総合分析試験センター



株式会社 環境技研

〒370-3511 高崎市金古町1709-1 TEL(027)372-5111 FAX(027)372-5001
URL <https://www.get-c.co.jp> E-mail info@get-c.co.jp

- ・計量証明事業登録 群馬県 環第5号 環第15号 環第25号
- ・特定計量証明事業登録 群馬県 群特第1号
- ・作業環境測定機関登録 10-1
- ・水道法20条水質検査機関登録 第208号
- ・土壤汚染対策法登録機関登録 2003-3-2084
- ・臭気測定認定期事業所登録 280(04)号
- ・薬機法施行規則第12条第1項 試験検査機関登録 第178号

ISHIDA

128th



X線異物検出装置



卓上包装機D-top-UNI

はかる・包む・検査する

トータルソリューションのイシダ
「はかる」に向かいづけて128年
世紀を越え、分野を越え、世界を越え、
皆様のお役に立てる企業を目指して参ります。

株式会社イシダ 群馬営業所

<http://www.ishida.co.jp>

〒370-0046

群馬県高崎市江木町1728

TEL (027)328-0034

FAX (027)328-2956

TERAOKA

"Searching for a New Balance"

私たちが挑み続けるテーマ

何事にもあきらめない不屈の精神

斬新なアイデアで未知に挑戦するスピリット

私たちは、いままでも、これからも、

新しい常識を創造し続けます。

新しい常識を創造する
株式会社 寺岡精工

関東第一支店 群馬営業所 〒370-1201 群馬県高崎市倉賀野町2194-2 TEL: 027-346-6200 www.teraoakaseiko.com

人と地球の健康をはじめに考え、快適環境をバックアップ



株式会社 インフォマテックヨシヤ

計量証明事業登録 第1号（濃度）・第2号（騒音）・第28号（振動）

作業環境測定機関登録 10-2

建築物飲料水・空気環境検査事業登録



群馬県環境GS事業者
認証番号 第180131号

〒376-0011 群馬県桐生市相生町三丁目800-28
TEL. 0277(52)8888 FAX. 0277(52)8894
URL <http://www.it-yoshiya.co.jp/> e-mail master@it-yoshiya.co.jp



TATSUNO
In Innovation, In Reliable Services

TATSUNO RESPONSIBILITY

数々の経験と共に受け継がれる責任感。

私たちは危険物施設の点検やメンテナンスを通じて安全と安心を提供しています。

タツノはこれからも皆様に信頼される企業であり続けられるよう努力を重ねてまいります。

 株式会社タツノ

関東支店 群馬営業所
〒370-0851 群馬県高崎市上中居町575番地2

Tel 050-9000-5609



街の森

重要機密書類の処理方法は安全ですか？

最高機密処理設備完備

出張細断・回収・リサイクルまで書類・古紙のご相談は

☎ 0278-22-5555 信頼の45年 ISO 9001
沼田市屋形原町2113番地

ウフカタ資源 株式会社

水・土壤・大気…環境に関する分析のご相談は

有限会社 吾妻分析センター

〒377-1308

群馬県吾妻郡長野原町大字大津417 TEL 0279-82-2921 FAX 0279-82-1003



建物製品のご購入の際に、比べていただく情報を発信いたします。



群馬県前橋市古市町118
URL www.yamato-se.co.jp



「肉の駅」は(株)群馬県食肉卸売市場の直営店です

玉村店 佐波郡玉村町上福島1189

TEL 0270-65-2550 【定休日:火曜日】

ららん店 藤岡市中1131-8 (道の駅ららん藤岡)

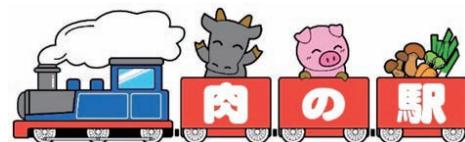
TEL 0274-25-8122 【定休日:火曜日】

玉村宿店 佐波郡玉村町上新田604-1 (道の駅 玉村宿)

TEL 0270-27-8829 【定休日:第3水曜日】

おおた店 太田市飯塚町69-3 (おおた・北茨城交流物産館バスターミナル駅)

TEL 0276-55-2929 【定休日:水曜日】



24H体制の 安心・信頼

S Sの保守・メンテナンス、おまかせ下さい!!

株式会社ダイイチトレーディング

計量機検定・S S定期点検・保守、管理

〒379-2224 群馬県伊勢崎市西小保方町336

TEL (0270) 62-8800 FAX (0270) 62-1511

HP <http://www.daiiti-k.co.jp>

関連会社 第一工業株式会社

本社 〒379-2224 群馬県伊勢崎市西小保方町336

TEL (0270) 62-1512 FAX (0270) 62-1511

東京支店 〒140-0001 東京都品川区北品川一丁目11-1 寿ビル4階

TEL (03) 6712-3931 FAX (03) 6712-3932



《高い信頼性を有する検査結果を提供します!》

水質検査、環境分析、温泉分析、放射能検査、アスベスト調査・分析等
様々な分析に対応しておりますのでお気軽にご相談ください。



一般社団法人 群馬県薬剤師会 環境衛生試験センター

〒371-0013 前橋市西片貝町五丁目23番地の10

TEL 027-223-6355 FAX 027-243-2967

<http://www.gpa-kankyo.com>



群馬県計量協会100年のあゆみ

令和4年1月

発 行：一般社団法人 群馬県計量協会

〒379-2152 群馬県前橋市下大島町81-13

(群馬県計量検定所内)

TEL:027-263-8217

FAX:027-261-9317

印 刷：P-コミュニケーション ヤマギシ

〒379-2154 群馬県前橋市天川大島町1101-1

TEL:027-263-2483

おかげさまで 100周年



群馬県のマスコット
「ぐんまちゃん」
許諾第2020-100539号